

真室川町地域防災計画

真室川町防災会議

— 目 次 —

第1編 総 則.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 真室川町の概況.....	5
第3節 真室川町の災害履歴.....	11
第4節 計画の前提となる災害の想定.....	15
第5節 防災ビジョン.....	22
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	25
第2編 震災対策編.....	35
第1章 災害予防計画.....	37
第1節 地震に関する調査研究計画.....	39
第2節 地震観測体制の整備計画.....	40
第3節 防災知識の普及計画.....	41
第4節 地域防災力強化計画.....	44
第5節 災害ボランティアの受入体制整備計画.....	47
第6節 防災訓練計画.....	50
第7節 避難体制整備計画.....	53
第8節 救急・救助体制整備計画.....	57
第9節 火災予防計画.....	60
第10節 医療救護体制整備計画.....	63
第11節 防災用通信施設災害予防計画.....	66
第12節 地盤災害予防計画.....	70
第13節 孤立集落対策計画.....	73
第14節 建築物災害予防計画.....	75
第15節 輸送体制整備計画.....	78
第16節 各種施設災害予防対策関係.....	80
第1款 交通関係施設災害予防計画.....	80
第2款 土砂災害防止施設災害予防計画.....	83
第3款 河川施設災害予防計画.....	86
第4款 農地・農業用施設災害予防計画.....	88
第5款 電気通信施設災害予防計画.....	90
第6款 上水道施設災害予防計画.....	92
第7款 下水道施設災害予防計画.....	94
第8款 危険物等施設災害予防計画.....	95
第17節 食料、飲料水及び生活必需品等物資等の確保計画.....	96
第18節 文教施設における災害予防計画.....	98
第19節 災害時要配慮者の安全確保計画.....	101
第20節 積雪期の地震災害予防計画.....	105
第2章 災害応急計画.....	107
第1節 活動体制.....	109
第1款 防災体制.....	109

第2款	災害対策本部.....	111
第3款	職員の動員配備体制.....	116
第4款	広域応援計画.....	123
第5款	自衛隊災害派遣計画.....	128
第6款	災害ボランティア活動支援計画.....	133
第2節	情報収集伝達関係.....	134
第1款	通信計画.....	134
第2款	地震情報等伝達計画.....	136
第3款	災害情報の収集・伝達.....	139
第4款	広報計画.....	143
第3節	避難計画.....	147
第4節	避難所運営計画.....	153
第5節	災害警備計画.....	157
第6節	救助・救急計画.....	160
第7節	消防活動計画.....	163
第1款	消火活動計画.....	163
第2款	消防計画.....	166
第8節	医療救護計画.....	168
第9節	遺体の捜索・処理・埋葬計画.....	172
第10節	交通輸送関係.....	174
第1款	輸送計画.....	174
第2款	道路交通計画.....	177
第3款	鉄道路災害応急計画.....	182
第11節	各種施設災害応急対策関係.....	184
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画.....	184
第2款	河川施設災害応急計画.....	187
第3款	農地・農業用施設災害応急計画.....	189
第4款	下水道施設災害応急計画.....	191
第5款	ライフライン施設の応急対策計画.....	193
第6款	危険物等施設災害応急計画.....	195
第12節	農林産業応急計画.....	198
第13節	生活支援関係.....	200
第1款	食料供給計画.....	200
第2款	給水・上水道施設応急対策計画.....	203
第3款	生活必需品等物資供給計画.....	207
第4款	保健衛生計画.....	209
第5款	廃棄物処理計画.....	214
第6款	義援金の受入れ、配分計画.....	216
第7款	義援物資の受入れ、配分計画.....	217
第8款	一時集積配分拠点運営計画.....	218
第14節	文教施設における災害応急計画.....	220
第15節	災害時要配慮者の応急対策計画.....	224
第16節	応急住宅対策計画.....	227

第17節	災害救助法の適用に関する計画	233
第18節	応急公用負担等の実施計画	237
第19節	労働力の確保計画	240
第3章	災害復旧・復興計画	243
第1節	民生安定化計画	245
第2節	金融支援計画	255
第3節	公共施設等災害復旧計画	262
第4節	災害復興計画	272
第3編	風水害等対策編	275
第1章	災害予防計画	277
第1節	気象等観測体制整備計画	279
第2節	防災知識の普及計画	280
第3節	地域防災力強化計画	282
第4節	災害ボランティアの受入体制整備計画	282
第5節	防災訓練計画	282
第6節	避難体制整備計画	282
第7節	救急・救助体制整備計画	282
第8節	火災予防計画	282
第9節	医療救護体制整備計画	282
第10節	地震防災施設等整備計画	282
第11節	地盤災害予防計画	283
第12節	孤立集落対策計画	283
第13節	建築物災害予防計画	284
第14節	輸送体制整備計画	285
第15節	各種施設災害予防対策関係	285
第1款	交通関係施設災害予防計画	285
第2款	土砂災害防止施設災害予防計画	285
第3款	河川施設災害予防計画	285
第4款	農地・農業用施設災害予防計画	285
第5款	電気通信施設災害予防計画	285
第6款	上水道施設災害予防計画	285
第7款	下水道施設災害予防計画	286
第8款	危険物等施設災害予防計画	286
第16節	食料、飲料水及び生活必需品等物資等の確保計画	286
第17節	文教施設における災害予防計画	286
第18節	災害時要配慮者の安全確保計画	286
第2章	災害応急計画	287
第1節	活動体制	289
第1款	防災体制	289
第2款	災害対策本部	289
第3款	職員の動員配備体制	290
第4款	広域応援計画	295
第5款	自衛隊災害派遣計画	295

第6款	災害ボランティア活動支援計画.....	296
第2節	情報収集伝達関係.....	297
第1款	通信計画.....	297
第2款	気象情報等伝達計画.....	298
第3款	災害情報の収集・伝達.....	307
第4款	広報計画.....	308
第3節	避難計画.....	311
第4節	避難所運営計画.....	317
第5節	災害警備計画.....	319
第6節	救助・救急計画.....	320
第7節	消防活動計画.....	320
第1款	消火活動計画.....	320
第2款	消防計画.....	322
第8節	水防活動計画.....	323
第9節	医療救護計画.....	328
第10節	遺体の捜索・処理・埋葬計画.....	330
第11節	交通輸送関係.....	331
第1款	輸送計画.....	331
第2款	道路交通計画.....	333
第12節	各種施設災害応急対策関係.....	335
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画.....	335
第2款	河川施設災害応急計画.....	338
第3款	農地・農業用施設災害応急計画.....	340
第4款	下水道施設災害応急計画.....	341
第5款	ライフライン施設の応急対策計画.....	343
第6款	危険物等施設災害応急計画.....	344
第13節	農林産業応急計画.....	347
第14節	生活支援関係.....	348
第1款	食料供給計画.....	348
第2款	給水・上水道施設応急対策計画.....	350
第3款	生活必需品等物資供給計画.....	352
第4款	保健衛生計画.....	354
第5款	廃棄物処理計画.....	356
第6款	義援金の受入れ、配分計画.....	357
第7款	義援物資の受入れ、配分計画.....	357
第8款	一時集積配分拠点運営計画.....	358
第15節	文教施設における災害応急計画.....	360
第16節	災害時要配慮者の応急対策計画.....	364
第17節	応急住宅対策計画.....	367
第18節	災害救助法の適用に関する計画.....	369
第19節	応急公用負担等の実施計画.....	369
第20節	労働力確保計画.....	369
第3章	災害復旧・復興計画.....	371

第1節	民生安定化計画.....	373
第2節	金融支援計画.....	374
第3節	公共施設等災害復旧計画.....	375
第4節	災害復興計画.....	376
第4章	個別災害対策計画.....	377
第1節	水害対策計画.....	379
第1款	水防管理団体等体制整備計画.....	379
第2款	洪水予報・水防警報・避難勧告等伝達計画.....	381
第3款	水防活動計画.....	385
第4款	応援計画.....	389
第2節	大規模土砂災害対策計画.....	390
第3節	雪害対策計画.....	393
第1款	町の雪害対策.....	393
第2款	ライフライン等確保計画.....	395
第3款	雪崩防止計画.....	401
第4款	住民生活の安全確保計画.....	404
第4節	航空災害対策計画.....	406
第1款	航空災害予防計画.....	406
第2款	航空災害応急計画.....	407
第5節	鉄道災害対策計画.....	410
第1款	鉄道災害予防計画.....	410
第2款	鉄道災害応急計画.....	412
第6節	道路災害対策計画.....	416
第7節	林野火災対策計画.....	419
第1款	林野火災予防計画.....	419
第2款	林野火災応急計画.....	422
第8節	原子力災害対策計画.....	425
第1款	総則.....	425
第2款	原子力災害予防計画.....	428
第3款	原子力災害応急計画.....	430
第4款	災害復旧計画.....	434

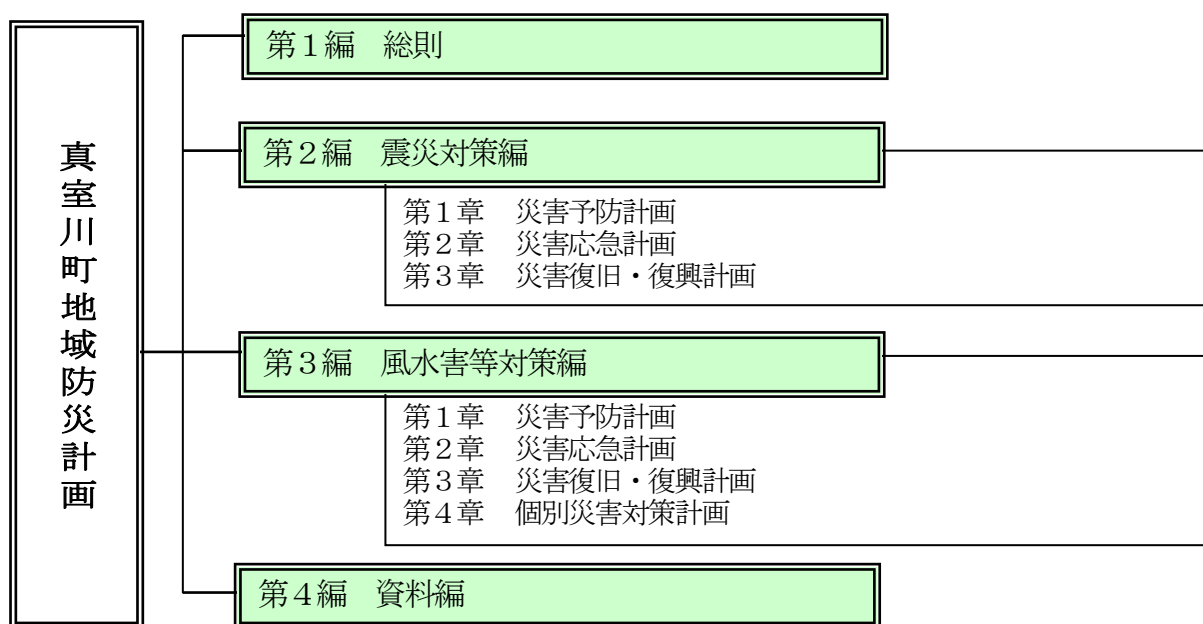
第1編 総 則

第1節 計画策定の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真室川町防災会議が真室川町に係る防災に関し、真室川町及び関係機関が処理すべき事務、又は業務について、総合的な運営を計画化したものである。これを効果的に活用して防災活動を実施することにより、真室川町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、本計画の構成は次のとおりである。



2 計画の方針

この計画は、地域に係る社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び山形県地域防災計画の修正に応じて、常に整合性のある実情に沿った計画でなければならない。従って、真室川町防災会議は災害対策基本法第42条の規定により、毎年定期的に検討を加えるとともに、必要があると認めるときは防災会議に諮り修正するものとする。

修正は原則として次の手順で行う。

- (1) 関係部局、消防機関及び防災関係機関から修正に係る事項及び関係資料を収集し防災計画原案を作成する。
- (2) 山形県最上総合支庁を経由し、山形県危機管理課に意見照会を行う。
- (3) 意見照会の結果をふまえて、防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (4) 災害対策基本法第42条第3項の規定により、防災計画の修正について山形県最上総合支庁を経由し、山形県知事に意見照会を行う。
- (5) 災害対策基本法第42条第4項の規定により、防災計画修正の要旨を公表する。

3 計画の性格

この計画は、真室川町内における各種防災対策を整備する上での基本となるものであり、災害対策基本法第2条第1項第9号の規定による指定行政機関及び指定地方公共機関等が作成する防災業務計画及び山

形県地域防災計画に抵触若しくは矛盾するものであってはならない。

4 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等をふまえた実践的な教育・訓練の実施等を通して、この計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

5 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本計画 真室川町地域防災計画をいう。
- (2) 町本部 真室川町災害対策本部をいう。
- (3) 本部長 真室川町災害対策本部長をいう。
- (4) 防災関係機関 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (5) 県 山形県をいう。
- (6) 総合支庁 最上総合支庁をいう。
- (7) 県地域防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (8) 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- (9) 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- (10) 県水防計画 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条の規定により、知事が定める山形県水防計画をいう。
- (11) 県水防本部 県水防計画に定める山形県水防本部をいう。
- (12) 県水防本部長 県水防計画に定める山形県水防本部長をいう。
- (13) 県警察 山形県警察をいう。
- (14) 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- (15) 町水防計画 真室川町水防計画をいう。
- (16) 町水防本部 真室川町水防本部をいう。
- (17) 町水防本部長 町水防計画に定める真室川町水防本部長をいう。
- (18) その他の用語については県地域防災計画及び災害対策基本法の例による。

第2節 真室川町の概況

1 自然条件

本町は山形県の北部に位置し、秋田県に隣接している。町域は東西に29.9 km、南北に25.4 kmであり、総面積は374.29 km²あり、山形県の4%、最上地域の20.8%を占めている。

町域の86.2%が山林地帯に占められており、平地部は河川流域の小範囲のみで、集落や農耕地もここに立地している。

気象は、周囲の山岳の影響を受けて変わりやすい現象を示し、平均気温は10.4℃で、年間降水量は2,895.5mmに及ぶ。冬は最深積雪量は271cmを記録する豪雪地帯で、夏は盆地特有の高温多湿と厳しい条件下にあり、太平洋気団の発達弱い年は、8月上旬に集中豪雨になりやすい特性を持ち、過去に豪雨災害をもたらしている。特に大沢川の氾濫により流域に多大な被害があったことから、昭和41年に洪水調節と発電を目的とした高坂ダムが建設された。

2 社会条件

本町の人口は昭和30年の17,118人をピークに減少を続け平成17年では10,054人、平成25年4月1日現在の住民基本台帳では8,821人と、減少の一途にある。特に年少人口の減少と65歳以上の人口増加により、人口減少と高齢化が進んでいる。

また、本町の地域経済は、農業の基幹産業である稲作は、米価の低迷、産地間競争の激化とマーケットの変化、後継者不足などにより、厳しい経営環境にあるが、園芸作物や畜産は農家の生産意欲が高まっている。また、商工業は、長引く経済不況の中、規制緩和や生産拠点の海外進出、価格破壊、消費者ニーズの変化等を背景に大型店舗の近隣都市への進出、既存商店街の衰退、企業立地の停滞などが進んでいる。

3 災害誘因

(1) 真室川町の災害に係る事象別誘因

真室川の過去の災害履歴から見た災害に係る事象別の災害誘因は次のとおりである。

① 風水害

真室川町の強風による災害は、12月から3月にかけての冬の季節風によるものと7月から10月にかけての台風によるものが多く、水害は、6月から9月にかけて最も多い。

風水害の災害誘因

誘因事象	気象の状況等	懸念される被害	備考
台風	県の北西部、又は日本海沖を通過し北北東に進んだ場合	強風に伴う建物・施設等の倒壊 強風による農作物への被害	暴風による被害
	県の南東部、又は太平洋沿岸を通過し北北東に進んだ場合	大雨に伴う浸水、土砂崩壊等	豪雨による被害
風 (台風を除く)	冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風 寒候期の北西風による強風	建物・施設等の破損。 農作物への被害	
豪雨	台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な雷雨現象と融雪期の降雨 特に梅雨末期の集中豪雨	浸水、土砂崩壊等。 田畑の冠水 建物・施設等の破損。 河川の欠損	

② 雪害等

真室川町に雪による被害をもたらす気象状況は、西高東低（冬型）の気圧配置に伴う季節風によるものと、本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがあり、特に1月から2月にかけて豪雪になりやすい。

雪害の災害誘因

誘因事象	気象の状況等	懸念される被害	備考
積雪害	11月から12月にかけての湿潤で粘着性の大きい雪	豪雪による倒木等林業への被害 農業への被害 その他通信、交通機関への被害	
	1月から2月にかけての粘着性の小さい雪	豪雪の繰り返しによる家屋の倒壊等	
融雪害	融雪期の3月中旬から日本海上の低気圧の通過による降雨が連続	融雪洪水 がけ崩れ 地すべり	
なだれ	気温が低く既に積もった雪の上に新雪が数10cm以上降り積もった場合	新雪（表層）なだれ	1月から3月にかけて多い
	南風が吹いて気温が上昇したとき又は降雨により雪解けが促進された場合	全層なだれ	3月下旬から4月にかけて多い

③ 地震

ア 過去の地震発生状況

現在まで本町より20km圏内を震源とする地震は発生していないが、50km圏内まで範囲を広げると、次のように過去9件の被害地震が発生している。

地震発生の状況

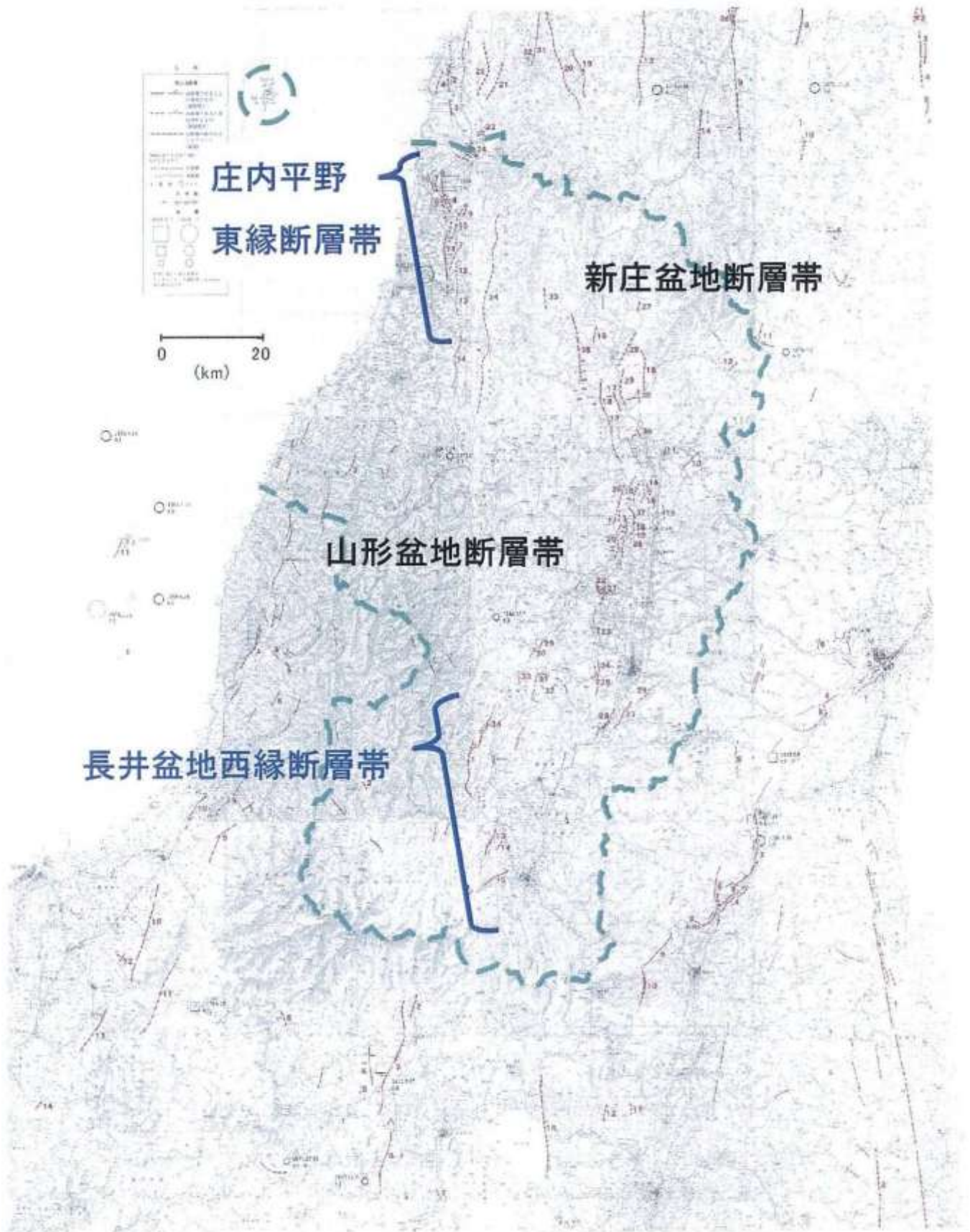
圏域	～1884年			1885年～		
	発生場所	発生年	マグニチュード	発生場所	発生年	マグニチュード
10 km 圏内	—	—	—	—	—	—
20 km 圏内	—	—	—	—	—	—
50 km 圏内	出羽	850年	M 7	庄内平野（庄内地震）	1894年	M 7.0
	湯殿山付近	1706年	M 5 _{3/4}	秋田県平鹿郡	1914年	M 6.1
	酒田	1780年	M 6.5	山形県中部	1972年	M 5.3
	羽前・羽後（象潟地震）	1804年	M 7.0	鳴子付近	1976年	M 4.9
				鳴子北部	1996年	M 5.9

出典：〔新編〕日本地震被害総覧

イ 活断層の分布状況

山形県内の主な断層帯は、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯があり、本町周辺には、「新庄盆地断層帯」が存在している。

断層位置図



山形県内の主な断層。活断層研究会編「新編日本の活断層」に加筆。

(2) 災害時の気象条件

洪水氾濫、河川堤防決壊等の水害を発生させる要因は、台風・集中豪雨によるものが大部分である。過去に本町を含む最上地方に風水害が発生した時の気象条件について、主なものは下表のとおりである。

水害をもたらした台風・豪雨の概要

	年 月 日	総 雨 量 (mm)	最 大 日 雨 量 (mm)	時 間 最 大 雨 量 (mm)	最 大 風 速・風 向	備 考
台 風	S22. 9.15 ～ 9.16	126	116	21	5.0 m/s NW	カスリン台風 山形気象台の観測値
	S33. 9.17 ～ 9.18	93	60	24.9	11.7 m/s W	ヘレン台風
	S41. 6.28	84	71	14.4	8.2 m/s W	台風4号
	S56. 8.21 ～ 8.23	92	66	15.5	13.5 m/s W	台風15号
	S57. 9.11 ～ 9.13	95	69	26.5	10.9 m/s NW	台風18号
豪 雨	S30. 6.24 ～ 6.27	171.6	80.5	—	12.7 m/s W	梅雨前線
	S32. 7. 7 ～ 7. 8	172	120	—	3.2 m/s N	梅雨前線
	S41. 7.15 ～ 7.18	148.8	64.4	—	5.0 m/s N	梅雨前線
	S44. 8. 7 ～ 8. 8	230	146	—	4.3 m/s NNW	停滞前線+日本海低気圧
	S46. 7.15 ～ 7.16	204	192	—	2.0 m/s N	日本海低気圧の温暖前線
	S49. 7.31 ～ 8. 1	199	183	75	2.0 m/s E	寒冷前線+高気圧の辺縁 災害救助法適用
	S50. 8. 5 ～ 8. 7	198	143	52	2.0 m/s S	日本海低気圧+前線帯
	S55. 7.14 ～ 7.16	53	53	28		低気圧+梅雨前線 金山での観測値
	S58. 7.26 ～ 7.27	155	82	14		梅雨前線 総雨量は金山での観測値
	S62. 8.28 ～ 8.29	86.5	64.5	13.5	7.1 m/s SE	日本海低気圧+温暖前線

出典：山形県地域防災計画「資料編」（山形県防災会議）

風害をもたらした台風の概要

	年 月 日	総 雨 量 (mm)	最 大 日 雨 量 (mm)	時 間 最 大 雨 量 (mm)	最 大 風 速 ・ 風 向	備 考
台 風	S24. 8. 31 ～ 9. 1	88.6	48.1	7.7	19.0 m/s SSE	キティ台風 山形気象台の観測値
	S25. 9. 3 ～ 9. 4	6.9	4.6	1.5	16.1 m/s SSE	ジェーン台風 山形気象台の観測値
	S29. 9. 26 ～ 9. 28	33	11	—	21.0 m/s WSW	台風 15 号 (洞爺丸台風)
	S34. 9. 26 ～ 9. 27	52	34	12.1	20.4 m/s ESE	台風 15 号 (伊勢湾台風)
	S57. 8. 1 ～ 8. 3	9	8	1.0	14.6 m/s SE	台風 10 号
	H2. 11. 30 ～ 12. 1	13.5	7.5	4.5	14.6 m/s ESE	台風 28 号

出典：山形県地域防災計画「資料編」（山形県防災会議）

4 災害素因

(1) 真室川町の地形の特性

真室川町の地形の概要及び分布状況は、次のとおりである。

① 沖積低地

真室川町では、真室川、鮭川及び金山川流域に広がっており、以下の微地形に分類される。

ア 自然堤防

河川の氾濫により流路の縁辺部に形成された微高地で、低地部の中では砂分に富み水はけも良いことから、古くから集落が存在している場所が多い。

イ 後背湿地

河川の氾濫により自然堤防の背後などに形成された低地で、洪水による冠水を受けやすい。また、固結度が弱く軟弱な地盤からなる場合が多いため、地震時に揺れが大きくなりやすい。水田となっているところが多い。

ウ 谷底平野

谷底に形成された平野で、帯状に分布している。地盤条件としては後背湿地に類似するが、全体に粗粒な物質から構成され、一般に軟弱層も比較的薄い。当該地は鉄砲水に襲われる危険がある。水田となっているところが多い。

② 段丘平坦面

真室川町では、真室川、鮭川及び金山川流域に広がっているが、特に真室川流域に発達している。かつての河床が、その後の地殻変動により隆起したもので、平坦面をなしている。

ア 山 地

真室川町の大部分が山地から構成されており、山麓には崖錐堆積物（緩傾斜で岩屑からなる）が分布している場合が多い。

イ 地すべり地形

真室川町の山地には多数の地すべり地形が認められる。特に真室川町西部及び東部の及位周辺に多い。

(2) 真室川町の地質の特性

① 地層分類

真室川町には、主として新第三紀中新世（約 500 万年前～2,300 万年前）の地層・岩石が分布しており、南端部及び北端部の狭い範囲に鮮新世（約 500 万年前～165 万年前）の地層・岩石が分布している。

鮭川・真室川及びそれらの支流流域には、完新世（約 1 万年前～現在）に堆積した礫・砂・泥からなる沖積層及び第四紀（約 165 万年～）に堆積した河岸段丘が分布している。これらのうち、新しい時代に堆積した沖積層は、固結度が弱いために、地震時に揺れが大きくなりやすい。また、河川沿いの微高地（自然堤防）は、砂質地盤からなり地下水位が高く未固結であるために、地盤液状化が発生しやすい。

② 地質構造

真室川町南西部の主として堆積岩からなる地域は、南北方向の地質構造が発達し、比較的整然とした地質構造となっているのに対し、北部及び東部の貫入岩・溶岩が分布する地域は、複雑な地質構造となっており、様々な方向の断層及び褶曲構造が発達している。

活断層については、真室川町内では確実度Ⅰ（活断層であることが確実）の断層は認められていないが、真室川町南西部の鮭川村との境界に近い西部には、確実度Ⅱ（活断層であると推定される）の断層が認められる。また、真室川町南東部の神ガ沢付近には、確実度Ⅲ（活断層の疑いのある）のリアメント（線状構造）が認められている。

第3節 真室川町の災害履歴

1 地震災害

現在までに真室川町内で発生した大規模な地震（震源地）は記録されていないが、直下型地震への十分な注意が必要である。

周辺地域に発生した地震概要は、下表のとおりである。

地震災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
安政9年（1780）	6月18日庄内地震、酒田最も多く潰家死傷多し、鶴岡は文化年度より激震	1
寛政5年（1793）	最上領正月度々地震あり	1
享和元年（1801）	2月12日夜鳥海山噴火地震	1
文化元年（1804）	6月4日夜飽海郡激震 被害酒田戸数5,000のうち潰家378、大破42、その他小破損土蔵5,000のうち178崩れ大破、その他破損 6月4・5日大震あり 遊佐郡の戸数2,200のうち2,100大破、庄内全般の潰家3,200のうち遊佐郡1,500	1
明治27年（1894）	10月22日午後5時34分酒田大地震、震央地新堀附近、庄内三郡の潰家屋2,777戸、全焼家屋1,489戸、死者723人、飽海郡飛鳥村は全村138戸のうち110戸全壊し、東田川郡福岡村で全村78戸のうち69戸全壊、初震最激にして約3分間震動し就中1分間は殊に強震、其の後35分間地は絶えず震動し、就中初震より5分を経て強震1回あり、更に7分を経て烈震1回あり。 余震回数は大震後23日午前8時半までに140回、23日夜半まで12回、24日中に16回、以後減少して11月15日までの26日間に合計237回、激震区域は狭小にして最上河口の両岸直径約3里の圏内になるも、激震区域や海岸に於いては、土地の亀裂、陥落、噴水などの現象多し。家屋の被害特に激甚なる箇所は、中心を外れて其の東部と西縁に存在せり。 谷地町も強震にして翌23日まで地震10回以上を記録。	1
明治29年（1896）	8月31日谷地強震（午後5時6分、陸羽大地震） 山形も明治27年10月の酒田地震の際よりも一層強く、鶴岡町も震度甚だ強く感じられた。	1
昭和39年（1964） 新潟地震	6月16日13時1分38秒、新潟沖北緯38°23′、東経139°08′、深さ20kmを震源としたマグニチュード7.7の地震が発生し、震源地に近い新潟、山形、秋田三県に多大の被害を与えた。	1
昭和43年（1968） 十勝沖地震	5月16日9時49分頃北海道襟裳岬の南東約150kmの海底深さ約40kmを震源としたマグニチュード7.8の地震発生。県内各地の震度は、酒田・鶴岡で4、山形・米沢・新庄・尾花沢で3を記録。	1
昭和53年（1978） 宮城県沖地震	6月12日12時14分、宮城県沖100km北緯38°09′、東経142°13′、深さ30kmを震源としたマグニチュード7.4の地震が発生し、本県にも被害が生じた。県内での観測震度は山形・酒田で4、新庄で5を記録した。	1

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
昭和 58 年（1983） 日本海中部地震	5 月 26 日 12 時 00 分頃秋田・青森県境沖 100 km、北緯 40° 21′ 東経 139° 05′ 深さ 14km を震源とするマグニチュード 7.7 の地震が発生した。本県にも飛島漁港内の漁船を中心に被害が生じた。県内での観測震度は山形・新庄で 3、酒田で 4 を記録した。	1
平成 15 年（2003）	5 月 26 日 18 時 24 分、宮城県沖、北緯 38.8 度、東経 141.7 度を震央とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、本県では震度：中山町 5 強。村山市・最上町 5 弱。負傷者（山形市 3、中山町 1、山辺町 1、村山市 2、尾花沢市 1、大石田町 1、新庄市 1）10 人、住家一部破損 2 棟、非住家一部破損 85 棟、道路損壊 14 箇所、河川 1 箇所などの被害があった。	1
平成 15 年（2003）	7 月 26 日 7 時 13 分、宮城県北部、北緯 38.4 度、東経 141.2 度を震央とするマグニチュード 6.4 の地震が発生し、本県では震度：中山町・村山市・新庄市・最上町 4。負傷者（山形市、山辺町）2 人の被害があった。	1
平成 16 年（2004） 新潟県中越地震	10 月 23 日 17 時 56 分、北緯 37.3 度、東経 138.9 度を震央とするマグニチュード 6.8 の地震が発生し、本県では震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市 4。人的・物的被害なし。	1
平成 17 年（2005）	8 月 16 日 11 時 46 分、宮城県沖、北緯 38.2 度、東経 142.3 度を震央とするマグニチュード 7.2 の地震が発生し、本県では震度：上山市・村山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町 4。 負傷者（天童市）1 人 住家一部破損 1 棟、非住家一部破損 3 棟、文教施設一部破損 3 箇所などの被害があった。	1
平成 19 年（2007） 新潟県中越沖地震	7 月 16 日 10 時 13 分、北緯 37.5 度、東経 138. 度を震央とするマグニチュード 6.8 の地震が発生し、本県では震度：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市ほか 15 市町村 3 被害なし	1
平成 20 年（2008） 岩手・宮城内陸地震	6 月 14 日 8 時 43 分、北緯 39.2 度、東経 140.53 度を震央とするマグニチュード 7.2 の地震が発生し、本県では震度：最上町 5 弱、鶴岡市、酒田市ほか 20 市町村 4 県人 3 名が宮城県栗原市内で死亡、ほか 2 名が行方不明。県地内での被害は重傷者 1、住家 1、非住家 3、道路被害 5、にごり水 7 地区、180 戸断水、教育施設一部損壊 5 など	1
平成 20 年（2008）	7 月 24 日 0 時 26 分、岩手県沿岸北部、北緯 39.7 度、東経 141.6 度を震央とするマグニチュード 6.8 の地震が発生し、本県では震度：鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町 4、山形市、米沢市、新庄市ほか 25 市町村 3 重傷者 2、非住家被害 1	1

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
平成23年（2011） 東北地方太平洋沖地震	<p>3月11日14時46分、北緯38.1度、東経142.9度を震央とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本県では震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市5強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13市町村5弱、山形市、寒河江市、長井市ほか8町村4 県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月7日） 最大震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町） 県人1名が尾花沢市内で死亡。</p> <p>余震（2011年4月11日） 最大震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町5弱</p> <p>その他重傷者9、軽傷者28、住家被害（半壊11、一部損壊987）、非住家98などの被害があった。</p>	1

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 真室川町史（S44.発行）、3. 真室川町史（H9.発行）

2 水害

真室川町は水害の常襲地であり、近年では昭和44年8月、昭和49年8月及び昭和50年8月の集中豪雨による水害が、大きな被害をもたらしている。

周辺地域に発生した水害概要は、下表のとおりである。

水害災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
寛永14年（1637）	8月洪水、川通り家流出	2
万治2年（1659）	7月3日洪水、長沢村にて流死10人	2
天和2年（1682）	4月3日新庄、大雨洪水、44軒流失	2
宝永元年（1704）	大雨洪水、侍屋敷3軒流失、舟形往還3日途絶	2
正徳2年（1711）	7月26日小国川洪水、瀬見にて三戸湯小屋橋ともに流出、舟形にて水死3人	2
享保8年（1723）	5月29日より大雨洪水、流家25軒、流死4人 8月10日暴風雨	2
宝歴7年（1757）	5月25日洪水、最上川増水三丈一尺余（約9.4m）、沿岸流出家屋400余	2
文化11年（1814）	6月6日・7日大雨洪水、平岡村にて田畑流出多し	2
天保4年（1833）	6月大洪水、古口町のみにて118軒流失	2
天保10年（1839）	6月大洪水、新庄古沢堤・新堤・源六堤何れも決壊、指首鍋村田畑流される	2
安政3年（1856）	6月14日洪水、金打坊の材木流される	2
安政4年（1857）	正月29日大雨、ざえ流れ、京塚辺まで洪水	2
明治12年（1879）	7月大洪水	3

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
明治 27 年（1894）	8 月 12 日及位地区大暴風、被害多大 8 月 25 日大沢地区大洪水、被害甚大を極める。及位地区大洪水、被害甚大	2
昭和 20 年（1945）	大洪水、被害甚大	
昭和 36 年（1961）	9 月 16 日第二室戸台風襲来、全町被害額 893 万 9 千円	
昭和 44 年（1969）	8 月 8 日豪雨災害発生、特に長沢前地区に甚大な被害を与えた、住宅全壊 2 戸、浸水世帯 35 戸、農地流出 0.7 ヘクタール、河川堤防決壊、道路箇所 7 ヶ所	3
昭和 49 年（1974）	8 月 1 日水害発生、被害総額 21 億円、塩根川、朴木沢、高沢の被害が大きかった。住宅全壊 2 戸、半壊 8 戸、浸水世帯 333 戸、農地流出埋没 585 ヘクタール	
昭和 50 年（1975）	8 月 6 日豪雨災害発生、被害総額 86 億 4,000 万円 死者 3 名、重軽傷者 27 名、住宅全壊 48 戸、半壊 414 戸、農地埋没 174 ヘクタール、道路決壊 15 路線、橋梁流出 14 ヶ所 激甚災害対策特別整備地域に指定（10 月 2 日）	3

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 真室川町史（S44. 発行）、3. 真室川町史（H9. 発行）

3 土砂災害

真室川町の土砂災害は、下表に示した 5 件が記録に残っている。

土砂災害年表

災害発生年（西暦）	災害の概要	出典
文化 11 年（1814）	南山村地崩れ、家屋 18 棟中 3 軒埋没。	2
昭和 33 年（1958）	7 月豪雨により、古屋敷地内で地すべりが発生し、住居 9 戸が倒壊。	4
昭和 43 年（1968）	12 月 18 日午前 3 時頃、差首鍋字西川地内で大規模な地すべりが発生し、住宅、水田、山林、道路、河川に大きな被害をもたらした。住居全壊 9 棟、半壊 3 棟、その他全半壊 4 棟。その他の被害として、水田 60ha、畑 1.0ha、山林 3.0ha、水路 500m、道路亀裂陥没 450m の被害が発生。	1
昭和 44 年（1969）	8 月平岡地内で崖崩れが発生。	5
昭和 50 年（1975）	8 月 6 日豪雨により、大滝・旧及位・小又の 3 ヶ所で土石流が発生。	5

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 真室川町史（S44. 発行）、3. 真室川町史（H9. 発行）
4. 真室川町広報（S33.8.10）、5. 真室川町土砂災害避難地図（H10.12）

第4節 計画の前提となる災害の想定

本町は、町域の約8割が山地で占められており、平地部は金山川、真室川及び鮭川の流域に広がっている。気候条件としては、冬期は積雪寒冷地帯に属し、春から夏にかけては多雨多湿となること等から、水害対策、土砂災害対策、雪霜対策は重要である。

地震については、本町より20km圏内を震源とする地震は発生していないが、50km圏内では9件の被害地震が記録されている。また、本町周辺には、「新庄盆地断層帯」が存在することにより、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震、同年7月24日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のような大きな被害をもたらす地震が発生する可能性があることを認識する必要がある。

一方、町民の日常生活においては、電力、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が今後益々高まっていくことや、自動車の普及、危険物の集積、コミュニティー意識の低下等により、災害による被害の拡大を招くばかりでなく、被害の様相も多岐にわたると予想される。

このような状況を踏まえると、本町で起こりうる災害の様相は概ね次のように予想される。

- ① 自然現象による災害
 - ア 台風、集中豪雨等による災害
 - イ 地すべり、山崩れ等による災害
 - ウ 雪害、冷害等による災害
 - エ 内陸直下型地震による災害
 - オ その他（霜、ひょう、落雷等）
- ② 人為的原因による災害
 - ア 火事による災害
 - イ 鉄道及び道路交通等交通災害
 - ウ 石油等危険物の流出、爆発等による災害
 - エ 放射能（原子力）事故災害
 - オ その他死傷者等が集団的に発生する災害

1 地震災害に関する危険性

平成10年3月に作成された「山形県地震対策基礎調査報告書」（山形県文化環境部）では、「新庄周辺断層帯」を起震断層としたマグニチュード7.0の内陸直下型地震を想定して、震度及び液状化危険度を推定している。これによれば、真室川町南部の真室川、鮭川及び金山川流域が「震度6強」と推定されている。また、液状化危険度は真室川町南端の真室川流域の危険度が「大～中」、それ以外の真室川及び金山川流域が危険度「小～低」と推定されている。特に河川堤防は、その下の地盤が強度の弱い砂質土あるいは粘性土からなる場所が多く、地震被害を受けやすい個所である。

また、平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があると指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生のお可能性があることとの指摘がされたことから、両断層帯による本町への影響を考慮する必要がある。

2 風水害に関する危険性

真室川町南部の真室川、鮭川及び金山川流域低地帯が水害の危険性が高く、それに次いで、各河川沿いの沖積低地の危険性が高い。

3 土砂災害に関する危険性

土砂災害の危険性があると考えられる区域は、特に真室川町西側及び東部の及位地区周辺に多い。これらの中で、対策が行われている区域は危険性が低下する。

4 予想される地震被害等の状況

(1) 被害想定調査

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画においては、阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や、東日本大震災のような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。また、平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

(2) 被害想定のお考え

① 地震規模の設定

ア 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震も想定した。

イ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

ウ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

エ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

② 震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖

(地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。)に震源域を設定した。

区 分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38km
	新庄盆地断層帯	7.0	25km
	山形盆地断層帯	7.8	60km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51km
海洋型地震	山形県西方沖	7.7	100km

※ 新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

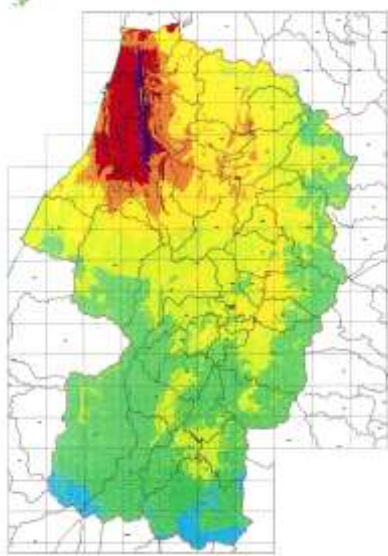
③ 発災ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース(夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方)を設定した。

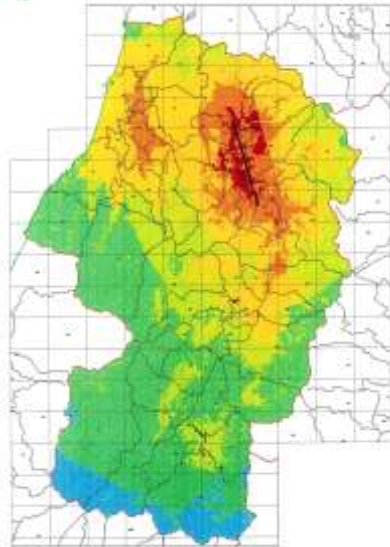
④ 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造(木造、RC造等)、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無(地域ブロックごと)
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数(病院で手当を受ける程度の負傷)	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	罹災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関(道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性(長期間(1カ月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、土砂災害危険箇所
交通機関(空港・港湾)	空港、港湾	被害発生の可能性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
河川等構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数
津波被害(参考)	建物被害、住民や海水浴客等の人的被害	建物の全壊・半壊、浸水棟数、一時避難が必要な者、罹災者数等	想定津波高、護岸、標高

震度分布図

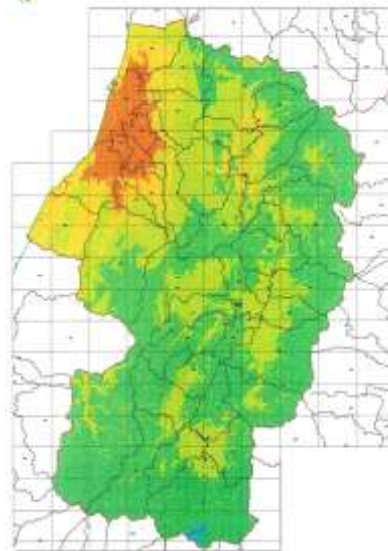


庄内平野東縁地震

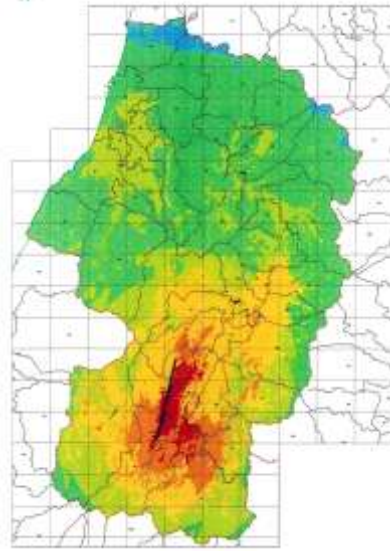


新庄盆地周辺地震

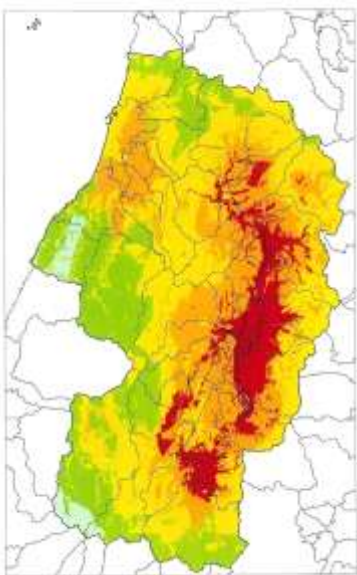
凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7



山形県西方沖地震



長井盆地西縁地震



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」

：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

(3) 想定被害の概要

① 被害の規模

5つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

冬季早朝における想定被害の状況（県全域）

想定地震 想定項目	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地西縁 断層帯地震	山形県 西方沖地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7	4～6弱
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟	487棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟	2,583棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟	9棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人	44人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人	1,098人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人	3,420人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131	4,718
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005	4,464
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750	19,191
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709	11,758

② 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。
山形県西方沖地震	被害は庄内地域にとどまる。

③ 本町における被害の規模

想定被害の状況（真室川町）

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6弱、最大で震度6強		
建物被害	全壊計（棟，%）	31（0.6）		26（0.5）
	半壊計（棟，%）	196		165
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，%）	2,104（80.9）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，%）	1,308（50.3）		
	LPガス全半壊率：冬期（%）	4.8		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	159		
	下水道被害率（%）	4.10		
	下水道排水困難人口（人）	40		
	停電世帯（世帯，%）	495（17.3）		
	電話不通世帯（世帯，%）	287（8.6）		
人的被害	死者（人）	2	3	1
	負傷者（人）	74	97	46
	避難者：昼間（人，%）	346（3.3）		
	避難者：夜間（人，%）	449（4.2）		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6弱		
建物被害	全壊計（棟，%）	0（0.0）		0（0.0）
	半壊計（棟）	16		15
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，%）	0（0.0）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，%）	0（0.0）		
	LPガス全半壊率：冬期（%）	0.3		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	11		
	下水道被害率（%）	0.77		
	下水道排水困難人口（人）	8		
	停電世帯（世帯，%）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯，%）	0（0.0）		
人的被害	死者（人）	0	0	0
	負傷者（人）	0	0	0
	避難者：昼間（人，%）	70（0.7）		
	避難者：夜間（人，%）	71（0.7）		

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6強		
建物被害	全壊計 (棟, %)	159 (3.5)	159 (3.5)	104 (2.3)
	半壊計 (棟, %)	426 (9.3)	426 (9.3)	328 (7.2)
インフラ被害	上水道の断水世帯 (世帯, %)	2,314 (100.0)		
	停電世帯 (世帯, %)	912 (31.4)		864 (29.7)
	電話被害加入者 (件, %)	588 (16.6)		515 (14.5)
地震火災 (件, %)		3 (0.06)	1 (0.03)	0 (0.00)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人, %)	11 (0.09)	13 (0.11)	7 (0.06)
	負傷者数 (人, %)	230 (1.9)	257 (2.1)	170 (1.4)
	り災者 (人, %)	1,521 (12.4)	1,517 (12.4)	1,117 (9.1)
	避難所生活者 (人, %)	640 (5.2)	637 (5.2)	457 (3.7)

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6強		
建物被害	全壊計 (棟, %)	100 (2.2)		64 (1.4)
	半壊計 (棟, %)	331 (7.3)		251 (5.5)
地震火災	出火件数 (件)	2	1	0
	焼失棟数 (棟)	2	1	0
	焼失率 (%)	0.04	0.02	0.00
被害インフラ	上水道の被害箇所：送水管 (件)	8		
	上水道の被害箇所：配水管 (件)	226		
	上水道の断水世帯率： (%)	97.5		97.4
	停電世帯 (世帯, %)	848 (29.2)		811 (27.9)
	電話不通世帯 (世帯, %)	514 (14.5)		459 (12.9)
人的被害	死者 (人, %)	7 (0.06)	9 (0.07)	4 (0.04)
	負傷者 (人, %)	173 (1.47)	196 (1.60)	125 (1.06)
	り災者 (人, %)	1,119 (9.49)	1,116 (9.13)	814 (6.90)
	避難所生活者 (人, %)	456 (3.87)	454 (3.71)	323 (2.74)

※ 山形県西方沖地震の被害は庄内地域にとどまるため除外した。

第5節 防災ビジョン

町民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全で安心な町民生活を確保することは、町政における最も基本的な課題であり、町政の原点である。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は6,000人以上の尊い命を奪った。

そして、未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

これらの災害は、あらためて我々の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、生活の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化をふまえた防災ビジョンを設定することが必要である。

町では、近年における生活の都市化に伴う危険物の増加、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による地域構造の急激な変化は、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しつつある。

また、内陸直下型の大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊等の土砂災害は、一度発生すればその被害は甚大であることから、その対策が急務になっている。

災害は、突然襲ってくることから、防災体制の確立及び町民の防災意識の啓発を図り「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

1 計画の基本理念と基本目標

町民の生命と財産を災害から守り、安全で安心な町民生活を確保するために、防災基本方針の基本理念と基本目標を次のように定める。

●基本理念

～ 安心して暮らせる安全で快適な生活環境づくり ～
「町民生活の安全確保」

●基本目標

- ・風水害及び土砂災害による被害を最小限にとどめる。
- ・内陸直下型地震による被害を最小限にとどめる。
- ・その他の災害による被害を最小限にとどめる。

災害の事前対策には2つの手段が存在し、第1は被害予防を目的とした被害抑止であり、第2は被害の拡大防止と早期復旧を目的とした被害軽減である。災害に強いまちづくりの推進をめざした被害抑止は防災の基本であるが、その実現には長い時間と多くの投資を必要とする。そのため、被害が発生した場合を想定した被害軽減を図る必要がある。災害は巨大化するにつれて被害軽減策への依存度が高くなる。

2 行政の責務と町民の心がまえ

町と防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全確保を第一として防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図るものとする。

町民については、「自らの命は、自らで守る」との認識のもとで、家庭、地域、職場において各種の災

害を念頭におき、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であることから、日常における防災対策に心がけるものとする。また、町民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会・自主防災組織等の「共助」による取組みの強化と、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進する。

自主防災組織をはじめとする地域、町民、ボランティア団体や企業等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、「減災」の考え方を重視し、総合的に防災対策を進めていくものとする。

3 防災施策の大綱

基本目標を達成するために防災施策の大綱を以下のとおり定める。

(1) 災害に強いまちづくり

① 風水害対策の推進

本町は、気候的、地理的な条件から、集中豪雨による河川の氾濫等風水害が発生しやすいため、今後も河川やため池の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図るほか、町内の総合的な「保水能力」の強化に努める。

③ 土砂災害対策の推進

本町は、起伏の激しい山間部や台地に囲まれていることから、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報や各種気象情報等の伝達、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の判断基準を明確にした避難体制の整備、一人暮らし高齢者や障がい者等の災害時要配慮者に対する避難支援体制の整備、集落及び家屋等の孤立化に対する防災体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

③ 地震災害対策の推進

本町においては、地震による大きな被害の記録は存在しないが、県内及び県外近隣地域では多くの内陸直下型地震の発生が記録されている。町内には震央が記録されていないが、今後とも地震による被害が皆無であるとはいえない。

したがって、町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、災害時要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、本町への被災者の受入れによる受援体制の整備を図っていく。

町民・事業所員は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

④ 雪害対策の推進

本町は、気候的、地理的な条件から、冬期間の積雪やなだれ等の危険性が高い。このため、町及び関係機関は、高齢者世帯への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。

⑤ その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、大規模な火災、竜巻・突風、危険物の爆発、航空機事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備を推進する。

(2) 災害に強い人づくり

① 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域の被害を小さくするが、人命救助等に行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、町民の災害時の役割は極めて重要である。

このため、町は、地域及び職場等を通じて町民の防災意識の高揚を図るとともに、また、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。

② 互助能力の向上

近年、生活様式の都市化の進行によって町民の相互のふれあいが従来よりも希薄化傾向にあり、また、町民の3人に1人が高齢者（平成22年の住民基本台帳による高齢化率：32.4%）になる等災害時要配慮者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなってきている。特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている地域の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが重要になっている。このため、町は、町民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

③ 企業・団体等の力の取込み

企業や産業団体等との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

企業や産業団体については、業務継続計画の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

④ 災害に関する調査・研究の推進

町は、国、県、その他関係機関より防災に関する情報を収集し、防災に関する科学的・総合的な調査・研究を行い、町民に積極的に公開するとともに、防災施策に有効に反映させる。また、専門家との交流を図り、高度で最新の情報収集に努める。

(3) 災害に強いシステムづくり

① 役割・機能分担の明確化

町、関係機関、町民・事業所等のそれぞれが、災害時に「いつ、どこで、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

② 地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

③ 防災・救助体制の整備

ア 役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設等の耐久化・耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

イ 防災・行政情報放送システムをはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の充実に努める。

ウ 災害時要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 町及び各関係機関等の責務

町をはじめ防災関係機関等が担うべき責務は次のとおりである。

(1) 真室川町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び近隣市町村の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 消防機関

最上広域消防本部（消防署北支署）は、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、町が行う防災活動を援助し協力する。

(3) 山形県

県は、町を包含する広域的公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、町が行う防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。但し、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性・公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(8) 住民及び事業所の役割

住民及び事業所は日頃から災害に備え、町、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力する。また、「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うことが防災の基本であり、住民及び事業所は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民及び事業所は、それぞれの安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民・事業所と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、町及び町の地域に係る防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次のとおりである。

(1) 真室川町

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
真室川町	1 真室川町防災会議に関すること。 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予防及び警報伝達の改善に関すること。 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6 防災に係る教育及び訓練に関すること。 7 通信施設及び組織の整備に関すること。 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 9 治山治水その他地域の保全に関すること。 10 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 11 災害発生の防衛又は拡大防止のための	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること。 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5 災害情報の収集に関すること。 6 災害広報に関すること。 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関すること。 8 被災者の救助に関すること。 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10 緊急輸送の確保に関すること。 11 ライフラインの確保に関すること。 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対	1 被災者のための相談に関すること 2 見舞金等の支給等に関すること。 3 雇用の安定に関すること。 4 住宅対策に関すること。 5 租税の特例措置に関すること。 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7 公共施設等の災害復旧に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	措置に関すること。	する応急措置に関する こと。 14 食料その他の生活 必需品の需要計画に 関すること。 15 災害時の清掃、防 疫その他保健衛生の 応急措置に関するこ と。 16 被災児童及び生徒 に対する応急の教育 に関すること。 17 被災要配慮者に対 する相談及び援護に 関すること。	
真室川町消防団 (真室川町水防団)	1 防災に係る教育及 び訓練に関すること。 2 防災思想の普及及 び災害安全運動に関 すること。 3 自主防災組織の育 成に関すること。 4 消防資機材の備蓄 に関すること。	1 災害の予報及び警 戒に関すること。 2 消防、水防、救 助、負傷者搬送その 他の応急措置に関す ること。 3 その他の災害時に おける所定業務及び 活動に関すること。	

(2) 消防機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
最上広域市町村圏事務 組合消防本部 (消防署北支署)	災害に対する広 報、警戒及び拡大防 止対策に関するこ と。	1 災害時における避 難、救急、救助活動 及び負傷者の搬送に 関すること。 2 災害の防ぎよ及び 拡大防止活動に関す ること。	

(3) 山形県

(県防災計画P.32より引用)

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県 危機管理課 (最上総合支庁) (最上保健所)	1 山形県防災会議に 関すること。 2 防災関係機関相互 の総合調整に関する こと。 3 災害及び防災に関 する科学的研究とそ の成果の実現に関す ること。	1 県災害対策本部の設 置及び運営に関するこ と。 2 防災関係機関相互の 総合調整に関するこ と。 3 市町村の実施する被 災者の救助の応援及び 調整に関すること。	1 被災者のための相談 に関すること。 2 見舞金等の支給等に 関すること。 3 雇用の安定に関する こと。 4 生活関連物資の需 給・価格状況の調査等 に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。</p> <p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>7 通信施設及び組織整備に関すること。</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関すること。</p> <p>10 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。</p> <p>11 災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>12 在宅の災害時要配慮者対策に関すること。</p>	<p>4 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。</p> <p>6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。</p> <p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。</p> <p>12 災害広報に関すること。</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること。</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること。</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>18 災害時の防疫その他の保健衛生の応急措置に関すること。</p>	<p>5 住宅対策に関すること。</p> <p>6 租税の特例措置に関すること。</p> <p>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関すること。</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	
山形県警察 本部 (新庄警察署) (真室川交番)	1 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。 2 災害警備の教養訓練に関すること。 3 防災広報に関すること。	1 災害情報及び交通情報の収集に関すること。 2 被災者の救助及び避難誘導に関すること。 3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第6師団	1 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 3 診察、防疫の支援に関すること。 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の	1 自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		支援、救助物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関する事 こと。 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要 に対し自衛隊の能力で 対処可能な措置に関する こと。	

(5) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 (山形財務事務所)			1 金融機関の業務運営の確保に関する事 こと。 2 県及び市町村に対する災害対策に係る 地方債に関する事 こと。 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金 の融通に関する事 こと。 4 公共団体が応急措置の用に供する普通 財産の貸付けに関する こと。
東北農政局 山形地域センター	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の 実施に関する事 こと。 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する 防災思想の普及並びに防災営農体制の確 立指導に関する事 こと。	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供 給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及 び飼料の確保、土地改良機械の現況把握 及び緊急使用措置、技術者の動員措置に 関する事 こと。 2 災害時における応急食料の供給に関する 事 こと。	1 農地及び農業用施設並びにこれらの関 連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事 業、鉦害復旧事業、災害金融に関する事 こと。
東北森林管理局 山形森林管理署 (最上支署)	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施 に関する事 こと。 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに森 林火災の防止に関する 事 こと。	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給 に関する事 こと。	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に 関する事 こと。
仙台管区气象台	1 防災教育、防災知	1 気象、地象、水象	1 災害時気象資料の

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
(山形地方気象台)	識の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関する事 2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関する事	の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等の関係機関への伝達に関する事。	作成、公表に関する事。 2 災害時における気象情報の推移や予想の解説等に関する事。
山形労働局 (新庄労働基準監督署) (新庄公共職業安定所)	1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事。 2 企業における防災の促進に関する事。	1 二次災害発生の防止に関する事。 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事。	1 事業所の操業再開時における労働災害の防止に関する事。 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事。 3 雇用安定等の支援に関する事。
東北地方整備局 (新庄河川事務所) (山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所) (新庄河川事務所鮭川出張所)	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事。 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事。 3 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する事。 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事。 5 官庁施設の災害予防措置に関する事。 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事。	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事。 4 災害時における復旧資材の確保に関する事。 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事。 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事。	1 二次災害の防止及び迅速な災害復旧に関する事。

(6) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本電信電話株式会社 山形支店	1 高度情報網の確立と既設設備の整備に	1 警報の伝達に関する事。	1 避難勧告等により実際に電話サービス

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	よる通信設備の安定化並びに防災に関すること。	2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	を受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2 電気通信施設の災害復旧に関すること。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 山形支店 KDD I 株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1 災害時における移動通信の確保に関すること。	1 移動通信設備の災害復旧に関すること。
東北電力株式会社 新庄営業所	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設に改良及び維持に関すること。	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 2 電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本放送協会 山形放送局	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	1 放送施設の災害復旧に関すること。
日本通運株式会社 新庄営業所		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
日本郵政株式会社（山形南郵便局）	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。 2 被災者に対する郵便葉書及び郵便書簡の無償交付等非常取扱いに関すること。 3 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立の短期融資に関すること。 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
日本赤十字社		1 災害時における傷	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県支部		病者の医療救護に関するすること。 2 赤十字ボランティアの活動の指導に関するすること。 3 義援金の募集受付に関するすること。 4 被災者に対する救援物資の配分に関するすること。	
東日本旅客鉄道株式会社山形支店	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等列車運転用電力の確保に関すること。 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	1 災害予防の放送に関すること。	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関すること。 2 救援奉仕活動及び奉仕団体の活動に対する協力に関すること。	
山交バス株式会社 新庄営業所 第一貨物株式会社 新庄支店		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
泉田川土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
社団法人山形県医師会 新庄市最上郡医師会		1 災害時における医療救護に関すること。	

(8) 公共的団体

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
真室川町農業協同組合		1 共同利用施設の応急対策に関する事。こと。	1 共同利用施設の災害復旧に関する事。こと。 2 被害組合員に対する融資及びあっせんに関する事。こと。
最上広域森林組合		1 共同利用施設の応急対策に関する事。こと。	1 共同利用施設の災害復旧に関する事。こと。 2 被害組合員に対する融資及びあっせんに関する事。こと。
真室川町商工会		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関する事。こと。 2 救助用物資の確保についての協力に関する事。こと。	1 復旧資材の確保についてのあっせん協力に関する事。こと。

(9) 防災上重要な施設の管理者及び関係団体等

<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等貯蔵施設管理者及び取扱業者 ・水道工事業者 ・建設業協会及び建築業者 ・電気工事業者 ・社会福祉協議会 ・水利組合 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人会 ・青年団体 ・自主防災組織 ・(福)まむろ川福祉会 ・真室川町民政委員連絡協議会 ・その他防災上重要な施設管理者等
---	---

以上に示す防災上重要な公共的協力関係団体及び関係者は、それぞれの事務又は業務要綱等に基づき関係機関と協力し、災害応急措置及び災害復旧事業を行うものとし、本計画で定める災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策活動に協力するものとする。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に関する調査研究計画

1 方針

真室川町の「地域としての地震災害危険性」に対応して、災害の予防・応急・復旧復興対策に関する調査・研究を、総合的に進める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	—

3 計画の体系

項 目	概 要
1 地震災害に関する調査研究計画	① 防災関係機関との情報交換等の実施 ② 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開 ③ 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

4 対策の内容

① 防災関係機関との情報交換等の実施

ア 他市町村との防災資料交換の積極的推進

地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換を推進する。

イ 県・国等関係機関との情報交換等の実施

県各機関、国等関係機関との情報交換・資料収集等に努める。

② 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

③ 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

ア 直下型大規模地震対応に関する調査・研究

土地利用の進展等に対応して、随時直下型大規模地震対応に関する調査・研究を実施する

第2節 地震観測体制の整備計画

1 方針

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関が整備する地震観測体制について定める。

2 主な実施機関

真室川町	—
関係機関	—

3 計画の体系

項 目	概 要
1 町の地震観測体制の整備・強化	① 町の地震観測体制 ② 観測体制の充実

4 対策の内容

(1) 町の地震観測体制の整備・強化

① 町の地震観測体制

県は、町庁舎駐車場付近において震度計を設置しており、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

② 観測体制の充実

県、山形地方气象台、町等防災関係機関は、震度情報ネットワークの機能・信頼性の向上のためのシステム構築の推進に努める。

第3節 防災知識の普及計画

1 方針

町職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るとともに、その業務に応じ、住民や事業所等に対する防災知識の普及・啓発活動を積極的に行い、防災意識の高揚に努める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 町職員に対する防災教育の推進	① 教育の内容 ② 教育の方法
2 住民に対する防災知識の普及	① 啓発の内容 ② 啓発の方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	
3 学校の児童生徒に対する防災教育の促進	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の促進	① 危険物施設等における防災教育の促進 ② 福祉施設等における防災教育の促進

4 対策の内容

(1) 町職員に対する防災教育の推進

災害時において町職員が適正な判断のもとに、円滑な防災活動を実施できるよう、次により防災教育の徹底を図る。

① 教育の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制と任務分担）

イ 過去の主な被害事例

ウ 防災関係法令の運用

エ 土木、建築その他災害対策に必要な技術

② 教育の方法

ア 講習会、研修会等への参加

イ 防災活動の手引等印刷物の配布

ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、全ての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防衛意識と行動が重要となることから、町及び県は、防災訓練や啓発活動を通し、住民に防災知識の普及を図る。

① 啓発の内容

災害に備えて普段の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (カ) 町の災害史や地域の危険情報の把握
- (キ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 自動車運転時の行動
- (イ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (ウ) 避難場所、避難経路
- (エ) 応急救護の方法
- (オ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、緊急速報メール等の活用）
- (カ) 高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への配慮
- (キ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ウ 危険区域図の周知

町、県及び国は、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を住民に周知する。

② 啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部（消防署北支署）で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(3) 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

① 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (エ) 本町の災害史や地域の危険情報の把握

- (オ) 地域住民との協力体制の構築
- (カ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- イ 地震発生後の行動等についての啓発事項
 - (ア) 自動車運転時の行動
 - (イ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
 - (ウ) 避難所、避難場所、避難経路
 - (エ) 応急救護の方法
 - (オ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板、緊急速報メール等の活用）
 - (カ) 高齢者、障がい者等の災害時要配慮者への配慮
 - (キ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

② 啓発方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(4) 学校の児童生徒に対する防災教育の促進

① 児童生徒等に対する防災教育

町及び県は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、町及び県の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意し教育する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資料、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

② 教職員に対する防災教育

ア 町及び県は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

(5) 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育の促進

① 危険物施設等における防災教育の促進

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（ガソリンスタンド等の危険物取扱施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を行うとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し災害発生時に備えるよう促すものとする。

② 福祉施設等における防災教育の促進

福祉施設は、災害発生時に自力で避難することが困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに職員及び施設利用者に避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

第4節 地域防災力強化計画

1 方針

大規模な災害発生時においては、町等による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため、住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び企業、工場、事業所等における自衛消防組織等の整備育成に努める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 地域住民による自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ リーダーの育成 ⑤ 自主防災組織の防災計画の策定 ⑥ 自主防災組織の活動マニュアルの作成 ⑦ その他
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 企業等における自衛消防組織等の育成 ② 自衛消防組織等の防災計画の策定 ③ 企業等における事業継続計画の策定促進 ④ 企業等における帰宅困難者対策の促進
3 防災センター等の確保	

4 対策の内容

(1) 地域住民による自主防災組織の育成

① 育成の主体

町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

② 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、自主防災組織を育成する。

③ 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア 町内会単位等住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域、あるいは小学校の学区等住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を持つものであること。

④ リーダーの育成

自主防災組織の育成、組織活動の活発化を図るため、自主防災組織の活動において中核的存在となる研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。リーダーの育成にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務はできるだけ避けること。

イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること。

⑤ 自主防災組織の防災計画の策定

自主防災組織が計画的に防災活動に取り組めるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、これには次の事項を記載しておく。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

ウ 自主防災組織が実施できるよう、その時期・内容等についてもあらかじめ計画を立てて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、町災害対策本部及び各世帯の間の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備を行うこと。

カ 避難地等、避難経路、避難の伝達方法、誘導の方法、避難時の携行物資を検討すること。

キ 負傷者の救出、搬出方法、救護所の開設を検討すること。

ク その他自主的な防災に関すること。

⑥ 自主防災組織の活動マニュアルの作成

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

(イ) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練

(ウ) 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄

(エ) 家庭及び地域における防災点検の実施

(オ) 地域における高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者の把握

イ 災害時の活動

(ア) 正確な情報収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火の実施

(ウ) 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施

(エ) 救出、救護の実施

(オ) 炊き出しの実施及び協力

(カ) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

⑦ その他

自主防災組織は、次により婦人自衛消防隊等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 婦人自衛消防隊等の育成と一体的な活動体制づくり

イ 民生委員・児童委員と連携した災害時要配慮者支援の実施

(2) 企業等の自衛消防組織等の育成

① 企業等における自衛消防組織等の育成

災害時における施設、事業所等の被害の防止と軽減を図るため、施設、事業所等の自衛消防組織等の育成を指導する。

ア 対象施設

(ア) 学校、集客施設等多数の人が利用又は出入りする施設

(イ) 多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

(ウ) 複合用途施設利用（入居）と事業所が共同である施設

イ 組織編成

事業所の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約を立てておくものとする。

② 自衛消防組織等の防災計画の策定

自衛消防隊等が災害予防や被害軽減のための活動を効果的に行えるよう、あらかじめ次の事項を記載した防災計画を定めるよう指導するものとする。

ア 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。

イ 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等についてあらかじめ防災計画を立てるとともに、町、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。

ウ 防災機関、町災害対策本部、各事業所との体系的な連絡方法、情報交換等に関すること。

エ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

オ 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。

カ 避難地等、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持ち出し等に関すること。

キ 地域住民との協力に関すること。

ク その他自主的な防災に関すること。

③ 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

④ 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

5 資料

① 山形県自主防災組織整備推進要綱（資料編 117 頁）

第5節 災害ボランティアの受入体制整備計画

1 方針

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入れ体制及び活動環境の整備を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課
関係機関	自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入れ体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入れ体制の整備

4 対策の内容

(1) 一般ボランティア

① 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要にしない自主的な活動をいう。

② 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

ア 避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動

イ 救援物資、資機材等の配分・輸送

ウ 軽易な応急・復旧作業

エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達

オ 災害ボランティアの受入れ事務

③ 受入れ体制の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

(2) 専門ボランティア

① 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

② 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
被災建築物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	建築物応急危険度判定士
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

③ 受入れ体制の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体及び県等と、相互に連携し、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを進める。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

第6節 防災訓練計画

1 方針

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、以下の点に留意して各種防災訓練を実施する。

- (1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民及び災害時要配慮者の参加に重点を置く。
- (2) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施する。
- (3) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求める。
- (4) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努める。
- (5) 図上訓練等を実施するように努める。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。
- (7) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (8) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 総合防災訓練の実施	
2 個別防災訓練の実施	① 非常通信訓練 ② 災害情報訓練の実施 ③ 組織動員訓練の実施 ④ 水防訓練 ⑤ 消防訓練 ⑥ 避難、救助救護訓練の実施 ⑦ ライフライン施設応急復旧訓練
3 学校の防災訓練	
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
5 防災訓練の評価	

4 対策の内容

(1) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化を図り、関係機関相互の協力体制を強化し、町民の防災に対する理解と防災意識の高揚を図るために、県で作成した「市町村総合防災訓練実施要綱」に基づき、年1回以上総合的な防災訓練を実施する。

(2) 個別防災訓練の実施

① 非常通信訓練

防災関係機関は、災害時における通信の円滑な運用を確保するため、町防災・行政情報システム及び非常通信に関する訓練を定期的実施する。

② 災害情報訓練の実施

町は、災害時において住民に対する災害情報連絡が迅速かつ的確に行われるよう、町防災・行政情報システム及び災害情報連絡訓練を適宜実施する。

③ 組織動員訓練の実施

町は、応急対策を実施するために必要な町及び防災機関の職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集等動員訓練を実施する。

④ 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

⑤ 消防訓練

町は、災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の消防訓練を実施する。

⑥ 避難、救助救護訓練の実施

町は、関係計画に基づく避難その他救助、救護活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ又は単独で、避難、救助救護訓練を実施する。また、医療機関等とも連携して、トリアージ（多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じ適切な搬送・治療を行うこと。）等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校、社会福祉施設、事業所、作業場、工場等の管理者に対しては、児童生徒、利用者等の人命を保護するため避難設備の整備と訓練の随時実施を指導する。

⑦ ライフライン施設応急復旧訓練

電力、電話、ガス、及び上下水道等、町民の社会活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全と応急復旧が迅速かつ円滑に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を実施する。

(3) 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

ア 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。

イ 児童生徒の避難誘導を実施すること。

ウ 季節を考慮した訓練を実施すること。

(4) 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びに大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災上特に注意を要する施設の管理者は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の災害時要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び最上広域消防本部等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

(5) 防災訓練の評価

町、県及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

5 資料

- ① 山形県総合防災訓練開催基準要領 (資料編 30 頁)
- ② 市町村総合防災訓練実施要綱 (資料編 31 頁)

第7節 避難体制整備計画

1 方針

災害時における被害から町民の生命及び身体の安全を確保するため、安全な場所に計画的に避難させるための対策の推進を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	① 避難所等の定義・考え方 ② 避難所等指定の留意事項 ③ 避難路の安全確保 ④ 避難所等及び避難方法の事前周知
2 避難勧告等発令判断基準の明確化	
3 避難所等に係る設備・資機材等の整備	
4 災害時要配慮者の避難支援計画	
5 避難誘導體制の整備	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の災害時要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設
7 福祉避難所の指定	

4 対策の内容

(1) 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域住民が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で避難場所及び避難所（以下「避難所等」という）として指定し、本計画に定めておく。

① 避難所等の定義・考え方

ア 避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は収容避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、町地域防災計画で指定した場所をいう。

イ 避難所（一次避難所、二次避難所）

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するため、町地域防災計画で指定した施設

をいう。一次避難所、二次避難所の定義・運用等については以下のとおりとし、指定状況については資料編 240 頁を参照する。

(ア) 一次避難所

緊急時に一時的に避難する目的で、分館との公共施設を指定する。(建物の隣接地に駐車場やグラウンド等ある場合はこれらを含む。)

近年は局地的な豪雨・土砂災害などによる被害の恐れが高まっており、状況によっては少人数でも避難所の開設を検討する必要がある。また、町は防災資機材や食料品を保有しており、二次避難に備えて順次補充するとともに、避難状況に応じて一次避難所に運搬・配備する。

(イ) 二次避難所

一次避難所が収容能力を超えた場合や、大災害により長期間の避難生活が必要になった場合に開設する。一次避難所を二次避難所として引き続き使用する場合もある。

② 避難所等指定の留意事項

町は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制(救援・輸送用のヘリコプター離着陸等)等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 発生が想定される避難者(大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む)をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

ウ 浸水、延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

エ 都市公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

オ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

カ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備をあらかじめ整備すること。

キ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ク 避難所においては、停電、断水及び電話の不通等の事態に備え、必要な施設・設備の整備に努めること。また、避難者の長期滞在に備え、必要な環境整備に努めること。

ケ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

③ 避難路の安全確保

ア 避難路の定義

避難路とは、避難地(所)へ通じる道路であって、避難圏内の住民を当該避難地(所)に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

町は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

イ 避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生(予想を含む)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

ウ 地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

④ 避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

- ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置
- イ 広報紙、チラシ配布
- ウ 防災訓練の実施

(2) 避難勧告等発令判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

① 避難勧告等々の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、マニュアルの作成にあたり、地震災害の特性と住民に求められる避難行動（計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災・行政情報放送システムの屋外スピーカや広報車が故障するという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、町民への十分な周知を行うものとする。

② 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ア 町長が不在時の発令代行の順位
- イ 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備

(3) 避難所等に係る設備・資機材等の整備

町は、避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

- ① 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器等の整備
- ② 給水用資機材、炊出し用具（燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備
- ③ 災害時要配慮者等に配慮した避難地等への誘導標識の整備と避難施設の環境整備

(4) 災害時要配慮者の避難支援計画

町は、災害時要配慮者の避難支援体制を整備するため、災害時要配慮者避難支援プランを作成するものとする。

(5) 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。また、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

(6) 防災上特に注意を要する施設の避難計画

① 多数の災害時要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を作成しておく。

- ア 防災情報の入手体制
- イ 地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難困難な災害時要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 保護者等への安否の連絡及び引渡し方法

② 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る町等との事前協議

(7) 福祉避難所の指定

町長は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として予め指定するように努める。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、災害時要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

①相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）

②高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

5 資料

① 避難所一覧（資料編 240 頁）

第8節 救急・救助体制整備計画

1 方針

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、教育委員会、町立病院
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練 ③ 防災用資機材の整備
2 町の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救急・救助支援体制の確保 ③ 消防組織の救急・救助体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救急・救助活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受け入れ体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備

4 対策の内容

(1) 自主防災組織の対策

① 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

② 防災訓練

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時において、消火活動や損壊した建物による生存者の救助活動等について十分な訓練を行う。

③ 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

(2) 町の対策

① 住民に対する防災意識の啓発

町は、救助訓練、応急手当の普及啓発活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

② 民間等による救急・救助体制の整備

町は、多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう、協定を締結する等体制を整備する。

③ 消防団の救急・救助体制の整備

町は、消防団員の加入促進等の消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進し、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動が行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助資機材の整備に努める。

④ 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合、アマチュア無線を活用した通信について協力が得られるよう、町は、(社)日本アマチュア無線連盟山形県支部の地域クラブと協議し、その方法や体制について定めておく。

また、地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

⑤ 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、町は、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備

町は、多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

⑦ 応援受入れ体制の確立

町は、同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆けつける関係機関の受入れ体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

(3) 県の対策

① 救急隊員の養成

県消防学校における救急隊員の教育訓練の高度化及び市町村の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

② 救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療情報システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実に努める。

③ 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、捜索・救助活動における消防防災ヘリコプターの運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

(4) 県警察本部の対策

① 被災情報の収集・伝達体制の確立

被災状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビシステムの整備充実に努める。

② 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ及びスコップ等の救助資器材を整備する。

第9節 火災予防計画

1 方針

火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、防火思想の普及高揚を図るとともに、火災予防及び消防体制の整備を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、最上広域森林組合、消防団 最上総合支庁、山形森林管理署最上支署 東北電力株式会社新庄営業所、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導
2 消防用設備の適正化	① 防火基準適合表示の交付指導 ② 消防用設備の適正な維持管理指導
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 町による整備 ② 防火管理者による整備 ③ 自主防災組織による整備
5 林野火災予防計画	
6 車両火災予防対策	
7 トンネル火災予防対策	
8 漏電による火災予防対策等	

4 対策の内容

(1) 出火防止

① 一般対策

ア 町及び最上広域消防本部（消防署北支署）は、広報活動により火災予防思想・知識の普及及び啓発に努める。

イ 町及び最上広域消防本部（消防署北支署）は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

ウ 最上広域消防本部（消防署北支署）は、飲食店、スーパー等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実

施する。

② 家庭に対する指導

町及び最上広域消防本部（消防署北支署）は、地域の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し次により火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 強風時の対策

- (ア) 火気の使用制限又は停止
- (イ) 可燃物の整理又は除去
- (ウ) 火災発生時の初動措置の確認

イ 平常時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及
- (イ) 火災報知器、ガス漏れ警報器等の普及
- (ウ) 可燃物（灯油、食用油、ヘアースプレー等）の保管場所の点検

③ 防火対象物に対する指導

町及び最上広域消防本部（消防署北支署）は、不特定多数の者が利用する防火対象物には防火管理者を必ず選任させるとともに、当該管理者に消防計画に基づく消火訓練の実施、消防用設備等の点検・整備並びに火気の使用及び取扱いに関する指導を行う。

(2) 消防用設備の適正化

① 防火基準適合表示の交付指導

最上広域消防本部（消防署北支署）は、スーパー、旅館等、不特定多数の者が利用する特定の防火対象物のうち、一定の基準に適合するものには、防火基準適合表示を交付することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

② 消防用設備の適正な維持管理指導

ア 最上広域消防本部（消防署北支署）は、病院、社会福祉施設等災害時要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

イ 最上広域消防本部（消防署北支署）は、防火管理者、消防設備士及び消防資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制を確立するとともに、消防用設備を適正に維持管理する。

(3) 初期消火体制の強化

① 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに、最上広域消防本部（消防署北支署）、町等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、消火栓等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

② 消火訓練の実施

最上広域消防本部（消防署北支署）は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業者及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

(4) 消防施設等の整備

① 町による整備

町は、真室川町消防計画に定めるところに従い、消防力の基準を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を維持するよう努め

る。

また、大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

② 防火管理者による整備

消防法第8条に定める防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行うものとする。

③ 自主防災組織による整備

町は、「コミュニティ防災資機材整備事業」、「自主防災組織育成助成事業」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努めるものとする。

(5) 林野火災予防計画

山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合及び最上広域消防本部（消防署北支署）は、林野火災の予防を図るため、啓発宣伝の充実強化、多発期における巡視の徹底、その他管理体制の整備確立、防火線、林道等の構築等、保安及び消防用資機材の整備を図る。

(6) 車両火災予防対策

車両火災を予防するため、消防機関、交通指導機関及び車両整備業者は、車両の運転者等に対して、出火防止に関する知識、初期消火の方法、人命救助の方法、避難誘導等について、広報紙、ポスター等により啓蒙する。

危険物積載車両については、消防機関と交通指導機関の連携により定期的に街頭指導を実施する。

(7) トンネル火災予防対策

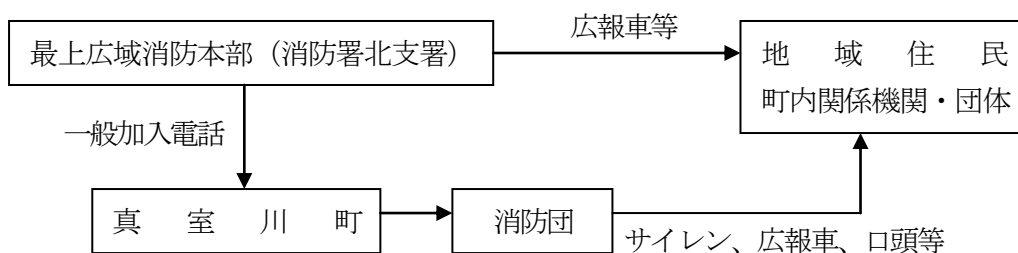
防災関係機関は、トンネル火災が構造上の特殊性から大規模な災害に発展する可能性が高いため、各トンネルの規模、構造、周囲の状況について把握しておく。

また、道路管理者、交通指導機関及び消防機関等の関係機関が密接な連携を保ちながら事故防止の広報、車両の運転技術、初期消火、負傷者の救出等について検討し、トンネル火災予防対策を推進する。

(8) 漏電による火災予防対策等

町は、東北電力株式会社新庄営業所に対し、配電設備についての一定基準による工事実施や、請負工事検査の適正実施、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努めるよう協力要請する。また、需要家に対しての啓発として、配線設備の定期調査の実施、電気の正しい取り扱いと適正配線の重要性についても協力を要請する。

<火災警報発令時の連絡系統図>



5 資料

① 火災警報発令基準 (資料編 15 頁)

第10節 医療救護体制整備計画

1 方針

災害発生時の傷病者に対して適切な医療を提供するため、町、県及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、町立病院
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、 自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 医療関係施設の役割	① 一般の医療機関 ② 救急告示病院 ③ 災害拠点病院
2 医療関係施設の整備	① 医療関係施設の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ ITを活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班派遣体制の整備 ② 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材等確保体制の整備	

4 対策の内容

(1) 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設は、次のような役割が求められている。

① 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、航空機及び鉄道等の多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等において、搬送される傷病者の程度に応じた応急処置を提供するとともに、重篤・重症の傷病者をその緊急度に応じて後方医療機関に搬送する。

② 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

③ 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害発生時における県及び県内各地域の災害医療拠点として中心的な役割を担う医療機関である。

県は、災害発生時の医療救護活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を指定し、これを中心として災害時医療救護体制を整備する。

ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、県全体の中心的な災害医療拠点としての役割を担い、地域災害医療センターと連携を図りながら傷病者に対する医療を提供するとともに、平常時より県内の医療従事者等に対する災害時医療研修を行う。

イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは、当該二次医療圏の中心的な災害医療拠点としての役割を担うものであり、圏内の他の病院等と有機的に連携し、傷病者に対する医療を提供する。

ウ 災害拠点病院に求められる機能

(ア) 災害時に 24 時間緊急対応し、重篤傷病者に救命医療を提供するための施設・設備を有すること。

(イ) 重症傷病者等の受入れや転送の拠点となり、また、広域搬送に対応すること。

(ウ) 自己完結型の医療救護班の派遣機能を有すること。

(エ) 災害時の医療活動体制が整備されていること。

(オ) 基幹災害医療センターについては、災害時医療の研修機能を有すること。

(2) 医療関係施設の整備

町、県、医療施設及び医療関係団体は、災害時に医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設並び設備等の整備を図る。

① 施設

ア 水、電気等のライフラインの維持機能

イ 傷病者の多発発生時に対応できる病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等の災害時救急医療に必要な部門

ウ 病院内又は付近のヘリコプター離着陸場（病院外である場合は、病院とヘリポート間における患者輸送用の緊急車両を確保する。）

② 設備・備品等

ア 災害時に発生する重篤傷病者の救命医療に必要な診療設備

イ 傷病者の多発発生時に使用するための簡易ベッド

ウ 被災地での自己完結型医療救護活動に対応できる携行式の応急用医療機資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

エ トリアージ・タッグ

オ 医療救護班の派遣に必要な緊急車両（ウ、エの資器材等の搭載が可能であること。）

カ 貸出用応急用医療資器材

(3) 医療救護活動体制の整備

① 医療救護班派遣体制の整備

町は、災害発生直後の医療救護活動拠点となる施設（救護所）の確保を図るとともに、各救護所において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、次の人員を標準とし確保する。

また、必要な場合は、新庄市最上郡医師会等関係団体・機関との医療救護班の派遣に関する協定を締結する。

医師	看護師	薬剤師	事務職員
1～2名	2～3名	1名	1名

② 災害時医療救護マニュアルの整備

災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、町、県（本庁及び保健所）、医療機関及び関係団体の具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(4) 医療資器材等確保体制の整備

町は、多数の傷病者を伴う災害時に必要となる医薬品・医療資器材等を、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と協力・連携して確保する。また、不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

第11節 防災用通信施設災害予防計画

1 方針

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設等の整備に必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、福祉課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 最上総合支庁 東日本電信電話株式会社山形支店

3 計画の体系

項目	概要
1 気象等観測体制の整備	
2 通信施設整備	① 山形県防災行政無線 ② 町防災・行政情報放送システムの整備拡充 ③ 防災関係機関通信施設の整備
3 通信施設の災害予防措置	
4 通信施設のその他の措置	
5 消防施設の整備	① 消防施設の整備 ② 消防水利の保全開発 ③ 救出、救助資機材の整備
6 水防施設設備	
7 災害対策用臨時ヘリポート	
8 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄	
9 ボランティア（協力奉仕団）受入れ体制の確立	
10 防災施設の整備	
11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	

4 対策の内容

(1) 気象等観測体制の整備

自然災害を未然に防止するために、各関係機関は連絡を密にし、気象情報、地理情報の把握に努めるほか、観測用施設を各関係機関に強く要望し、施設の整備充実に努める。

(2) 通信施設整備

① 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。

町、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関97機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更

には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、映像のデジタル化を進めていく。

② 真室川町防災・行政情報放送システムの運用

町は、災害発生時に住民、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、防災・行政情報放送システムを運用する。防災・行政情報放送システムは、町内ネットワークで構成された各施設から、屋外拡声放送塔を利用して地域住民に対して一斉に告知放送するとともに、災害情報の伝達や携帯メールを利用して町職員及び消防団の参集を目的として運用する。

③ 防災関係機関通信施設の整備

防災関係機関は、電気通信事業用通信施設、専用通信施設及び無線通信施設について、設備の整備推進とその効果的運用を図る。

(3) 通信施設の災害予防措置

① 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

② 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。また、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

③ 運用対策

災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練を実施する。

④ 無線従事者の確保

町職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。

(4) 通信施設のその他の措置

① 通信機器の必要数の確保

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

② 電気通信設備等の活用

ア 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。

イ 災害時優先電話

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

③ 非常時における「電話利用自粛」の周知徹底

災害発生直後の電話の輻輳を防止するため、町民に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、極めて緊急を要する場合を除き、電話利用は極力控える」ようPRに努め、その周知・徹底を図る。

④ ボランティアによる通信協力

無線システム構築事業所、アマチュア無線有資格者等を対象として、近隣コミュニティや事業所毎の情報の伝達や収集等を行うボランティア組織の整備を検討する。

⑤ インターネットホームページの利用

インターネットの利用により非常時には、町ホームページ内に災害関連情報掲示板等を開設し、安

否の情報、災害情報、ボランティア情報等の提供等を行うとともに、県及び国との連携による災害ネットワークの共通メニューを立ち上げ、情報提供や交換を検討する。

(5) 消防施設の整備

消防力の基準等に基づき消防機械、消防水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

① 消防施設の整備

震災時には、消火栓の使用不能及び消防ポンプ自動車の消火活動に支障をきたすことが予想されることから、耐震性防火水槽の設置及び可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防施設の計画的な整備充実を図る。

② 消防水利の保全開発

ア 自然水利の保全開発

大規模火災における自然水利の有利性に鑑み、既存自然水利の減少をきたさないように水利関係機関との調整整備を図る。

イ 消防水利の開発

消防水利が不足する地域においては、河川、沼、池、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を作成する。

③ 救出、救助資機材の整備

重量物等の下敷きになった人等を迅速に救出、救助するために必要な資機材の整備充実に努める。

(6) 水防施設設備

町は、消防団分団単位に、水防活動に必要な水防資機材を配備するとともに、配備の充実に努める。

(7) 災害対策用臨時ヘリポート

町は、災害救助を実施するための情報の収集、援助物資の輸送等迅速な対応をするための災害対策用ヘリポートの確保と整備に努める。

災害対策用ヘリポートは、次のとおりである。

施設の名称	施設の所在地	面積 (㎡)	機種	時間
小又地区交流センター	真室川町大字大沢 1660-15			
防災センター	真室川町大字新町地内	1,050	中型	全日

(8) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

町は、町庁舎、小・中学校体育館、各地区の公民館等に、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を行うものとする。なお、賞味期限のあるものに関しては適宜交換を行う。

(9) ボランティア（協力奉仕団）受入れ体制の確立

本町の受入れ担当は、福祉課とする。

詳細は、第3編第3章第13節「ボランティア活動」による。

(10) 防災施設の整備

町は、特に地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(11) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

5 資料

- ① 真室川町防災・行政情報システム規程 (資料編7頁)

- ② 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 (資料編 133 頁)
- ③ 山形県防災行政無線回線構成図 (資料編 233 頁)
- ④ 災害対策用臨時ヘリポート指定場所 (資料編 243 頁)
- ⑤ 地震防災緊急事業 5 箇年計画 (資料編 251 頁)

第12節 地盤災害予防計画

1 方針

町は、県が指定する、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、地すべり・がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域(以下「危険箇所」という。)について、町民に周知徹底を図る。

町は、県が指定する、関係法令に基づく指定箇所について町民に周知徹底を図り、区域内での行為(工作物の設置・立竹木の伐採、土砂の採取等)の規制が効果的に実施されるよう指導する。

また、液状化現象は、地震の際に地盤が液体のようになってしまう現象で、地震動がそれほど強くななくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管が浮き上がるなどの被害が発生するため、地盤の液状化対策を総合的に進める。

町は、地盤災害の防止のため、危険箇所等に配慮した土地利用を誘導する。

町は、県の協力の上、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定体制の確立を進める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	—

3 計画の体系

項目	概要
1 土砂災害危険箇所の調査・周知	
2 地盤災害予防対策の推進	(1) 危険箇所の法指定 (2) 地盤沈下の防止 (3) 災害防止対策工事の推進 (4) 警戒体制の確立 (5) 緊急連絡体制の確立 (6) 緊急用資機材の確保
3 軟弱地盤等液状化対策の推進	(1) 液状化に関する情報の提供 (2) 液状化対策工法の実施促進
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

4 対策の内容

(1) 土砂災害危険箇所の調査・周知

① 町民への広報

真室川町のもつ土砂災害の危険性等につき、以下の事項において広報活動を行う。

ア 町民に対してのチラシ・ハザードマップ等の配付

イ 広報車による巡回広報活動

② 災害危険箇所の実態調査の実施

町は、県の実態調査に協力し、危険箇所を常に把握する。また、県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）は、資料編を参照する。

(2) 地盤災害予防対策の推進

① 危険箇所の法指定

県は、地盤災害の発生が予想される地域については、災害防止の観点から、順次危険区域の指定を行う。町は、県の指定を受け、危険箇所等を住民等に対し周知・告知し、適切な警戒・避難体制がとれるよう広報活動を充実する。また、区域内での行為（工作物の設置・立竹木の伐採、土砂の採取等）の規制が効果的に実施されるよう県の指導に協力する。

さらに、指定区域外でも災害発生が予想される区域においては、行為の規制について周知する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

② 地盤沈下の防止

町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

③ 災害防止対策工事の推進

地盤災害を事前に防止するため、森林の適正管理を基本に山地の荒廃を防ぐ治山事業（土留工、落石防止柵等の設置）や土石流等の災害を防止する砂防事業、河川改修の緊急度に応じた河川事業等の各種事業の推進を要請する。

④ 警戒体制の確立

ア 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

イ 防災パトロールの実施強化

調査結果に基づき、危険予想箇所において長雨、大雨等が予想される場合、消防団等の各関係機関が相互協力し、随時パトロールの実施を行う。

⑤ 緊急連絡体制の確立

町は、県と連携して緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

⑥ 緊急用資機材の確保

町及び県は、雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(3) 軟弱地盤等液状化対策の推進

① 液状化に関する情報の提供

町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、液状化に関する情報の提供に努める。

② 液状化対策工法の実施促進

液状化に関する情報の公開に努めるとともに、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を講じないようにPRに努める。

ア 木造建物については、基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。

イ 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

ウ 基礎杭を用いる。

(4) 災害防止に配慮した土地利用の誘導

① 危険住宅等の移転推進

町及び県は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(5) 被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第13節 孤立集落対策計画

1 方針

中山間地域など、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、その予防対策を推進するため、集落の状況を把握するとともに、防災体制を整備する。

孤立可能性のある集落について、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	—

3 計画の体系

項目	概要
1 孤立予防対策の推進	(1) 孤立するおそれのある集落の把握 (2) 危険箇所の周知 (3) 防災体制の整備
2 防災資機材等の整備	(1) 通信手段の確保 (2) 食料等の備蓄 (3) 避難所の確保 (4) 防災資機材の整備 (5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

4 対策の内容

(1) 孤立予防対策の推進

① 孤立するおそれのある集落の把握

町は、土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握し、データベース化を図る。

② 孤立予防対策の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、国及び県と連携の上、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

③ 防災体制の整備

ア 自主防災組織の育成等

町は、町民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

イ 応援体制の整備

町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

(2) 防災資機材等の整備

① 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災・行政情報放送システムや衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

② 食糧等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

③ 避難所の確保

町は、土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め町民に対し周知する。

④ 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保

町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

第14節 建築物災害予防計画

1 方針

災害による建築物の被害の未然防止と軽減を図るために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

真室川町	建設課、町民課、教育委員会、町立病院
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる建築物の耐震化 ② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化 ③ 一般建築物の災害予防対策 ④ ブロック塀、石塀等の倒壊防止 ⑤ 二次部材等の落下防止 ⑥ 家具類の転倒防止
2 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
3 地震保険の普及・啓発	

4 対策の内容

(1) 建築物の災害予防対策の推進

① 防災活動の拠点となる建築物の耐震化

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署、町・県等の出先庁舎）
- (エ) 避難施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難場所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 耐震性の高い施設の整備

町及び県は、アに掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（昭和62年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

(イ) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町及び県は、「山形県既存建築物耐震改修促進計画」（平成9年3月策定。以下「県促進計画」という。）及び「山形県既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成10年3月策

定。以下「県実施計画」という。)、真室川町耐震改修促進計画(平成20年6月策定。以下「町耐震改修促進計画」という。)に基づき、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物を中心に、当該建築物の災害時に果たすべき機能や形態の特性、市街地の特性に応じ、耐震診断・改修促進施策の優先度やメニューを考慮して、耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努める。

(ウ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の耐震化の強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上

(エ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

② 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

スーパー等不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、③に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

③ 一般建築物の災害予防対策

ア 特定建築物等の耐震診断・改修

(ア) 町及び県は、一般建築物については、「特定建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第2条に定める昭和56年以前に建築されたもので、3階以上かつ1,000㎡以上のもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) 特定建築物以外の建築物についても、県促進計画及び県実施計画、町耐震改修促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町及び県は、次により建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡単に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。

(イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

町及び県は、床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

エ 地下室等の浸水防止対策

町及び県は、地下室等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部への防水扉、防水板等の整備の指導を行う。

④ ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町及び県は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を対象として、安全の確保について指導・啓発する。

⑤ 二次部材等の落下防止

町及び県は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

⑥ 家具類の転落防止

町及び県は、地震発生時における家具類の転倒による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒防止措置について住民に周知徹底を図る。

(2) 耐震診断等推進体制の整備

① 耐震診断・改修技術者の育成・登録

町及び県は公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を町、県等で備え付け、住民からの問い合わせに際し、閲覧に供する等、活用を図る。

② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町は、県が行う以下の被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に協力する。

ア 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する市町村に配布する。

イ 応急危険度判定指導員の養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等からなる応急危険度判定指導員をあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、市町村に配布する。

ウ 判定資機材等の整備

県は、町と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に行うため、判定実施に関し必要な事項について、町、建築関係団体等と協議を行う。また、町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

第15節 輸送体制整備計画

1 方針

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町及び県等が実施する迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、福祉課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化
2 一時集積配分拠点候補の選定	
3 臨時ヘリポート候補地の選定	
4 緊急輸送用車両等の確保・整備	
5 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

4 対策の内容

(1) 緊急輸送道路ネットワークの設定

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県の緊急輸送道路ネットワークの設定と整合を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

① 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、市町村、警察署及び消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を指定する。

② ネットワークに指定する道路の基準

ア 高速道路を基幹とし、これとにアクセスする主要な国道を主体に、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道、県道及び町道で構成される道路網

イ 隣接県との接続道路

ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路

エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

③ 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、

相互の連携体制を整えておく。

(2) 一時集積配分拠点候補地の選定

町は、地域の社会的・地理的条件、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、被災地への物資の輸送を円滑に実施するための一時集積配分拠点の候補地を次のとおり選定する。

施設名	所在地	床面積 (㎡)	電話番号	他用途
真室川町町民総合体育館	真室川町大字新町字塩野 945	5,711	0233 62-3411	二次避難所

(3) 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、輸送施設等の管理者及び県と協議し、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポート候補地を選定する。

(4) 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の必要数、調達先、物資の集積場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

(5) 緊急通行車両確保のための事前対策

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、次により事前届出を行い、確認に係る事務の迅速化を図る。

① 緊急通行車両等の事前届出の促進

警察署が大規模災害時における緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握し、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図れるよう、町は、町有車両、調達車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両について、事前届出を促進する。

② 自動車運転者のとるべき措置

ア 走行中の場合

- ・できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- ・停車後はカーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- ・道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- ・速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

エ 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動・又は駐車すること。

第16節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

1 方針

災害による交通各施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	—

3 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資器材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 一般国道及び県道の災害予防 ② 町道の災害予防 ③ 防災体制の整備 ④ 相互連携体制の整備 ⑤ 資器材等の整備 ⑥ 道路トンネル事故の予防対策 ⑦ 道路付帯施設の災害予防

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

② 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

③ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性の確保を図る。特に、緊急輸送道路ネットワークとして指定された交通施設等については、耐震性の確保に配慮する。

④ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(2) 道路の災害予防対策

① 一般国道及び県道の災害予防

一般国道及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じるよう、町は各道路管理者に要請する。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ トンネル及びスノー（ロック）シェットの整備

地震発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェットの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

② 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

③ 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

④ 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

⑤ 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

⑥ 道路トンネル事故の予防対策

地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

イ 道路管理者、県警察は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

ウ 道路管理者、県警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

⑦ 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

1 方針

地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

真室川町	建設課、産業課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 最上総合支庁、山形県警察（新庄警察署） 東北地方整備局新庄河川事務所、東北農政局、山形森林管理署最上支署

3 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 応急復旧用資機材の確保 ⑤ 災害危険地区の調査及び周知 ⑥ 災害防止対策の推進
2 土砂災害の警戒、防止措置	① 予防措置の指導 ② 危険区域の警戒、巡視 ③ 危険区域住民に対する広報活動 ④ 警戒避難体制の整備
3 土砂災害対策保全事業の推進	① 地すべり予防事業 ② 急傾斜地崩壊対策事業 ③ 土石流対策事業 ④ 山腹崩壊等に係る治山対策事業 ⑤ 工事実施機関相互調整
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

① 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

③ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

④ 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

⑤ 災害危険地区の調査及び周知

町は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり等に関する危険地区に対する県の調査結果を、町民へ周知する。

⑥ 災害防止対策工事の推進

土砂災害を事前に防止するため、森林の適正管理を基本に山地の荒廃を防ぐ治山事業（土留工、落石防止柵等の設置）や土石流等の災害を防止する砂防事業、河川改修の緊急度に応じた河川事業等の各種事業の推進を要請する。

(2) 土砂災害の警戒、防止措置

① 予防措置の指導

町は、土砂災害危険区域の土地所有者、管理者及び占有者に対して、その安全な維持管理に努めさせるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、その他必要な措置をとるよう指導する。

② 危険区域の警戒、巡視

町は、土砂災害の未然防止を図るため、梅雨（集中豪雨）期、台風期及び融雪期等を中心に、防災関係機関の協力を得て、合同で危険区域の調査、警戒及び巡視を実施する。

③ 危険区域住民に対する広報活動

町は、土砂災害危険区域内に居住する住民に対し、土砂災害に関する防災知識、避難場所及び避難路等の避難体制並びに災害情報の連絡方法等について、周知徹底を図る。

④ 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害に係る警戒避難基準を地域防災計画に定める等、警戒避難体制の整備に努める。また、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

(3) 土砂災害対策保全事業の推進

① 地すべり対策事業

地すべり防止区域、地すべり危険箇所において、地すべりによる災害を防止するため、災害の発生を助長、誘発する等の行為を制限し、地すべり防止工事の推進を図る。

② 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を助長、誘発する等の行為を制限し、急傾斜地崩壊防止工事の推進を図る。

③ 土石流対策事業

砂防指定地内において、災害発生を助長、誘発する等の行為を制限し、大雨等により土石流発生のおそれがある危険溪流については、ダム工、床固工等の防止工事の推進を図る。

④ 山腹崩壊等に係る治山対策事業

町は、山腹崩壊、土砂流出等による山地災害の防止を図るため、山地治山、総合治山、保安林整備等の治山対策事業の推進を図る。

⑤ 工事実施機関相互調整

砂防、治山、河川改修、農地防災等の各種事業で実施されている各々の防災工事については、相互間の調整を行い事業執行の効率化、適正化を図る。

(4) 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、土砂災害の防止に配慮した適切な土地利用の誘導を促進するため、各種法制度等の連携・整合を確保しながら、その徹底及び充実に努めるとともに、土砂災害の防止に関し、住民及び開発事業者に対し、啓発・指導を強化する。

また、土砂災害の危険が著しい区域について、県に対し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定を働きかける。

(5) 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定ができるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

5 資料

- ① 真室川町災害危険区域 (資料編 217 頁)

第3款 河川施設災害予防計画

1 方針

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

2 主な実施機関

真室川町	建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 最上総合支庁、山形県警察（新庄警察署） 東北地方整備局新庄河川事務所

3 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 応急復旧資機材等の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

③ 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険個所の整備等に努める。

④ 応急復旧資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧資機材を確保する体制の整備に努める。

(2) 河川構造物の災害予防対策

① 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

② 防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

③ 河川構造物の点検、安全性の確保

河川管理施設の安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施するなど、安全性の確保を図るとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。また、災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

第4款 農地・農業用施設災害予防計画

1 方針

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

2 主な実施機関

真室川町	産業課
関係機関	最上総合支庁 東北農政局

3 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 復旧資機材等の確保
2 施設ごとの災害予防対策	① 農道施設の災害予防対策 ② ため池施設の災害予防対策

4 対策の内容

(1) 各施設に共通する災害予防対策

① 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

② 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

③ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

④ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

(2) 施設ごとの災害予防対策

① 農道施設の災害予防対策

町・土地改良区等は、その管理する農道について、災害による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

② ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するととも

に、老朽化の著しいものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第5款 電気通信施設災害予防計画

1 方針

電力事業及び電気通信事業の公共性にかんがみ、災害発生時における電力供給と重要通信疎通のため、電力事業者及び電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	建設課、産業課
関係機関	東北電力株式会社新庄営業所、東日本電信電話株式会社山形支店

3 計画の体系

項 目	概 要
1 電力供給施設の予防対策	① 防災体制の整備 ② 防災関係機関との連携 ③ 広報活動 ④ 電力設備の災害予防対策 ⑤ 災害対策用資機材等の整備
2 電気通信施設の予防対策	① 防災体制の整備 ② 広報活動 ③ 通信施設の災害予防措置 ④ 災害復旧用資機材等の確保

4 対策の内容

(1) 電力供給施設の予防対策

町は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のため、東北電力株式会社新庄営業所に、次の災害予防対策を要請する。

- ① 防災体制の整備
 - ア 防災教育
 - イ 防災訓練
 - ウ 防災業務施設等の整備
- ② 防災関係機関との連携
 - ア 町防災会議との協調
 - イ 他電力会社等との協調
- ③ 広報活動
- ④ 電力設備の災害予防対策
 - ア 電力設備の災害予防対策
 - イ 電気工作物の巡視点検
- ⑤ 災害対策用資機材等の整備

- ア 災害対策用資機材等の確保及び整備
- イ 災害対策用資機材等の輸送
- ウ 災害対策用資機材等の広域運営
- エ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

(2) 電気通信施設の予防対策

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社山形支店）が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

① 防災体制の整備

ア 通信施設監視体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

イ 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて定めておく。

ウ 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、全社体制、関連会社等の応援など全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

② 災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤルの提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

③ 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、通信設備の防災設計を実施し、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又は麻痺しないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。

ア 電気通信設備の耐震性等

イ 電気通信システムの高信頼化

ウ 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害から迅速に復旧するため、非常用通信装置、非常用電源装置、応急ケーブル等の機器や車両等を配備する。

④ 災害復旧用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

イ 災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

ウ 災害発生時に備え、資機材等の整備点検を定期的に行い、生涯が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第6款 上水道施設災害予防計画

1 方針

大規模な地震が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるために、町（水道事業者）が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	建設課
関係機関	—

3 計画の体系

項 目	概 要
1 上水道施設の予防対策	① 防災体制の整備 ② 防災広報活動の推進 ③ 上水道施設の災害予防措置 ④ 災害対策用資機材等の整備 ⑤ 生活用水水源の確保

4 対策の内容

(1) 上水道施設の予防対策

① 防災体制の整備

町は、次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

ア 応急対策マニュアルの策定、職員に対する教育及び訓練

イ 管理図面及び災害予防情報の整備

ウ 関係行政機関との連携

エ 予備資材の確保

オ 緊急時連絡体制の確立

② 防災広報活動の推進

町及び県は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、住民、町内会及び医療施設等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

③ 上水道施設の災害予防措置

町は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により災害予防措置の実施に努める。

ア 重要施設の安全化の強化

イ バックアップシステムの構築

ウ 機械設備や薬品管理における予防対策

④ 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

町は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

⑤ 生活用水水源の確保

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

第7款 下水道施設災害予防計画

1 方針

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	建設課
関係機関	—

3 計画の体系

項 目	概 要
1 下水道施設の予防対策	① 防災体制の整備 ② 広報活動 ③ 下水道施設の災害予防対策 ④ 災害復旧用資機材等の確保

4 対策の内容

(1) 下水道施設の予防対策

① 防災体制の整備

町は、下水道施設が被災した場合、その地下埋設深度が深いことから復旧作業が長期化する可能性があることを考慮し、次により防災体制を整備する。

ア 組織体制の確立

イ 応急対策マニュアルの策定

ウ ライフライン関係機関等との連携

② 広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

③ 下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の災害予防対策の実施に努める。

ア 浸水対策

イ 安全確保対策

④ 災害復旧用資機材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、(社)山形県建設業協会の協力を得て、必要な資機材等を確保しておく。

第8款 危険物等施設災害予防計画

1 方針

災害発生時における危険物による被害の発生又は拡大を防止するため、町は、ガソリンスタンド等の危険物取扱事業者に対し、自主保安対策等の安全対策の実施を要請する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）

3 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	(1) 施設構造基準等の維持 (2) 保安教育の実施 (3) 防災訓練の実施 (4) 連絡体制の確立

4 対策の内容

(1) 危険物施設の安全対策

① 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

② 保安教育の実施

消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

③ 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

④ 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等物資等の確保計画

1 方針

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、必要な食料、飲料水及び生活必需品等物資（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課、建設課
関係機関	真室川町農業協同組合、真室川町商工会

3 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 給水体制の整備 ③ 生活必需品 ④ 燃料

4 対策の内容

(1) 基本的な考え方

- ① 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。
- ② 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- ③ 町は、住民の備蓄を補完するため、「山形県地震対策基礎調査」の被害想定結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び災害時要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- ④ 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市町村内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

(2) 食料等の確保品目及び方法

① 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児等の災害時要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

(ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

町は、(1)の③及び④により流通備蓄を行うとともに、災害時要配慮者の状況及び避難所の配

置等を考慮して公的備蓄を行う。

② 給水体制の整備

ア 町は、1日1人3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は1の③及び④により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

ウ 町は、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

③ 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細やかなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区分	品目
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事用具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋 ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、暖房器具 ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか
医薬品	常備薬、救急箱ほか

イ 方法

町は、(1)の③及び④により流通備蓄を行うとともに、災害時要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

④ 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第 18 節 文教施設における災害予防計画

1 方針

災害時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団

3 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震化の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	① 防災計画の策定等 ② 自主防災組織の編成 ③ 避難体制の確立 ④ 防災設備等の整備

4 対策の内容

(1) 学校の災害予防計画

① 学校安全計画の策定

ア 策定

学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項

(a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

- (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
- (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- (d) 課外における指導事項
- (e) 個別指導に関する事項
- c その他必要な事項
- (イ) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
 - 学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
 - 学校環境の安全点検の事項
- (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）
- ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の教職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。
- ③ 学校安全委員会の設置

学校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るために、学校安全委員会を設置する。
- ④ 学校防災組織の編成等

学校長等は、次の点に留意し学校防災組織の編成等を行う。

 - ア 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
 - イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。
 - ウ 家族との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認しておく。
 - エ 施設、設備等の点検・整備
 - (ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止および扉の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。また、防火壁、スプリンクラー等の設備の機能点検等も、日頃から定期的に行っておく。
 - (イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。
 - オ 防災用具等の整備
 - (ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
 - (イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。
- ⑤ 防災教育
 - ア 学校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体

系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

イ 町は、県及び学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

⑥ 防災訓練

学校長等は、児童生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

⑦ 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、町及び学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。

また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する。

(2) 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

① 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

② 自主防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

③ 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

④ 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

5 資料

② 真室川町文化財保護条例 (資料編 110 頁)

③ 真室川町文化財保護条例施行規則 (資料編 114 頁)

④ 真室川町文化財状況 (資料編 257 頁)

第19節 災害時要配慮者の安全確保計画

1 方針

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦及び外国人等のいわゆる災害時要配慮者の被害を未然に防止するため、町は、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等と連携し、災害時要配慮者を支援する体制を整備する。

2 主な実施機関

真室川町	福祉課
関係機関	自主防災組織、社会福祉協議会、社会福祉施設等

3 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の災害時要配慮者対策	① 災害時要配慮者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 災害時要配慮者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 町の体制整備
2 社会福祉施設等における災害弱者災害時要配慮者対策	① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施 ④ 施設、設備等の安全強化 ⑤ 食料品等の備蓄 ⑥ 災害時要配慮者の受入体制の整備 ⑦ 町の措置
3 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備

4 対策の内容

(1) 在宅の災害時要配慮者対策

① 災害時要配慮者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難な災害時要配慮者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅災害時要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による在宅の災害時要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助

活動に対する支援に努める。

イ 災害時要配慮者情報の把握・共有

- ・町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、災害時要配慮者情報の把握に努める。生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。
- ・町は、福祉課が把握している災害時要配慮者情報の共有に努めるとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要配慮者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、町の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱うものとする。

ウ 災害時要配慮者避難支援プランの作成

町は、災害発生時に災害時要配慮者の避難が円滑に行われるよう、災害時要配慮者に関する情報を基に、災害時要配慮者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成する。

なお、災害時要配慮者避難支援プランの個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

② 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 近隣住民等の役割

災害時における災害時要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、家族とともに、近隣住民等の果たす役割が大きいことから、町及び県は、民生委員、児童委員、区長、地域の自主防災組織及びボランティア等と協力し、災害時要配慮者と近隣住民等との共助意識の向上に努める。

イ 情報伝達機器の整備

町は、災害時要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備等に努めるとともに、外出中の災害時要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

③災害時要配慮者に適した避難所等の確保

町は、避難所を指定する際には、災害時要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は災害時要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくるのが想定されるため、災害時要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

④ 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、災害時要配慮者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 災害時要配慮者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報紙等による災害発生時における災害時要配慮者支援啓蒙、知識の普及等

ウ 災害時要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練の実施

⑤ 公共施設等の安全強化

町、県及び国は、災害発生時における災害時要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

⑥ 防災資機材等の整備

町及び県は、実情に応じ、災害時要配慮者の家庭、町内会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

⑦ 町の体制整備

町は、災害発生時において、高齢者、障がい者等の安否情報の収集、ケア等を一体的に実施するため、福祉・保健担当部局を中心とした災害時要配慮者対策の組織体制の整備を図る。

(2) 社会福祉施設等における災害時要配慮者対策

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、最上広域消防本部（消防署北支署）等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互の応援協力体制の確立

町及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、最上広域消防本部（消防署北支署）等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

④ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性と避難要配慮者の受入れが可能な場所を確保するとともに、日頃から備品等の落下・転倒防止装置、危険物の安全点検等を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医療品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

(3) 外国人の安全確保対策

① 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、民間ボランティアの協力を得て、日本語を理解できない外国人のために、外国語で記述した防災パンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

② 案内標示板等の整備

町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示を進め、

外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

第20節 積雪期の地震災害予防計画

1 方針

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上広域森林組合 最上総合支庁 山形河川国道事務所新庄国道維持出張所

3 計画の体系

項目	概要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の整備
2 緊急活動対策	① 緊急輸送道路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 雪上交通手段等の確保 ④ 避難所の整備 ⑤ 積雪期用資機材の整備
3 総合的雪対策	

4 対策の内容

(1) 克雪対策

① 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 町、県道、一般国道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 町、県及び国は除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 町、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

(イ) 町、県及び国は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

② 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪体制を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を進める。

③ 雪崩防止対策の推進

町、県及び国は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安及び雪崩防止施設林の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備推進する。

④ 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

イ 要援護世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担を軽減するため、除雪支援事業等を活用するとともに、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

⑤ 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町は、積雪の多い区域において多段式消火栓等の消防水利の整備に努める。

(2) 緊急活動対策

① 緊急輸送道路の確保

町は、県及び国の各道路管理者と相互に連携の上、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路の設定や優先的な道路除排雪に協力し、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

② 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

③ 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は、雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

④ 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、集落センター等の避難所（以下この節において「避難所」という。）の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

⑤ 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

(3) 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第2章 災害応急計画

第1節 活動体制

第1款 防災体制

1 防災関係機関の防災体制

真室川町防災会議を構成している防災機関は、それぞれ必要な防災組織を確立し、権限と責任の明確化及び相互間の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制の確立を期するものとする。

2 真室川町防災会議

真室川町防災会議は、本町の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項により設置された町の付属機関である。

防災会議は、町長を会長として法第16条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を図るとともに災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を掌握事務とする。

(1) 所掌事務

- ① 真室川町地域防災計画を作成し、その実施を図ること。
- ② 真室川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 災害が発生した場合に災害応急対策及び災害復旧に関し、真室川町防災会議機関等の相互間の連絡調整を図ること。
- ④ 前号に挙げるもののほか、法律、又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

第2款 災害対策本部

1 災害対策本部の設置と運営

町長は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため、次の基準をもって真室川町災害対策本部を設置し、災害応急対策を推進するものとする。

(1) 本部の設置と廃止

① 設置

- ア 町の地域内で震度5弱以上の地震が観測されたとき
- イ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- ウ 町長が特に必要と認めたとき

② 廃止

- ア 災害応急対策が概ね完了したとき。
- イ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知等

町災害対策本部を設置したときは、総務課長は、直ちに以下に挙げる機関、組織等に対し、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間等を電話等により通知又は公表する。

- ① 町の関係各課長
- ② 消防団長
- ③ 町民
- ④ 最上広域消防本部消防署北支署長
- ⑤ 県知事（県危機管理課）
- ⑥ 新庄警察署長
- ⑦ 真室川町防災会議委員
- ⑧ 隣接市町村長
- ⑨ 報道機関

本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

(3) 本部設置場所

- ① 町災害対策本部の設置場所は、町役場内とする。ただし、町役場が被災し、庁舎内に設置することが不可能な場合は、次の施設内を代替設置場所とする。

第1順位：真室川防災センター

第2順位：真室川町町民総合体育館

- ② 総務課長は、災害対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等見やすい場所に「真室川町災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、本部連絡室、避難場所・救護所等の設置一覧を明示するなどして、町民等の問い合わせに便宜を図るものとする。

(4) 設置決定の順位者

災害対策本部の設置決定は、町長が行う。

- ただし、町長が不在又は事故のあるときは、副町長が、町長及び副町長がともに不在又は事故のあるときは、総務課長が設置の決定を代行する。

(5) 現地災害対策本部

- ① 災害対策本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場

合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を置く。

- ② 現地災害対策本部には、災害対策本部長がその都度指名する。
- ③ 設置期間は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地災害対策本部の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(6) 本部組織

- ① 災害対策本部長は町長がその任にあたる。
- ② 災害対策副本部長は副町長及び教育長がその任にあたる。副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これを代行する。
- ③ 本部に次の部をおき、それぞれの責任者には町の関係各課長をもってあてる。
総務部、企画部、建設部、産業部、町民部、福祉部、医療部、教育部、広域消防部、協力部

(7) 本部員会議の招集と運営等

① 本部員会議

本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

本部員会議における協議事項は次のとおりとする。

- ア 災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- イ 各部の総合統制に関すること。
- ウ 動員配備体制に関すること。
- エ 自衛隊派遣依頼に関すること。
- オ 現地災害対策本部に関すること。
- カ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 災害救助法適用申請に関すること。
- ク 他市町村への応援要請に関すること。
- ケ 災害対策に要する経費に関すること。
- コ その他重要な災害対策に関すること。

② 本部員会議開設に必要な資機材等の準備

本部員会議開設に必要な資機材等は次のとおりとする。

なお、町役場被災も想定し、代替設置場所にもあらかじめ分散準備しておくものとする。

- ア 真室川町災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
- イ 被害状況図板・黒板等の設置
- ウ 住宅地図等その他地図類の確保
- エ 携帯ラジオ・テレビの確保
- オ コピー機等の複写装置の確保
- カ ビデオ・テープレコーダー・カメラ等記録装置の確保
- キ 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- ク 自主防災組織代表者名簿、その他名簿類の確保
- ケ 被害状況連絡票、その他書類の確保
- コ 懐中電灯、その他必要資機材の確保

③ 本部員会議の事務は、総務課が担当する。

(8) 本部連絡員室

本部には、総務課長を室長、総務課課長補佐を副室長とし、各関係課係長を連絡員とする本部連絡員室を設置する。

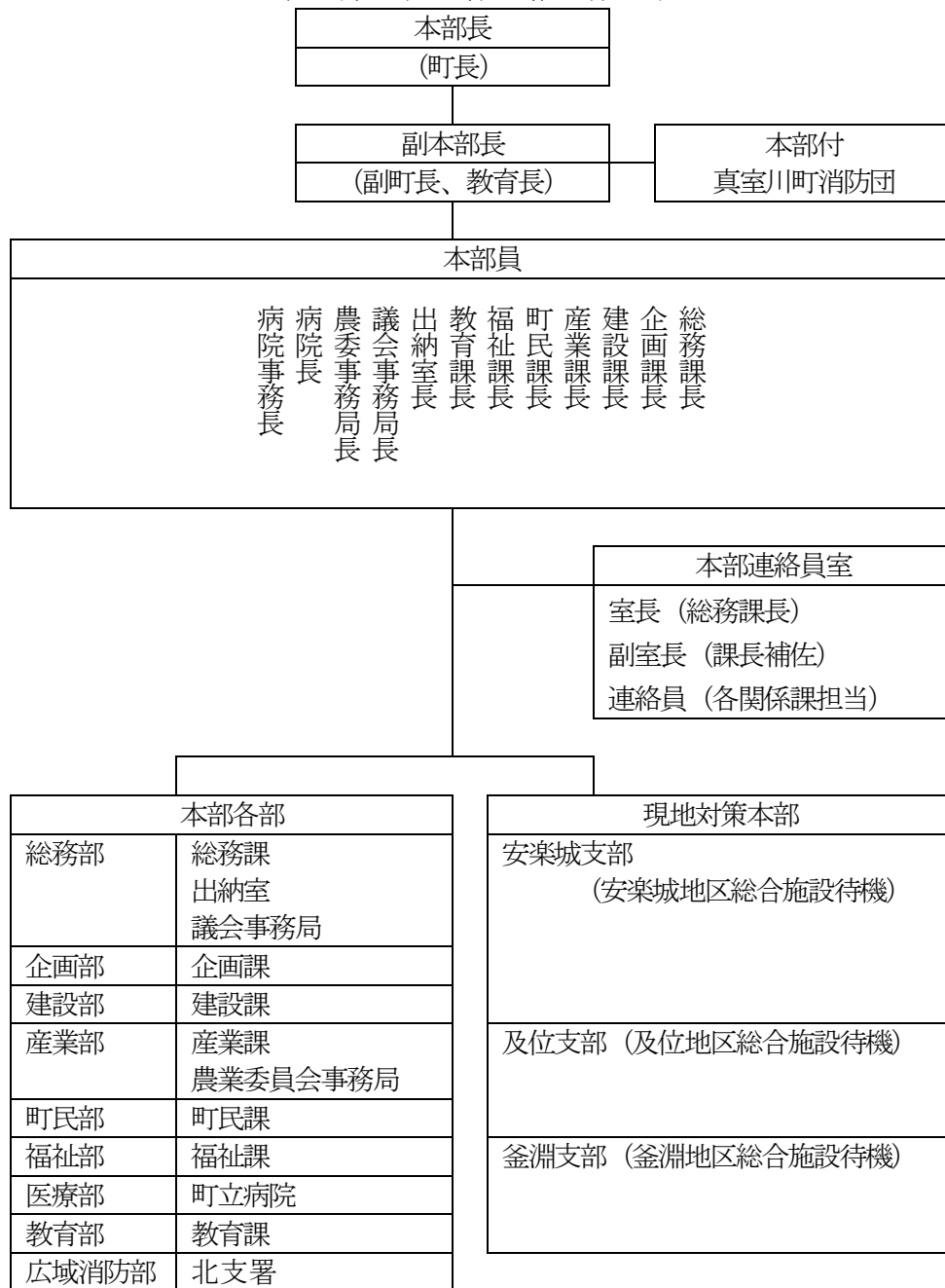
連絡員は、本部員会議決定事項の連絡及び各種の情報収集等の事務を担当する。

(9) 組織編成及び業務分担

本部の組織編成及び業務分担は、次のとおりとする。

① 真室川町本部の組織編成

本 部 組 織 編 成 表



② 真室川町災害対策部の業務分担

部	業 務 内 容
総 務 部 (総 務 課) (出 納 室) (議 会 事 務 局)	1 本部職員の動員及び本部運営の総合調整に関する事 2 り災職員の公務災害補償及び福利厚生に関する事 3 車両の確保及び配車に関する事 4 災害派遣要請(自衛隊、県等)及び広域応援・受援に関する事 5 防災会議に関する事 6 災害救助法の適用に関する事 7 気象情報、災害情報等の受領及び報告に関する事 8 避難及び避難誘導の統括に関する事 9 災害対策費の予算措置に関する事 10 義援金・義援物資の受領及び配分、出納に関する事 11 町有財産の被害調査及び災害対策に関する事 12 災害対策用物資の調達に関する事 13 協力団体との連絡調整に関する事 14 消防団の現場活動及び連絡調整に関する事 15 消防本部との連絡調整に関する事 16 その他本部長の命じた事項に関する事
企 画 部 (企 画 課)	1 通信の確保に関する事 2 各部との連絡調整に関する事 3 災害広報及び災害写真の収集・災害記録に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 その他本部長の命じた事項に関する事
建 設 部 (建 設 課)	1 河川の水量・水位の測定及び降雨量等の資料収集に関する事 2 水防情報の収集及び通報に関する事 3 建設業者との連絡調整及び応援計画に関する事 4 応急対策資機材の調達及び輸送に関する事 5 土木施設の被害調査及び応急対策に関する事 6 河川堤防の災害対策に関する事 7 土砂等の災害対策に関する事 8 道路交通の確保及び災害対策に関する事 9 応急仮設住宅の建設に関する事 10 水道施設の被害調査及び応急処置に関する事 11 飲用水の確保及び応急給水箇所の設置・広報に関する事 12 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 13 その他本部長の命じた事項に関する事
産 業 部 (産 業 課) (農 業 委 員 会 事 務 局)	1 応急食料、生活必需品等の調達に関する事 2 り災農家の被害調査及び災害資金融資に関する事 3 病虫害の発生、予防、防除に関する事 4 畜産の防疫に関する事 5 農業施設、農用地の被害調査及び災害対策に関する事 6 農林業団体等に関する災害対策指導に関する事 7 応急対策資機材の調達、輸送に関する事 8 商工観光に係る被害調査及び応急対策に関する事 9 被害林業者、山林及び林道の災害対策に関する事 10 その他本部長の命じた事項に関する事

部	業 務 内 容
町 民 部 (町 民 課)	1 り災者の被害状況調査及びり災証明の発行・り災者名簿の作成に関すること。 2 り災者に対する年金保険料等の減免及び納期延長に関すること。 3 災害に伴う諸税の減免及び納期延長に関すること。 4 避難所の開設、収容に関すること。 5 応急仮設住宅への入居者選考に関すること。 6 災害廃棄物の収集及び処理に関すること。 7 仮設トイレの設置及びし尿処理業者との連絡調整に関すること。 8 遺体の処理、埋葬に関すること。 9 死亡獣畜の処理に関すること。 10 その他本部長の命じた事項に関すること。
福 祉 部 (福 祉 課)	1 福祉施設、衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 応急食料及び生活必需品等の配分、貸与に関すること。 3 り災者に対する世帯厚生資金の貸し付けに関すること。 4 災害時要配慮者に関すること。 5 福祉避難所に関すること。 5 感染症の予防及びり災者の保健指導に関すること。 6 災害ボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること。 7 日赤県支部との連絡調整に関すること。 8 その他本部長の命じた事項に関すること。
医 療 部 (町 立 病 院)	1 応急医療に関すること。 2 救護所の開設及びその医療等に関すること。 3 その他の医療機関との調整に関すること。 4 その他本部長の命じた事項に関すること。
教 育 部 (教 育 課)	1 避難所等の施設の供与に関すること。 2 教育施設、社会教育施設の災害調査及び応急対策に関すること。 3 り災児童、生徒の応急教育に関すること。 4 教職員の動員及び確保に関すること。 5 災害時における学校給食に関すること。 6 文化財の災害対策に関すること。 7 社会教育団体の応援及び連絡調整に関すること。 8 その他本部長の命じた事項に関すること。
広 域 消 防 部 (北 消 防 支 署)	1 消防組織法・消防法に基づく消防業務に関すること。 2 その他本部長の命じた事項に関すること。

第3款 職員の動員配備体制

1 動員体制

(1) 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は災害時における対策要員の動員体制についてあらかじめ計画を定め、有事に際して万全の体制を確立するものとする。

(2) 職員の配備・動員基準

① 職員の配備基準

災害時における町職員の配備は、次の「真室川町職員の配備基準」による。

真室川町職員の配備基準

種別	区分	配備該当基準	配備体制
警戒一号配備	警戒本部	1 町域において震度3の地震が観測されたとき	1 総務課は、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動を行なう。 2 事態の推移に伴い速やかに警戒二号配備体制に移行できる体制とする。
警戒二号配備		1 町域において震度4の地震が観測されたとき	1 総務課長を本部長とする警戒本部を設置し、各課において被害情報等の災害関連情報の収集・伝達及び応急措置等を行う。 2 事態の推移に伴い速やかに第一次配備体制に移行できる体制とする。
第一次配備	災害対策本部	1 町域において震度5弱～5強の地震が観測されたとき	1 町各課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、局地的な災害に対し応急措置をとり、救助活動、情報収集及び広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに第二次配備体制に移行できる体制とする。
第二次配備		2 町域において震度6弱以上の地震が観測されたとき	1 町各課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。

② 動員計画

職員の動員は、本部職員の配備基準に伴い、総務課長が行う。

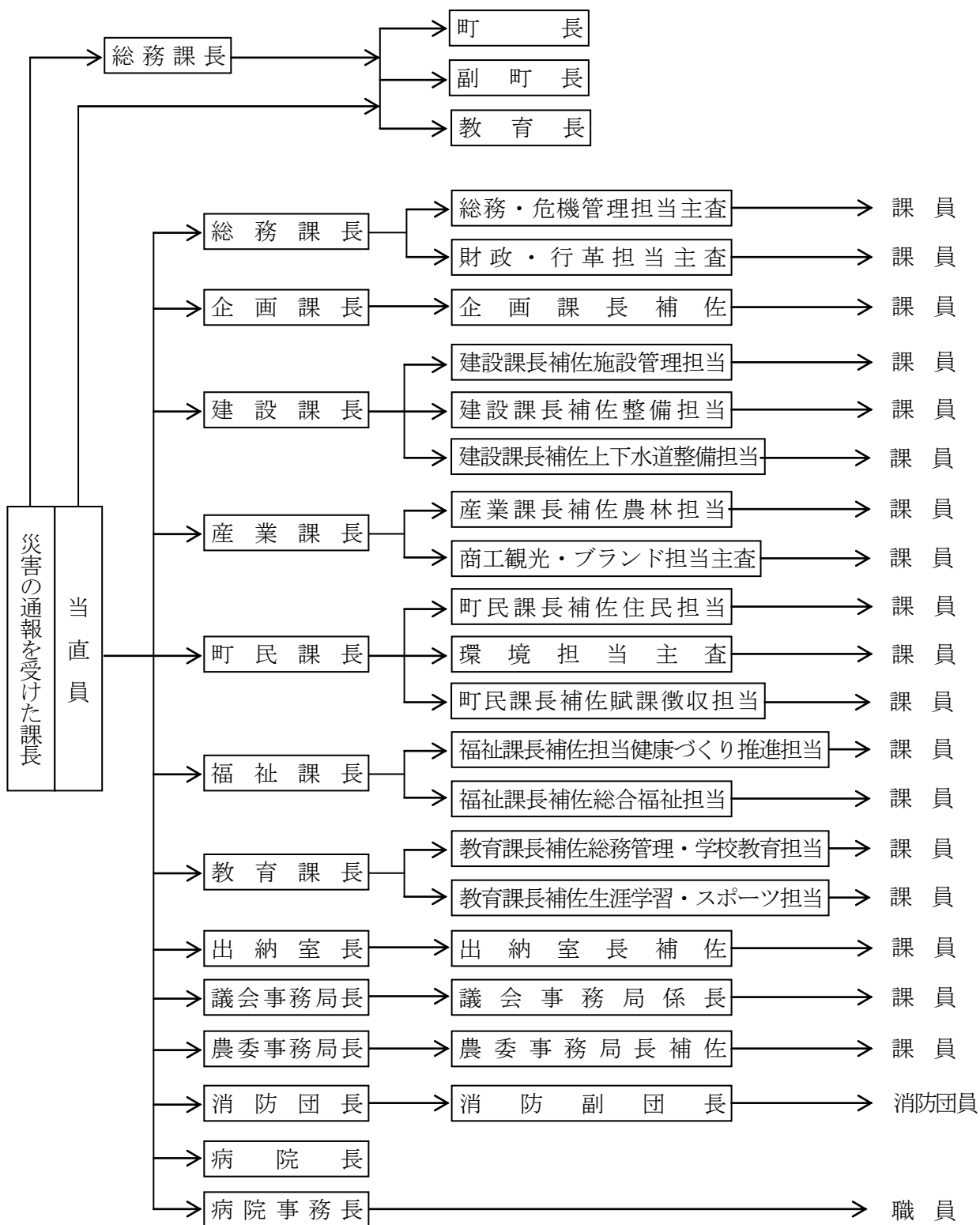
真室川町職員の動員計画

部	動 員 計 画			
	警戒一号配備	警戒二号配備	第一次配備	第二次配備
総務部	○	◎	◎	◎
企画部		○	○	◎
建設部		○	◎	◎
産業部		○	◎	◎
町民部		○	○	◎
福祉部		○	○	◎
医療部		○	○	◎
教育部		○	○	◎

注) 1. △印；全員待機、○印；1/2 配備・1/2 待機、◎印；全員配備

注) 2. 待機とは、平常勤務中又は帰宅後・休日は所在を明確にして指示を待つことをいう。

職員非常招集連絡系統図



注) ; は、一次招集職員

土砂災害に係る警戒配備

前日までの 雨量 区 分	前日までの連続雨量が 100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40 mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
警戒1号配備 (警戒1号)	当日の日雨量が 50 mmを超 えたとき	当日の日雨量が 80 mmを超 えたとき	当日の日雨量が 100 mmを超 えたとき
警戒2号配備 (警戒2号)	当日の日雨量が 50 mmを超 え、時間雨量が 30 mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mmを超 え、時間雨量が 30 mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mmを超 え、時間雨量が 30 mm程度 の強雨が降り始めたとき

※ 雨量のデータについては、山形地方気象台及び国土交通省新庄河川事務所等最寄りの雨量観測施設から収集する。

2 配備体制の時期及び内容

- (1) 町長は、災害に対処するため、災害の状況により別に定める配備体制のうち必要な非常配備体制を指令する。
- (2) 町長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の課に対し種別の異なる非常配備体制を指令する場合がある。
- (3) 町長は、震度4の地震の地震を記録したときにおいて、災害対策本部を設置するまでに至らないと認めたときは、警戒配備を指令する。

3 警戒本部

町域に震度4の地震を記録したとき、又は災害の状況により総務課長が必要と認めたときに、配備及び災害応急対策の実施を警戒本部により行う。

警戒本部は、総務課長を本部長とし、総務課長補佐を副本部長とする。

また、総務課長不在の場合は、総務課長補佐が本部長代行となる。

なお、警戒本部の組織及び業務分担は、災害対策本部の規定を準用する。

4 各部の配備・動員計画

- (1) 各災害対策部長となる課長等は、毎年4月1日をもって勤務時間外動員用職員名簿を作成し、4月末日まで（人事異動があった場合はその日から14日以内）に総務課長を経由して町長に提出する。
各課長等は、平常時から職員に非常配備体制動員計画の周知徹底を図るよう努めなければならない。
また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに関係職員に対しその旨の周知徹底を図る。
- (2) 各部の配備・動員計画は、次の内容により作成する。
 - ① 勤務時間外動員用職員名簿
 - ② 職員参集（予定・報告）表
 - ③ 職員動員伝達系統表
- (3) 総務課長は、各課長等から報告された配備・動員計画の写しを適切に管理するとともに、その都度課内担当者に周知し、非常時の動員連絡に万全を期する。

5 職員の動員配備体制

警戒体制につく。

課名	業務内容
総務課	① 職員動員の連絡 ② 気象情報の収集 ③ 災害情報の収集・伝達 ④ 災害危険箇所のパトロール ⑤ 避難の準備指導 ⑥ 警戒1号配備下の統括

(1) 警戒配備

警戒配備が指令された場合、以下の表による課の適当な人員の職員をもって、災害対策本部設置時における各部の活動体制の準備を行うとともに、次の業務を行う。

課名	業務内容
総務課 出納室 議会事務局	① 町長、副町長及び教育長への情報伝達 ② 災害対策本部設置の準備 ③ 職員動員の連絡及び動員職員の把握 ④ 動員職員の食料調達 ⑤ 車両の手配及び運行 ⑥ 臨時電話の架設 ⑦ 応急物資及び資機材の調達 ⑧ 災害対策用資金の準備 ⑨ 防災関係機関との連絡調整 ⑩ 避難の勧告・指示 ⑪ 警戒配備下の統括
企画課	① 町民への広報 ② 報道機関との連絡調整
建設課	水道施設被害情報の収集及び応急措置
産業課 農業委員会事務局	① 農林産物被害情報の収集及び応急措置 ② 農地・農業用施設被害情報の収集及び応急措置 ③ 林道被害情報の収集及び応急措置 ④ 商工被害情報の収集及び応急措置
町民課	① 住民の避難対策 ② ごみ、汚物の氾濫情報の収集及び応急措置
福祉課	福祉施設の被害情報の収集及び応急措置
町立病院	負傷者の受入れ準備
教育委員会	① 教育関係施設被害情報の収集及び応急措置 ② 児童生徒の避難対策

(2) 非常配備体制

町域において震度5弱以上の地震が観測されたとき、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、並びに町長が必要と認めたとき、第1次配備発令の段階においては、警戒配備の人員の他にあらかじめ指名された職員により応急対策活動を行い、第2次配備が発令された場合は、全職員により応急対策活動を行う。

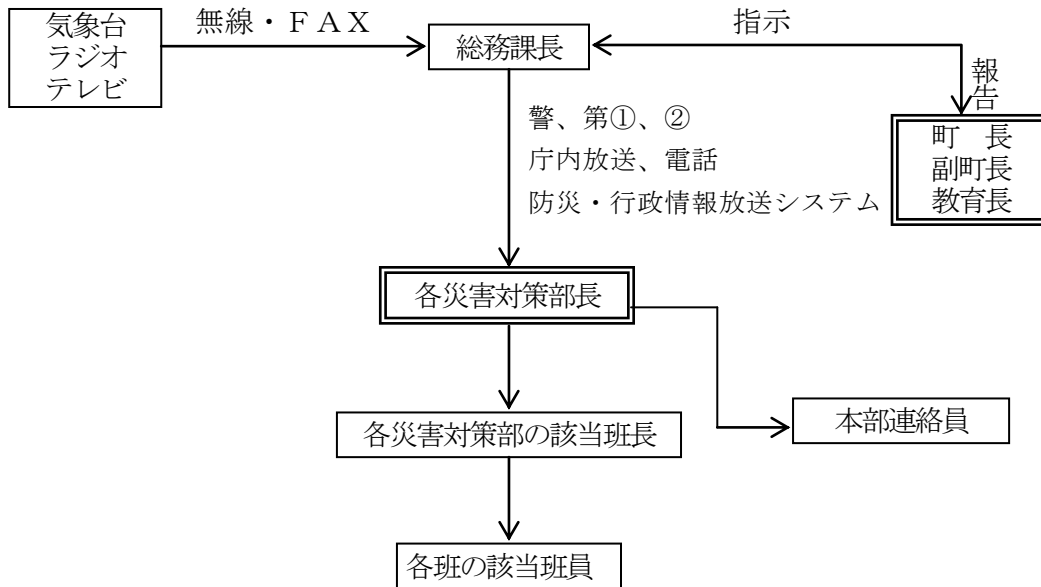
応急対策活動の業務内容は、それぞれの各部各班の災害対策本部業務分担による。

6 動員の伝達（連絡）方法

(1) 勤務時間内における伝達

警戒配備の伝達は、庁内放送、庁内電話、防災・行政情報放送システム等により総務課長が行う。

図3-2 勤務時間内における連絡伝達系統図



注) 警：警戒配備、第①：第1次配備、第②：第2次配備

(2) 勤務時間外における伝達

警戒配備の伝達は電話、携帯電話及び防災・行政情報放送システム等により総務課長が行う。

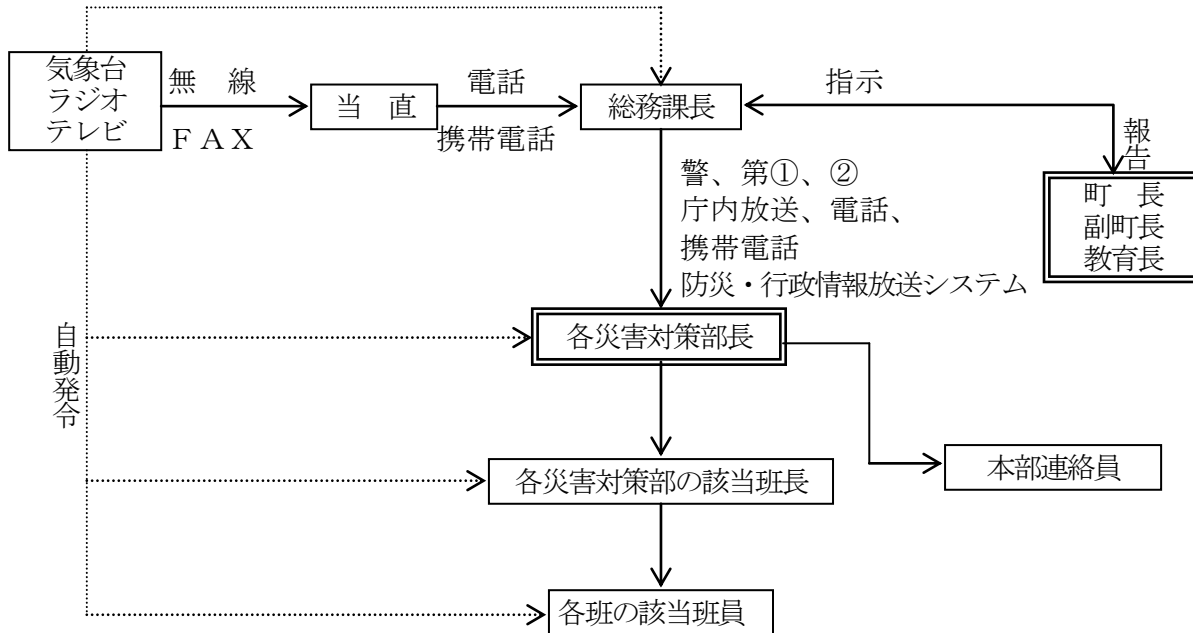
なお、電話が不通の場合は防災・行政情報放送システムや人員による伝令等の最善の方法で職員に通知するものとする。

(3) 職員の自主参集

職員は、夜間・休日等の勤務時間外に震度4以上、又は気象警報の発表等を知ったときは、指令の有無に関わらず配備相当の動員指令が自動的に発令されたものとして参集し、直ちに応急活動を行うものとする。

なお、交通混乱、途絶により登庁できない職員は、通信可能な手段により、所属の長に連絡する。

勤務時間外における連絡伝達系統図（夜間・休日等）
（自動発令）



注) 警：警戒配備、第①：第1次配備、第②：第2次配備

7 動員状況の報告及び職員の服務

(1) 動員状況の報告

各班の長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて総務部に報告する。

報告の時期については、災害発生後30分以内に第一報、以降本部長が特に指示した場合を除き60分毎とする。

総務部は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長（総務課長）を通じて本部長（町長）に報告する。

(2) 非常時の措置

① 災害の状況により、勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき災害応急対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属長若しくは最寄り施設の責任者に連絡する。

② 災害のため緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、貸与されている作業服、作業帽、長靴等を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

③ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第4款 広域応援計画

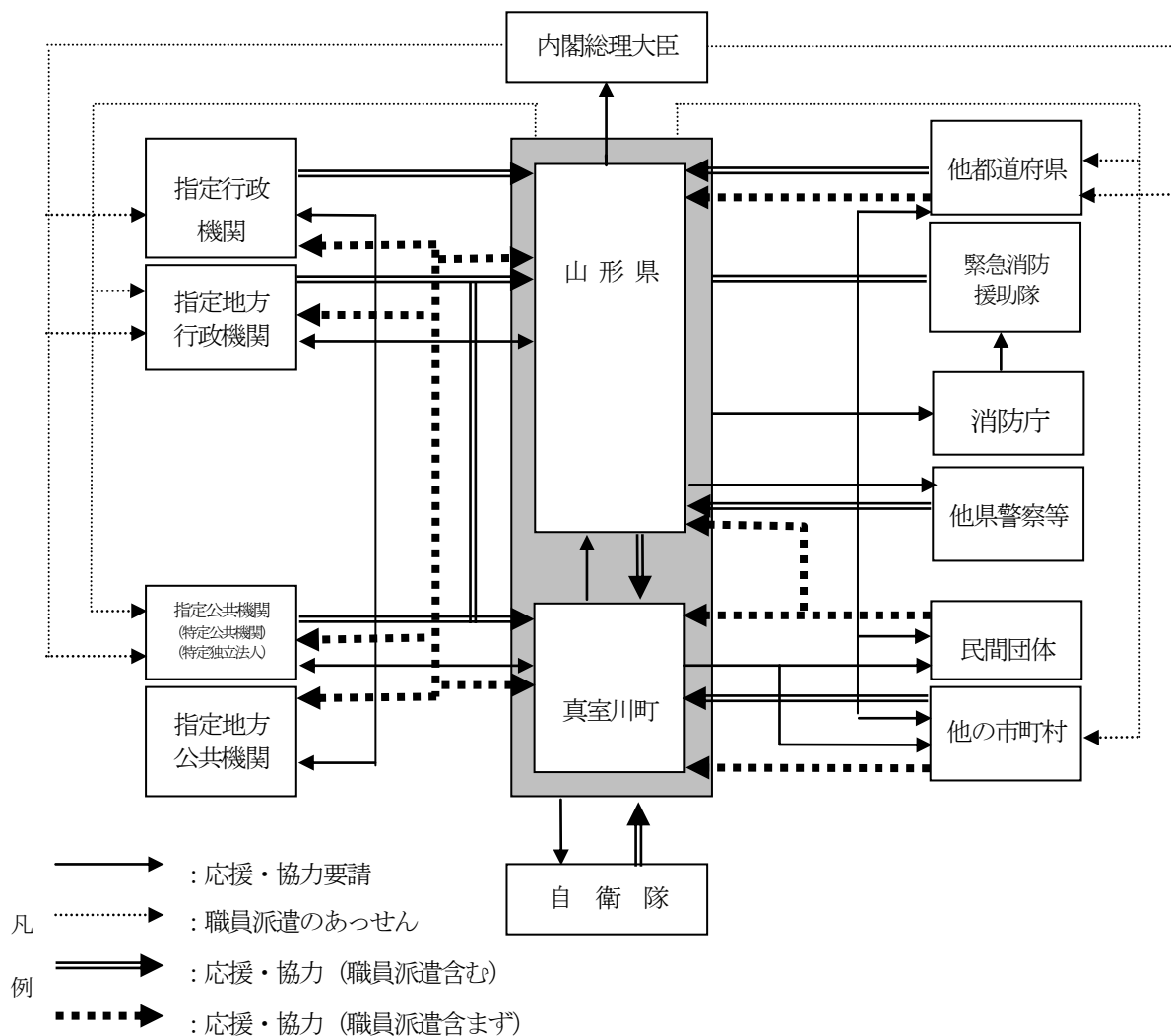
1 方針

被災していない市町村、都道府県及び民間団体等の協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、自衛隊

3 広域応援計画フロー



4 県に対する要請

(1) 本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により町長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

① 連絡先及び方法

本部長（町長）は、県危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（県防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

イ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

② 知事は、本部長（町長）から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

(2) 本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあっせんを要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

5 市町村に対する要請

(1) 本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

(2) 町長は、本町が災害を受けていない又は被害が軽微なとき、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づいて応援を要請された場合は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

(3) 町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

6 指定地方行政機関等に対する要請

(1) 本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由

- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ⑤ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、本部長（町長）から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

7 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

8 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）

- (1) 本部長（町長）は、災害の発生に際し、町民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- (2) 本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

9 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

町は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。

(2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

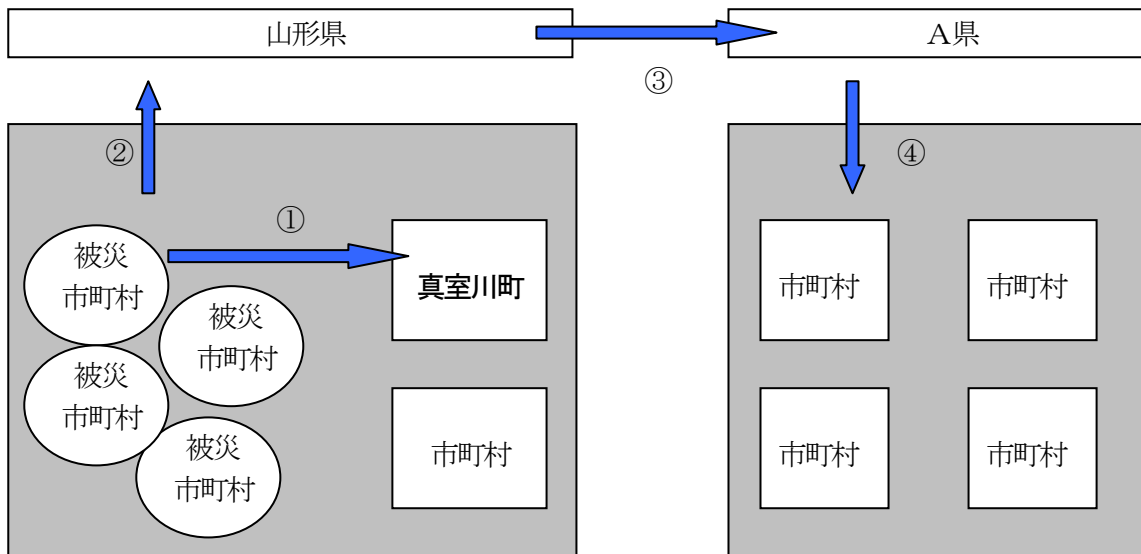
- ① 本部長（町長）は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
- ② 知事は本部長（町長）から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ③ 本部長（町長）又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。
 - ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
 - イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
 - ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

10 広域避難受入計画

(1) 計画の概要

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入れ方法を含めた手順等を定める。

(2) 広域避難受入計画フロー



① 受入れに係る協議（原則）〔被災地支援に向けた役割分担の明確化〕

本部長（町長）は、県危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（県防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

ア 町は、被災他市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町村と直接協議するものとする。

また、山形県以外の都道府県の市町村の受入れについては、山形県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

イ 県は、町から求めがあった場合には、本町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

ウ その他の協議

（ア）救援物資の提供に向けた連携について

（イ）人的、物的支援の要請への対応について

② 町の備え

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

③ 広域被災者への配慮

ア 町及び県は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 町及び県、防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

④ 受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、真室川町避難者受入支援本部（仮称）を組織の上、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部（仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、あっせん 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

11 資料

- (1) 山形県広域消防相互応援協定書（資料編 16 頁）
- (2) 山形県広域消防相互応援協定運用について（資料編 19 頁）
- (3) 山形県消防広域応援隊に関する覚書（資料編 23 頁）
- (4) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（資料編 140 頁）

第5款 自衛隊災害派遣計画

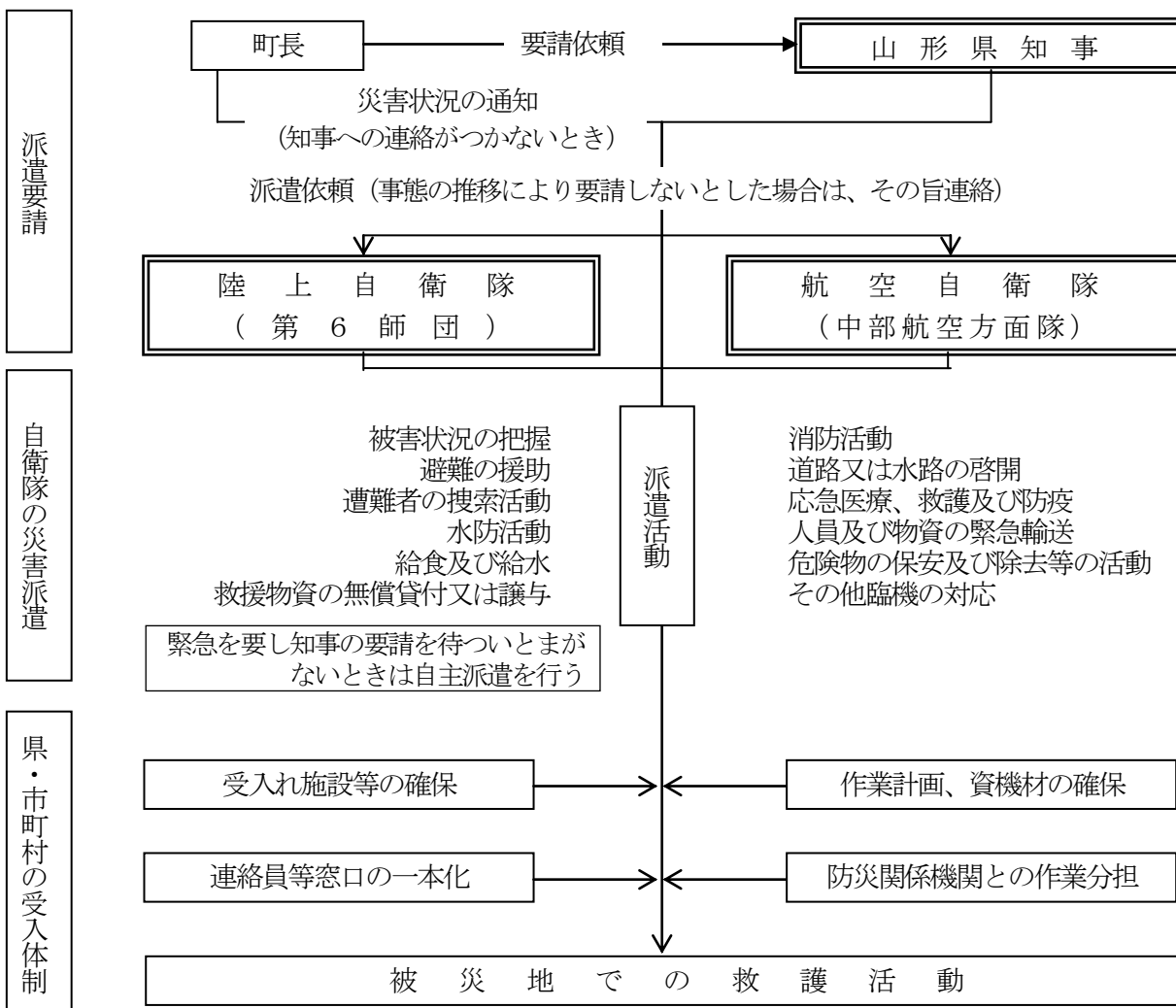
1 方針

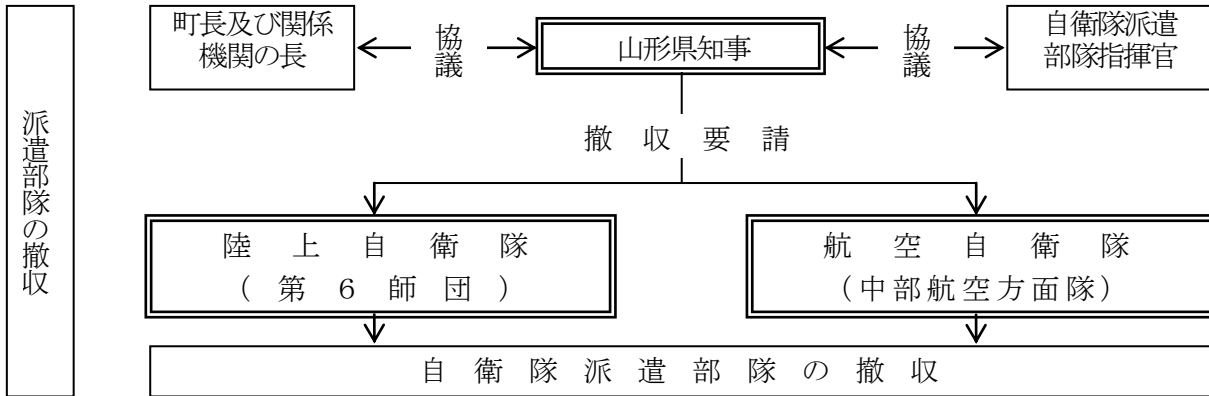
災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	自衛隊

3 自衛隊災害派遣計画フロー





4 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

5 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

救 援 活 動 区 分	内 容
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 本部長（町長）の知事に対する派遣要請依頼

① 本部長（町長）は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（危機管理課）に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、県防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

② 本部長（町長）は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、本部長（町長）は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 本部長（町長）の自衛隊に対する緊急通知

本部長（町長）は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、自衛隊法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、本部長（町長）は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

- ④ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること
- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- (1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を県防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。
 - ① 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - ② 指揮官の官職及び氏名
 - ③ 部隊の受入れに必要な体制
 - ④ その他必要な事項
- (2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに町にその内容を連絡する。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除
本部長（町長）は、知事及びその他の防災関係機関の長と打合せのうえ、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
本部長（町長）は、知事と協力し、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。
 - ① 作業箇所及び作業内容
 - ② 作業の優先順位
 - ③ 作業実施に必要な図面の確保
 - ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
 - ⑤ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入れ施設等の確保
本部長（町長）は、知事と協力し、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。
 - ① 事務室
 - ② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）
 - ア 小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
 - イ 中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
 - ウ 大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
 - ③ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - ④ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

10 自衛隊災害派遣部隊の撤収

- (1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう本部長（町長）、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。
- (2) 災害派遣撤収手続

知事は、災害派遣撤収手続に当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

11 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

12 派遣要請先及び連絡窓口

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 0 7 5
	ファクシミリ 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線 5 7 5 4
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 3 3 (夜間・休日当直 内線 2 2 0 4)
	ファクシミリ 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線 2 2 6 9

13 資料

- (1) 自衛隊災害派遣要請事務手続系統図 (資料編 180 頁)

第6款 災害ボランティア活動支援計画

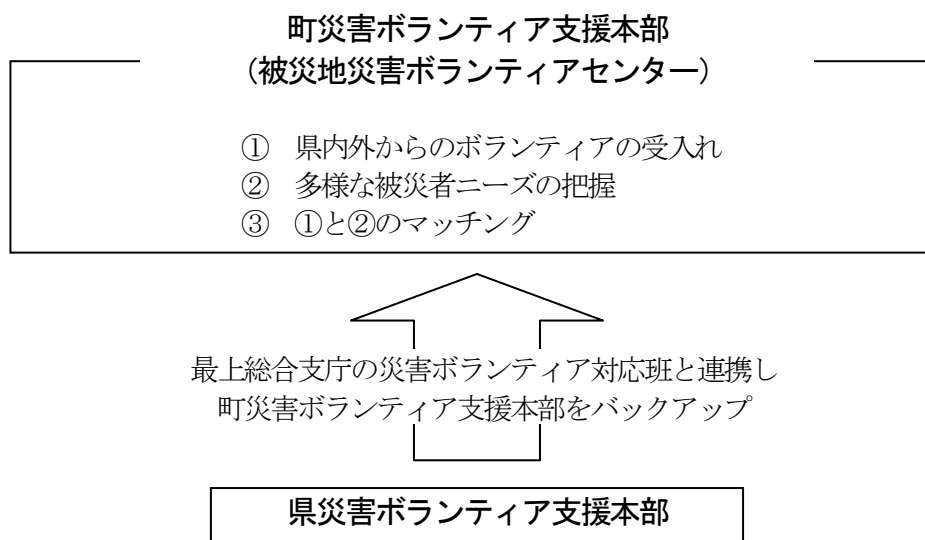
1 方針

地震により被害が発生した場合に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町及び県等が実施する災害ボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	福祉課
関係機関	最上総合支庁、社会福祉協議会

3 災害ボランティア活動計画フロー



4 町災害ボランティア支援本部

(1) 町災害ボランティア支援本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 町災害ボランティア支援本部の運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

- ① ボランティアの受入れ
- ② 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握
- ③ ボランティア活動の調整及び派遣要請等
 - ア 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。
 - イ 必要に応じて県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。
- ④ ボランティア活動への支援・協力
 - ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点を提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

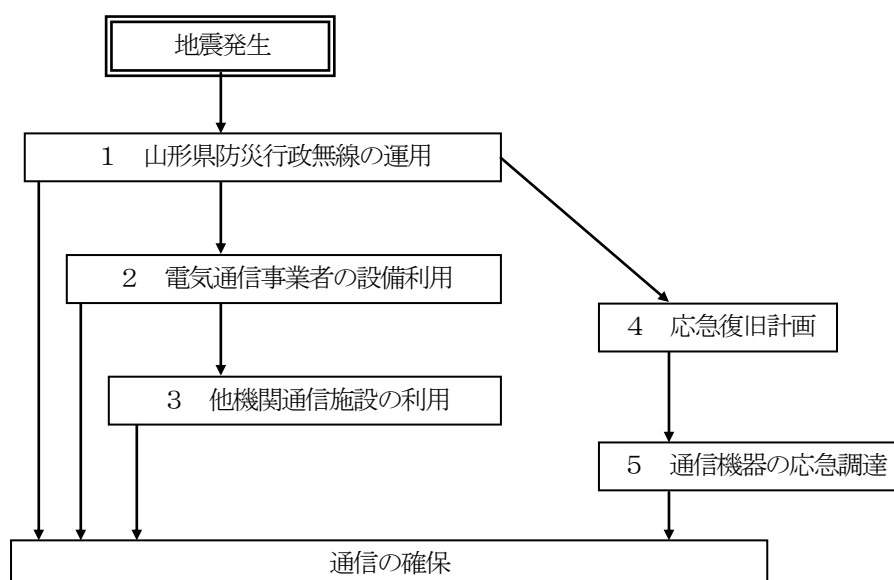
1 方針

災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、企画課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署、東日本電信電話株式会社山形支店

3 通信計画フロー



4 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ① 町防災・行政情報放送システム 町・消防及び県内防災関係機関等との連絡
- ② 電気通信事業者設備 NTT加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

- ① 災害発生時には、防災・行政情報放送システムを中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- ② 防災・行政情報放送システムが使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ③ 防災・行政情報放送システムに加え、電気通信事業者設備や他機関の通信施設も使用不能となった場合は（社）アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

5 災害発生時の通信連絡

(1) 防災・行政情報放送システムの運用

災害に関する予報等の伝達及び災害情報の収集及び伝達は、真室川町防災・行政情報放送システム及び山形県防災行政無線を活用して迅速、的確に行う。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

① 非常緊急通話の利用

災害時において町が公益の利用のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用する。

(災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条)

② 災害時優先電話の使用

災害発生時には、電話回線の混雑等により通信障害が予想されるため、町は、あらかじめ東日本電信電話株式会社山形支店に申請を行い、承諾を得た災害時優先電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

① 町は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、山形県、東日本電信電話株式会社山形支店、山形県警察（新庄警察署）、最上広域消防本部（消防署北支署）、東北地方整備局（新庄河川事務所）、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社、又は東北電力株式会社新庄営業所の所有する通信設備の利用を要請する。（電気通信事業法第 8 条、災害対策基本法第 57 条、消防組織法第 23 条又は災害救助法第 28 条）

② 災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

③ 電話による通信が困難な場合には、警察、消防、電気通信事業者等他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

通信依頼先	通信依頼先所在地
新庄警察署真室川駐在所	真室川町大字新町 265-4
新庄警察署及位駐在所	真室川町大字及位 424-15
新庄警察署安楽城駐在所	真室川町大字大沢 900-2
新庄警察署釜淵駐在所	真室川町大字釜淵 904-8
最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）	真室川町大字新町 126-3

④ 通信施設の応急・復旧措置

ア 町は、被害を受けた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

イ 町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼し、通信機器の応急調達に努める。

⑤ 報告・通報システムの確保

ア 町は、災害に備え、災害情報の報告・通信に使用する指定電話を定め窓口の統一を図り、災害時においては、指定電話の利用を制限し通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 災害発生時には、前記①～⑥までの措置を講じ、その段階において利用可能な通信手段を確保するとともに、その拡大を図る。

第2款 地震情報等伝達計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるため、町、県、国及び放送機関等の防災関係機関が、地震情報等を迅速かつ正確に町民に伝達するための方法について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、企画課
関係機関	山形地方気象台、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 地震情報等

(1) 地震情報等の発表

山形県に関わる地震情報等は、気象業務法第 15 条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、真室川町及び町民へと伝達されるが、その流れは地震情報等の受領・伝達経路図により伝達する。

なお、地震情報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

- ① 「地震情報」は、震度 3 以上を観測した場合、3 に揚げる情報のうち「震度速報」が 2 分以内に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。
- ② 山形地方気象台は、地震発生後、大雨により土砂災害の発生が懸念される場合、大雨注意報・警報基準を変更することがある。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。

(3) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

種類	発表基準	内 容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(4) 真室川町の地震情報に用いる地域名称

真室川町における地震情報に用いる震度の地域名称は、「山形県最上」である。

4 地震情報等の伝達

町、山形地方気象台、県（危機管理課）、県警察本部及び防災関係機関は、地震情報等の受領・伝達経路図により伝達を行う。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した地震情報等をNTT専用回線を利用した防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関及びその他の防災関係機関へ伝達する。

なお、全国瞬時警報システムを設置している機関は、気象庁から消防庁を経由し、伝達を受けることもできる。

(2) 県（危機管理課）

県は伝達された地震情報等を、県防災行政通信ネットにより速やかに町、消防本部及び関係機関に伝達する。

(3) 町及び消防本部

町及び消防本部は、伝達された地震情報等を、防災・行政情報放送システム、巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

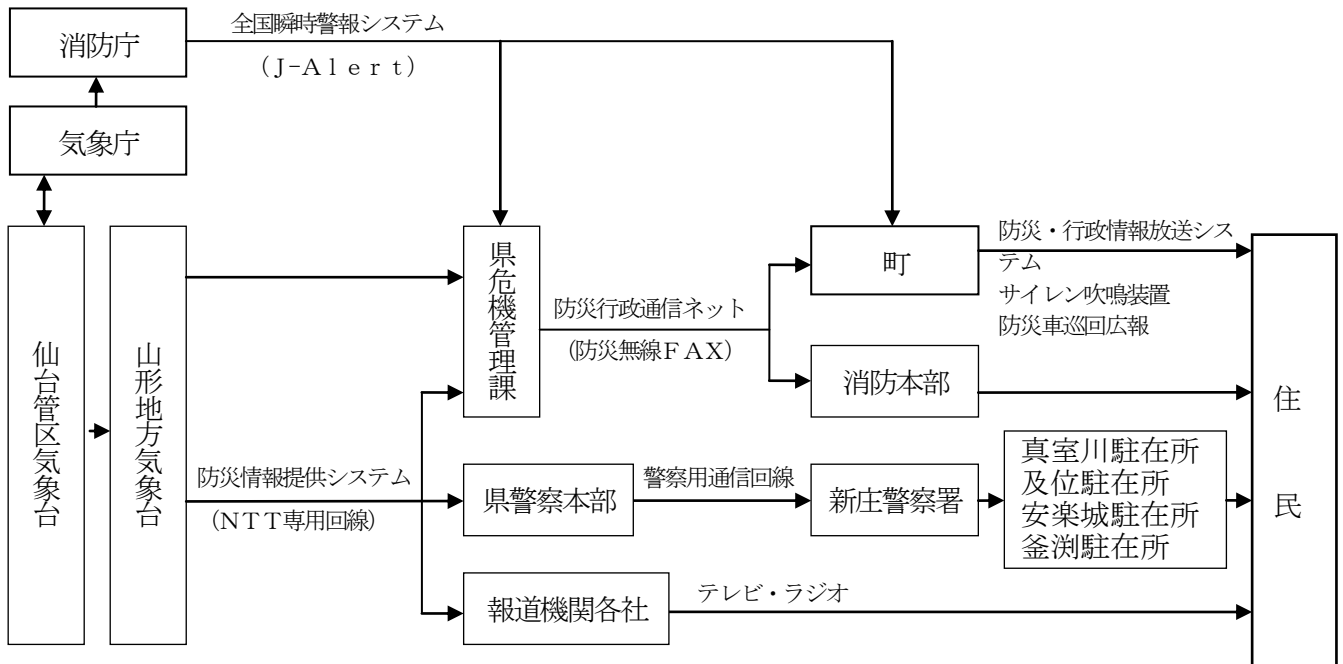
(4) 報道機関

報道機関は、伝達された地震情報等を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(5) その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された地震情報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

地震情報等の受領・伝達の経路図



第3款 災害情報の収集・伝達

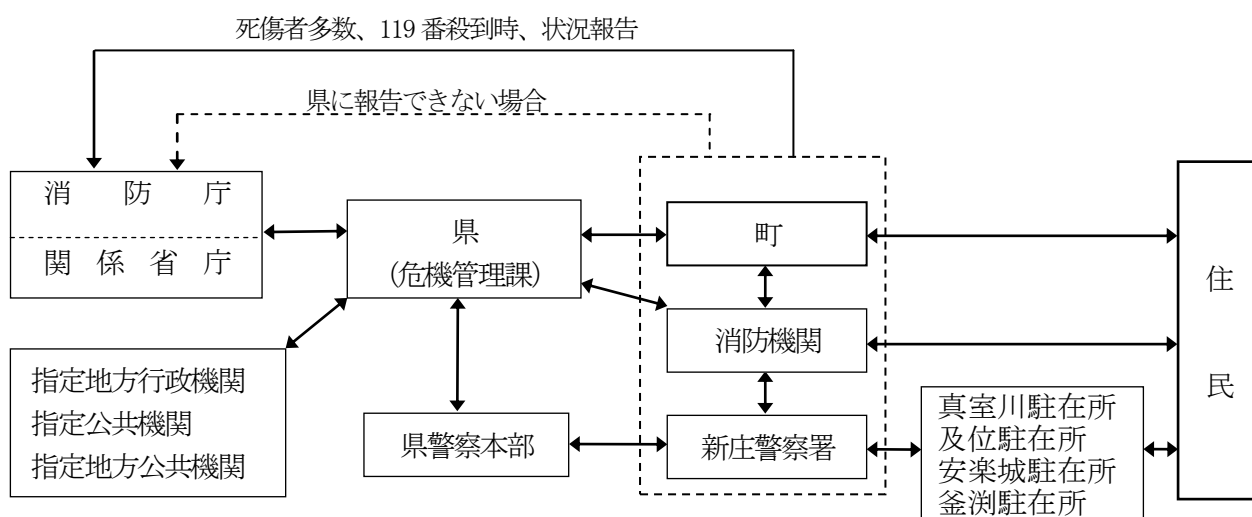
1 方針

地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、町及び防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、企画課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署、東日本電信電話株式会社山形支店

3 災害情報収集・伝達計画フロー



4 異常現象発見時の通報

(1) 対象となる異常現象・気象

① 異常現象

水面の昇降、地表面の亀裂、地すべり、異常出水、浸水、漏水等

② 地震に関する事項

数日以上にわたり頻繁に感じるような地震

(2) 災害発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

(3) 通報を受けた警察官は、速やかにその旨を町長に通報しなければならない。

(4) 町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて災害対策基本法第65条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

(5) 通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

① 県知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）

② 最上総合支庁、新庄警察署及びその他の防災関係機関

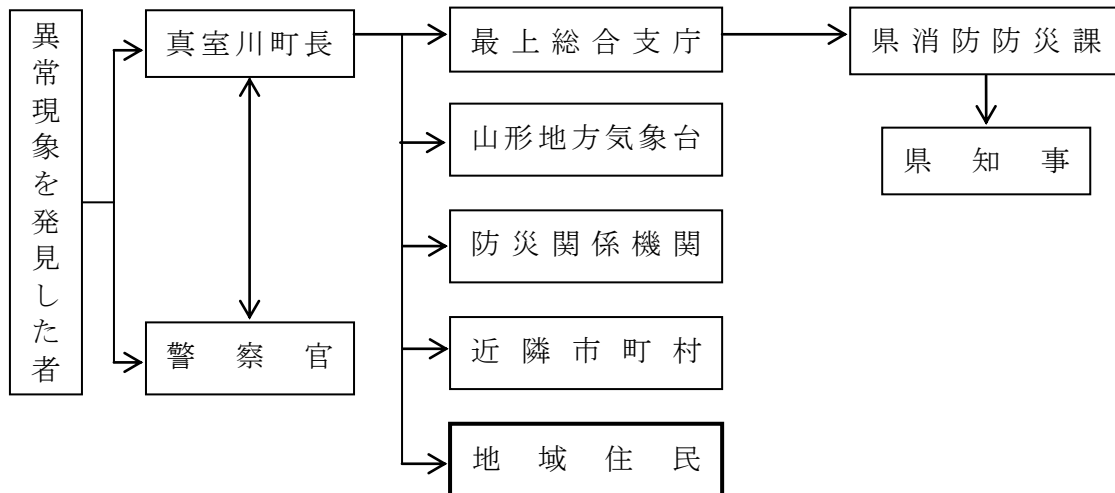
③ 山形地方気象台

④ 近隣市町村

(6) 町長は、(5)による通報と同時に住民に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

(7) その他異常現象の通報は、次の系統による。

<異常現象の通報系統>



5 被災情報の収集伝達計画

災害が発生した場合、被害状況の調査及び災害情報の収集は、応急対策及び復旧の基礎となるため、迅速かつ的確に行うものとする。

また、大地震のような同時多発型の災害時には、町だけで十分な災害応急対策を実施することは不可能となることが予測され、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の派遣、救援物資・資機材の調達等、さまざまな応急対策の実施を県、国、その他関係機関に要請していく必要があることから、町の被害状況や措置状況を県（危機管理課）に逐次報告する。

(1) 災害情報収集体制の確立

- ① 町内で震度4が発生したときは、「真室川町職員の配備基準」に基づき、速やかに所要の配備体制をとるとともに、対策部ごとに担当分野の情報収集を行い、総務部において集約する。
- ② 各自主防災組織の責任者は、災害を覚知したときは、直ちに町災害対策本部に電話等によって通報する。
- ③ 災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる町職員から被災状況を聞き取り調査する。

(2) 収集すべき情報

- ① 災害発生直後においては、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで、必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）、人命救助に必要な情報の収集を第一とする。また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集する。
- ② 避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは通信手段の確保又は新設に努めるとともに、町職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。
- ③ 法令等で報告を義務づけられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行う。

(3) 被害調査要領

災害現地調査は次の要領により行う。

- ① 災害発生初期には、全庁を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- ② 現地調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の応援を求めて実施する。
- ③ 被害調査にあたっては、県地域防災計画における被害判定基準の定めるところにより被害認定を行う。
- ④ 被害が甚大で、被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは、被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ⑤ 状況の把握、被害調査については、新庄警察署、県機関及び他の関係機関と密接な連絡のもとに行う。

(4) 被災状況等の報告

災害（災害対策基本法第2条第1項第1号に定める災害）又は震度4以上の地震が発生したときは、県（危機管理課）に災害発生の第一報を伝達するとともにその経過に応じて最上総合支庁及び関係機関に逐次状況を報告する。

なお、県に報告できない場合、消防庁に直接報告する。この場合において連絡できるようになった後は、原則通りに報告する。（災害対策基本法第53条）

① 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

② 報告の種類及び期日

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて、災害情報、災害速報、災害中間報告、災害確定報告及び災害年報の5段階に区分し、県災害報告取扱要領に定める様式に基づいて報告する。

報告の種類及び期日

報告の種類	様式	提出期限	摘要
災害速報	第1号	即時	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生したが被害（状況）が把握できないとき
災害情報	第2号～第13号	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	災害が発生したとき
災害中間報告	第14号	消防防災課が指示するとき以降順次	
災害確定報告		応急対策を終了した後10日以内	
災害年報	第15号	2月15日	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について

報告の種類	様式	提出期限	摘要
			て、翌年1月31日現在で明らかになったもの

③ 報告の方法

報告は原則として、県防災行政無線電話、ファクシミリにより速やかに報告し、これが難しい場合は、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。災害確定報告は必ず文書で報告する。

(5) 各種被害報告

① 災害発生報告以外の各種被害報告

災害発生報告以外の各種被害報告については、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取り扱いによる。

次のア～サまでの被害について、町長は速やかに所轄の事項について最上総合支庁を経由して、県知事に報告を行う。

ア 人、住家被害等全般的被害

イ 農林水産業被害

ウ 道路被害

エ 河川被害

オ 砂防施設、地すべり・急傾斜地崩壊・土石流・土砂崩壊防止施設の被害

カ 下水道施設被害

キ 貯水池、ため池被害

ク 鉄道施設被害

ケ 水道施設被害

コ 電信電話施設被害

サ 電力施設被害

第4款 広報計画

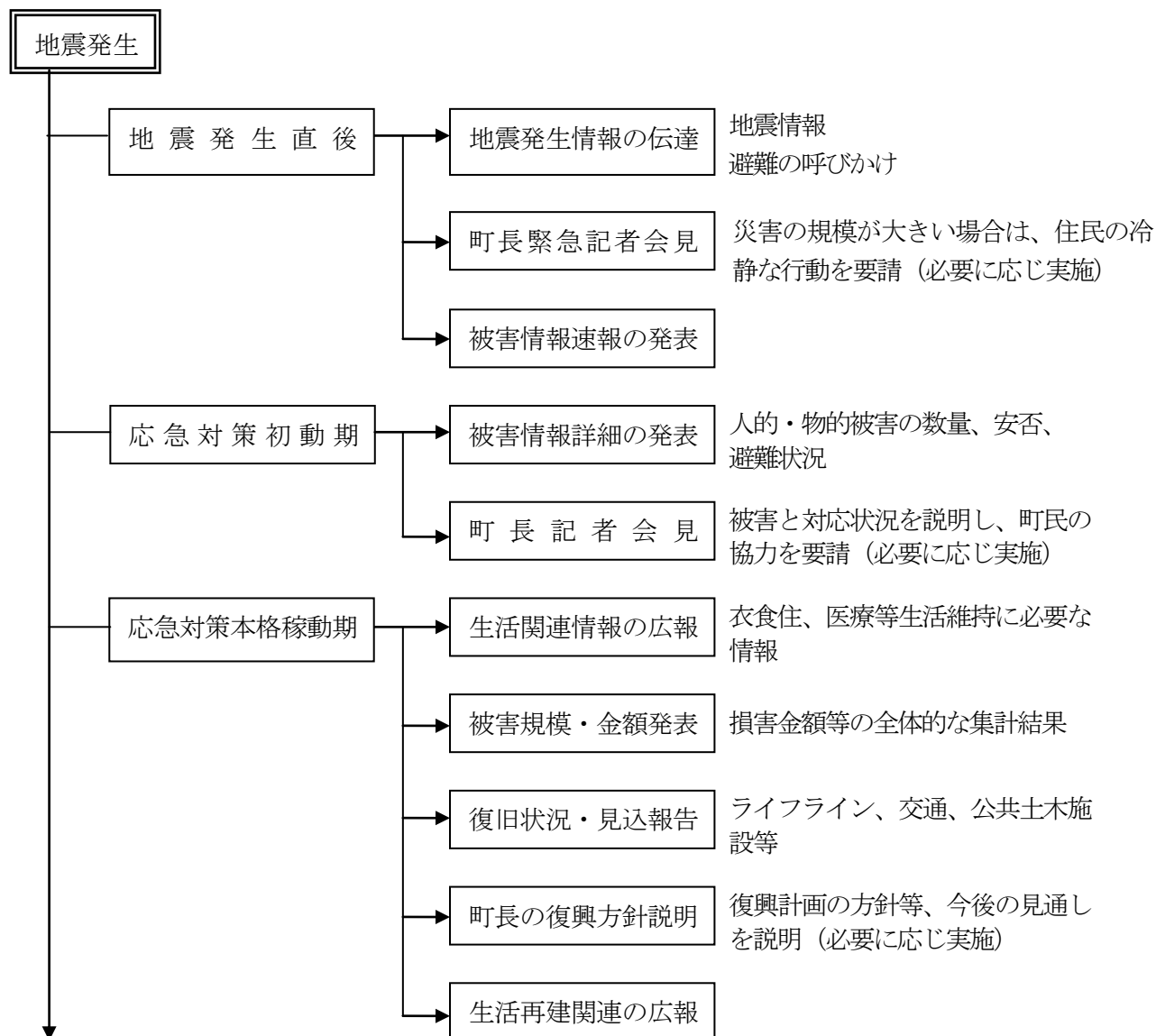
1 方針

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、企画課
関係機関	—

3 広報計画フロー



4 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

5 町の広報活動

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 町内会等を通じた情報伝達
- ③ 住民相談所の開設
- ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- ⑤ 有線放送、防災・行政情報放送システム、緊急速報メール等のメディア及びインターネットの活用

(3) 項目

- ① 安否情報
- ② 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ③ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- ④ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- ⑤ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

6 放送機関等による災害時の情報提供

放送機関等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

(1) 緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合、町は、県に対し「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送機関に対する放送要請を依頼する。

(2) 放送局に対する放送の要請

- ① 災害に関する予警報及び災害に対してとるべき措置について、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し、住民へ必要な情報を提供する。
(災害対策基本法第57条)
- ② 要請は原則として、県を通じて行うものとするが、県との通信が途絶している等の特別な事情がある場合には、放送機関に対し直接要請を行う。
- ③ 県への要請先

	最上総合支庁	県危機管理課
一般加入電話	0233-29-1209	023-630-2231
一般加入電話FAX	0233-22-4842	023-633-4711

④ 各放送局への要請先

機関名	所在地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161（夜間電話）	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形（TUY）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン （SAY）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-624-0805

⑤ 放送要請の要領は次のとおりとする。

ア 放送要請の指示

町は、災害時において緊急を要する通信のために特に必要と認めた場合は、放送連絡責任者に対して、放送要請手続きをとるよう指示する。

イ 災害放送連絡責任者

放送の要請に関する手続きを円滑に実施するため、企画課長を放送連絡責任者とする。

ウ 放送要請の決定

放送要請は本部長（町長）が決定する。本部長不在の場合は、副本部長が決定する。

エ 放送要請文の作成

要請文には要請の理由、放送事項、放送日時、系統（対象地域、媒体等）、その他必要事項を記す。

オ 放送機関への要請

県危機管理課あるいは各放送機関に、ファクシミリ又は電話等により要請する。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 各段階における広報活動

① 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

地震発生を旨を速やかに周知する。（発生時刻、場所及び被害状況等）

② 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 安否情報

イ 住民に対する避難勧告等

ウ 給水、炊き出しの実施、物資の配給情報

エ 避難所の開設状況

オ 災害の状況

③ 災害応急対策の本格稼働期（地震発生後概ね3日以降）

ア 消毒・衛生及び医療救護情報

- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 被害認定・り災証明の発行
- エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報

④ 復旧対策期

- ア り災証明の発行
- イ 生活再建資金の貸し付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

(2) 実施方法

- ① 住民に対しては、防災・行政情報放送システム、緊急速報メール、町ホームページ、広報車、消防車、掲示、チラシ等により、状況を周知し協力を依頼する。
- ② その他各機関には、電話、自動車等で情報伝達を行う。
- ③ 報道機関への広報については、収集した情報の事実を確認し、速やかに公表する。その場合、規模が大きく、また、長時間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。
- ④ 無線ファクシミリ利用による同時送信の積極的利用する。(送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録)
- ⑤ 県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と住民への伝達事項を依頼する。
- ⑥ アマチュア無線局の設置
災害発生時に町内外のアマチュア無線局を効果的に活用するため、庁舎内に無線局を設置する。

8 安否情報の提供

町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、必要に応じて安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要に報道機関の協力を得て公表する。

9 広報活動活動上の留意点

- (1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の措置を講じる。
- (2) 町は県と協力して、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 町は県と協力して、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復旧計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動

被災者からの相談・要望・苦情等を受け、適切な処置を行うため、次のような体制を整備し、広聴活動の展開を図る。

- ① 被災住民、自主防災組織及び町内会の相談に応じる窓口を企画部に開設する。
- ② 避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに関係各対策部班に連絡して早期解決に努める。
- ③ 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応じる。

第3節 避難計画

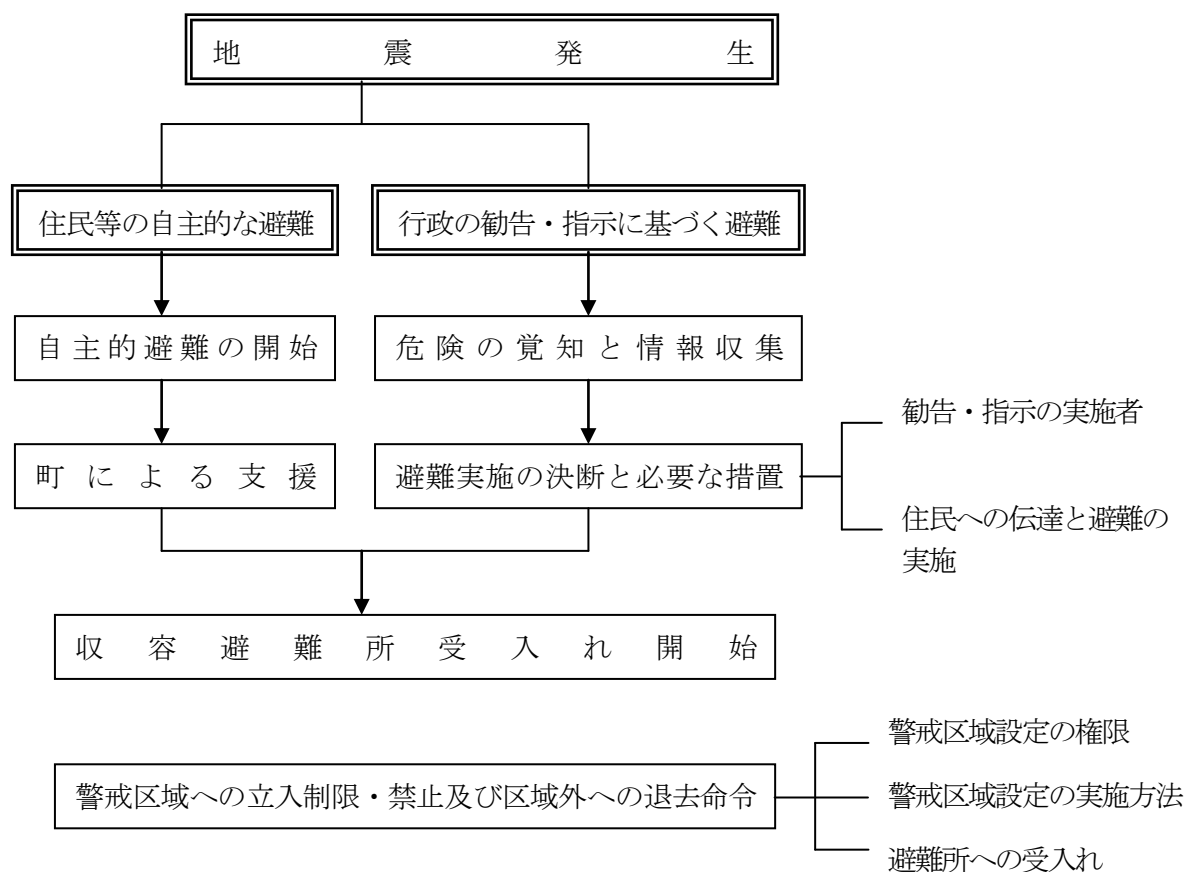
1 方針

地震に伴う二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 自主防災組織

3 避難勧告・指示応急対策フロー



4 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要配慮者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

(2) 支援措置

町は、住民から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

5 行政の勧告または指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

- ① 町は、地震等の情報を収集するとともに、町域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難勧告・指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。
- ② 町は、余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。
また、災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。
- ③ 土砂災害防止法第26条、第27条及び第29条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第60条に基づき、原則として本部長（町長）が実施する。
その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。
具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
情報 避難 準備	町長	・避難準備情報	・災害が発生するおそれがあり、災害時要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき
避難 勧告 及び 指示	町長	・立退きの勧告 ・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（法第60条） (報告) 町長→知事
	知事	・立退きの勧告 ・立退き及び立退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 →市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（法第60条）

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難の指示等	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第22条） (通知) 水防管理者 → 警察署長
			・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条） (通知) 知事又はその命を受けた県職員 → 警察署長
	警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（法第61条） (通知) (報告) 警察官 → 町長 → 知事
			・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） (報告) 警察官 → 公安委員会
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） (報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者（第6師団長等）

② 避難情報の種類と基準

避難情報の種類と基準は、以下のとおりとする。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要配慮者等に対する避難情報)	・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

③ 避難の勧告又は指示の対象者

避難の勧告又は指示の対象者は、居住者、滞在者及び通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての者とする。

④ 住民等への伝達と避難の実施

ア 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次のことを明らかにして行う。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

イ 避難の広報

- (ア) 避難の勧告又は指示は、関係機関の協力を得て、サイレン、警鐘、防災・行政情報放送システム、標識、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知・徹底する。
- (イ) 町は、災害時要配慮者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

ウ 避難誘導

町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、災害時要配慮者の避難誘導等が災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- (ア) 町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、新庄警察署及び消防機関の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- (イ) 消防機関は、避難の勧告又は指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び新庄警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

エ 避難路の安全確保

本部長（町長）は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定する。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、本部長（町長）が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (法第 63 条)。
	警察官	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第 63 条)

災害種別	設定権者	実施の基準
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長又は町長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限る。(法第63条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第23条の2)
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官又は自衛官が、本部長(町長)に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長(町長)に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

本部長(町長)は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

7 避難の誘導

(1) 避難の方法

- ① 自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難勧告又は指示があった場合において、収容先での救助物資の配給等を考慮し、可能な限り行政区等の集団避難方式により段階的に避難地等へ避難させる。
- ② 町や自主防災組織等が機能しない状況下においては、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に最寄りの広場、グラウンド等安全な場所及び避難地等へ避難する。
- ③ 最寄りの広場、グラウンド及び避難地等へ避難した住民等については、当該場所に危険が迫ったときは、町職員又は警察官等の誘導のもとで、他の安全な避難地等へ避難させる。
- ④ 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者について適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- ⑤ 帰宅が困難な状況においては、避難地から収容避難所へ町職員又は警察官の誘導のもとで移動させる。

(2) 避難路の確保

- ① 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難施設への避難路の周知・徹底を図る。
- ② 災害時に避難路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を回避する
- ③ 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- ④ 町は、必要に応じて、車両及び県防災ヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(3) 避難者の確認

- ① 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職（団）員等による巡視を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認に努め、立ち退きが遅れた者がいる場合は救出する。
- ② 避難の勧告又は指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

8 ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難

近隣の住民の協力を得て避難することになるため、あらかじめ住民の協力体制を確立しておく。

9 学校等における避難対策

学校、社会福祉施設等、多数の者が出入りする施設の防火責任者等は、あらかじめ定めてある消防計画に基づき、迅速な避難体制を確保する。

10 積雪期の避難対策

(1) 避難路の確保

積雪期に災害がおこった場合は、防災関係機関と連携し、避難路の状況の的確な判断及びその確保に努める。

(2) 寒冷期における収容避難所対策

寒冷期においては、避難所の健康管理対策として暖房設備の設置が欠かせないものであるため、暖房器具、暖房用燃料の確保等に努める。

11 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

12 資料

(1) 避難所一覧（資料編 240 頁）

第4節 避難所運営計画

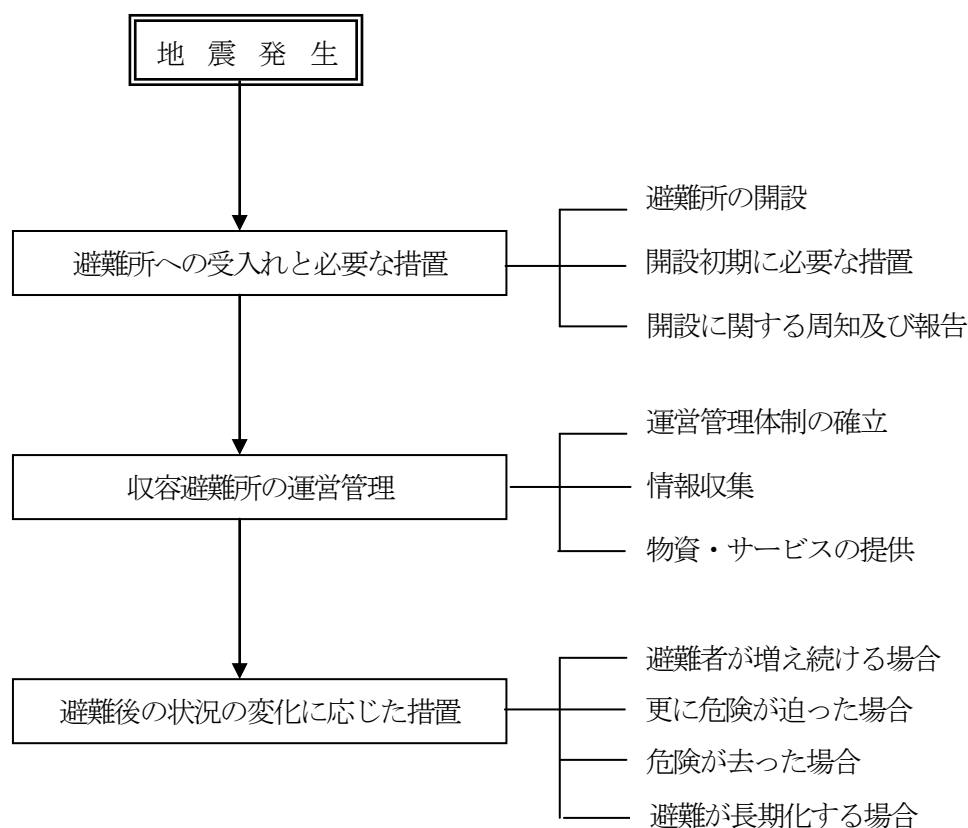
1 方針

地震により災害が発生した場合に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、町民課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署） 自主防災組織

3 避難所運営計画フロー



4 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難を勧告又は指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所（以下この節において「避難所」という。）の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の災害時要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、開設期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内の期間に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続きをとる。

(2) 開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別）を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要となる物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医薬品

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレットペーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎等との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに新庄警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、町長の責任の下で行い、学校その他の施設が避難所となった場合、学校長等の施設管理者は、避難所が円滑に運営管理されるよう町長に協力する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、避難所ごとに、自主的な女性を含めた避難所運営チームを設置して、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、避難所運営チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、聴覚障害を持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。また、特殊公衆電話やテレビ、ラジオを避難所に設置する。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所運営チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

6 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の収容可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に収容する必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は、県（最上総合支庁）に斡旋を依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

7 運営に係る留意点

町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の処遇について十分に配慮する。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(1) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(2) 衛生、給食及び給水等対策

① 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

② 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

- ③ トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。
- (3) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- (4) 災害時要配慮者に配慮した運営、環境整備
 - ① 掲示板、チラシ、通訳者の配置等災害時要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - ② 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
 - ③ 施設のバリアフリー化を図るとともに、災害時要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - ④ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- (5) 男女のニーズの違いに配慮
町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。
特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 各機関への協力要請
町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、新庄市最上郡医師会、新庄地区歯科医師会、山形県看護協会、新庄最上薬剤師会、山形県栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

8 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- (1) 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

第5節 災害警備計画

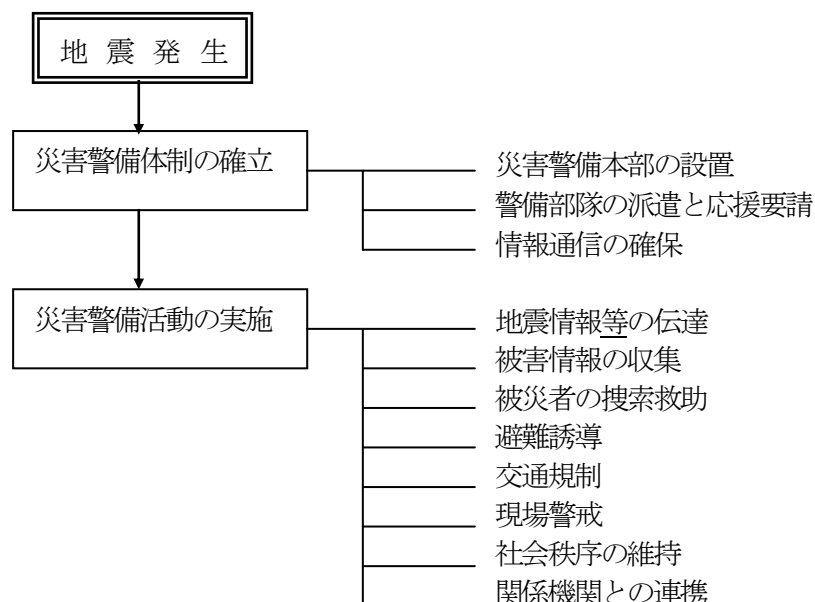
1 方針

震災発生時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町は、県警察が行う災害警備活動について協力する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	新庄警察署、陸上自衛隊第6師団 最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）

3 災害警備対策フロー



4 災害警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、大規模な地震が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、新庄警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。

(2) 警備部隊の派遣と応援要請

県警察は、災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、広域緊急援助隊並びに警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。

(3) 情報通信の確保

地震発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

5 災害警備活動の実施

(1) 被害情報の収集

大規模な地震が発生した場合、新庄警察署の職員は自主参集するとともに、被害状況の把握に努める。また、県警察航空隊は、地震による被害の発生が予想される場合は、ヘリコプターにより上空から被害情報の収集にあたる。

(2) 被災者の捜索救助

倒壊家屋等による被災者の救助活動は、他の警察活動に優先して行うとともに、被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(3) 避難誘導

警察官は、災害現場で活動中に、二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、町災害対策本部に通報して避難勧告の発令を促すとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(4) 交通規制

本編第2章第0節「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(5) 現場警戒

現地災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(6) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(7) 関係機関等との連携

ア 町・県（災害対策本部）

県警察・新庄警察署は、町及び県災害対策本部と、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

イ 消防機関

県警察・新庄警察署は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察・新庄警察署は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 関係団体

県警察・新庄警察署は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要の要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

6 町、町民及び事業所の役割

(1) 町の任務

町は、消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊等との連絡体制を速やかに確立するとともに、消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊等が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に協力する。また、夜間においては、警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

(2) 町民及び事業所の役割

町民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊の救出部隊に協力し救出活動に参加する。また、町・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、被災地における安全確保のため必要な協力を最大限行う。

第6節 救助・救急計画

1 方針

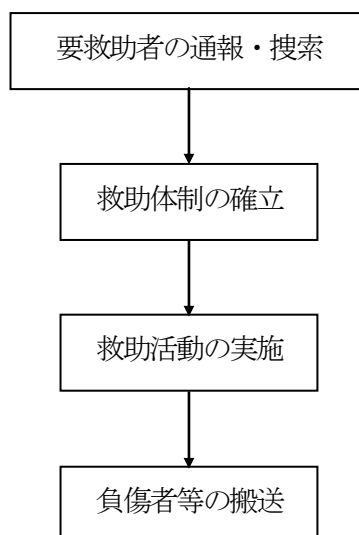
災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課
関係機関	新庄警察署、陸上自衛隊第6師団、消防団

3 救急・救助計画フロー



3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関又は県警察・新庄警察署に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

消防機関、県警察・新庄警察署は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を捜索する。

4 救助体制の確立

(1) 救助活動

① 救助対象者

災害が直接の原因となって、早急に救助しなければ、生命、身体が危険な状態又は生死不明の状態

にあり、次のような状況にある者に対し、救出を実施する。

- ア 火災時に火中に取り残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 土砂災害等により生き埋めになった者
- エ 流失家屋及び孤立したところに取り残された者及び河川等へ転落した者
- オ 大規模な爆発事故、交通事故等のため救出を必要とする者

② 救助隊の編成

災害のため救出を必要とする者が生じた場合は、関係機関の協力のもと救助隊を編成する。

救助隊は、町職員、警察官、消防職（団）員及び地区住民により編成し、災害の規模、救助対象者の数、救出範囲その他の事情に応じ要員を確保する。

③ 関係機関との協力

ア 救助活動を実施する場合は、新庄警察署その他の関係機関と直ちに連絡を取り、地区関係者及び団体の協力を得て万全を期する。

イ 救助に際しては、負傷者の救護活動が円滑に行われるよう、町立真室川病院等と緊密な連絡をとる。

④ 応援要請

町は、災害が大規模で自ら救助活動の実施が困難な場合は、他市町村、県及び新庄警察署に対し、必要とする人員及び資機材について応援を要請する。

ア 消防機関への要請

本部長（町長）及び消防関係の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

イ 民間組織への要請

本部長（町長）は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察・新庄警察署は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察・新庄警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

① 町は必要と認めた場合は、県に対し消防防災航空隊の派遣を要請する。消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。

② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、消防小屋（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

④ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生

き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難な場合は、県に対して、消防防災ヘリコプター或るは山形県ドクターヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する。

第7節 消防活動計画

第1款 消火活動計画

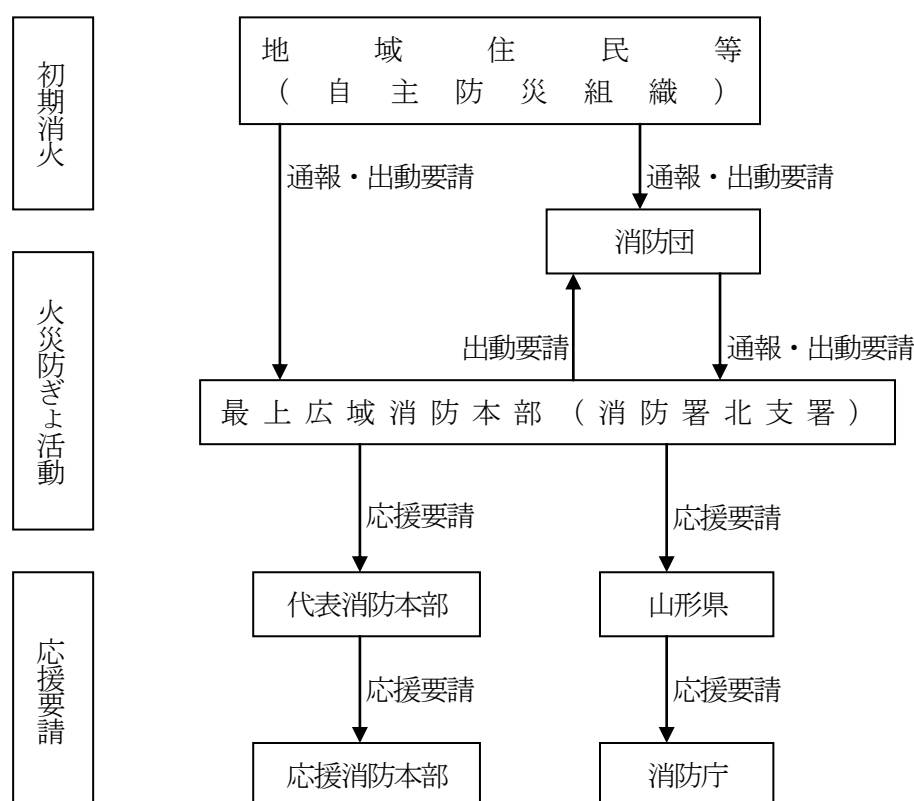
1 方針

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関が実施する消火活動について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 自主防災組織

3 消火活動計画のフロー



4 初期消火

(1) 地域住民等による初期消火

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- ① 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、消火栓等を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

5 火災防ぎょ活動

(1) 消防団による活動

- ① 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに消防小屋（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。
- ② 出動に際しては、最上広域消防本部（消防署北支署）と緊密に連携し、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。
- ③ 現地の火災の状況を把握し、電話等によりその内容を最上広域消防本部等へ連絡する。
- ④ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、最上広域消防隊が到着した場合は、協力して活動する。

(2) 最上広域消防本部（消防署北支署）による活動

- ① 消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。
- ② 次の方法により火災情報の収集にあたる。
 - ア 119 番通報及び駆け込み通報
 - イ 消防吏員の参集途上における情報収集
 - ウ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡
- ③ 緊急通行路の確保
最上広域消防本部（消防署北支署）は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて県警察・新庄警察署に対して交通規制を要請する。
また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、通行妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。
- ④ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。
 - ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して消火活動を行うとともに、延焼の防止に努める。
 - イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。
 - ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命探索、及び残留者の避難誘導を行う。
 - エ 最上広域消防本部（消防署北支署）は、上水道が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
 - オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

6 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村及び県への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認める場合は、山形県広域消防相互応援協定及び山形県消防広域応援隊に関する覚書に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

町長は、(1)による応援をもってしても防ぎよし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

知事は、町長等から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第44条にもとづく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊火災時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

7 資料

- ① 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 16 頁)
- ② 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 23 頁)

第2款 消防計画

1 方針

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、必要な計画防ぎょについて計画をたて、人命の安全確保と災害による被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団 自主防災組織

3 対策の内容

(1) 火災警報発令時の計画

町は、火災警報が発令されたとき、住民に周知徹底を図るため次のことを行う。

- ① 消防団員を待機させ、警戒と出動体制の強化を図る。
- ② 車両による巡回広報を行う。

(2) 火災危険区域の防ぎょ計画

町は、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある区域を火災危険区域とし、次の事項に留意し、小区域に区画し防ぎょ計画を立てる。

- ① 危険区域の設定要件
 - ア 道路地形及び消防水利の悪い地域
 - イ 建築物の粗密及び構造等、火災拡大のおそれのある地域
 - ウ 爆発、引火物件、その他危険物取扱所等があり、特に消防上危険な地域
- ② 防御計画作成要件
 - ア 出動部隊数及び出動隊の所用時間
 - イ 各隊の到着順と水利部署
 - ウ 各隊の進入と担当方向及び防御要領
 - エ 避難予定地及び誘導方法

(3) 特殊建築物防御計画

火災発生の場合、延焼拡大及び人命に対する危険性が潜在する建物については、特殊な防御を要するため、特殊建築物防御計画を立てる。

- ① 特殊建築物の設定要件
 - ア 4階以上で、一方避難の構造、はしご車の架橋不能、無窓等により特に人命危険が高いと認められるもの
 - イ 5階以上の階に不特定多数の出入りするもの
 - ウ 耐火構造であって建築面積1,500㎡以上のもの
 - エ 木造又は防火構造であって建築面積600㎡以上のもの
 - オ 3階以上で避難及び防御上困難と認め消防長が指定するもの
 - カ 危険物、ガス施設等にあつては、貯蔵取扱い数量大なるもので、消防長が指定するもの

(4) 断減水時の計画

消火栓又は流水が、工事、渇水等のため断水又は減水し、消防水利として使用できない場合、又は少

ないとき、使用可能部隊を定め、到着順に応じて水利の統制を行うほか、次の事項により運用する。

- ① 消防ポンプ自動車を優先的に運用する。
- ② あらゆる消防水利を考慮し、中継送水の方式をとる。
- ③ 火災確知と同時に、流水の増配水の手配を行う。

(5) 防ぎよ線の設定

防ぎよ線は、火災が拡大して大火の危険が著しいと判断される場合、道路、緑地、河川、公園等を利用し、これに消防力を結集し、延焼の拡大の阻止にあたる。

(6) 特別警戒

町は、火災発生のおそれが見込まれる場合には、次の要領で特別警戒を実施、災害の未然防止を図る。

- ① 火災警報発令中の特別警戒
- ② 異常気象時の特別警戒
- ③ 特命特別警戒

(7) 救急活動

災害発生時における救急活動にあたっては、医療機関の活動と連携して行うものとする。

(8) 他の消防機関に対する応援要請

町は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、山形県広域消防相互応援協定書並びに山形県消防広域応援隊に関する覚書に基づき、県内の他の消防機関に応援を要請する。要請及び受入れ要領については、山形県広域消防相互応援協定書、山形県消防広域応援隊に関する覚書に規程するところによる。

4 資料

- ① 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 16 頁)
- ② 山形県広域消防相互応援協定運用について (資料編 19 頁)
- ③ 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 23 頁)
- ④ 真室川町消防団の状況 (資料編 243 頁)

第8節 医療救護計画

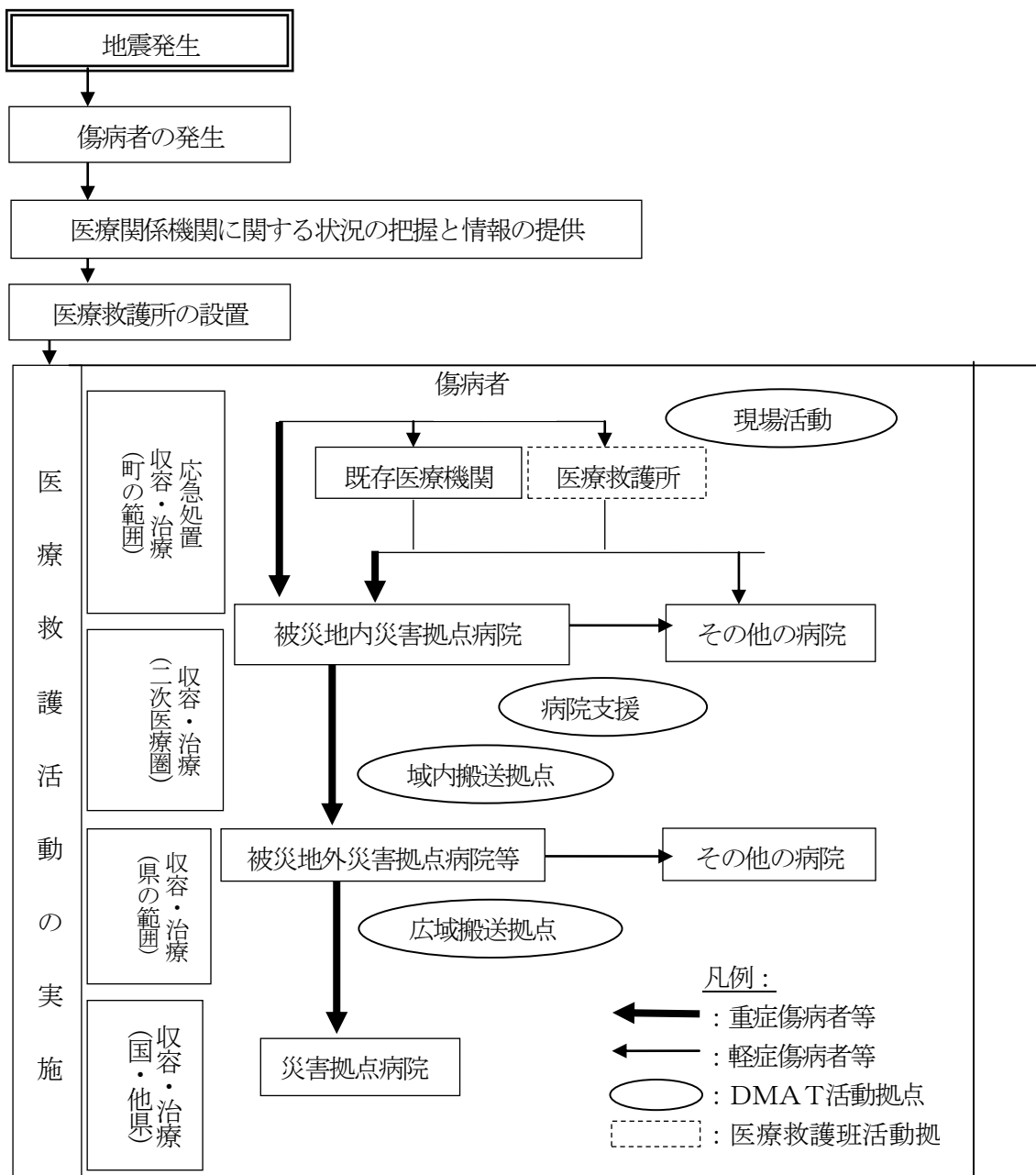
1 方針

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、町、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、町立病院
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署） 最上保健所、新庄市最上郡医師会

3 医療救護計画フロー



4 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

町は、県及び新庄市最上郡医師会等との連携のもと、次の内容について情報収集を行い、関係機関へ情報提供を行う。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 避難所、救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資器材の需要状況
- (4) 医療機関、救護所等への交通状況
- (5) 傷病者の状況
- (6) 被災地外の病院の診療状況
- (7) その他参考となる事項

5 医療救護所の設置

町は、多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等が発生した場合に、予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、災害現場付近又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して医療救護所を設置する。

救護所を設置した場合は、その旨を住民に周知する。

(1) 医療救護所設置予定場所

医療救護所の予定設置場所は次のとおりとする。

- ① 小学校、中学校
- ② 地区公民館
- ③ 公園、グラウンド
- ④ 避難地等
- ⑤ 災害現場

(2) 県への医療従事者派遣要請

町は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し対応できない場合、次の事項を明示して県に医療救護班及びDMA Tの派遣を要請する。

- ① 診療科別必要人員
- ② 必要医療救護班数
- ③ 期間
- ④ 派遣場所
- ⑤ その他必要事項

6 医療救護活動の実施

(1) 医療救護班の編成

町は、医療救護班を編成し医療救護活動を実施する。原則として、救護班一班当たりの編成は次のとおりとする。

医 師	看 護 師	薬 剤 師	事 務 職 員
1 人	2～3 人	1 人	1 人

(2) 各医療関係施設における活動

① 医療救護所

医療救護所では、救急救命期（発災から概ね3日程度）においては、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤・重傷等の傷病者をその緊急度に応じて後方

医療機関に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等における内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

② 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は町内病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

イ 町内病院が被災し診療不能等となった場合は、新庄市最上郡医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

③ DMA T（災害派遣医療チーム）指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

④ 被災地外の一般医療機関

ア 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

イ 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(3) 医薬品、医療資器材の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。医薬品・医療資器材等の調達は次のとおりとする。

① 医療及び助産活動に必要な医療用資器材等については計画的に調達する。

② 備蓄している医療及び助産活動に必要な医薬品等を優先的に使用するものとし、当該医薬品等が不足したときは、速やかに業者から調達する。

③ 輸血用血液の供給は、医療機関が県を通じて日本赤十字社山形県支部に依頼する。

(4) 傷病者等の搬送

町は、傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保する。

① 傷病者等の搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に調整を行う。

② 傷病者の医療機関への搬送は、原則として最上広域消防本部（消防署北支署）が行う。

③ 必要に応じて、町有車等により搬送を行う。

④ 災害の規模が大きい場合、人命第一の立場から、町職員等により担架で搬送する。

⑤ 救護所から医療機関へ搬送する場合で、最上広域消防本部（消防署北支署）で対処できない場合は、県に応援を要請する。

⑥ 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプターにより行う。

(5) 医療ボランティア等の受入れ調整

町は、県及び関係団体と連携し、医療専門ボランティアの受入れ調整を行う。

① 医療ボランティアの種類

ア 医療救護班

医師を含む医療関係職種等による数名の組織であって、被災地における医療救護班となり得るもの。

イ 医師

当該免許を有する個人及びボランティア団体等の構成員。以下ウ～コについて同じ。

ウ 歯科医師

エ 薬剤師

オ 保健師

カ 助産師

キ 看護師

ク 診療放射線技師及び診療X線技師

ケ 臨床検査技師及び衛生検査技師

コ その他の医療関係職種

7 資料

- ① 災害救助法により県が行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書
(資料編 49 頁)
- ② 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 (資料編 133 頁)
- ③ 医療施設 (資料編 235 頁)
- ④ 災害対策用臨時ヘリポート指定場所 (資料編 243 頁)

第9節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

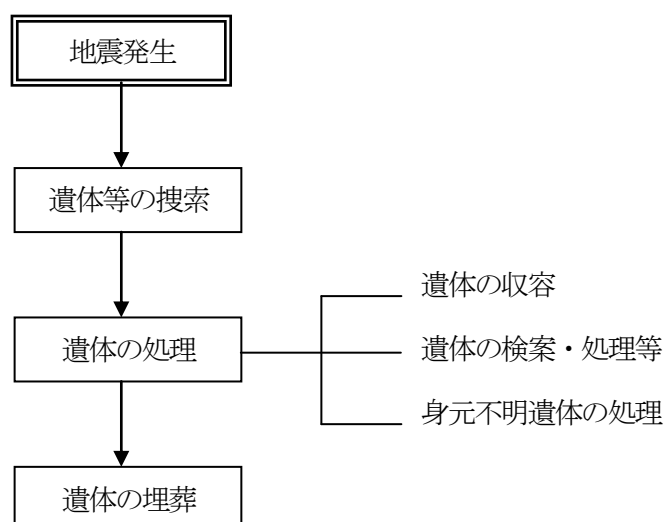
1 方針

大規模な地震に伴う建造物の倒壊、火災及び土砂崩れ等により発生する多数の死者について、その遺体を捜索、処理及び埋葬するために実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署） 新庄警察署、陸上自衛隊第6師団、日本赤十字社、新庄市最上郡医師会

3 遺体の捜索・処理・埋葬計画フロー



4 遺体等の捜索

(1) 捜索活動

町は、県警察・新庄警察署及び消防機関等の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の捜索を行うとともに、県に対して捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

(2) 行方不明者に関する相談窓口の設置

町は、相談窓口を設置し、県警察・新庄警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

5 遺体の処理

(1) 遺体の収容

① 町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び県警察・新庄警察署と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。

この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。

② 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。

ア 避難所、医療救護所とは別の場所とし、被災現場付近の寺院又は公共建築物等適当な場所とする。

イ 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

エ 遺体安置場所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

③ 町は、県及び県警察・新庄警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検案・処置等

① 町は、日本赤十字社山形県支部及び新庄市最上郡医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視（警察官等による死体検分）及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

② 町は、県及び県警察・新庄警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(3) 身元不明遺体の処理

① 町は、身元不明の遺体については、県警察・新庄警察署その他関係機関に連絡し、その取り扱いについて協議する。

② 県警察・新庄警察署は指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

③ 町は、身元確認の結果として遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取扱う。

6 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 町は、町内の火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ県に報告する。

(3) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。

(4) 町は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続を簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

7 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

8 資料

① 火葬場施設（資料編 236 頁）

第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

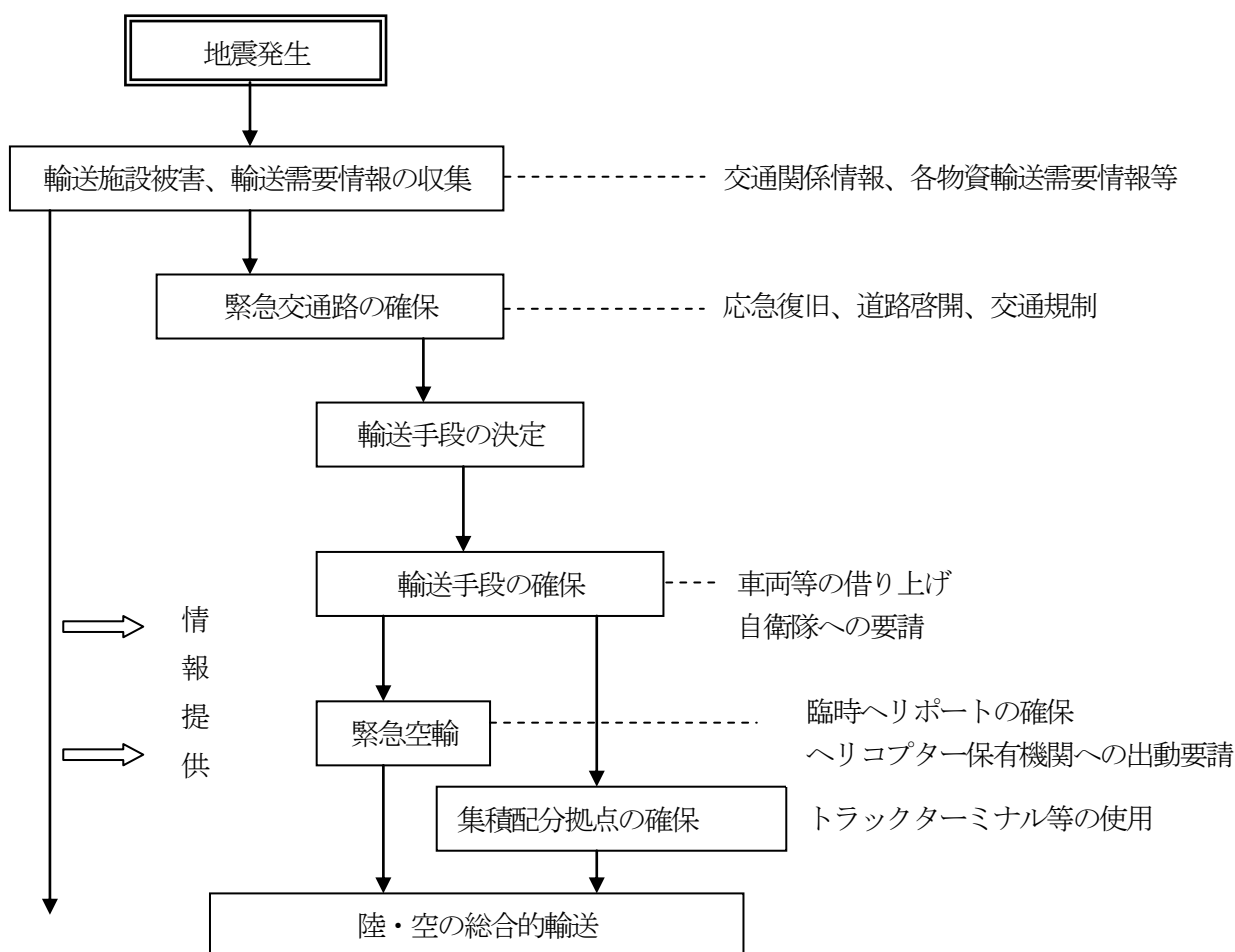
1 方針

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	新庄警察署、陸上自衛隊第6師団 日本通運株式会社、第一貨物株式会社、山交バス株式会社

3 輸送計画フロー



4 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

<p>応急対策活動期</p>	<p>① 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資 ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者 ④ 食料及び水等避難生活に必要な物資 ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送 ⑥ 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資 ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要の人員・物資</p>
<p>復旧活動期</p>	<p>① 応急対策活動期の続行 ② 災害復旧に必要な人員・物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出</p>

5 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集・伝達

町は、輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集し、必要に応じて県に伝達する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、臨時ヘリポート）の情報
- (2) 町の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

6 輸送手段及び緊急交通路の決定

町は、輸送施設被害情報等に基づき、関係機関と協議のうえ、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察・新庄警察署による緊急交通路の交通規制等を要請し、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

7 輸送車両等の確保と輸送の実施

- (1) 車両の確保

町は緊急輸送のため、移送人員・物資数量又は緊急度に応じ、概ね次の順序により車両を確保（借上げ又は依頼）する。

- ① 町所有車両
- ② 町内事業所所有車両の借上げ
- ③ 自家用車両の借上げ

また、町災害対策本部で車両等の調達が可能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集積場所及び日時
- ⑤ その他必要事項

(2) 燃料の確保調達

輸送用燃料については、災害時に必要に応じて、その都度必要量を直接購入する。調達は地元業者を優先し、地元で調達不可能な時は、隣接市町村で調達する。

8 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを運用し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

(1) 緊急空輸の実施

町は、地震発生後に収集した情報に基づく判断により、県に対し、ヘリコプターを運用した緊急空輸等を要請する。

(2) 臨時ヘリポートの確保

町は、ヘリコプターによる緊急空輸等の実施が決定された場合は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

9 一時集積配分拠点の確保

町は、被災地内の道路の混乱を避けるため、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの集積拠点又はこれらと同等の機能を有すると認められる公共施設のうちから、物資の一時集積配分拠点を確保する。

一時集積配分拠点の選定にあたっては、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

10 資料

- ① 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 (資料編 133 頁)
- ② 災害対策用臨時ヘリポート指定場所 (資料編 243 頁)

第2款 道路交通計画

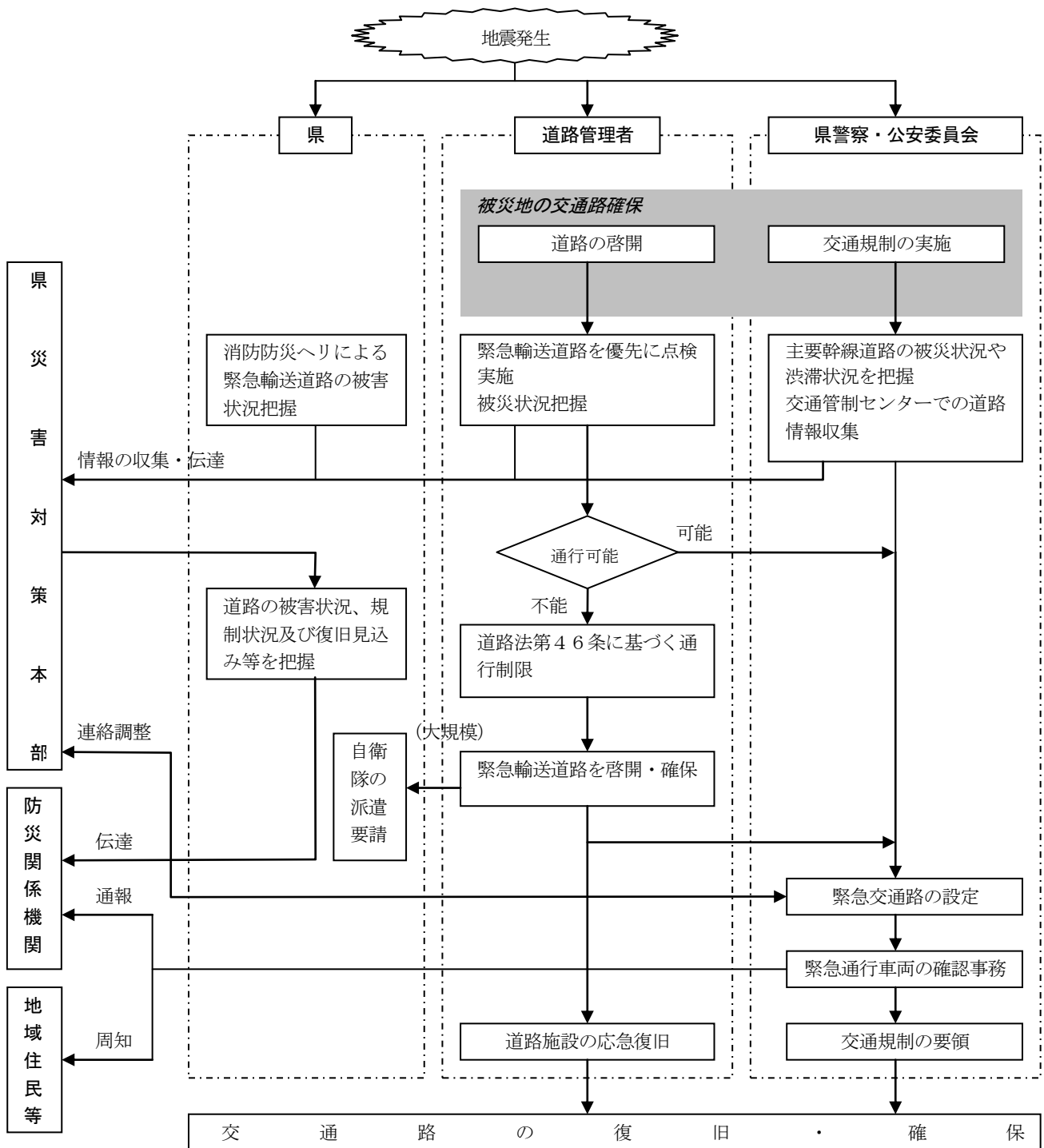
1 方針

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者及び県警察・新庄警察署が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁、新庄警察署 山形河川国道事務所新庄国道維持出張所

3 道路交通計画フロー



4 災害の未然防止

町長及び道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

5 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

町長及び道路管理者は、県警察・新庄警察署、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

6 情報の収集・伝達

町、道路管理者、県警察・新庄警察署は協力して道路の被災情報を収集し、県災害対策本部（危機管理課）に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

7 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、町、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

8 緊急輸送道路の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察・新庄警察署及び消防機関の協力を得て、次により2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開する。

- ① 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- ② 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う。）
- ③ 仮設橋の架橋

(2) 国道、県道及び町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

(3) 町長は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、県知事に対し自衛隊法第83条第1項に基づく、自衛隊派遣要請を依頼する。

9 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）し、町に伝達する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認事務

町は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付申請を行う。

① 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○ 県有車両 ○ 災害応急対策を実施するため 県が調達、借上等した車両	○ 県危機管理課 ○ 最上総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○ 県警察本部交通規制課 ○ 新庄警察署 ○ 交通検問所

② 事前届出車両

町は、確認申請に際し、審査を省略し優先的に手続きを行えるよう、当該車両に係る事前届出済証等を入手しておく。

③ 当日確認申請する車両

町は、確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者に対して、町地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両確認申請書を交付する。

(3) 交通規制の要領

① 交通の規制

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時、道路が破損し又は破損等が予想される場合、施設構造の保全や交通の危険を防止するため、道路管理者は通行を禁止・制限（重量制限を含む）する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時、道路における危険防止や交通安全のため必要があると認められる時、警察官は通行を禁止・制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

緊急輸送・避難道路確保のため必要があると認められる時、公安委員会は道路の区間を指定し、緊急輸送用以外の車両の通行を禁止・制限する。

② 規制の標識等

交通規制をした時は規制の標識を立てる。ただし、緊急のため規制の標識を立てることが困難・不可能な時は、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止・制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに現地において交通整理等にあたる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法に基づき規制した時は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式によって、また、災害対策基本法に基づき規制した時は、災害対策基本法施行規則に定める様式によって表示する。

イ 規制条件の表示

道路標識には次の事項を明示して表示する。

(ア) 禁止制限の種別と対象

(イ) 規制する区間

(ウ) 規制する期間

(エ) 規制する理由

ウ う回路の表示

規制を行った時は、適当なう回路を表示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

③ 車両その他の移動

ア 道路法及び道路交通法に基づき規制した時は、県警察・新庄警察署の協力を得て、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。

イ 緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、県警察・新庄警察署の協力を得て、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。また、警察官がその場にはいない場合は、自衛官又は消防吏員が、当該措置を行う。

④ 規制の報告

交通規制の実施者は、規制に先立ち、警察・新庄警察署及び道路管理者に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

ア 報告事項

各機関は、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 禁止制限の種別と対象

(イ) 規制する区間

(ウ) 規制する期間

(エ) 規制する理由

(オ) う回路その他の状況

9 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

第3款 鉄道路災害応急計画

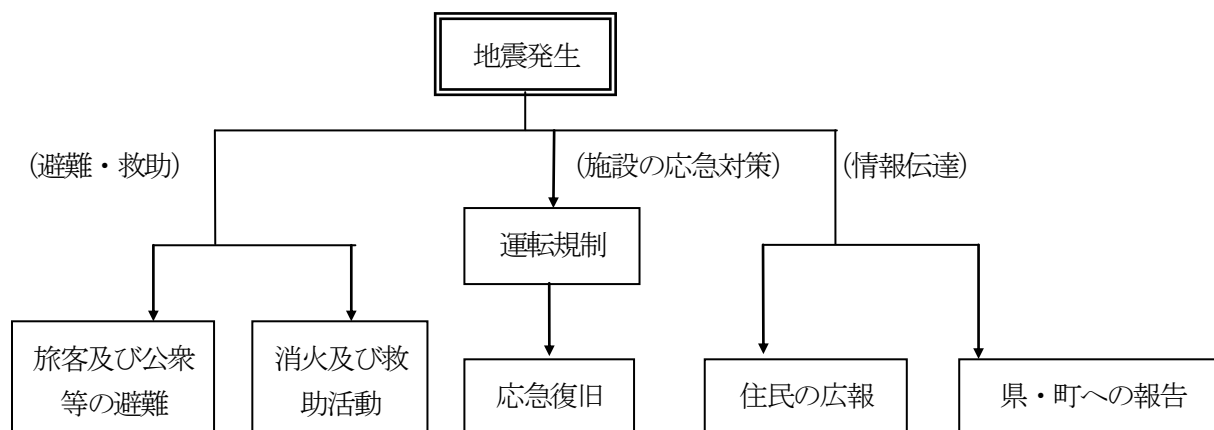
1 方針

地震による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社・山形支店

3 鉄道路災害応急計画フロー



4 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は町と協力して、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

① 仙台支社対策本部

ア 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

イ 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

ウ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

② 現地対策本部

現地対策本部長は、新庄駅長又は地区駅長が指定する者又は山形支店長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

5 情報の伝達

(1) 施設指令は、气象台等から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所に伝達する。

(2) 輸送指令は、S I 値 (カイン) が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

6 旅客及び公衆等の避難

町は、新庄駅長及び真室川駅管理委託駅員等（以下「駅長等」）と連携し、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害やその他の災害が発生するおそれがある場合は、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

7 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、町、近隣市町村及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、町、近隣市町村及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

8 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

9 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

10 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立し、町及び県に報告するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

11 県への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに町及び県へ報告する。

第11節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

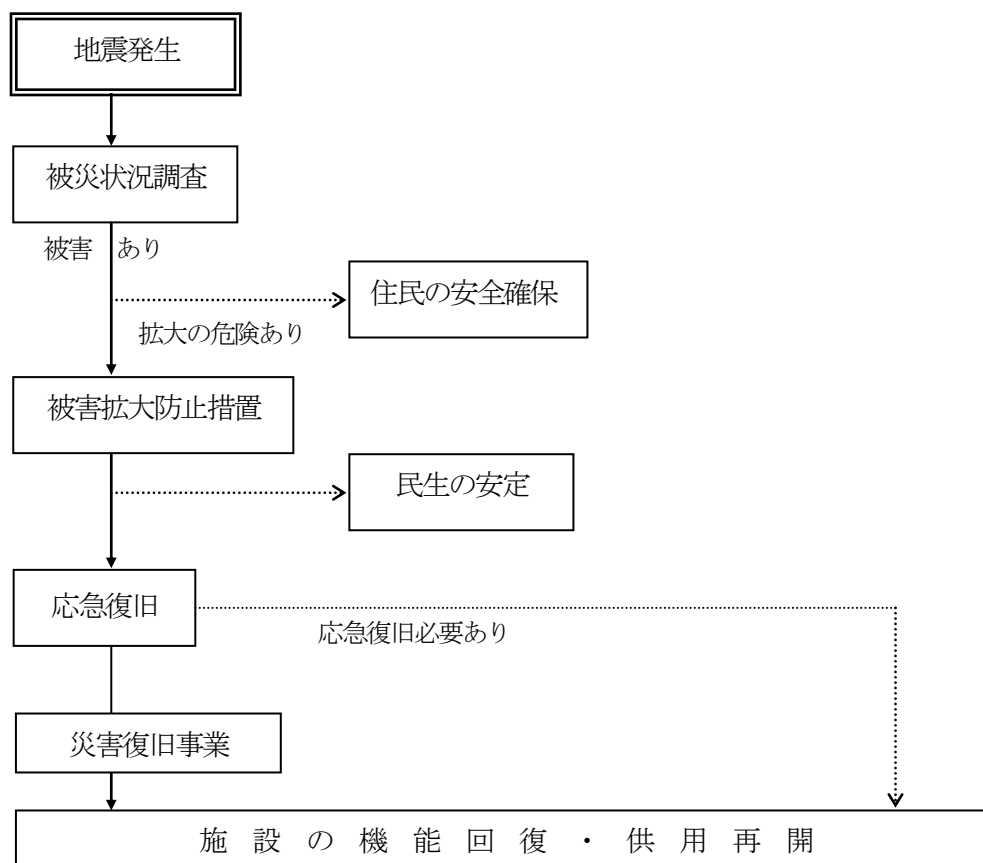
1 方針

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が定める次の応急計画について、町は協力体制をとる。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部、消防団、新庄河川事務所

3 土砂災害防止施設災害応急計画フロー



4 土砂災害危険個所の現況

山に囲まれた本町の地域特性から、土砂災害危険箇所が多く分布している。土砂災害危険箇所は資料編を参照する。

5 被災状況調査

町及び土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上の地震が発生した場合、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

6 住民の安全確保

町及び施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示し、その旨町に伝達する。

7 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

① 危険箇所の応急対策

町は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、県と協力して地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

② 監視の継続

町は、県と連携して、地震発生直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

町は、以下の土砂災害防止施設の管理者に対し、応急措置の実施を要請する。

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。溪流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

⑥ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

8 応急復旧

町及び施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

9 資料

- | | |
|------------|-------------|
| ① 地すべり防止箇所 | (資料編 217 頁) |
| ② 地すべり危険箇所 | (資料編 217 頁) |
| ③ 急傾斜地危険箇所 | (資料編 219 頁) |
| ④ 土石流危険溪流 | (資料編 223 頁) |
| ⑤ 砂防指定地 | (資料編 225 頁) |

第2款 河川施設災害応急計画

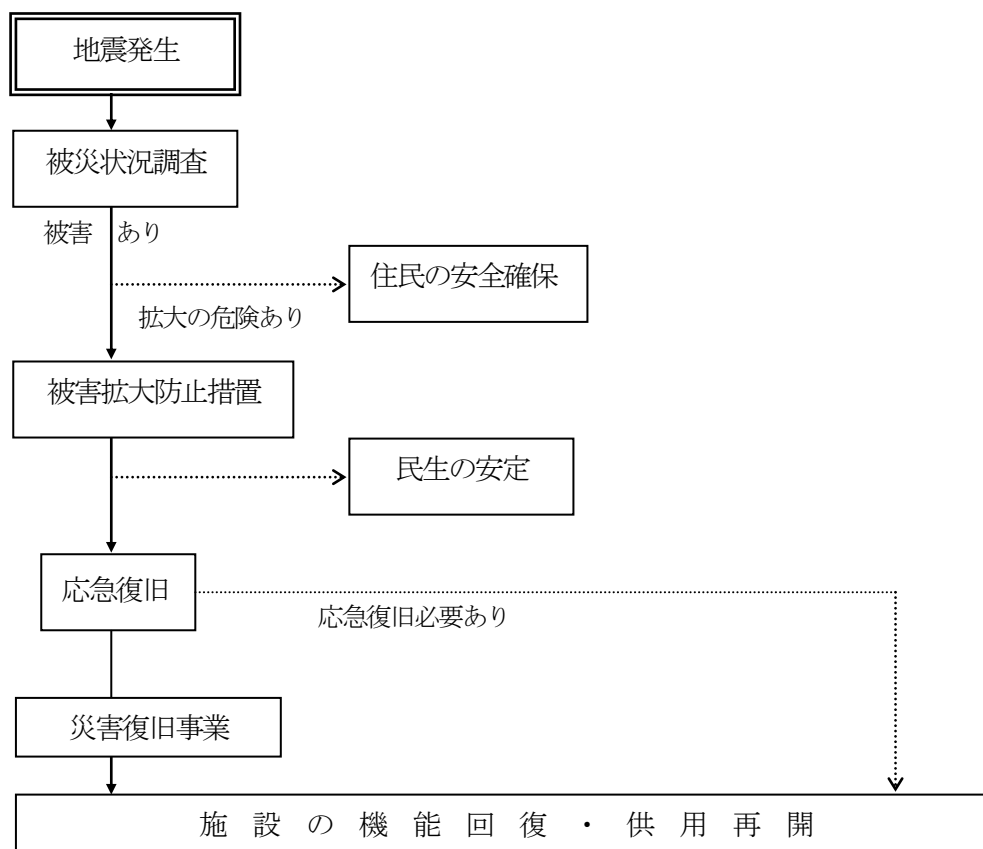
1 方針

地震により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	新庄河川事務所鮭川出張所、最上総合支庁、最上広域消防部、消防団

3 河川施設災害応急計画フロー



4 重要水防箇所・ダムの現況

鮭川、真室川等河川が多く流れている本町の地域特性から、重要水防箇所が多く分布している。また、鮭川上流に補助多目的ダムである高坂ダムがある。重要水防箇所は資料編による。

5 被災状況調査

町及び水害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上の地震が発生した場合、民間協定業者及び防災関係機関と連携・協力して、巡回等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

6 住民の安全確保等

町及び施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、町、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

7 被害拡大防止措置

町及び施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

① 河川構造物の応急措置

町は、河川管理者に対し、河川管理施設の応急措置の実施を要請する。

② 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプを利用した浸水対策を実施する。

③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

8 応急復旧

町及び施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

9 資料

① 重要水防箇所の概要 (資料編 228 頁)

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

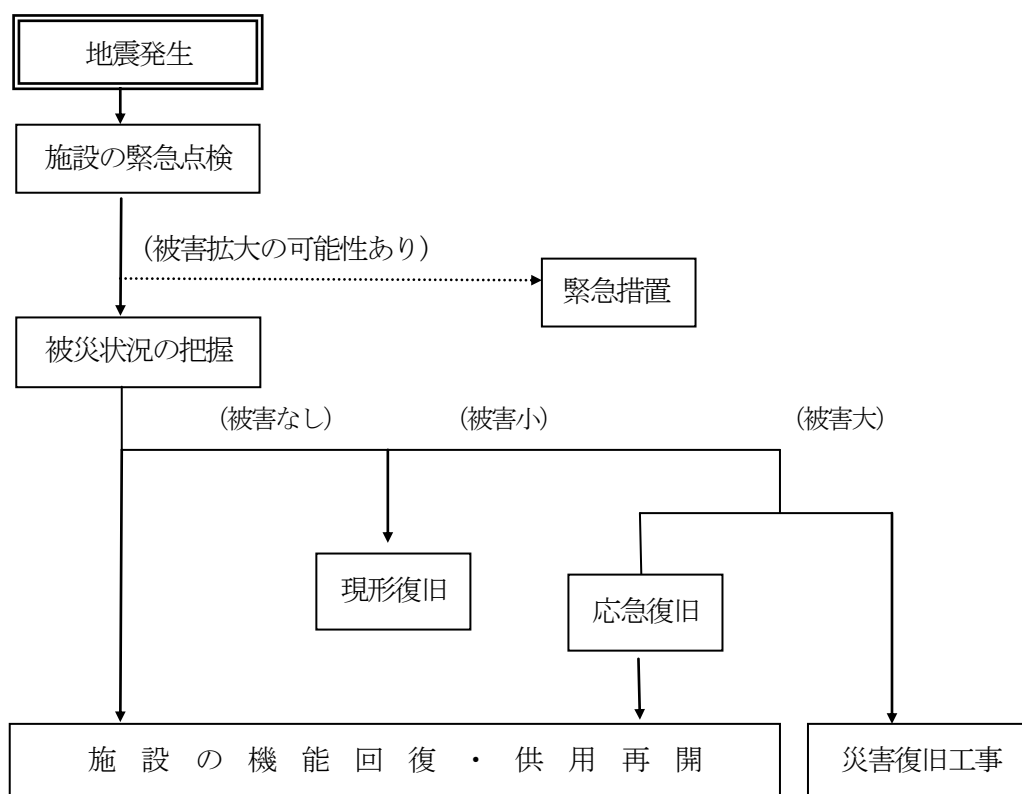
1 方針

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課
関係機関	最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団

3 農地・農業用施設災害応急計画フロー



4 施設の緊急点検

町及び施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、県、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

5 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

6 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町及び土地改良区等は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、必要に応じ県の指導を受ける。
- (2) 町及び施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
 - ① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県及び県警察・新庄警察署等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - ② 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ③ 町及び施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。
 - ④ 町及び施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4款 下水道施設災害応急計画

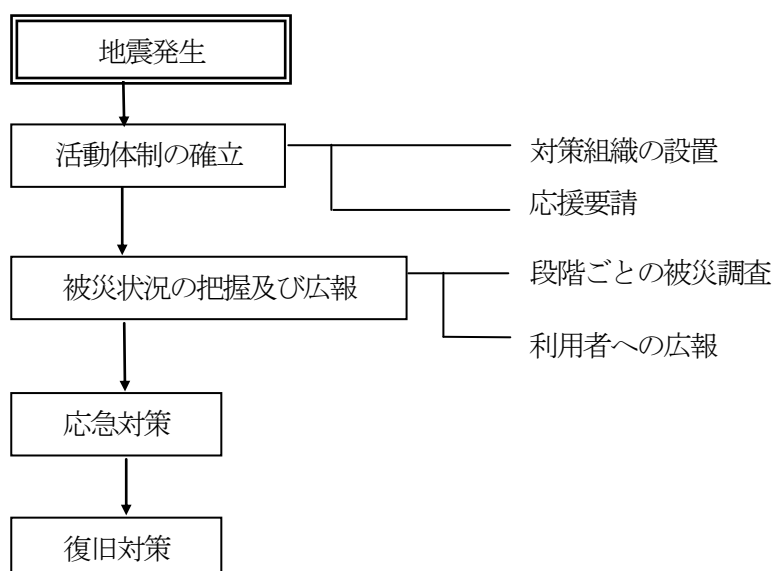
1 方針

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁

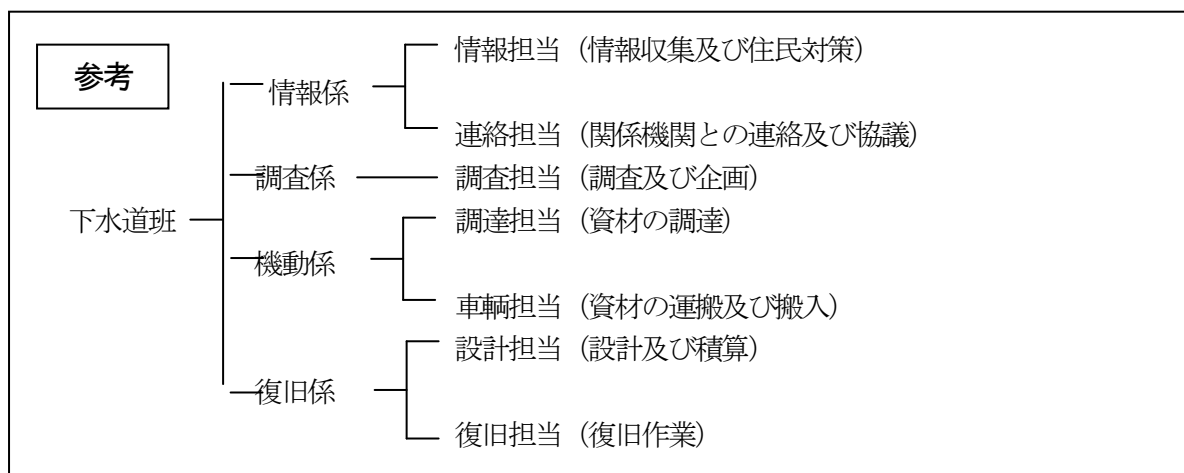
3 下水道施設災害応急計画フロー



4 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、町村災害対策本部の中に、次の下水道対策組織を設ける。



(2) 応援要請

地震による被害の規模が大きく、下水道管理者のみでは対応ができない場合は、町は県及び近隣市町村に応援を要請する。

5 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町及び下水道管理者は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

② 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

町及び下水道管理者は、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

6 応急対策

町及び下水道管理者は、上記5の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路施設の設置等を行う。

7 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

第5款 ライフライン施設の応急対策計画

1 方針

地震発生時における、電力供給施設及び公衆通信施設について被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期回復を図るため、町は、ライフライン施設の管理者に対し、災害応急対策を要請する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	東北電力株式会社新庄営業所、東日本電信電話株式会社山形支店

3 電力供給施設の応急対策

(1) 復旧資材の確保

- ① 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
 - ア 現地調達
 - イ 災害対策組織相互の融通
 - ウ 他電力会社からの融通
- ② 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。
- ③ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電力の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

4 液化石油ガス施設の応急対策

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏えい探知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに山形県エルピーガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、県警察・新庄警察署及び消防機関へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

事業者は、被災状況の調査結果により、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援協力の要請

事業者は、自らによって緊急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。

5 電気通信施設の応急対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（東日本電信電話(株)山形支店）が必死する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

(1) 応急対策

① 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内などの措置を行う。

② 災害時組織体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

③ 被災状況の把握

被災の概要について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

④ 災害時広報活動

災害に伴い電気通信サービスに支障を生じた場合は、次の事項について支店、営業所前掲示及び広報車により地域の利用者へ広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲載等により広域な広報活動を行う。

ア 被害状況及び復旧見込み

イ 特設公衆電話の設置状況

ウ 災害用伝言ダイヤル(171)の運用開始。

エ 利用者に対する協力要請事項

オ その他必要な事項

(2) 復旧対策

被災して電気通信設備等を早急に復旧するため、応急資機材等の仮設や災害対策用通信機器の設置を行う。

第6款 危険物等施設災害応急計画

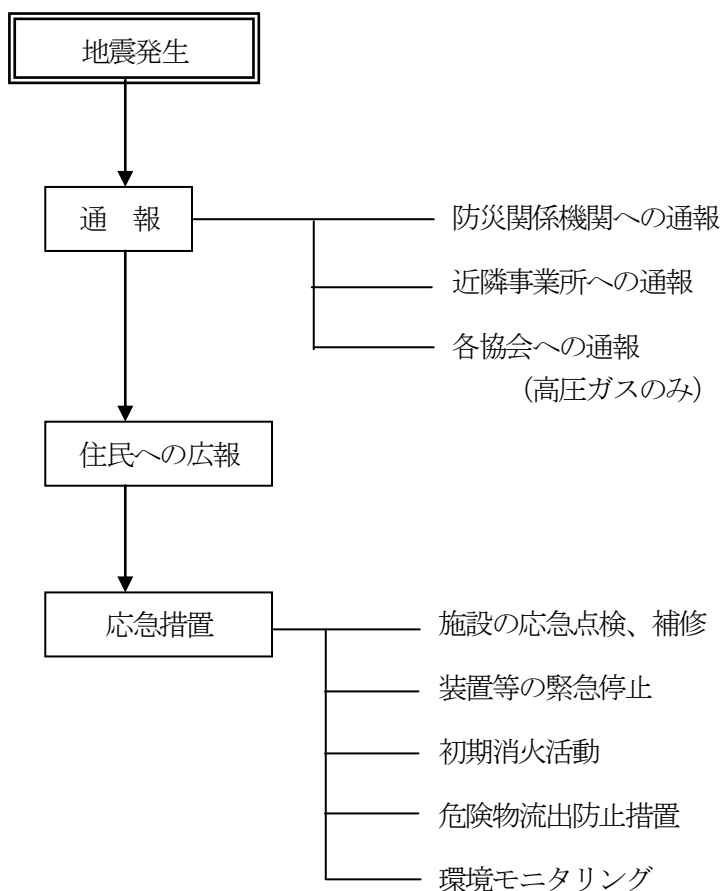
1 方針

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、町は、危険物等施設の管理者に対し、防災関係機関と協力して実施する災害応急対策を要請する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署） 最上総合支庁、最上保健所 危険物施設管理者、高圧ガス取扱業者

3 危険物等施設災害応急計画フロー



4 共通の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察・新庄警察署、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を確保するため、拡声器等を利用して周辺住民等に迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ、町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等

ア 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ 危険物等により災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難の警告を行うとともに、消防機関及び県警察・新庄警察署等に連絡する。

② 町

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

5 個別の災害応急対策

(1) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の支援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設及び貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏れ出した場合には、緊急遮断等の漏れ防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じて作業員以外の従業員を退避させる。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等によ

り高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

6 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防機関、県警察・新庄警察署及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力する。
 - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道用水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。
- (4) 汚染汚濁防止法に基づく有害物質及び指定物質等が河川等の公共用水域に流出若しくは地下に浸透又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び最上総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施に資する。

7 資料

- ① 危険物屋内貯蔵所 (資料編 236 頁)
- ② 危険物屋内タンク貯蔵所 (資料編 236 頁)
- ③ 危険物地下タンク貯蔵所 (資料編 237 頁)
- ④ 危険物移動タンク貯蔵所 (資料編 238 頁)
- ⑤ 危険物給油取扱所 (資料編 238 頁)
- ⑥ 危険物一般取扱所 (資料編 239 頁)

第12節 農林産業応急計画

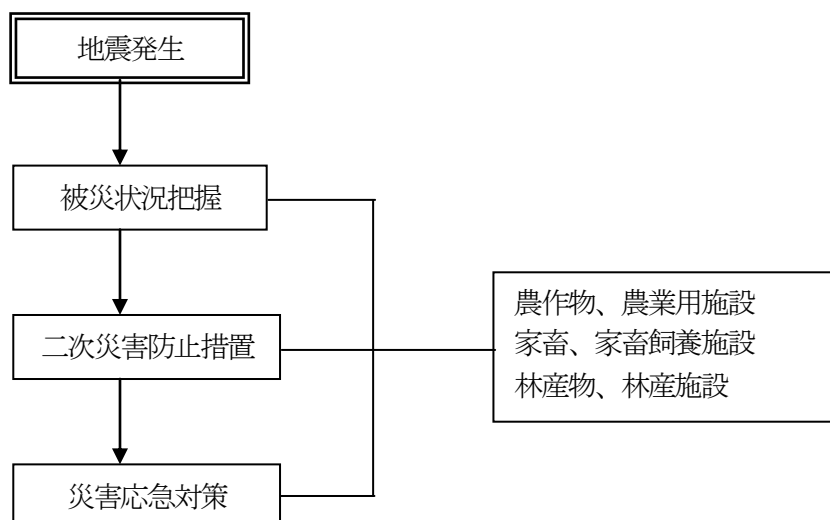
1 方針

地震による農作物の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道の被災等に対応するために、町、農林産業関係団体及び県等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	産業課
関係機関	最上総合支庁 山形森林管理署最上支署、東北農政局 最上広域森林組合、真室川町農業協同組合

3 農林水産業災害応急計画フロー



4 被害状況の把握

町は、真室川町農業協同組合、最上広域森林組合及び県等と相互に連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告とりまとめ要領に基づき、被害状況を把握するとともに、被害状況を県に報告する。

5 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

真室川町農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

真室川町農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

最上広域森林組合及び林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

6 災害応急対策

町及び県は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町及び県は、真室川町農業協同組合等と連携し、農作物及び農業関係施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ① 農作物の病虫害発生予防措置
- ② 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 育苗の供給体制の確保

また、町は県と連携し、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町及び県は、真室川町農業協同組合等との連携・協力し、次の応急措置を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ア 家畜死体の受入れ体制の確保
 - イ 家畜死体の埋却許可
 - ウ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（山形県食肉衛生検査所）
 - エ 家畜廃用認定（山形県農業共済組合連合会）
 - オ 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合連合会）
- ② 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ア 家畜飼養農家に対する指導（山形県家畜保健衛生所）
 - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（山形県家畜保健衛生所）
 - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

町、山形森林管理署最上支署及び県は、最上広域森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- ① 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
- ② 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- ③ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
- ④ 応急対策用資機材の円滑な供給
- ⑤ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

また、町は県と連携し、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第13節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

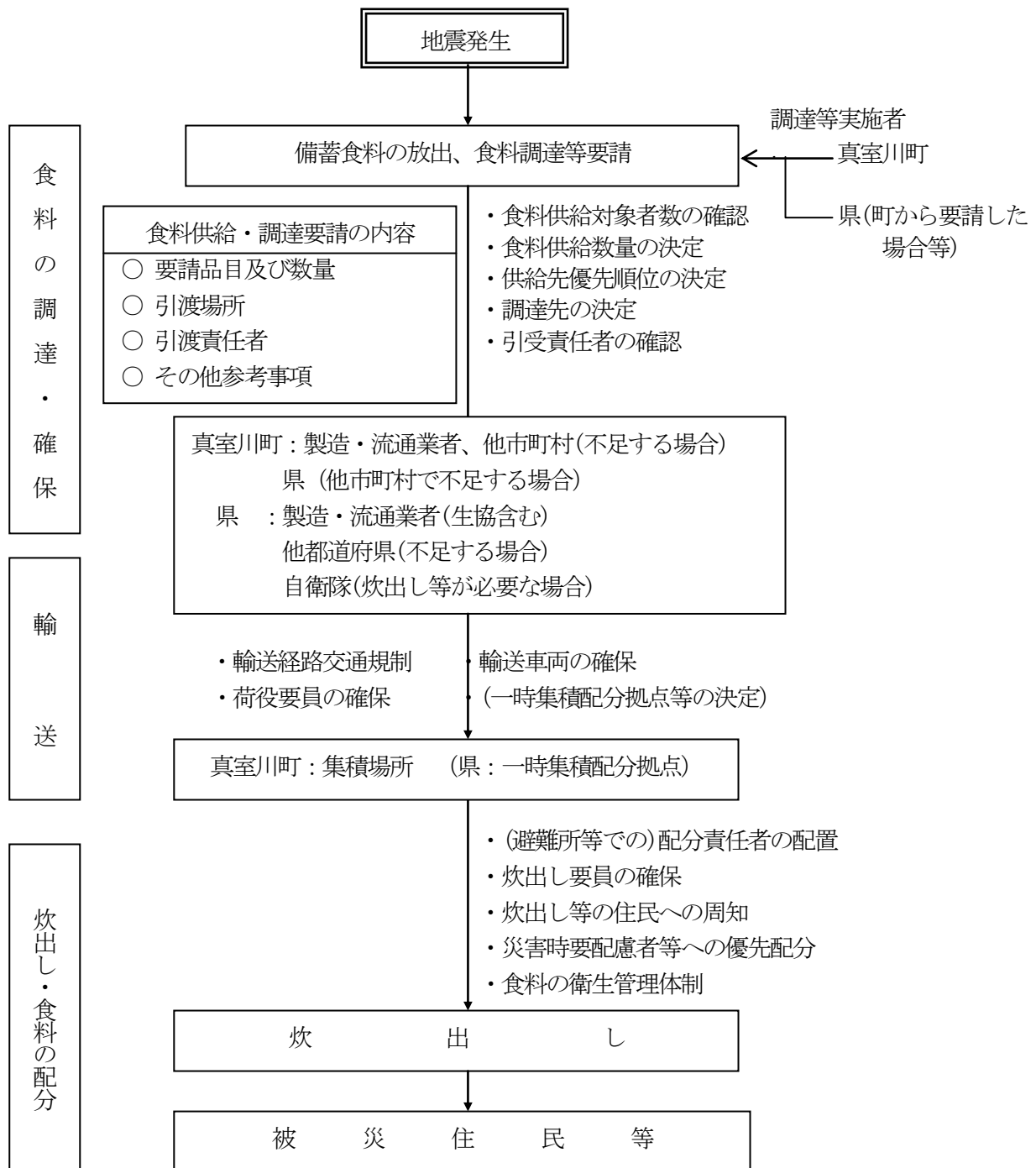
1 方針

災害により、食料を確保することが困難となった場合における、町及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課
関係機関	真室川町農業協同組合、真室川町商工会 自主防災組織

3 食料供給計画フロー



4 食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみでは対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

- ③ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品

町は、避難所の設置状況や災害時要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- ② 乳幼児ミルク、牛乳
- ③ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 炊出し

炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ① 炊出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。
- ② 大量に炊出しが必要となり炊出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(4) 配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 災害時要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第4款「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

6 資料

- ① 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表（資料編40頁）

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

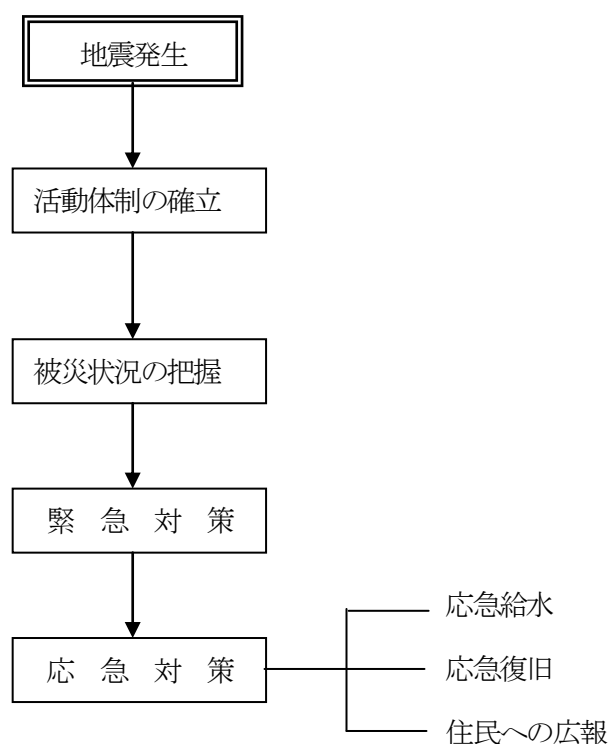
1 方針

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町、県及び水道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁、最上保健所

3 給水・上水道施設の応急対策計画フロー



4 活動体制の確立

町及び水道事業者は、県及び関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を確立する。

- (1) 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合も考えられるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 町及び水道事業者のみでは、給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

5 被災状況の把握

町及び水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメーター監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

6 緊急対策

町及び水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ① 浄水場で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - ② 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
 - ③ 緊急遮断弁を閉じ、配水池で浄水を確保する。
- (2) 被害発生地区の分離
被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

7 応急対策

町及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水
町及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び災害時要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。
 - ① 応急給水の準備
 - ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
 - イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
 - ウ 配水池等の耐震性貯水施設の確保
 - エ 給水車等による応援給水の確保
 - オ 水質の衛生確保
 - カ 備蓄飲料水の量の確認
 - ② 給水方法
被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。
 - ア 拠点給水
配水池、避難所に給水施設を設置して、給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を移動させ、給水基地を設営して給水する。
 - イ 運搬給水
給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
 - ウ 仮設給水
応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。
 - エ 備蓄飲料水の供与
町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

町は、必要に応じ県が備蓄している飲料水の供与を要請する。

③ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

④ 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

町及び水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水用資材を調達する。

⑤ 飲用井戸水及び受水槽による給水

飲用井戸水及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合している場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

⑥ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

⑦ 生活用水の確保

区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

⑧ 積雪期への配慮

積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により浄水装置による給水を行う。

⑨ 災害時要配慮者等に対する配慮

災害時要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

町及び水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

① 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資機材の調達

② 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤ 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう減菌を強化する。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(3) 住民への広報

町、水道事業者及び県は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

① 被災直後の広報

ア 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

② 長期的復旧計画の広報

町及び県は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

③ 情報連絡体制の確立

町及び県は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

8 資料

① 真室川町指定水道工事業者（資料編 247 頁）

第3款 生活必需品等物資供給計画

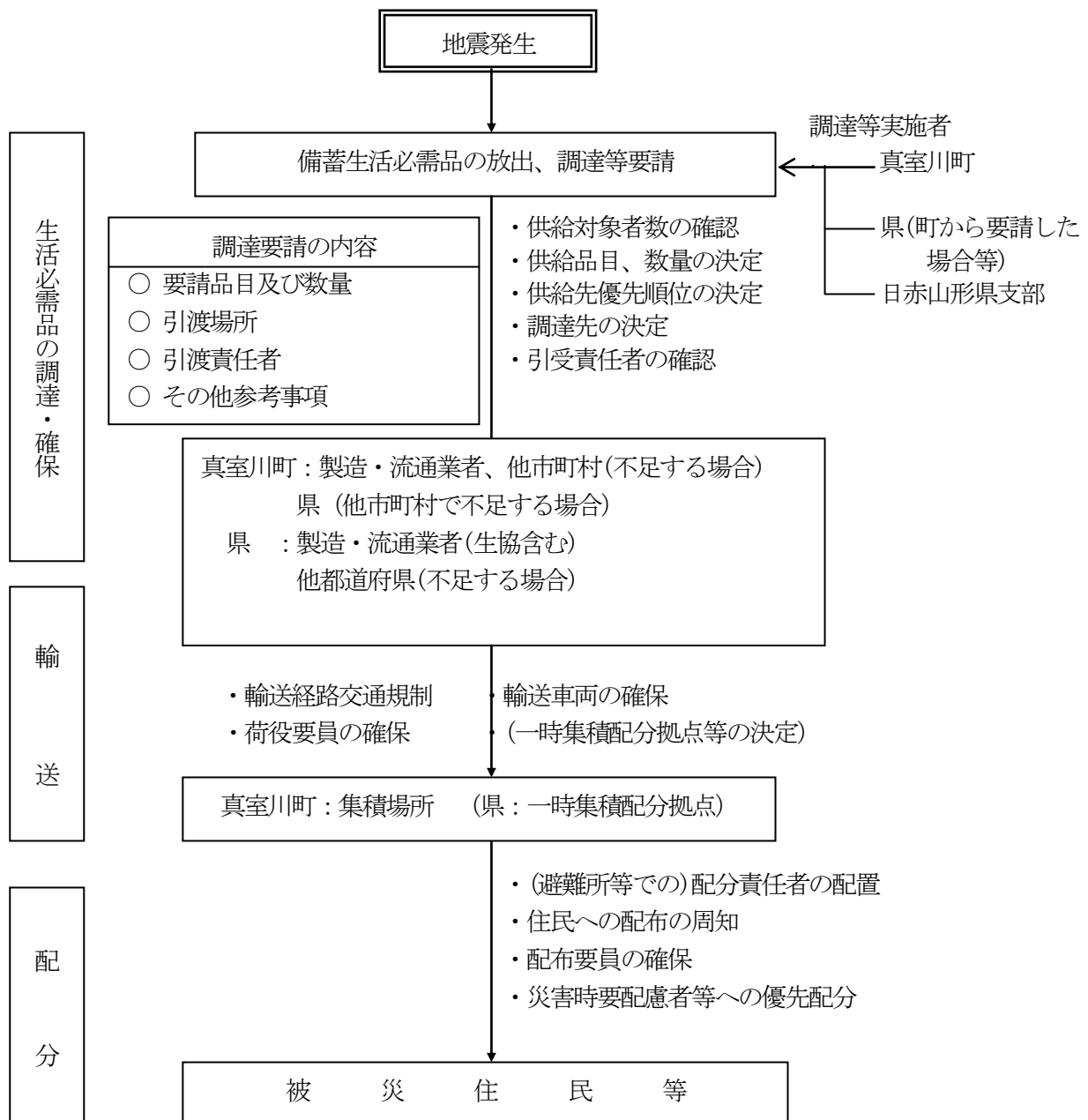
1 方針

地震により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	真室川町農業協同組合、真室川町商工会

3 生活必需品等物資供給計画フロー



4 生活必需品等の調達及び配分供給

(1) 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみでは対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。
- ③ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(2) 調達生活必需品等物資品目

町は、避難所の設置状況や災害時要配慮者等の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

- ① 寝具（毛布、布団等）
- ② 被服（肌着等）
- ③ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- ④ 食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- ⑥ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）
- ⑦ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ⑧ 生理用品
- ⑨ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 避難所等における生活必需品等の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 災害時要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

第4款 保健衛生計画

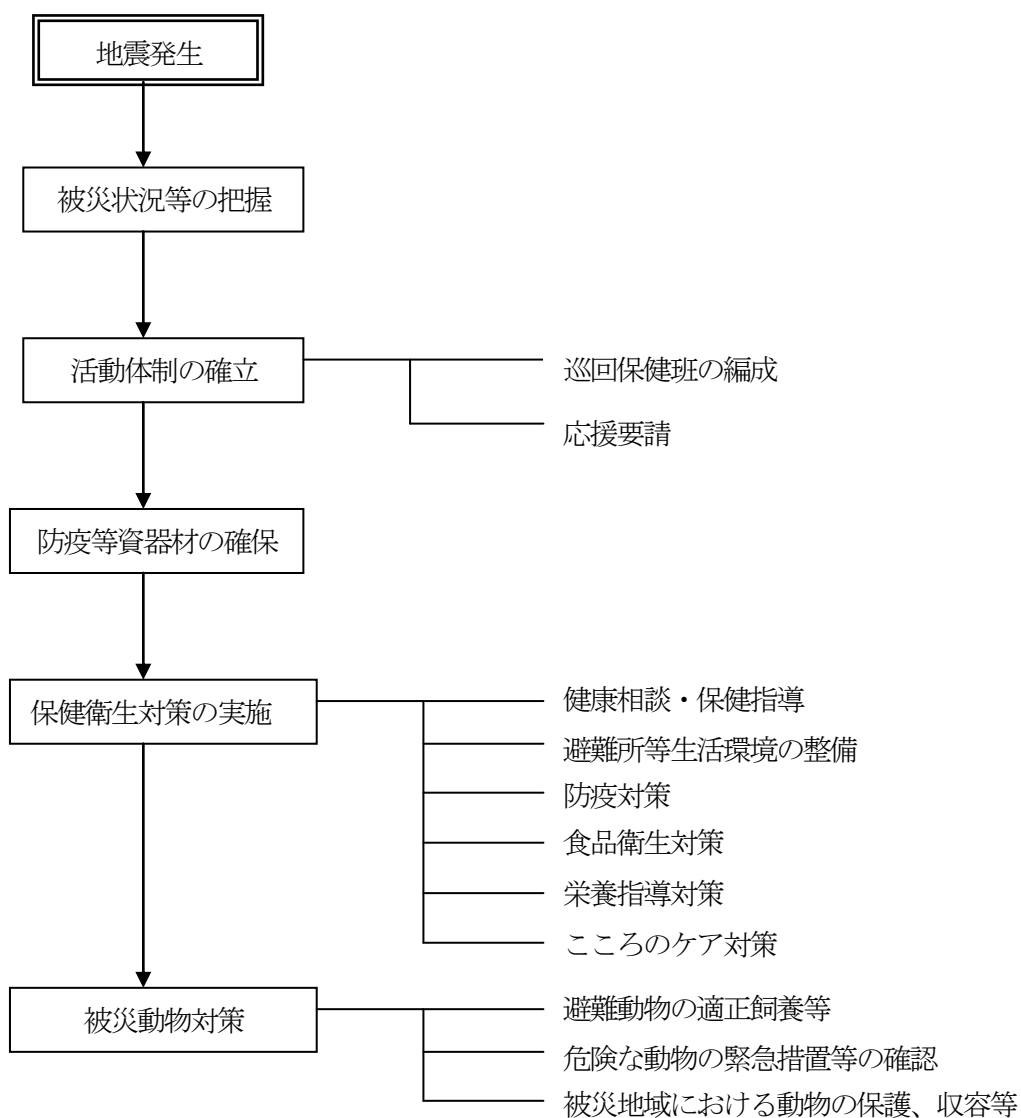
1 方針

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課
関係機関	最上保健所

3 保健衛生計画フロー



4 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町及び県は、次の事項について被災状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置状況及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

5 活動体制の確立

- (1) 巡回保健班の編成

町及び最上保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

- (2) 応援要請

町は、必要に応じ県に応援要員の派遣を要請する。

6 防疫等資器材の確保

町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、最上保健所に確保を要請する。

最上保健所は、管内市町村で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

7 保健衛生対策の実施

- (1) 保健指導

巡回保健班は、計画を立てて避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- ⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥ 口腔保健指導

- (2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに、町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ① 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持

- ④ 室温、換気等の環境
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- ⑦ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

① 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲料水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・減菌を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒・減菌を実施する。

なお、消毒・減菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

② 疫学調査・健康診断の実施

最上保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

③ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の入院

最上保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、交通途絶等やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

最上保健所は、感染症患者等との接触者に対し、検病調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

ウ 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

町は、県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒を実施する。

③ 結核定期外検診の実施

最上保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外検診を実施する。

(4) 食品衛生対策

最上保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、県（食品安全衛生課）は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

① 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

② 炊出し施設の把握と食品衛生指導

町と連携し、被災地内での炊出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

③ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

④ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

ア 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

イ 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

ウ 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

⑤ 食品衛生協会との連携

新庄地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養指導対策

最上保健所は町と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

① 炊出しの栄養管理指導

町が設置した炊出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊出し内容等調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

② 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の災害時要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面から健康維持指導を行う。

③ 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食等特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

④ 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導する。

(6) 精神保健対策

① 巡回相談等

最上保健所等の精神保健相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

② 心のケア対策

ア こころのケアに関する電話相談

(ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談

(イ) 最上保健所・精神保健福祉センターで実施

イ こころのケアチームの派遣要請

(ア) 町は、必要に応じこころのケアチームの派遣を県に要請し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応する。

(イ) 県は、精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを派遣する。

ウ 災害時精神科医療体制の整備

(ア) 町は県と協力し、緊急入院患者等に対応するため、24時間体制の精神科医療を確保する。

(イ) 24 時間医療を確保するため、県精神科病院協会等の協力により空床確保等の後方支援体制を確保する。

(ウ) 被災した精神病院入院患者の転院先を確保する。

エ 被災者への普及啓発

(ア) 町は県と協力し、被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

(ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。

オ 援助者への教育研修

(ア) 町は県と協力し、保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。

(イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

8 被災動物対策

町は、最上保健所及び県獣医師会等関係団体と協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ず。

(1) 避難動物の適正飼養等

動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5款 廃棄物処理計画

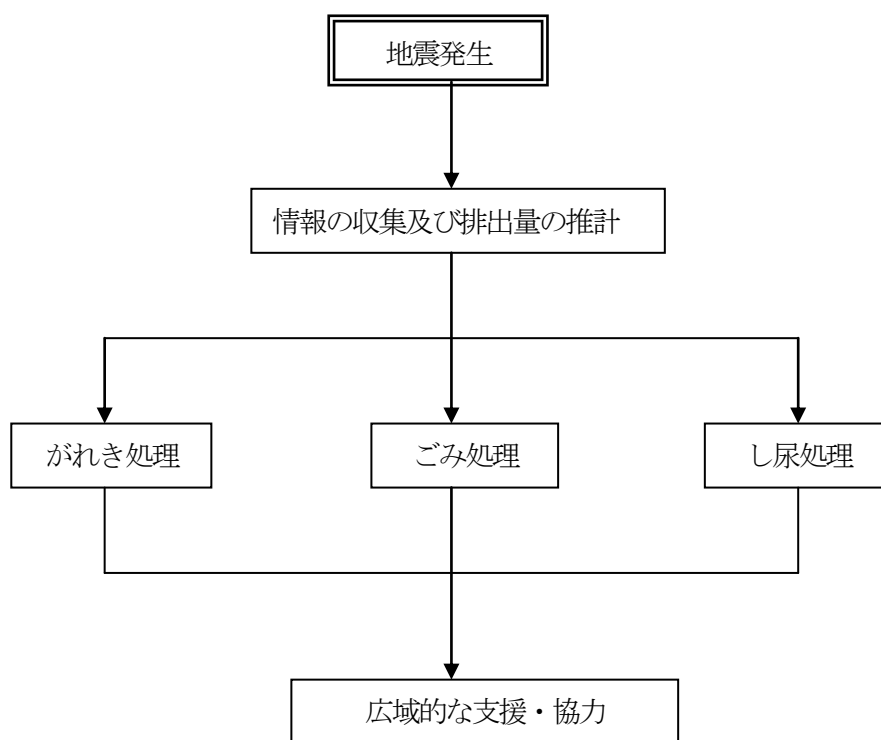
1 方針

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町及び関係機関が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課、建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合、最上保健所

3 廃棄物処理計画フロー



4 災害廃棄物処理

町及び関係機関は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- (1) 損壊建物数量等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- (2) 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。
また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。
- (3) 災害廃棄物の処理に長時間を要する必要があることから、必要により、生活環境及び環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保する。

- (4) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村や地元の山形県建設業協会最上支部及び山形県産業廃棄物協会最上支部等に応援要請を行う。また、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

5 ごみ処理

町及び関係機関は、次によりごみ処理を実施する。

- (1) 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- (5) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。また、近隣市町村及び一部事務組合等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

6 し尿処理

町及び関係機関は、次によりし尿処理を実施する。

- (1) 避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難場所等におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を自粛するよう、地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (5) し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

7 資料

- ① ごみ処理委託業者 (資料編 247 頁)
- ② し尿処理許可業者 (資料編 247 頁)

第6款 義援金の受入れ、配分計画

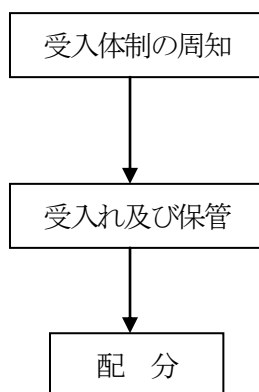
1 方針

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金を円滑かつ適切に受入れ、配分するために、町及び県等が実施する対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

3 義援金の受入れ、配分計画フロー



4 義援金

(1) 受入体制の周知

町は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入れ窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入れ

町は、次により義援金を受入れる。

- ① 一般からの受入れ窓口を開設する。
- ② 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

町及び県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、町社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第7款 義援物資の受入れ、配分計画

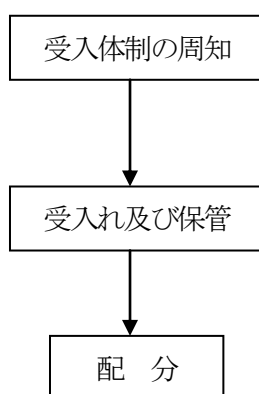
1 方針

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受入れ、配分するために、町及び県等が実施する対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上総合支庁、日本赤十字社山形県支部

3 義援物資の受入れ、配分計画フロー



4 義援物資

(1) 受入体制の周知

町は、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又はホームページや報道機関等を通じて、適切な公表に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

また、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨公表する。

(2) 受入れ及び保管

町は、次により義援品を受入れる。

- ① 受入れ・照会窓口を開設する。
- ② 受入れ要員を確保する。
- ③ 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

(3) 配分

① 町は、自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズを配慮した効果的な配分を行う。

② 義援物資一時集積配分拠点から避難所への輸送は町が実施する。災害の規模が大規模であり、町による避難所への輸送ができない場合には、県が輸送を実施するよう要請する。

第8款 一時集積配分拠点運営計画

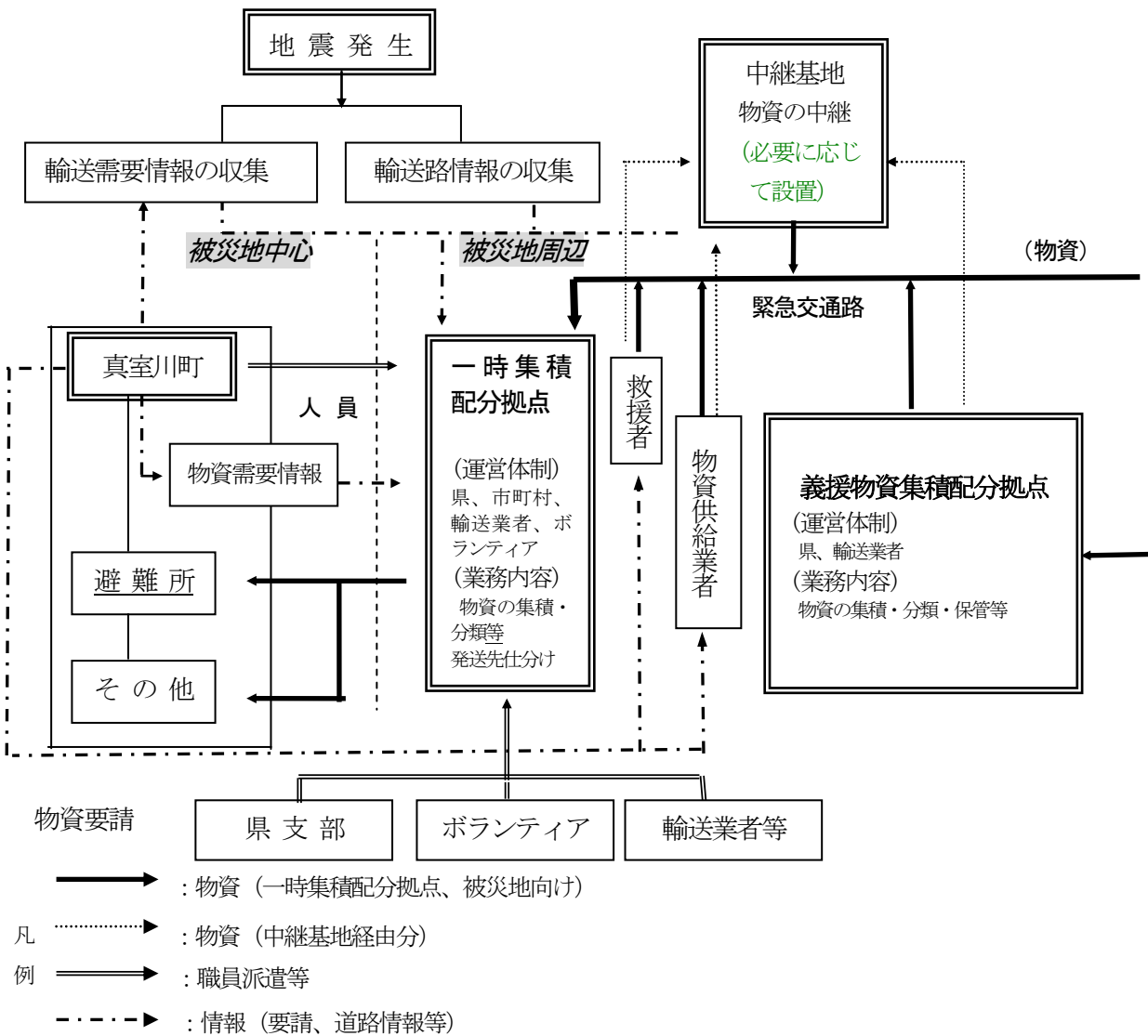
1 方針

地震による災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、一時集積配分拠点の設置及びその運営について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課、教育委員会
関係機関	自主防災組織

3 集積配分拠点運営計画フロー



4 一時集積配分拠点の設置

町は県と協力し、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所（以下この節において「避難所」という。）等へのアクセス、道路の被災状況並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘察し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。

なお、県内4地域を結ぶ交通路が被災し、被災地内の一時集積配分拠点到他地域から物資を輸送することができない場合は、被災地に隣接する他地域に中継基地を設け、一旦ここに物資を集積する。

5 一時集積配分拠点の取扱物資

- (1) 町から救援要請した、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- (2) 食料及び生活必需品等の応急生活物資
- (3) 義援物資集積所から町に配送される義援物資
- (4) 医薬品

6 一時集積配分拠点の実施業務

- (1) 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
- (2) 避難所等の物資需要情報の集約
- (3) 配送先別の仕分け
- (4) 小型車両への積み替え、発送

7 一時集積配分拠点の運営体制と運営要領

- (1) 運営体制
町、県及び県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
- (2) 運営要領
町及び県は、次により一時集積配分拠点を運営する。
 - ① 一時集積配分拠点への職員等の派遣
輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者およびボランティア等を一時集積配分拠点到派遣する。
 - ② 避難所等の物資需要情報の集約
パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ、関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。
 - ③ 町は、物資配送用車両を確保できない場合は、県に必要な車両の確保を要請する。
 - ④ ボランティアの活用
一時集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるので、ボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

8 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については、町が要請した者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

町が要請した者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を実施するよう要請する。

8 避難所等への輸送

原則として町が実施する。

第14節 文教施設における災害応急計画

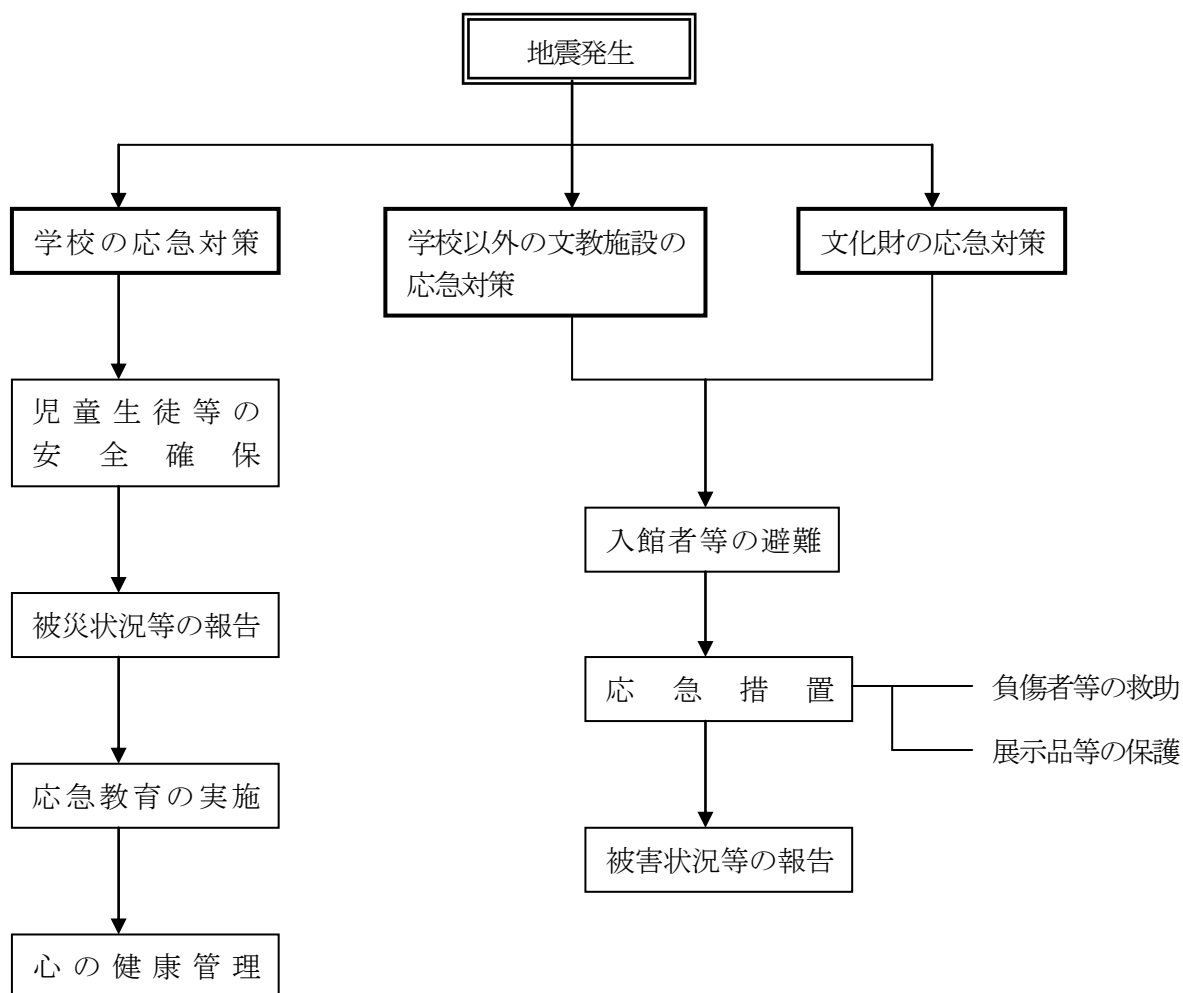
1 方針

地震発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	教育委員会
関係機関	

3 文教施設における災害応急計画フロー



4 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることである。したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内において協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

① 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

② 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

③ 勤務時間外の措置

学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

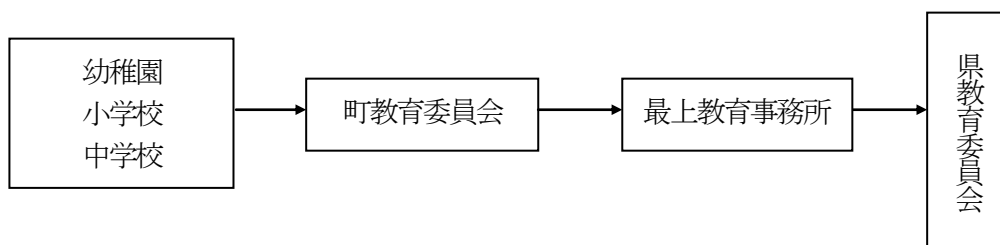
④ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。保育所、幼稚園及び小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休校の措置をとる。

(2) 被災状況の報告

学校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の経路で速やかに県に報告する。



(3) 応急教育の実施

① 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ 校区の通学路や交通手段等の確保

ウ 児童生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導

エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 町教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

エ 教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

(ア) 複式授業の実施

(イ) 昼夜二部授業の実施

(ウ) 他の市町村又は県に対する人的支援の要請

(エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令

(オ) 教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び町教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として教科書（教材を含む）は1ヶ月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事は厚生労働大臣に同意を得たうえで、必要な期間を延長することができる。）。

エ 学用品給与の方法

県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

5 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

(1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。

- (2) 要救護者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救急作業及び負傷者等の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う。）。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

6 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。
 - ① 建造物及び搬出不可能な文化財
防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。
 - ② 搬出可能な文化財
指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

7 資料

- ① 真室川町文化財状況（資料編 257 頁）

第 15 節 災害時要配慮者の応急対策計画

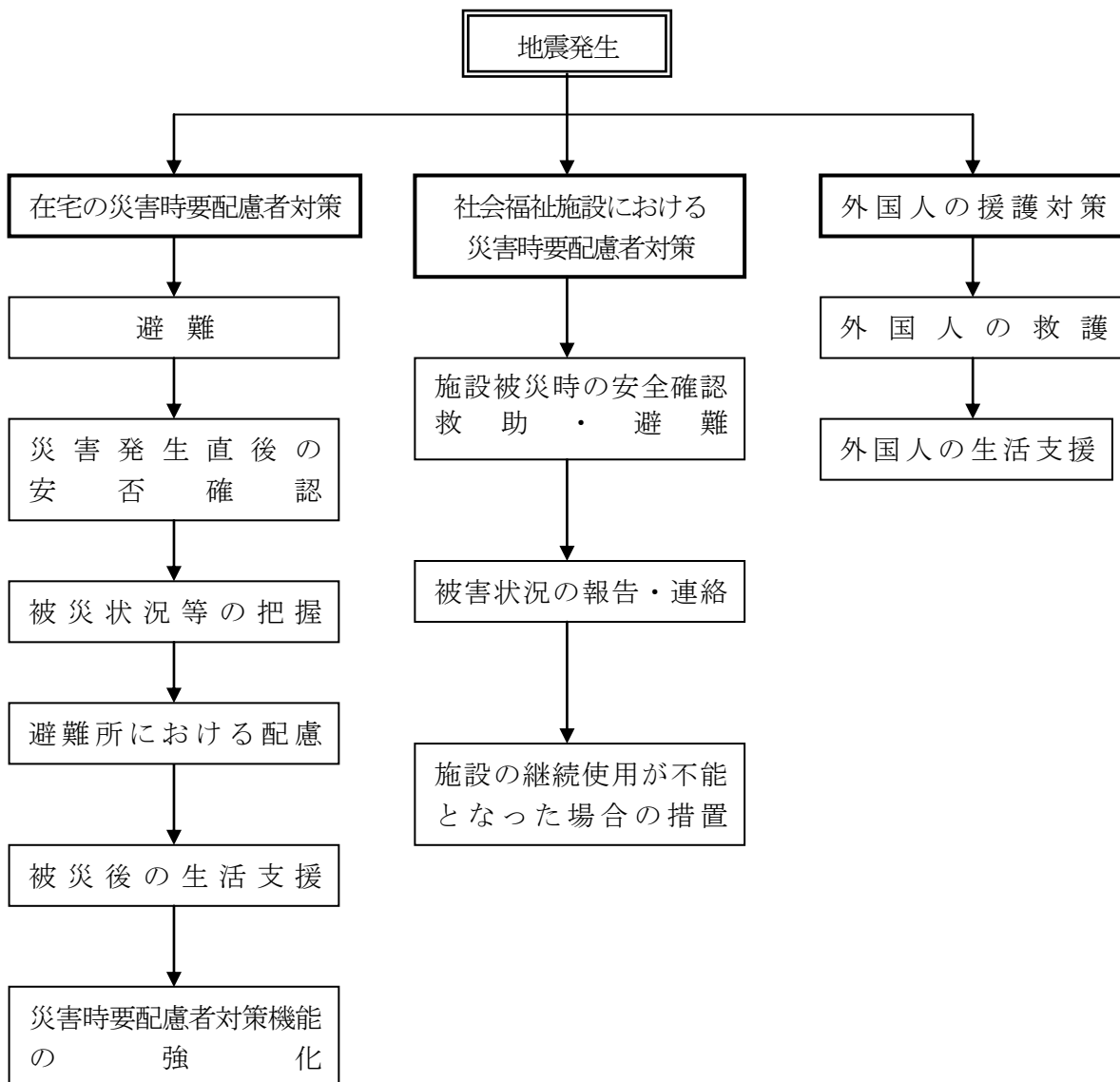
1 方針

地震による災害が発生した場合に、災害時要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、福祉課
関係機関	社会福祉協議会、自主防災組織

3 災害時要配慮者の応急対策計画フロー



4 在宅の災害時要配慮者対策

(1) 避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要になった場合、災害時要配慮者の避難誘導等が災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は災害時要配慮者の避難行動に協力する。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護対象者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(3) 被災状況等の把握

町は、避難所や災害時要援護対象者の自宅等に、真室川町地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ① 災害時要援護対象者の身体の状況及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族（介護者）の有無およびその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具（品）の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

町は、災害時要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、可能な限り福祉避難所を設置し、災害時要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

① 社会福祉施設等への緊急入所

町及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町村に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

② 相談体制の整備

町及び県は、被災した災害時要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護対象者の被災状況等に応じて、真室川町地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した災害時要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(6) 災害時要配慮者対策機能の強化

町は、災害の状況により必要と認められる場合、県に人的支援を要請し、在宅の災害時要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

5 社会福祉施設等における災害時要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。
- ② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。
- ③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。
- ④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。
また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。
また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設と調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 外国人の救護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町及び県は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

② 相談体制の整備

町及び県は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16節 応急住宅対策計画

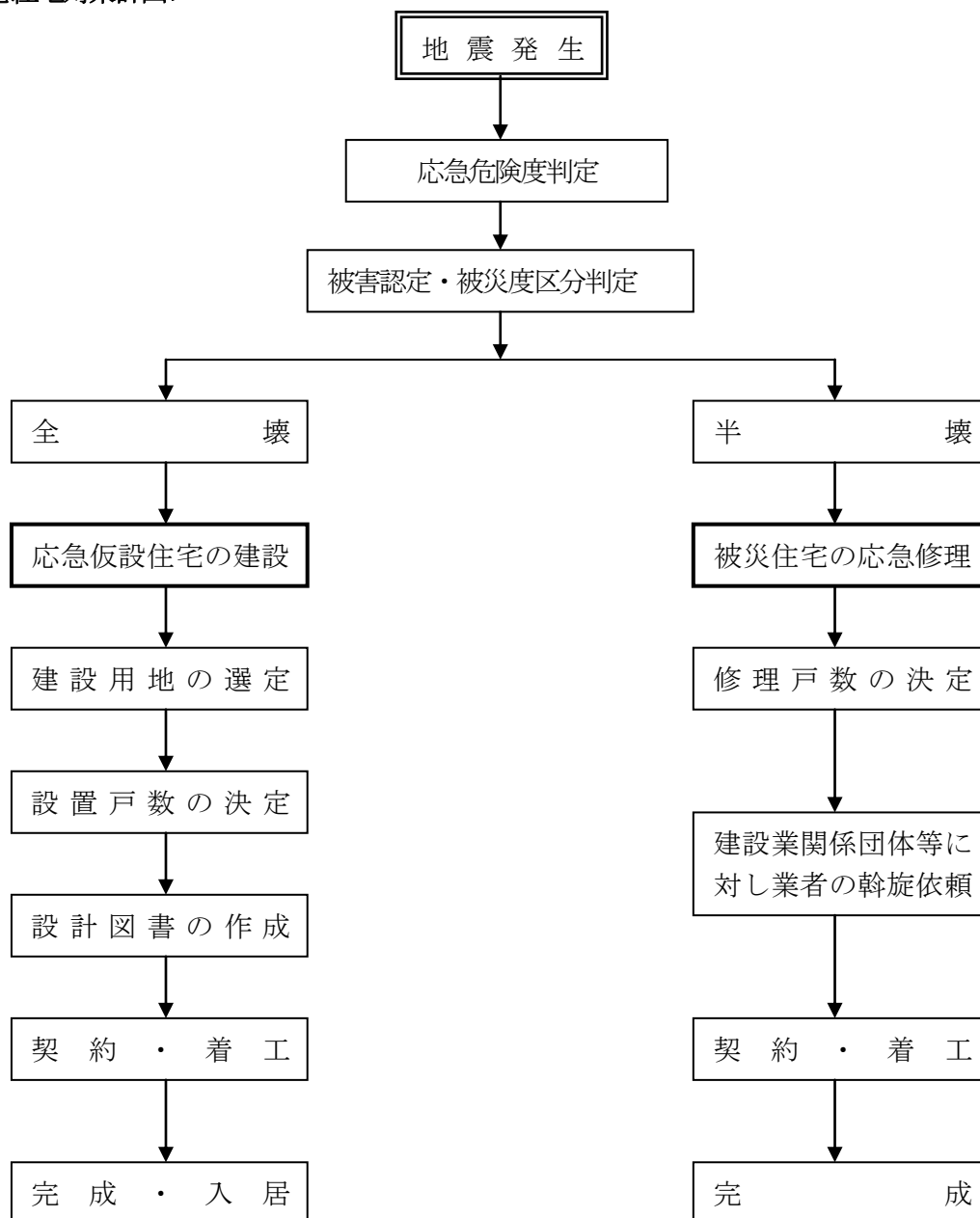
1 方針

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを收容し、又は被害家屋の応急修理を実施し又は公営住宅等のあつせん等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	建設課、福祉課
関係機関	最上総合支庁、最上広域森林組合

3 応急住宅対策計画フロー



4 住宅被災状況等の調査

(1) 被災住宅の調査

町は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

また、町は、県が実施する、住宅被災状況等の把握に必要な調査の実施に協力する。

- ① 地震情報及び被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 町の住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 被災建築物応急危険度判定

ア 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的には県の必要な各種の支援を得て、町が実施する。

イ 町は、関係機関等の協力を得て、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置を行う。

ウ 判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能なる者については、自宅への帰宅を促す。

⑤ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

⑥ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行なう。

- ⑦ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑧ 災害時要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑨ 住宅に関する県への要望事項
- ⑩ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、県が実施する、仮設住宅として被災地近隣の県営住宅、市町村営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否についての調査に、協力する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、社団法人プレハブ建築協会、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。

5 応急住宅の確保

町は、県が行う応急的な住宅の確保に協力し、被災住民の暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、町の住宅事

情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方法

(ア) 県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

b 居住する住家がない者であること。

c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。

b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

c 町は、県に入居申込みの報告を行い、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

次の事項について十分留意し、応急仮設住宅の設置戸数に対応した建設用地を選定し、県に報告する。

(ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、災害時要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。

(イ) 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険溪流等の災害危険箇所を避ける。

(ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

イ 規模及び費用

(ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

(イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。

(ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施

工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

(ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内着工する。

(イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。

イ 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。

ウ この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで、建設に着手する。

④ 応急仮設住宅の入居者選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c 前各号に準ずる者

イ 入居者の選定

(ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

(イ) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等、災害時要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 入居予定者名簿作成のため、入居者選定結果を県に報告する。

ウ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2ヶ年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

⑤ 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

町、県、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

6 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

(1) 修理の方針

① 範囲及び費用

ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 修理の期間

ア 被災住宅の応急修理については、災害が発生した日から、原則として1ヶ月以内に完了する。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1ヶ月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 修理の対象者

① 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者及び障がい者等

(ウ) 前各号に準ずる者

② 対象者の選定

町は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、応急修理の対象者を選定する。

7 住宅建設資機材の確保

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に必要な資材は、原則として建設業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができない場合は、町があっせんを行う。

8 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被害者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

① 範囲及び費用

ア 障害物除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

② 障害物除去の実施期間

ア 障害物除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

① 対象者の範囲

障害物除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者及び障がい者等

(ウ) 前各号に準ずる者

② 対象者の選定

町は、被災者の資力や生活条件等を十分調査して、障害物除去の対象者を選定する。

9 資料

① 真室川町土木工事業者 (資料編 248 頁)

② 真室川町建築工事業者 (資料編 248 頁)

第 17 節 災害救助法の適用に関する計画

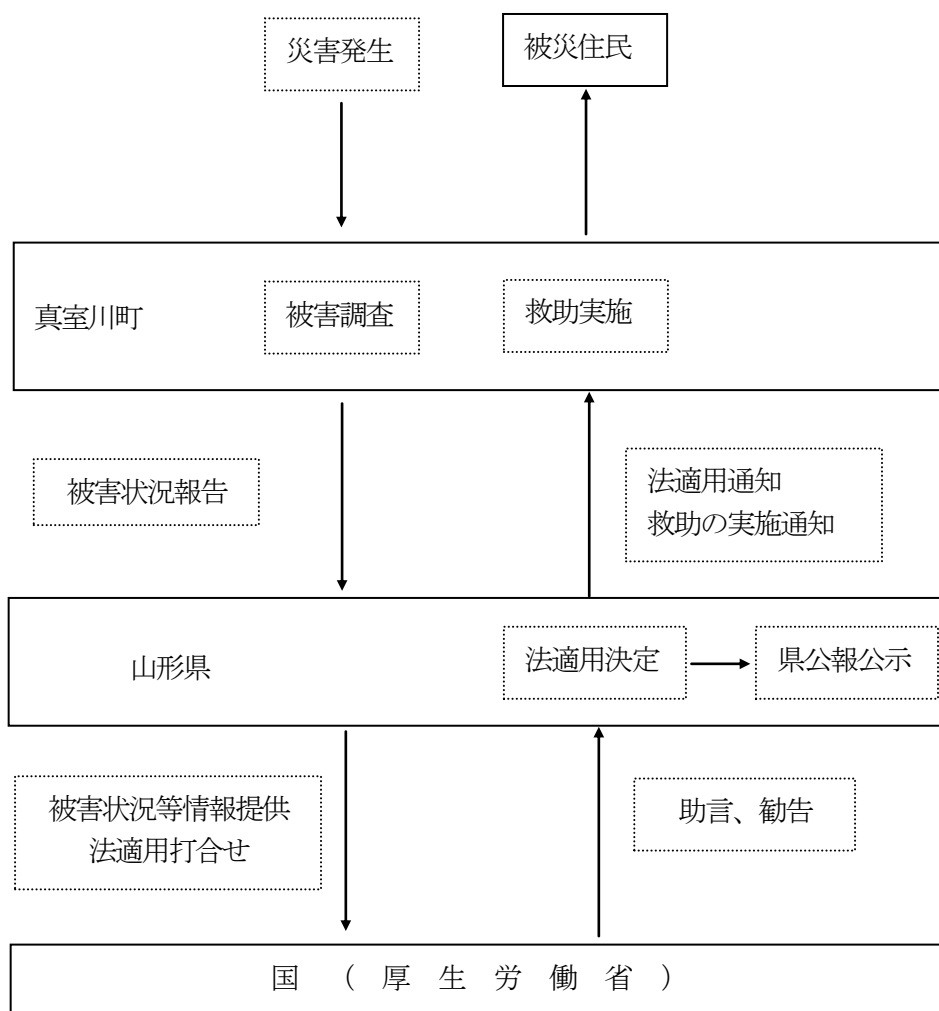
1 方針

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。)に係る町及び県の運用について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 災害救助法による救助フロー



4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第 2 条）。

- ① 適用単位は、町の区域単位である。
- ② 同一の原因による災害によることを原則とする。
ただし、この例外として
ア 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
イ 時間的に接近して、町内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合において、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。
- ③ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- ④ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は、次のいずれか1つに該当する場合である。

- ① 町の住家滅失世帯数が、40世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。
- ② 被害が広範囲にわたり、県下の住家滅失世帯が1,500世帯以上であって、かつ、町の住家滅失世帯数が20世帯以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。
- ③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家滅失世帯が7,000世帯以上であって、かつ、町の住家滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。
- ④ 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情があつて、かつ、多数の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであつて厚生労働省令に定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

	平成 22 年国勢調査		適用基準	
	人口	世帯数	1号	2号
真室川町	9,165人	2,631世帯	40世帯以上	20世帯以上

5 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1つの世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

(2) 住家滅失の認定

① 住家が全壊、全焼又は流失したもの

ア 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のももの

イ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの

② 住家が半壊、又は半焼したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のものをいう。

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

③ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものの

具体的には、①及び②に該当しない場合であって、次のものをいう。

ア 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

イ 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

① 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

ア 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

イ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

ウ 会社又は学生の寮等は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

② 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

ア 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

イ 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

ウ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる（法第30条第1項）。

(2) 町の役割

町長は、上記（1）により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第30条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用に当たっては、必要に応じて厚生労働大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、厚生労働大臣に情報提供するものとする。

7 り災証明の発行への対応

被災世帯の認定については、災害救助法の適用並びに義援金の配分等住民への影響が極めて大きいことから、住民からの請求に応じてり災証明が直ちに発行できるよう被災台帳を作成する。

8 災害救助法による救助の種類と実施者

(1) 法による救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第23条第1項及び法施行令第9条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第30条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7日	町
炊出し及び食品の給与	7日	町
飲料水の供給	7日	町
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日	町
医療及び助産救助	14日 (ただし、助産分娩した日から7日間)	町
学用品の給与	教科書 1ヶ月 文房具 15日	町
災害にかかった者の救出	3日	町
埋葬	10日	町
仮設住宅の建設	着工 20日	町
住宅応急修理	1ヶ月	町
遺体の捜索	10日	町
遺体の処理	10日	町
障害物の除去	10日	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第23条第2項）。

9 申請手続き

町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（町長）は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助方法と今後の救助措置の見込みを県知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は併せて法の適用を要請する。

10 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施期間中は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部に報告する。

11 資料

- ① 災害救助法適用基準（資料編 38 頁）
- ② 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表（資料編 40 頁）

第 18 節 応急公用負担等の実施計画

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、施設、土地、家屋及び物資を管理並びに使用若しくは収用するための計画について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	新庄警察署、自衛隊 最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）

3 対策の内容

(1) 実施責任者

町長は、災害に際して、応急措置を緊急に実施する必要がある場合において、物的公用負担等の権限を法に基づき行使するものとし、町長、又は町長の職権を行使する町の職員が現場にいない場合は、現場に居合わせた警察官がその職権を行使する。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。さらに警察官も現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官がその職権を行使する。この場合においても、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、消防活動、水防活動のため緊急の必要がある場合の物的公用負担等の職権の行使は、消防吏員、消防団員並びに消防長、水防管理者、水防団長が行使する。

実施責任者	根拠法令
真室川町長	災害対策基本法第 64 条第 1 項、第 2 項
警察官	災害対策基本法第 64 条第 7 項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第 64 条第 8 項
消防吏員、消防団員	消防法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 3 項
消防長、水防管理者、水防団長	水防法第 21 条第 1 項

(2) 実施対象物

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急措置を緊急に実施するための物的公用負担等の内容は、次のとおりである。

① 町長が実施する対象物

ア 区域内の他人の土地、建築物、その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

② 消防吏員、消防団員が実施する対象物

水害以外の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、火災及びその他の災害に係る対象物並びにこれらのものの在る土地を使用し、処分し、又は使用を制限すること。

③ 消防長、水防管理者、水防団長が実施する対象物

水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、

車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分すること。

④ 警察官が実施する対象物

町長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、町長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

⑤ 自衛官が実施する対象物

町長若しくはその職権の委任を受けた職員が現場にいないとき、これらの者から要求があったとき、又は町長の職権を行うことができる者が現場にいないときは、町長の職権を行うことができる。

なお、この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

⑥ 留意事項

現場の災害を受けた工作物等を除去した時は、町長は、当該工作物等を適正な方法で保管する。

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがある時、又はその保管に不相当な費用、手数を必要とする時は、政令で定めるところにより、それを売却し、代金を保管することができる。

(3) 通知等

① 応急公用負担等の通知

災害対策基本法第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により、応急公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、次の事項を通知しなければならない。

ア 当該土地、建物等の名称又は種類、形状、数量及び所在した場所

イ 当該処分に係る期間又は期日

ウ その他必要事項

② 通知書の掲示

通知すべき所有者、占有者等が不明の時は、庁舎又は新庄警察署真室川交番掲示場に通知書を掲示する。

(4) 公用令書の交付

① 応急公用負担等の公用令書の交付

災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により、町長が県知事より委任を受けて物的公用負担等の権限を行使する場合は、その所有者、占有者等に対して、下記事項を記載した公用令書の交付を行わなければならない。

ア 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ 当該処分の根拠となった法律の規定

ウ 保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

エ 管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期日及び期間

② 公用令書の変更、取り消し

町長は、公用令書を交付した後に処分を変更し、又は取り消した時は、速やかに公用変更令書、公用取消令書を交付しなければならない。

(5) 損失補償等

① 町は、災害対策基本法第 64 条第 1 項、消防法第 29 条第 3 項、水防法第 21 条第 1 項の規定により、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、災害対策基本法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

② 県は、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により、町長が県知事の委任を受けて、応急公用負担等の権限を行使し、処分を行った時は、災害対策基本法第 82 条により、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- ③ 町は、警察官又は災害派遣を命じられた自衛官が、土地、建物等を使用して生じた損失を補償しなければならない。

第19節 労働力の確保計画

1 方針

災害応急対策を実施するために、必要な技術者及び労務者の確保について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、福祉課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）

3 対策の内容

(1) 技術者の派遣依頼

町災害対策本部の各対策部において、職員及び災害対策の技術者に不足を生じた場合は、総務部において、関係機関等に派遣を要請する。

従事命令及び協力命令の種類、根拠、対象者、補償等は次のとおりである。

① 従事命令等の種類と執行者

対策作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業	従事命令	災害対策基本法第71条第2項	町長（県知事より委任を受けた場合）
災害応急対策作業	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	町長（県知事より委任を受けた場合）
災害応急対策作業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条 河川法第22条	水防管理者（町長） 水防団長（消防団長） 消防機関の長

② 従事命令等の対象者・補償

作業対象・命令区分	対象者	補償
災害応急対策 災害対策基本法による 町長の従事命令 （県知事より委任を受けた場合のみ）	1. 医師・歯科医師又は薬剤師 2. 保健師・助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工・左官・とび職 5. 土木業者・建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者	「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例」（昭和37年県条例第66号）に定めるところによる
災害応急対策 災害対策基本法による 町長の協力命令 （県知事より委任を受	応急措置を要する者及びその近隣の者	・実費弁償なし ・損害補償なし

作業対象・命令区分	対象者	補償
けた場合のみ)		
災害応急対策全般 災害対策基本法による 町長の従事命令 (県知事より委任を受 けた場合のみ)	町の区域内の住民又は当該応急措置 を実施すべき現場にある者	・実費弁償なし ・損害補償は、山形県消 防補償等組合の補償条例 の定めるところによる
従事命令 (消防作業)	火災現場付近にある者	
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場 にある者	

③ 従事命令書

県知事から委任を受けて従事命令及び協力命令を発するとき、又は命令を変更する場合は、公用命令書を交付する。

④ 費用

災害対策基本法第71条及び災害救助法第24条の規定により発した従事命令に基づき、災害応急対策及び救助に従事した者に対しては、それぞれの基準で実費を弁償する。

従事対象者	災害対策基本法によるもの	災害救助法によるもの
1. 医師・歯科医師又は薬剤師 2. 保健師・助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工・左官・とび職	1. 業務に従事した時間に応じた手当 2. 1日につき8時間をこえて業務に従事した場合は、8時間をこえる時間についての割増手当 3. 業務に従事するため、一時その住居又は居所を離れて旅行する時は、その旅費(算定基準) 当該業務に従事した1から4までの者にそれぞれ相当する県の常勤の職員の手当・同手当を基準とした時間外勤務手当並びに旅費の算定の例に準ずる。	県災害救助法施行細則第12条に規定するところによる
5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者	(算定基準) 従事対象者の5から8に掲げる者に対する実費弁償の基準は当該業務に従事するため通常要する費用	

⑤ 損害補償

従事命令等により災害応急対策及び救助に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかった者、又は死亡した者の遺族等に対しては、次の損害補償の規定により支給する。

ア 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例

(昭和 37 年県条例第 66 号)

イ 山形県消防補償等組合の補償条例

(2) 労務者の確保

災害応急対策を実施する際に不足する労務者の確保は、公共的協力関係団体及び関係業者の協力を得て雇用の確保を行う。また、災害応急復旧現場における危険を伴わない軽作業活動については、奉仕活動団体に応援を要請して実施する。

① 労務者の雇用

労務者を雇用する範囲は次の用務とする。

- ア 被災者避難に関する用務
- イ 医療救護における移送に関する用務
- ウ 被災者救出のための用務、又は機械操作に関する用務
- エ 飲料水供給のための用務
- オ 救援物資の整理、輸送及び配分のための用務
- カ 遺体の捜索及び処理のための用務
- キ 災害ごみ収集、処理のための用務
- ク 道路、河川の障害物除去の用務
- ケ 応急仮設住宅建設のための用務
- コ その他必要とする用務

② 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は町の雇用賃金の基準額で定められた日額とする。

③ 奉仕団組織と奉仕活動

奉仕団は、自主防災組織、婦人会、民間協力団体等に協力を要請して編成を行い、危険を伴わない軽作業活動とし、次の労務の種類により適宜、奉仕活動の協力を要請する。

- ア 避難所における奉仕活動
- イ 炊き出し及び給水の奉仕活動
- ウ 救援物資の整理、支給の奉仕活動
- エ 清掃等の奉仕活動
- オ その他必要とする奉仕活動

(3) 応援協力等

- ① 町は、地域内で労務者雇用の確保ができない場合、又は不足する場合は、県又は近隣の市町村に対して斡旋を依頼して労務者の確保を図る。
- ② 町は、災害対策基本法第 80 条第 2 項の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から、応急措置を実施するための労務者、又は物資等の確保について応援を求められた場合は、これに協力する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 方針

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課、福祉課、建設課
関係機関	—

3 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設 ② 相談事項
2 り災証明書の発行	① 発行の手続き ② 証明の範囲
3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金 ② 災害障害見舞金 ③ 被災者生活再建支援金 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金 の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
4 雇用の確保	
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 町税等の特例措置 ② 国税及び県税の特例措置
8 被災者への各種措置の周知	

4 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

- ① 町の設置する相談所：町役場庁舎、地区公民館及び避難所等

② 県の設置する相談所：県庁、被災地及び最上総合支庁

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項について相談業務を実施する。

- ① 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金、生活保護、災害時要配慮者への対応、租税の特別措置及び公共料金等の特別措置等
- ② 職業相談：雇用全般にわたる相談
- ③ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

5 り災証明書の発行

(1) 発行の手続き

町は、災害対策本部に集約された調査結果に基づき、被災者のリスト及び被害状況を取りまとめた書類等を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「避難者名簿」により確認の上発行する。なお、作成した書類により確認できないときでも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは、「り災証明書」を発行する。

(2) 証明の範囲

法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

- ① 住家
 - ア 全壊（全焼）
 - イ 半壊（半焼）
 - ウ 流失
 - エ 床上浸水
 - オ 床下浸水
- ② 人
 - ア 死亡
 - イ 行方不明
 - ウ 負傷

なお、り災証明については、証明手数料を徴収しない。

6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
① 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 ② 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ③ 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)	① 災害弔慰金の支給に関する法律 ② 町条例 ③ 経費負担 国1/2 県1/4 町1/4	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	町民課
			支給の制限 ① 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定めた支給金が支給された場合 ③ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不相当と認めた場合	

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓口
① 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 ② 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ③ 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害(平成12年3月31日厚生省告示第192号)	1 災害弔慰金の支給に関する法律 ② 町条例 ③ 経費負担 国1/2 県1/4 町1/4	法別表程度に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	町民課
			支給の制限 ① 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定めた支給金が支給された場合 ③ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不相当と認めた場合	

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、山形県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	窓 口																						
① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ 上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 ⑤ 上記①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 ⑥ 上記①若しくは②の市町村を含む都道府県又は上記③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	① 根拠法令 被災者生活再建支援法 ② 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託) ③ 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">① 基礎支援金</th> </tr> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解 体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">② 加算支援金</th> </tr> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる。	① 基礎支援金		被害程度	支給額	全 壊	100万円	解 体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	② 加算支援金		再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補 修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	町民課
① 基礎支援金																										
被害程度	支給額																									
全 壊	100万円																									
解 体	100万円																									
長期避難	100万円																									
大規模半壊	50万円																									
② 加算支援金																										
再建方法	支給額																									
建設・購入	200万円																									
補 修	100万円																									
賃借(公営住宅以外)	50万円																									

(4) 災害援護資金貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	窓 口
<p>山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、町民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては、1,270万円</p>	<p>① 災害弔慰金の貸付に関する法律</p> <p>② 町条例</p> <p>③ 経費負担 国2/3 県1/3</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>② 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>③ ①と②が重複した場合</p> <p>ア ①と②のアの重複 250万円</p> <p>イ ①と②のイの重複 270万円</p> <p>ウ ①と②のウの重複 350万円</p> <p>④ 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア ②のイの場合 250万円</p> <p>イ ②のウの場合 350万円</p> <p>ウ ③のイの場合 350万円</p>	<p>① 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年)</p> <p>② 償還期間 10年(据置期間を含む)</p> <p>③ 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>④ 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)</p> <p>⑤ 延滞利息 年10.75%</p>	町民課

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得者世帯に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
低所得世帯 (概ね町民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下)	① 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) ② 実施主体等 ア 実施主体 県社会福祉協議会 イ 窓口 町社会福祉協議会 (民生委員・児童委員)	貸付限度額 1世帯 150万円	① 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害の状況に応じ2年以内) ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) ④ 保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 ⑤ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行するり災証明を添付すること。

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子寡婦福祉法施行令第18条及び第38条	災害により借主が支払期日まで償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 ① 猶予期間1年以内(1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) ② 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 町長の被災証明書	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

根拠法令等	特例措置の内容	備考
母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>① 事業開始資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上 1年</p> <p>② 事業継続資金・住宅資金</p> <p>15,000円以上30,000円未満 6か月</p> <p>30,000円以上45,000円未満 1年</p> <p>45,000円以上 1年6か月</p>	災害救助法の適用は要しない。

7 雇用の確保

新庄公共職業安定所や県が行う雇用に関する措置について、町はできる範囲の業務について協力を行う。特に、早期な復旧を図るため、災害復旧工事など公共事業に災求職者が優先的に雇用されるよう配慮する。

8 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

町は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、県の実施する需給及び価格状況の調査並びに監視に協力し、その結果を住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

- ① 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
- ② 町は、県に協力し、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入り調査や、適正な価格での売買の指導、必要に応じての勧告及び公表を行う。

9 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

① 住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入れ手続きの指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入れの促進を図る。この場合において、町は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
<p>① 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者</p> <p>※平成21年6月14日以前に災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害に</p>	<p>① 建設資金</p> <p>ア 建設資金 1,460万円</p> <p>イ 土地取得資金 970万円</p>	<p>① 建設</p> <p>ア 償還期間</p> <p>耐火・準耐火構造・木造（耐久性）</p> <p>35年以内</p>

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
より被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者	ウ 整地資金 390万円	木造（一般） 25年以内
② 建設 ・り災住宅の被害率 5割以上 ・住宅部分の床面積（A） $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a）が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$	エ 特例加算 450万円	イ 据置期間 3年間（その分償還期間延長）
・木造の場合の構造 1戸建又は連続建て	② 新築住宅購入資金 ア 新規購入資金 2,430万円 うち 土地取得資金 970万円	ウ 利率 基本融資額 1.47% 特例加算額 2.37%
③ 新築住宅購入 ・り災住宅の被害率 5割以上 ・住宅部分の床面積（A） 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a）が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq a$	イ 特例加算 450万円	② 新築住宅購入 ア 償還期間 耐火・準耐火構造・ 木造（耐久性） 35年以内
・木造の場合の構造 1戸建又は連続建て	③ リ・ユース（中古） 購入資金 ア リ・ユース購入資金 2,430万円 うち 土地取得資金 970万円	木造（一般） 25年以内
・敷地面積 1戸建の場合 100 m^2 以上	イ リ・ユースプラス 購入資金 2,430万円 土地取得資金 970万円	イ 据置期間 3年間（その分償還期間延長）
④ リ・ユース（中古）購入 ・り災住宅の被害率 5割以上 ・住宅部分の床面積（A） 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積（a）が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2 （マンションの場合は 30 m^2 ） $\leq A \leq a$	ウ 特例加算 450万円	ウ 利率 基本融資額 1.47% 特例加算額 2.37%
⑤ 補修 り災住宅の被害額 10万円以上	④ 補修資金 補修資金 640万円 移転資金 390万円 整地資金 390万円	③ リ・ユース（中古）購入 ア 償還期間 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内
		イ 据置期間 3年間（その分償還期間延長）
		ウ 利率 基本融資額 1.47% 特例加算額 2.37%
		④ 補修 ア 償還期間 20年以内 イ 据置期間 1年間 ウ 利率 基本融資額 1.47% 特例加算額 2.37% ※利率は平成24年11月現在

② 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸付ける。

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
① 対象世帯 ア 低所得世帯 （概ね町民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下） イ 高齢者世帯 （日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） ウ 障がい者世帯 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり）） ② 上記の世帯が被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な資金（ただし、災害援護資金によっても不足している部分）	① 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） ② 実施主体 県社会福祉協議会 ③ 窓口 町社会福祉協議会（民生委員・児童委員）	貸付限度 250万円以内	① 据置期間 貸付けの日から6月以内（特別の場合2年以内） ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） ④ 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 ⑤ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行するり災証明を添付のこと。

③ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
① 母子家庭の母、寡婦 ② 被災した家屋の増築、改築又は保全するために必要な資金	① 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 ② 法施行令通知	貸付限度 200万円以内	① 災害救助法の適用を要しない。 ② 据置期間 6か月 ③ 償還期間 7年以内 ④ 利率 無利子

(2) 公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して、県及び国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実現が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための資材調達

町は、復旧住宅用の資材については、町内の関係業者とあらかじめ協議し、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し必要量の供給を要請する。

10 租税の特例措置

(1) 町税等の特例措置

① 納税期間の延長

町長は、広範囲にわたる災害等により法又は条例に定める申告、申請、請求、その他書類の提出又は納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合に、地域、期日、その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する。

② 徴収猶予

町は、必要に応じ地方税の徴収猶予を行い、被災者の負担軽減を図る。

③ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の町民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。
特別土地保有税	町の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた土地について減免する。

(2) 国税・県税の特例措置

国・県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況により実施する取扱いになっている。

11 被災住民への各種措置の周知

町及び防災関係機関は、それぞれが行う措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

12 資料

- ① 罹災証明願 (資料編 258 頁)

第2節 金融支援計画

1 方針

地震により被害を受けた農林業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課
関係機関	

3 計画の体系

(1) 農林業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

4 農林業関係

(1) 天災融資制度による融資

- ① 天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会（以下「被害組合」という。）を通して融資するほか、被害組合に対し事業資金を融資する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	—
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

（融資機関） 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。
（激甚災害） 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

（注） 1）上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
2）特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農家にあつては、年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
3）3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。
4）天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

（貸付限度額）

区分	貸付対象者		貸付限度額（単位：万円）	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者	200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害の被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町長の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)	—
<p>(融資機関) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び銀行等を通じて融資する。</p> <p>(注) 1) 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。</p> <p>2) 特別被害者 : 都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農家にあつては、年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。</p> <p>3) 3割被害者等 : 年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。</p>				

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
		林業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被災農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
資金 農業関係	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.40% ~1.2%	25年以内	10年以内

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間	
	農林漁業 施設資金	[共同施設利用] 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.40% ～1.2%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] ① 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.40% ～0.95%	15年以内	3年以内	
		② 災害を受けた果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内	
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.40% ～1.2%	30年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.40% ～0.95%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.40% ～1.2%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.40% ～1.2%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.40% ～0.95%	15年以内	3年以内	
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者（農業所得が総所得の過半を占めるもの）	0.40% ～0.65%	10年以内	3年以内	

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
(申込方法) (貸付限度)		日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行				
		・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。） に別に定める割合を乗じて得た額				
		・農林漁業セーフティネット資金：600万円				
		・農林業漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分 ：負担額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円の いずれか低い額				
		※ 金利は、平成24年11月19日現在のものであり、変動することがある。				

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

町及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

5 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (産業政策課)	山形県商工業振興資金(災害対策資金)	<p>① 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>② 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、知事が指定する災害等により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>③ 貸付限度 ※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p> <p>④ 貸付利率</p> <p>⑤ 貸付期間</p> <p>⑥ 取扱期間</p>	<p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行及び商工中金の県内各支店
日本政策金融公庫 (生活事業)	災害貸付	<p>① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>② 貸付対象 別に指定する災害により被害を受けた方</p> <p>③ 貸付限度 それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000 万円を加えた額</p> <p>④ 貸付利率 それぞれの融資制度の利率（閣議決定により特別利率が適用される場合がある。）</p> <p>⑤ 貸付期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）</p> <p>⑥ 担保 必要により徴する。</p> <p>⑦ 保証人 原則として 1 名以上</p>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	<p>① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>② 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>③ 貸付限度 直接貸付：別枠 1 億 5,000 万円 (組合 4 億 8,000 万円) 代理貸付：上記限度の範囲内で 別枠 7,500 万円 (組合 2 億 2,500 万円)</p> <p>④ 貸付利率 基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。</p> <p>⑤ 貸付期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）</p> <p>⑥ 担保 必要により徴する。</p> <p>⑦ 保証人 原則として 1 名以上</p>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店

機関名	資金名	融資条件等	申込窓口
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方 3 貸付限度 必要に応じ一般枠を超える額 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金 20年以内（据置3年以内） 運転資金 10年以内（据置3年以内） 6 担保 必要により徴する 7 保証人 必要により徴する	商工組合中央金庫 各支店及び代理店

(4) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施できるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に指導を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

① 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

② 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 方針

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被災施設の原形復旧と併せ、災害の再発を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、企画課、福祉課
関係機関	—

3 計画の体系

項目	概要
1 被害状況の調査と県への報告	
2 激甚災害指定の検討と推進	① 激甚災害の指定手続き ② 激甚災害指定の検討と調査の実施 ③ 激甚災害指定の推進
3 特別財政援助の交付に係る手続き	
4 災害復旧計画	① 基本方針の決定 ② 事業計画の策定 ③ 事業の実施 ④ 財政援助及び助成
5 災害復旧関係技術職員等の確保	① 町営災害復旧事業
6 資金計画	① 町の資金計画

4 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。

また、町、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

<災害復旧事業一覧>

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	町の所管課
① 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課	建設課
	砂防設備	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林課	産業課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	町の所管課
	地すべり防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	建設課
		農林水産省	農林水産部森林課 農村整備課	産業課 産業課
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	道路	国土交通省	県土整備部道路課 県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	建設課
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	建設課
② 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設等災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課	産業課
	林業用施設	農林水産省	農林水産部森林課	産業課
	共同利用施設	農林水産省	農林水産部畜産課	産業課
③ 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁総務課	教育委員会
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習振興課	教育委員会
	私立学校施設	文部科学省	総務部学事文書課	教育委員会
	文化財	文部科学省	教育庁文化財保護推進課	教育委員会
④ 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要綱)	社会福祉施設等	厚生労働省	子育て推進部子育て支援課 子育て推進部子ども家庭課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部長寿社会課 健康福祉部障がい福祉課	福祉課
(災害廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省	生活環境部循環型社会推進課	町民課
(医療施設等復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部地域医療対策課	福祉課

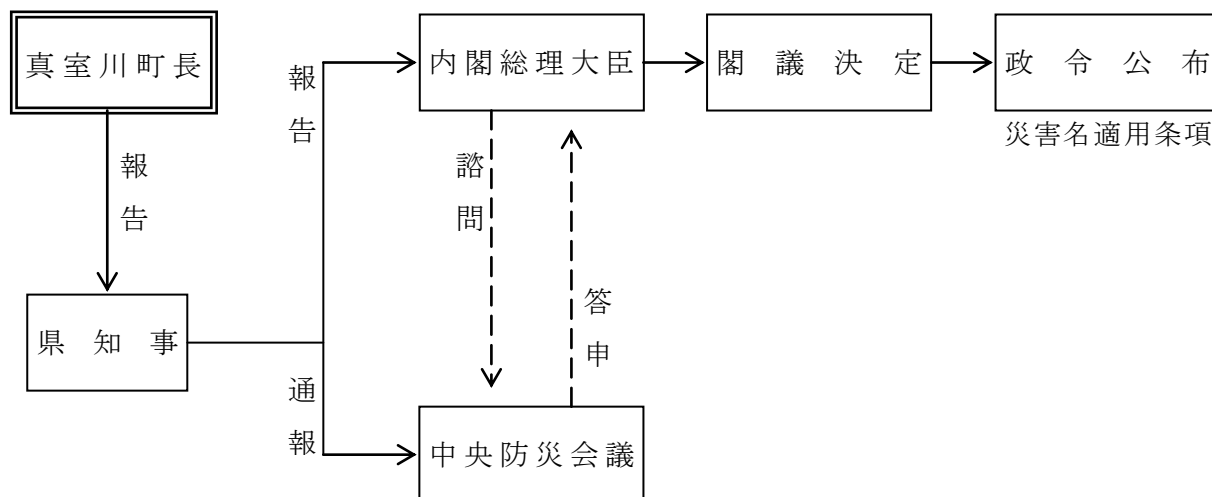
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	町の所管課
(上下水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	水道施設	厚生労働省	生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課	建設課
	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部保健薬務課	福祉課
	精神障害者社会復帰施設	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課	福祉課
⑤ 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等	国土交通省	県土整備部都市計画課	建設課
	街路施設	国土交通省	県土整備部都市計画課	建設課
⑥ 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設	国土交通省	県土整備部建築住宅課	建設課・町民課
	既設公営住宅	国土交通省	県土整備部建築住宅課	建設課・町民課
⑦ その他の災害復旧事業 ・中小企業(激甚法)	中小企業共同施設	経済産業省	商工観光部工業振興課 商工観光部観光経済交流局経済交流課	企画課
⑧ 災害復旧に係る財政支援措置 ・特別交付税に係る業務 ・普通交付税に係る業務 ・地方債に係る業務		総務省	企画振興部市町村課	総務課
		総務省	企画振興部市町村課	総務課
		総務省	企画振興部市町村課	総務課

5 激甚災害指定の検討と推進

(1) 激甚災害の指定手続き

大規模な災害が発生した場合、知事の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



(2) 激甚災害指定の検討と調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 激甚災害指定の推進

- ① 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、危機管理課に対しその旨を報告する。
- ② 危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

<激甚災害指定基準>

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（3条～4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 当該災害の査定見込み額＞全国標準税収入×0.5% （B基準） 当該災害の査定見込み額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 都道府県の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% 2 都道府県内市町村分の査定見込総額＞当該都道府県内市町村標準税収入総額×5%
激甚法第5条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準） 費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 1 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 都道府県内査定見込額＞10億円
激甚法第6条	次の1及び2の要件に該当する災害。

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
(農林水産業共同施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>ただし、当該災害における被害見込額 50,000 千円以下のものは除く</p> <p>1 激甚法第 5 条の措置が適用される場合</p> <p>2 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される場合</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>3 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>4 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条が適用される場合</p>
<p>激甚法第 8 条</p> <p>(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の様態から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準)</p> <p>農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B基準)</p> <p>農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%</p>
<p>激甚法第 11 条の 2</p> <p>(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>林業被害見込額 (樹木に係るもの) > 全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 5%</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額 (樹木に係るもの) > 全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上</p> <p>1 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 60%</p> <p>2 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 1%</p>
<p>激甚法第 12 条</p> <p>(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p> <p>激甚法第 13 条</p> <p>(小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係)</p> <p>激甚法第 15 条</p> <p>(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(A基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 0.2%</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上</p> <p>一つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>又は、その中小企業関係被害額 > 1,400 億円</p>
<p>激甚法第 16 条</p> <p>(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)</p> <p>激甚法第 17 条</p> <p>(私立学校施設災害復旧)</p>	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
事業の補助 激甚法第 19 条 (市町村施行の伝染病予 防事業に関する負担の 特例)	
激甚法第 22 条 (り災者公営住宅建設事 業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する場合 (A基準) 被災地全域減失住宅戸数 \geq 4,000 戸 (B基準) 次の 1 又は 2 いずれかに該当する災害 被災地全域減失住宅戸数 \geq 2,000 戸 かつ次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内の減失住宅戸数 \geq 200 戸 (2) 一市町村内の区域内の減失住宅戸数 \geq 10% 2 被災地全域減失住宅戸数 \geq 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内の減失住宅戸数 \geq 400 戸 (2) 一市町村の区域内の減失住宅戸数 \geq 20%
激甚法第 24 条 (小災害債に係る元利償 還金の基準財政需要額 への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章 の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用 される場合
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される

<局地激甚災害指定基準>—市町村災害が対象—

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第 2 章 (3 条~4 条) (公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助)	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 50% (査定事業費が 10,000 千円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が 5,000,000 千円以下であり、かつ、当該市町 村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が 250,000 千円を超 える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が 5,000,000 千円を超え、かつ、10,000,000 千 円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 \times 20% + (当該市町村の標準税収入-5,000,000 億円) \times 60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおお むね 100,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げ る災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被 害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)
激甚法第 5 条 (農地等の災害復旧事業)	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 \times 10%

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
等に関する補助の特別措置) 激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(但し、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外) 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね50,000千円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額×150% (但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 激甚法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例) 激甚法第15条 (中小企業者に対する資金の融通に関する特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% (但し、被害額が10,000千円未満は除外) に該当する市町村が1つ以上 但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね50,000千円未満である場合を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章又は第5条の措置が適用される場合

6 特別財政援助の交付に係る手続き

町長(災害対策本部長)は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

7 災害復旧計画

(1) 基本方針の決定

町は、大規模災害発生後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧期間の短縮に努める。

(3) 事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

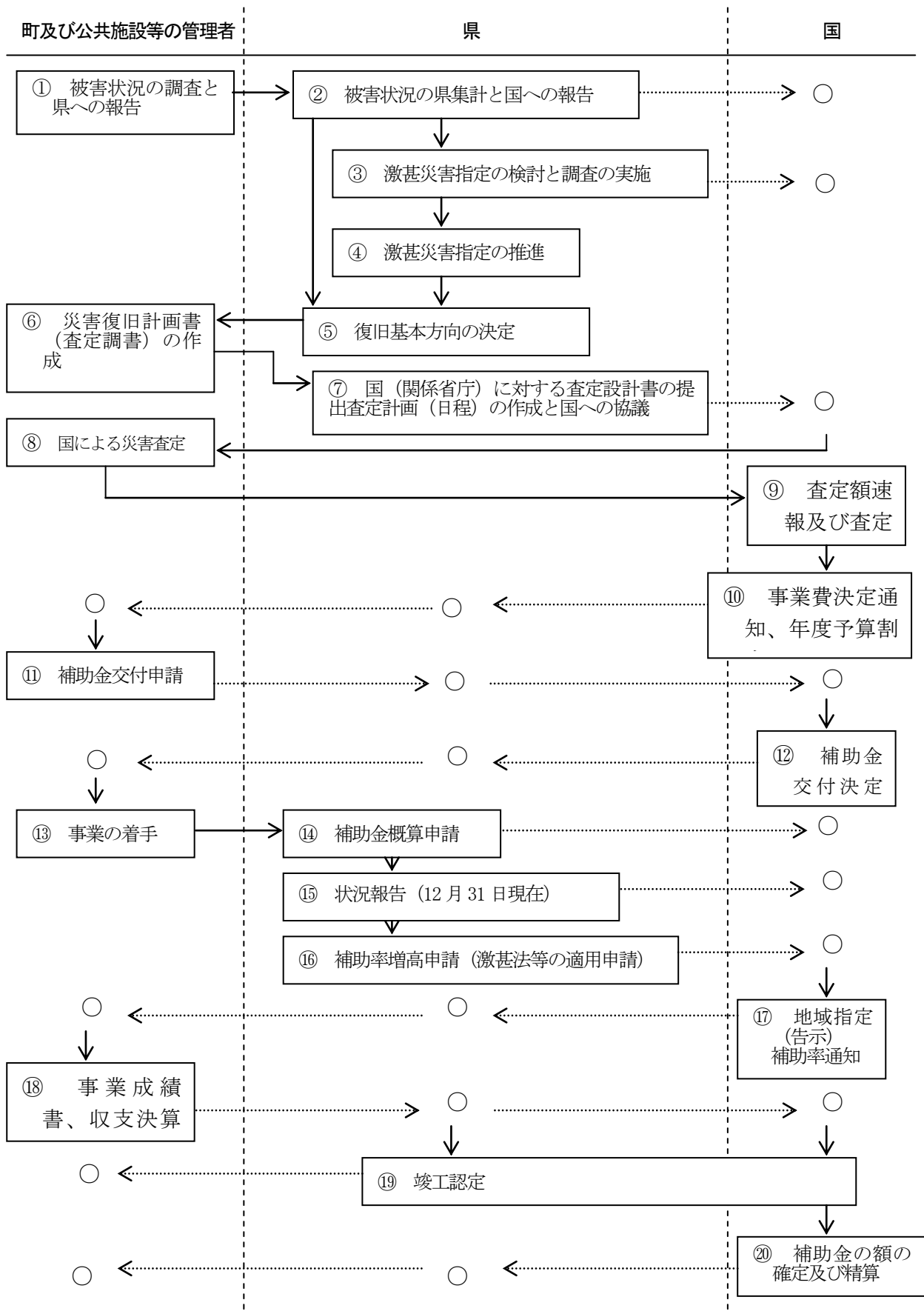
(4) 財政援助及び助成

関係機関は、被災地施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担や補助するものについては、災害復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法及び公立学校施設災害復旧国庫負担法により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告やその他町等が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担や補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、援助される事業の手続き及び報告先は次に示すとおりである。

<災害復旧事業執行手続きの流れ>



8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 町営災害復旧事業

- ① 町は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- ② 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 町の資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

第4節 災害復興計画

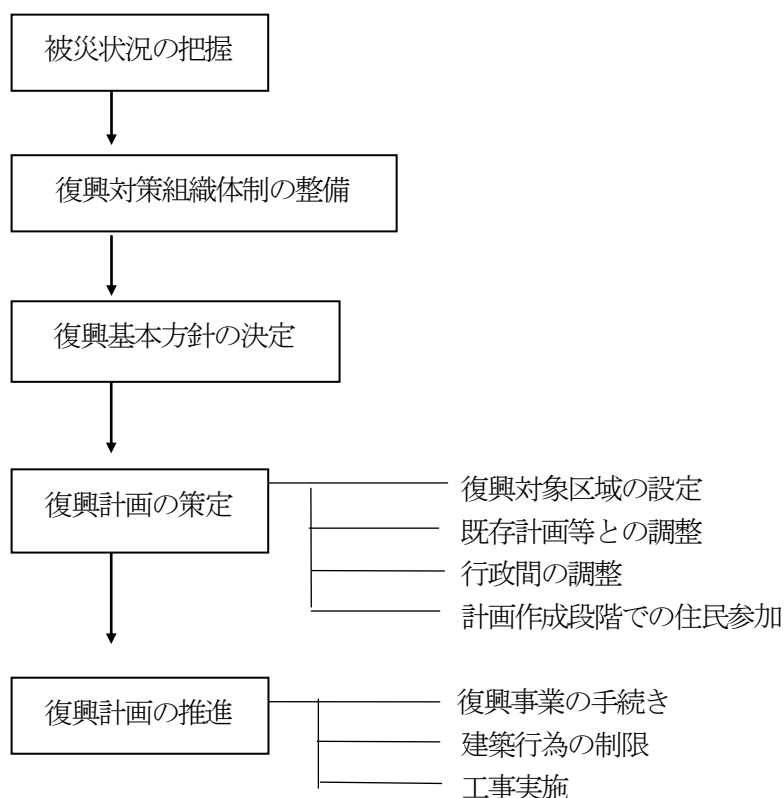
1 方針

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、企画課、福祉課
関係機関	

3 災害復興計画フロー



4 復興対策組織の体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じて復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、町内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に助成の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の災害時要配慮者の参画についても促進する。また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

5 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指す

か、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

6 復興計画の策定

町は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、総合計画等上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

復興計画は、災害の教訓を活かして、防災まちづくりの理念に基づいた災害に強いまちを構築するためのマスタープランであり、復興に向けた取り組みの基本方針を示す復興基本計画と、地区別の具体的な復興まちづくりの方向性を示す地区別復興計画を二つの柱として、次のような内容を基本として策定する。

(1) 復興に向けたまちの将来像の設定

過去の災害の教訓を踏まえ、災害復興計画が目指すまちの将来像を設定する。

(2) 復興への基本的な課題

災害の規模や程度に応じ、町の発展のための新たな取り組みに関する課題を整理する。

(3) 復興まちづくりの目標

魅力ある安全なまちづくり及び町民生活の早期再建に配慮した目標を設定する。

(4) 地区別復興計画

被災地の地域特性に配慮し、地区別の復興の視点と復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興事業の優先順位を明確にする。

7 復興計画の推進

復興事業の考え方については、町民生活の平常化と都市基盤の早期復旧への取り組みがその中心となるべきものであるが、同時に、復旧から本格的な復興への円滑な移行をも図っていく必要がある。

具体的な復興事業の優先順位などについては、町民生活の再建にとって緊急性が高く、事業の波及効果が大きなものから実施するとともに、効果的・効率的に復興事業を進めていかなければならない。

また、災害の種類や規模、被災地区の現況及び位置、被害の程度などを総合的に勘案し、町民ニーズや財政状況等を踏まえ、全町的な観点から事業を決定していくことが必要である。

(1) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路及び公園等の骨格的な都市基盤施設の整備
- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

8 住民合意の形成

復興を迅速かつ円滑に推進するためには、地権者や地域住民の合意形成が不可欠であり、被災市街地復興特別措置法では、「市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施にあたっては、地域における創意工夫を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。」と規定している。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を

提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

復興時の合意形成に関する現行都市計画上の手続き、災害復興という特殊事情から考えられる留意点は、次のとおりである。

(1) 現行都市計画上の手続きと住民合意形成過程

都市計画法においては、都市計画の決定や変更を行うにあたり、地権者や住民等の意見を反映させるため、次のような手続きをとっている。

- ① 原案の作成時においては、地区住民説明会・公聴会等の開催により住民の意見を反映させる。
- ② 計画案作成後、2週間の縦覧を設け、縦覧期間内に計画案について意見書の提出により、異議の申し立て等が可能である。
- ③ 計画案並びに意見書の要旨を都市計画審議会に諮り審議を行う。

その他、市街地開発事業等に伴う決定や変更、事業実施については、地権者や住民の要望や意見を反映し都市計画を推進している。

(2) 合意形成にあたっての留意点

合意形成にあたっての留意すべき点として、次のような事項が考えられるが、円滑に復興計画に関する住民合意を得るためには、平常時から積極的に住民の参加を促し、住民主体のまちづくりを進めることが重要である。

- ① 地権者及び地区住民が広範囲に避難しているなど、連絡がつきにくいなかで原案作成時における住民の意見の反映、復興計画に内容や実施時期等の合意形成、計画案作成後の縦覧等が困難となることが予想され、効果的な公聴・協議体制等を確保する必要がある。
- ② 復興計画の策定に際し、基盤整備後の地権者の建築等に関する資金計画等のアドバイスやコンサルタント派遣等のバックアップを行うことにより、短期での住民合意が得られ、早期の復興が可能となる。

9 国等に対する支援要請

復興事業の推進に関し、国等に対し必要な財源確保や特別の立法措置、あるいは職員の派遣等について要請を行う。

10 民間活力の積極的活用

公共事業のみならず、民間部門による住宅建設など、積極的に民間活力の導入を促進するための支援措置や規制緩和等について、国や県の協力を得ながら推進する。

第3編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

1 方針

災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	山形地方气象台

3 計画の体系

項 目	概 要
1 町の気象等観測体制の整備・強化	① 町の気象観測体制 ② 観測体制の充実

4 対策の内容

(1) 町の気象等観測体制の整備・強化

① 町の気象観測体制

町は、町内各所等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

① 観測体制の充実

町及び山形地方气象台等防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。

第2節 防災知識の普及計画

1 方針

町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民に対する自主防災意識の普及・啓発について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、教育委員会
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、自主防災組織

3 計画の体系

項 目	概 要
1 職員に対する防災教育	
2 一般住民に対する防災教育の普及	
3 事業所等に対する防災知識の普及	
4 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ 宿泊施設等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

4 対策の内容

(1) 職員に対する防災教育

「震災対策編 第1章 第3節 防災知識の普及計画」を準用する。(P41)

(2) 一般住民に対する防災教育の普及

「震災対策編 第1章 第3節 防災知識の普及計画」を準用する。(P41)

(3) 事業所等に対する防災知識の普及

「震災対策編 第1章 第3節 防災知識の普及計画」を準用する。(P41)

(4) 学校教育における防災教育

「震災対策編 第1章 第3節 防災知識の普及計画」を準用する。(P41)

(5) 防災上特に注意を要する施設における防災教育

① 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設や不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制を確立するよう指導する。

② 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

② 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等災害時要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から災害時要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

④ 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

「震災対策編 第1章 第4節 地域防災力強化計画」を準用する。(P44)

第4節 災害ボランティアの受入体制整備計画

「震災対策編 第1章 第5節 災害ボランティアの受入体制整備計画」を準用する。(P47)

第5節 防災訓練計画

「震災対策編 第1章 第6節 防災訓練計画」を準用する。(P50)

第6節 避難体制整備計画

「震災対策編 第1章 第7節 避難体制整備計画」を準用する。(P53)

第7節 救急・救助体制整備計画

「震災対策編 第1章 第8節 救急・救助体制整備計画」を準用する。(P57)

第8節 火災予防計画

「震災対策編 第1章 第9節 火災予防計画」を準用する。(P60)

第9節 医療救護体制整備計画

「震災対策編 第1章 第10節 医療救護体制整備計画」を準用する。(P63)

第10節 地震防災施設等整備計画

「震災対策編 第1章 第11節 防災用通信施設災害予防計画」を準用する。(P66)

第11節 地盤災害予防計画

「震災対策編 第1章 第12節 地盤災害予防計画」を準用する。(P70)

第12節 孤立集落対策計画

「震災対策編 第1章 第13節 孤立集落対策計画」を準用する。(P73)

第13節 建築物災害予防計画

1 方針

災害による建築物の被害の未然防止と軽減を図るために、必要な対策を推進する。

2 主な実施機関

真室川町	建設課、教育委員会、町立病院
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自主防災組織

3 計画の体系

項目	概要
1 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火建築物定期点検報告制度等の実施指導
2 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる建築物の災害予防対策 ② 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策 ③ 一般建築物の災害予防対策

4 対策の内容

(1) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。町は県の指導等に協力する。

① 既存建築物に対する改善指導

町は、県が行う、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善指導に協力する。

② 防火対象物定期点検報告制度の実施指導

防火対象物定期点検報告制度は、一定の防火対象物について、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告する制度である。防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物(飲食店、旅館、病院等の不特定多数の者が利用するもの)のうち、設備設置基準が適合している防火対象物は、防火セーフティマーク・新適マークが表示できることになっている。消防機関は、防火対象物定期点検報告制度(セーフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。町は消防機関に協力するものとする。

(2) 建築物の災害予防対策の推進

「震災対策編 第1章 第14節 建築物災害予防計画」を準用する。(P75)

第14節 輸送体制整備計画

「震災対策編 第1章 第15 輸送体制整備計画」を準用する。(P78)

第15節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第1款 交通関係施設災害予防計画」を準用する。(P80)

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第2款 土砂災害防止施設災害予防計画」を準用する。(P83)

第3款 河川施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第3款 河川施設災害予防計画」を準用する。(P86)

第4款 農地・農業用施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第4款 農地・農業用施設災害予防計画」を準用する。(P88)

第5款 電気通信施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第5款 電気通信施設災害予防計画」を準用する。(P90)

第6款 上水道施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第6款 上水道施設災害予防計画」を準用する。(P92)

第7款 下水道施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第7款 下水道施設災害予防計画」を準用する。(P94)

第8款 危険物等施設災害予防計画

「震災対策編 第1章 第16節 各種施設災害予防対策関係 第8款 危険物等施設災害予防計画」を準用する。(P95)

第16節 食料、飲料水及び生活必需品等物資等の確保計画

「震災対策編 第1章 第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。(P96)

第17節 文教施設における災害予防計画

「震災対策編 第1章 第18節 文教施設における災害予防計画」を準用する。(P98)

第18節 災害時要配慮者の安全確保計画

「震災対策編 第1章 第19節 災害時要配慮者の安全確保計画」を準用する。(P101)

第2章 災害応急計画

第1節 活動体制

第1款 防災体制

「震災対策編 第2章 第1節 第1款 防災体制」を準用する。(P109)

第2款 災害対策本部

「震災対策編 第2章 第1節 第2款 災害対策本部」を準用する。(P111)

第3款 職員の動員配備体制

1 動員体制

(1) 防災関係機関の動員体制

防災関係機関は災害時における対策要員の動員体制についてあらかじめ計画を定め、有事に際して万全の体制を確立するものとする。

(2) 職員の配備・動員基準

① 職員の配備基準

災害時における町職員の配備は、次の「真室川町職員の配備基準」による。

真室川町職員の配備基準

種別	区分	配備該当基準	配備体制
警戒一号配備		1 大雨洪水警報発表時 2 台風接近時の大雨洪水注意報発表時 3 竜巻注意情報発表時 4 町長が職員による警戒が必要であると認めたとき	1 総務課は、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動を行なう。 2 事態の推移に伴い速やかに警戒二号配備体制に移行できる体制とする。
警戒二号配備	警戒本部	1 台風接近時等の大雨洪水警報発表時 2 町域に局地的に軽微な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で、町長が職員による警戒が必要であると認めたとき	1 総務課長を本部長とする警戒本部を設置し、各課において被害情報等の災害関連情報の収集・伝達及び応急措置等を行う。 2 事態の推移に伴い速やかに第一次配備体制に移行できる体制とする。
第一次配備	災害対策本部	1 町域に局地的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で、町長が災害対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき	1 町各課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、局地的な災害に対し応急措置をとり、救助活動、情報収集及び広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに第二次配備体制に移行できる体制とする。
第二次配備		1 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が災害対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき	1 町各課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。

※ 配備該当基準のいずれか1つに該当する場合に適用される。

② 動員計画

職員の動員は、本部職員の配備基準に伴い、総務課長が行う。

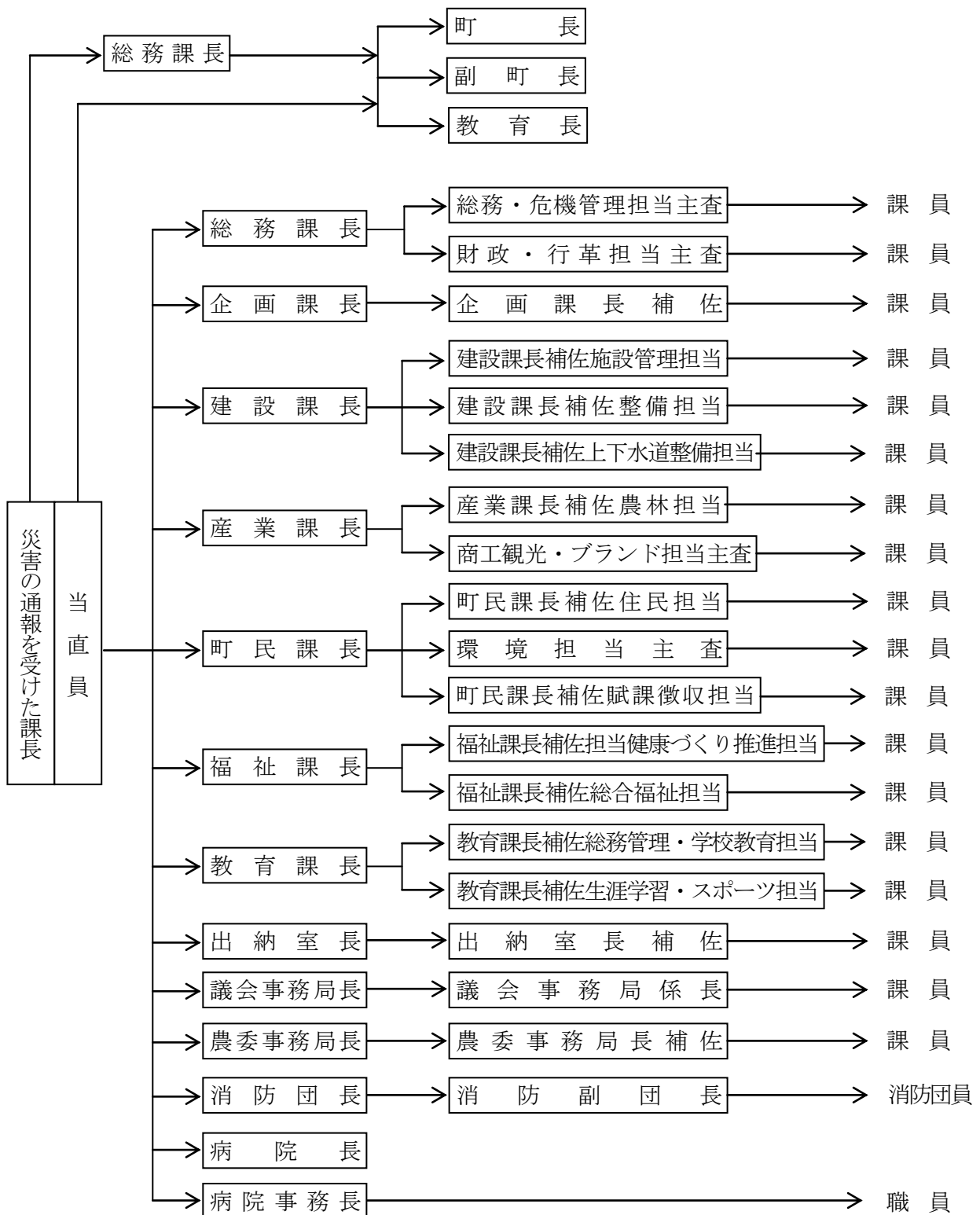
真室川町職員の動員計画

部	動 員 計 画			
	警戒一号配備	警戒二号配備	第一次配備	第二次配備
総務部	○	◎	◎	◎
企画部		○	○	◎
建設部		○	◎	◎
産業部		○	◎	◎
町民部		○	○	◎
福祉部		○	○	◎
医療部		○	○	◎
教育部		○	○	◎

注) 1. △印；全員待機、○印；1/2 配備・1/2 待機、◎印；全員配備

注) 2. 待機とは、平常勤務中又は帰宅後・休日は所在を明確にして指示を待つことをいう。

職員非常招集連絡系統図



注) ; は、一次招集職員

土砂災害に係る警戒配備

前日までの雨量 区分	前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40 mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
警戒1号配備 (警戒1号)	当日の日雨量が50 mmを超えたとき	当日の日雨量が80 mmを超えたとき	当日の日雨量が100 mmを超えたとき
警戒2号配備 (警戒2号)	当日の日雨量が50 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100 mmを超え、時間雨量が30 mm程度の強雨が降り始めたとき

※ 雨量のデータについては、山形地方気象台及び国土交通省新庄河川事務所等最寄りの雨量観測施設から収集する。

2 配備体制の時期及び内容

- (1) 町長は、災害に対処するため、災害の状況により別に定める配備体制のうち必要な非常配備体制を指令する。
- (2) 町長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の課に対し種別の異なる非常配備体制を指令する場合がある。
- (3) 町長は、気象予警報その他の異常現象において、災害対策本部を設置するまでに至らないと認めたときは、警戒配備を指令する。

3 警戒本部

町域に配備該当基準の気象予警報が発表されたとき、並びに災害の状況により総務課長が必要と認めたときに、配備及び災害応急対策の実施を警戒本部により行う。

警戒本部は、総務課長を本部長とし、総務課長補佐を副本部長とする。

また、総務課長不在の場合は、総務課長補佐が本部長代行となる。

なお、警戒本部の組織及び業務分担は、災害対策本部の規定を準用する。(P113)

4 各部の配備・動員計画

「震災対策編 第2章 第3款 職員の動員配備体制」を準用する。(P116)

5 職員の動員配備体制

(1) 警戒1号配備

警戒1号が指令された場合、総務課及び建設課のあらかじめ指名されている職員は、次の業務を行い警戒体制につく。

課名	業務内容
総務課	① 職員動員の連絡 ② 気象情報の収集 ③ 災害情報の収集・伝達 ④ 災害危険箇所のパトロール ⑤ 避難の準備指導 ⑥ 警戒1号配備下の統括
建設課	① 道路、河川、水路、橋梁被害情報の収集 ② 道路、河川、水路、橋梁のパトロール ③ 被害地の調査及び応急措置

(2) 警戒2号配備

警戒2号が指令された場合、警戒1号の指名職員に加え次に示す課の適当な人員の職員をもって、災害対策本部設置時における各部の活動体制の準備を行うとともに、次の業務を行う。

課名	業務内容
総務課 出納室 議会事務局	① 町長、副町長及び教育長への情報伝達 ② 災害対策本部設置の準備 ③ 職員動員の連絡及び動員職員の把握 ④ 動員職員の食料調達 ⑤ 車両の手配及び運行 ⑥ 臨時電話の架設 ⑦ 応急物資及び資機材の調達 ⑧ 災害対策用資金の準備 ⑨ 防災関係機関との連絡調整 ⑩ 避難の勧告・指示 ⑪ 警戒2号配備下の統括
企画課	① 町民への広報 ② 報道機関との連絡調整
建設課	1号配備下の業務に加えて 水道施設被害情報の収集及び応急措置
産業課 農業委員会事務局	① 農林産物被害情報の収集及び応急措置 ② 農地・農業用施設被害情報の収集及び応急措置 ③ 林道被害情報の収集及び応急措置 ④ 商工被害情報の収集及び応急措置
町民課	① 住民の避難対策 ② ごみ、汚物の氾濫情報の収集及び応急措置
福祉課	福祉施設の被害情報の収集及び応急措置
町立病院	負傷者の受入れ準備
教育委員会	① 教育関係施設被害情報の収集及び応急措置 ② 児童生徒の避難対策

(3) 非常配備体制

町内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、並びに町長が必要と認めたとき、第1次配備発令の段階においては、警戒2号配備の人員の他にあらかじめ指名された職員により応急対策活動を行い、第2次配備が発令された場合は、全職員により応急対策活動を行う。

応急対策活動の業務内容は、それぞれの各部各班の災害対策本部業務分担による。

6 動員の伝達（連絡）方法

「震災対策編 第2章 第1節 第3款 職員の動員配備体制」を準用する。（P116）

7 動員状況の報告及び職員の服務

「震災対策編 第2章 第1節 第3款 職員の動員配備体制」を準用する。（P116）

第4款 広域応援計画

「震災対策編 第2章 第1節 第4款 広域応援計画」を準用する。(P123)

第5款 自衛隊災害派遣計画

1 方針

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

3 自衛隊災害派遣計画フロー

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

4 自衛隊の災害派遣基準等

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

5 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

7 自衛隊の自主派遣

- (1) 自衛隊は、県内において大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。
- (2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。
 - ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
 - ② 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - ③ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
 - ④ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること
- (3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

- 8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)
- 9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)
- 10 自衛隊災害派遣部隊の撤収
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)
- 11 救援活動経費の負担
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)
- 13 派遣要請先及び連絡窓口
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)
- 14 資料
「震災対策編 第2章 第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画」を準用する。(P128)

第6款 災害ボランティア活動支援計画

- 1 方針
災害により被害が発生した場合に増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町及び県等が実施する災害ボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。
- 2 主な実施機関
「震災対策編 第2章 第1節 第6款 災害ボランティア活動支援計画」を準用する。(P133)
- 3 災害ボランティア活動計画フロー
「震災対策編 第2章 第1節 第6款 災害ボランティア活動支援計画」を準用する。(P133)
- 4 町災害ボランティア支援本部
「震災対策編 第2章 第1節 第6款 災害ボランティア活動支援計画」を準用する。(P133)

第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

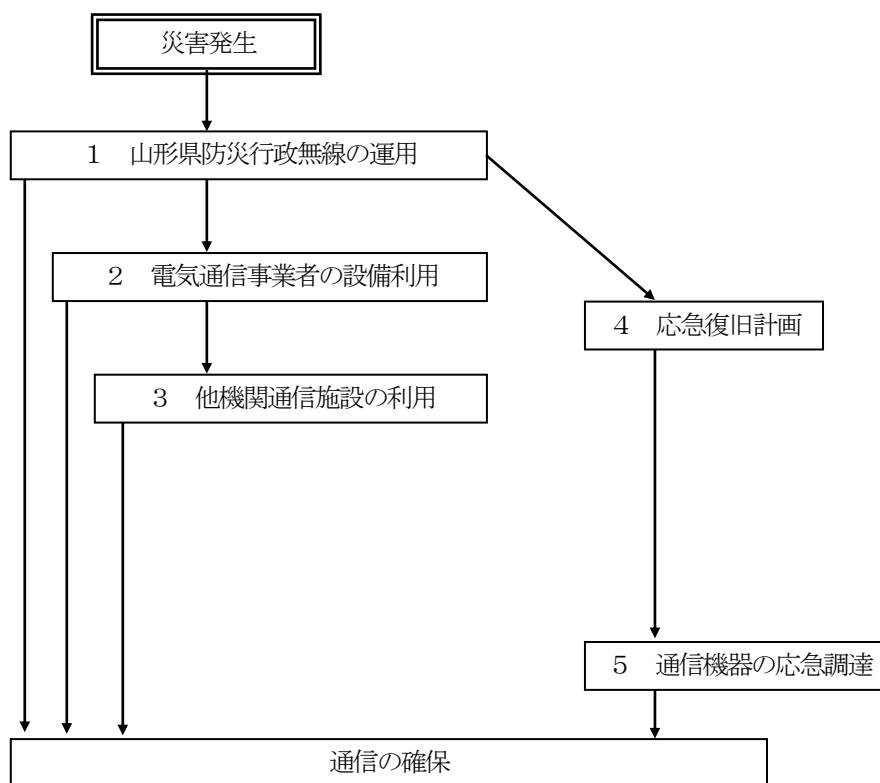
1 方針

「震災対策編 第2章 第2節 第1款 通信計画」を準用する。(P134)

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第2節 第1款 通信計画」を準用する。(P134)

3 通信計画フロー



4 防災通信施設の運用体系

「震災対策編 第2章 第2節 第1款 通信計画」を準用する。(P134)

5 災害発生時の通信連絡

「震災対策編 第2章 第2節 第1款 通信計画」を準用する。(P134)

第2款 気象情報等伝達計画

1 方針

災害による被害を最小限にとどめるため、町、県、国及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を迅速かつ正確に住民に伝達するための方法について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第2節 第2款 地震情報等伝達計画」を準用する。(P136)

3 気象業務法に定める警報・注意報等

(1) 警報・注意報等の種類と概要

山形地方気象台は、次の基準により気象警報・注意報等を発表する。

町は、気象警報・注意報が発表された場合、テレビ等による放送などでは、府県予報区は山形県、一時細分区域は「最上」に含まれる。

山形地方気象台が発表する注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を特定することができ、地域を細分して発表することが防災効果を高めると考えられる場合に、次の一次細分地域名又は「沿岸の海域」を注意報・警報の標題に付加して発表する。

		(一次細分地域名)		
(府県予報区名) 山形県 (担当官署名) 山形地方気象台	庄	内	………	鶴岡市、酒田市及び東田川郡、西田川郡、飽海郡内の町村
	最	上	………	新庄市及び最上郡内の町村
	村	山	………	山形市、寒河江市、尾花沢市、上山市、天童市、東根市、村山市及び東村山郡、西村山郡、北村山郡内の町村
	置	賜	………	米沢市、長井市、南陽市及び東置賜郡、西置賜郡内の町村

① 一般の利用に適合する警報・注意報及び情報

ア 警報・注意報

注意報発表基準

種類		発表基準	
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報 風雪によって被害が予想される場合 具体的には、雪を伴い平均風速が 12m/s 以上
		強風注意報 強風によって被害が想定される場合 具体的には、平均風速が 12m/s 以上	
		大雨注意報 大雨によって被害が予想される場合 具体的には、 1 時間雨量 40 mm以上 土壌雨量指数基準 84	
		大雪注意報 大雪によって被害が予想される場合 具体的には、 12 時間の降雪の深さ 平地 20 cm以上 山沿い 30cm 以上	
		濃霧注意報 濃霧によって交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると 予想される場合 具体的には、濃霧によって視程が 100m以下	
		雷注意報 落雷等によって被害が予想される場合	
		乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、 ① 実効湿度 65%以下で最小湿度 30%以下 ② 実効湿度 70%以下で風速 10m/s 以上 ただし、降雨雪の場合を除く のいずれかになると予想される場合	
		なだれ注意報 なだれによって被害があると予想される場合 具体的には、 ① 山沿いで 24 時間降雪の深さ 30 cm以上、 肘折（アメダス）の積雪が 100 cm以上 ② 山形地方気象台の日平均気温が 5℃以上、 肘折（アメダス）の積雪が 180 cm以上 ③ 山形地方気象台の日最高気温が 5℃以上、 肘折（アメダス）の積雪が 300 cm以上 ④ 日降水量が 30 mm以上、 肘折（アメダス）の積雪が、100 cm以上（12 月のみ） のいずれかになると予想される場合	
		着雪（氷）注意報 着雪（氷）が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予 想される場合 具体的には、 大雪注意報の条件下で気温が - 2℃より高くなると予想さ れる場合	
		霜注意報 早霜*、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場 合 具体的には、 早霜*、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下 になると予想される場合 (注) *印は、農作物の育成を考慮し実施する。	

種類		発表基準	
		低温注意報	(夏季) 低温によって農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、 最高・最低又は年平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合 (冬期) 低温のため水道管凍結等大きな障害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 ① 最低気温が-7℃以下又は平均気温が-4℃以下で平均風速が5m/s以上 ② 日平均気温が-3℃以下の日が数日続くのいずれかになると予想される場合
		融雪注意報	融雪によって浸水等の被害が予想される場合
		洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合 具体的には、 1時間雨量 40mm以上 流域雨量指数基準 真室川流域=16、金山川流域=11 中田春木川流域= 6、小又川流域=8
	※に適合するもの ※水防活動の利用	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報をもって代える。
		水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報をもって代える。

警報発表基準

種類		発表基準	
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	
		暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速が 18m/s以上
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、雪を伴い、平均風速が 18m/s以上
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 浸水水害 1時間雨量 60mm以上 土砂災害 土壌雨量指数基準 101

種類			発表基準
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 12時間の降雪の深さ 平地 35 cm以上 山沿い 45cm 以上
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、 1時間雨量 60 mm以上 流域雨量指数基準 真室川流域=20、金山川流域=14 中田春木川流域= 8、小又川流域=11
※※に適合するもの	水防活動用気象警報		一般の利用に適合する大雨警報をもって代える。
	水防活動用洪水警報		一般の利用に適合する洪水警報をもって代える。

(注1) 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

(注2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により、通常の基準を適用することが適切でない状態が、ある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(注3) 大雨等による山崩れ、がけ崩れに対する警戒事項（地面現象警報）又は注意事項（地面現象注意報）若しくは浸水に対する警戒事項（浸水警報）又はまたは注意事項（浸水注意報）は、主に大雨警報または大雨注意報の本文に含めて発表する。

(注4) 山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

(注5) 平坦地とは、土地の傾斜が緩やかである等、降った雨が流れ出しにくく、水がたまりやすい地域をいう。（具体的には傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域）

(注6) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

(注7) ※印の注意警報は標題を出さずに、気象注意報警報に含めて行う。

※※印の水防活動の利用に適合する注意報警報は、一般向けの注意報警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

イ 気象情報

気象情報は、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。

(ア) 予告的な情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける。24時間から数日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表する。

(イ) 警報や注意報を補完する気象情報

- a 警報・注意報の発表後、気象経過や予想、防災上の注意点を解説する場合。
- b 記録的短時間大雨情報

大雨警報の発表中に、数年に一度程度発生するような記録的な猛烈な雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼びかけるために発表される。記録的短時間大雨情報の発表基準は、1時間雨量が100ミリ以上を観測または解析雨量で解析した場合。

(ウ) 竜巻注意情報

雷注意報の発表中に竜巻、ダウンバースト、またはガストフロントによる激しい突風の可能性が高まったと判断した場合、激しい突風に対する注意を呼びかけるために発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(エ) 降雪量情報

降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量情報を発表する。

発表時刻及び内容

- ・6時00分→当日の6時から当日18時までの12時間の予想降雪量
- ・18時00分→当日の18時から翌日6時までの12時間の予想降雪量

② 山形地方気象台と新庄河川事務所が共同して行う水防活動用警報・注意報

種類	発表基準
鮭川 洪水注意報	洪水によって災害の発生するおそれがある場合。 具体的には基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、さらに上昇が予想される時。
鮭川 洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合。 具体的には基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇が予想される時、または、はん濫危険水位を越えると予想される時。

③ 山形地方気象台と山形県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性を山形県河川・砂防情報システム（砂防系）による危険指標基準と山形地方気象台の降雨指標基準（土壌雨量指数基準）の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名（一部、市を細分化）を指定して発表する。

また、地震や火山噴火等の不測の事態により、通常基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、県の危険指標基準及び山形地方気象台の降雨指標基準ともに「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(2) 警報・注意報等の伝達

① 一般の利用及び水防活動の利用に適合する注意報・警報等の伝達

町、山形地方気象台、県（危機管理課）及び防災関係機関は、気象警報・注意報等の受領・伝達経路図により伝達を行う。

ア 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象警報等を発表し、切替え又は解除したときは、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）又は防災情報提供システムにより関係機関へ速やかに伝達する。

イ 県危機管理課

県は伝達された気象警報等を、県防災行政通信ネットにより速やかに町、消防本部及び関係機関に伝達する。

ウ 町及び消防本部

町及び消防本部は、伝達された気象警報等を、行政情報放送、緊急速報メール（エリアメール）及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

エ 報道機関

報道機関は、伝達された気象警報等を、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあつては字幕等により放送し、公衆に周知する。

オ その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された気象警報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

② 東北地方整備局の各河川国道事務所・河川事務所及び県の各総合支庁と共同して行う水防活動用注意報・警報灯の伝達

東北地方整備局、山形地方気象台、県、町及び防災関係機関は、次により伝達を行う（詳細は、「山形県水防計画」参照）。

ア 東北地方整備局、県の各

東北地方整備局の各河川国道事務所・河川事務所、県の各総合支庁及び山形地方気象台は、水防活動用注意報・警報等（以下、「洪水予報」という。）を公表し、切替え又は解除したときは、国土交通省多重無線回線、県防災行政無線、緊急防災情報ネットワークにより関係機関へ速やかに伝達する。

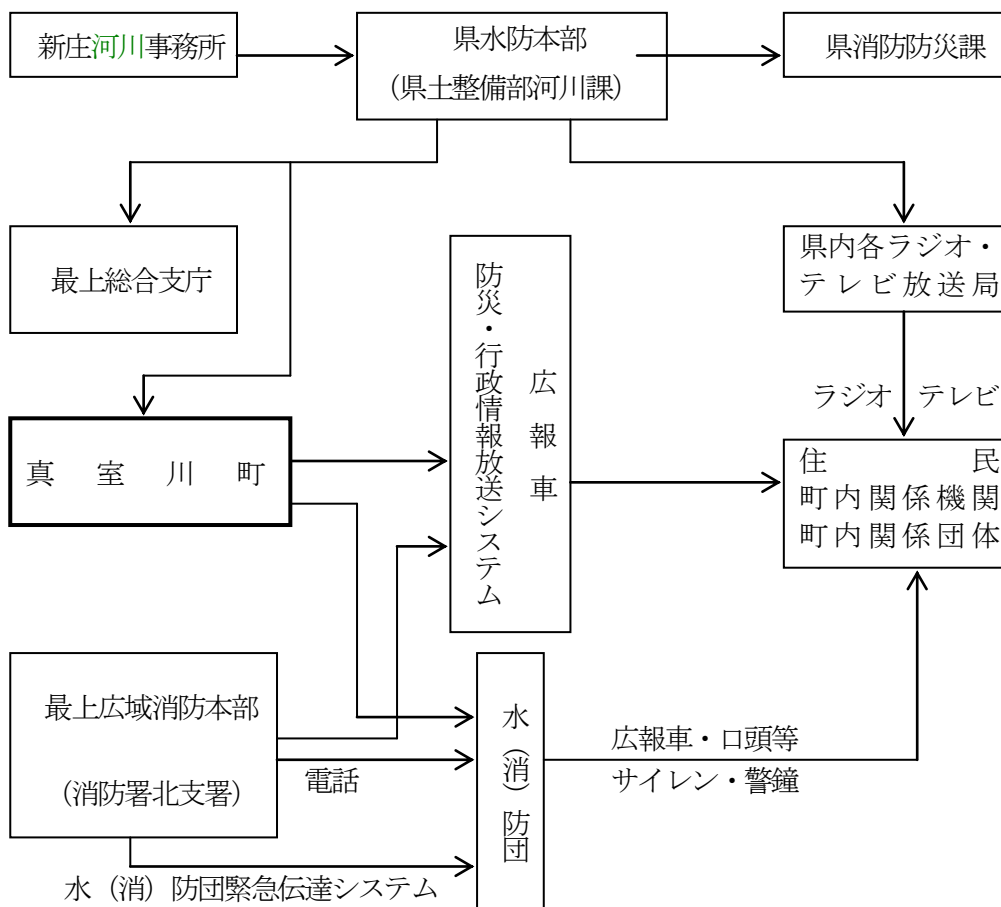
イ 県河川課

県河川課は、伝達された洪水予報を、県防災行政無線等により速やかに水防管理団体及び関係機関に伝達する。

③ 山形地方気象台、県（危機管理課）、町及び防災関係機関は気象警報・注意報等の受領・伝達経路図により伝達を行う。

④ 水防警報の伝達

水防警報伝達系統は、次の系統により伝達する。



4 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報の概要

気象庁長官等は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 1 項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。通報を受けた都道府県知事は、同法第 22 条第 2 項の規定により、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

山形県においては、山形地方気象台が村山、最上、置賜及び庄内を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県（危機管理課）を通じて市町村及び消防本部に伝達される。

(2) 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたとき火災気象通報を行う。

種類	発表基準
火災気象通報	① 実効湿度が 65%以下、最小湿度 30%以下になると予想される場合 ② 降雨雪の場合を除き、実有効湿度 70%以下で平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合 ③ 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合（雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

(注) 基準値は気象官署の値

(3) 火災気象通報の伝達

① 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

② 県（危機管理課）

県（危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(4) 火災警報

① 火災警報の概要

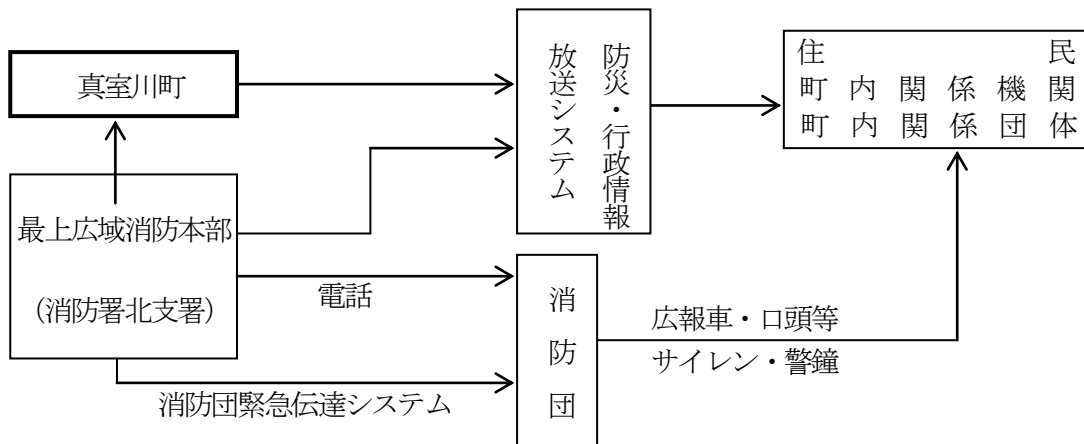
町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

② 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災・行政情報放送システム、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（危機管理課）に対し通報する

③ 火災警報の伝達

火災警報の伝達系統は、次の系統により行う。



5 気象情報等の伝達

町、山形地方気象台、県（危機管理課）、県警察本部及び防災関係機関は、気象情報等の受領・伝達経路図により伝達を行う。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した気象情報等をNTT専用回線を利用した防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関及びその他の防災関係機関へ伝達する。

(2) 県（危機管理課）

県は伝達された気象情報等を、県防災行政通信ネットにより速やかに町、消防本部及び関係機関に伝達する。

(3) 町及び消防本部

気象情報等が伝達された場合は、速やかに町長、副町長、教育長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係先機関等に伝達し、報道関係機関の協力を得て住民に周知する。勤務期間内における受領・伝達系統は、次に示すとおりとする。また、勤務時間外における受領・伝達は、第2編第2章第1節第2款 職員の動員配備体制に準じて行う。

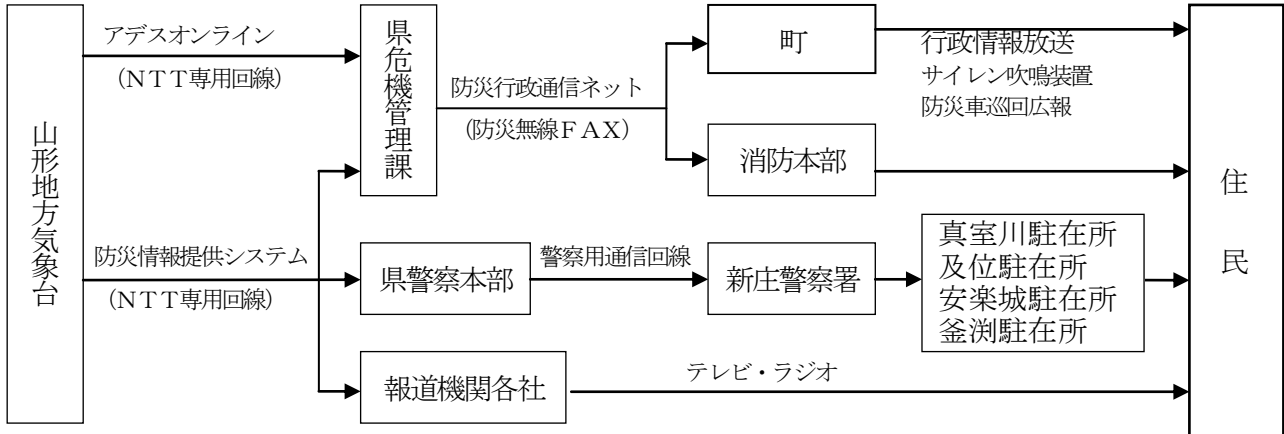
また、伝達された気象情報等を、防災・行政情報放送システム、巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

(4) 報道機関

報道機関は、伝達された気象情報等を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(5) その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された気象情報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。



6 資料

- ① 火災警報発令基準 (資料編 15 頁)
- ② 気象予警報等の種類及び発表基準 (資料編 120 頁)
- ③ 水防警報の種類及び発表基準 (資料編 12 頁)

第3款 災害情報の収集・伝達

1 方針

災害発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、町及び防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第2節 第3款 災害情報の収集・伝達」を準用する。(P139)

3 災害情報収集・伝達計画フロー

「震災対策編 第2章 第2節 第3款 災害情報の収集・伝達」を準用する。(P139)

4 異常現象発見時の通報

「震災対策編 第2章 第2節 第3款 災害情報の収集・伝達」を準用する。(P139)

5 被災情報の収集伝達計画

「震災対策編 第2章 第2節 第3款 災害情報の収集・伝達」を準用する。(P139)

第4款 広報計画

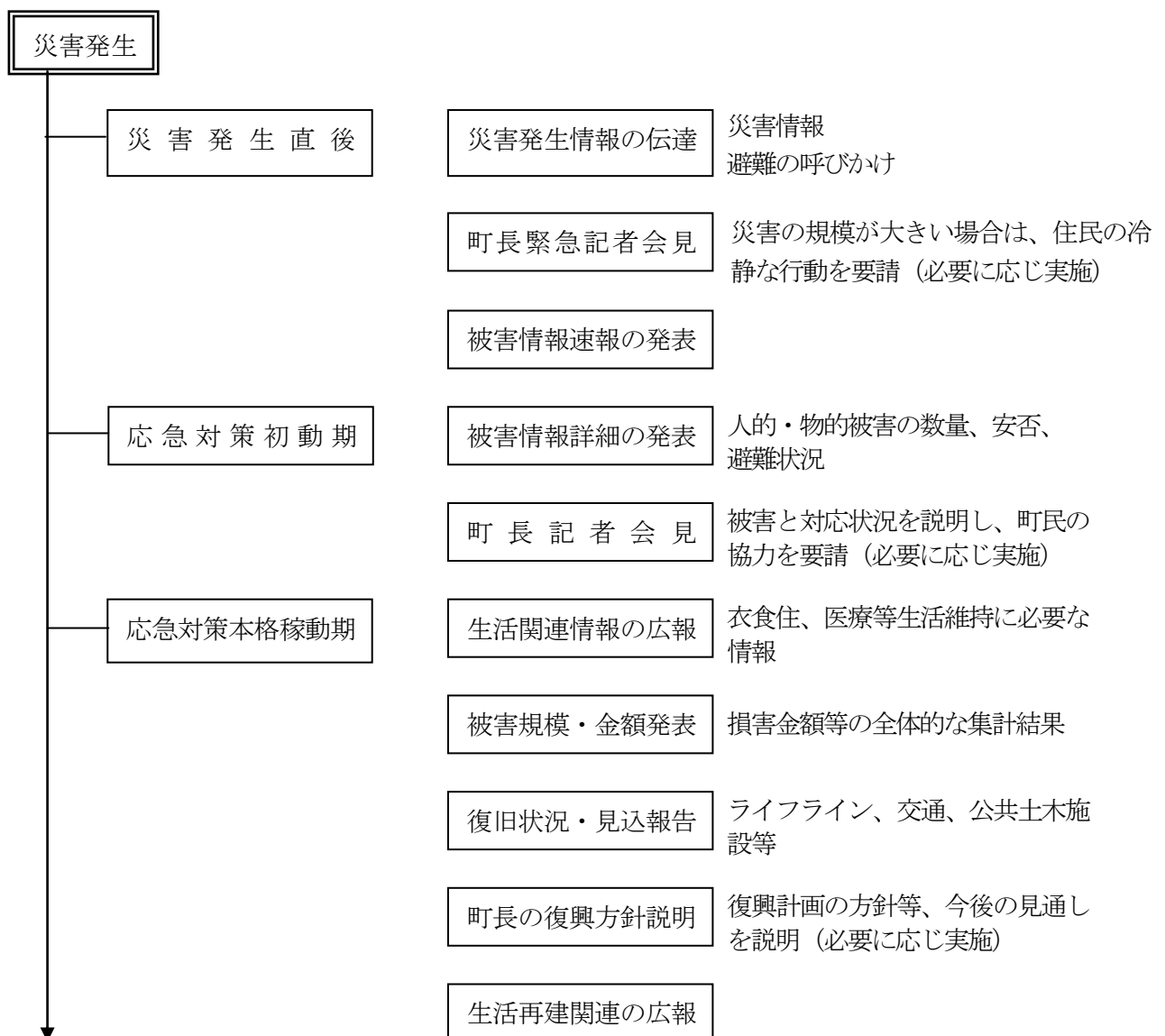
1 方針

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

3 広報計画フロー



4 基本方針

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

5 町の広報活動

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

6 放送機関等による災害時の情報提供

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

7 災害発生後の各段階における広報

(1) 各段階における広報活動

- ① 災害発生直後（災害発生後概ね3～4時間以内）
災害発生を旨を速やかに周知する。（発生時刻、場所及び被害状況等）
- ② 災害応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）
 - ア 安否情報
 - イ 住民に対する避難勧告等
 - ウ 給水、炊き出しの実施、物資の配給情報
 - エ 避難所の開設状況
 - オ 災害の状況
- ③ 災害応急対策の本格稼働期（災害発生後概ね3日以降）
 - ア 消毒・衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 被害認定・り災証明の発行
 - エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- ④ 復旧対策期
 - ア り災証明の発行
 - イ 生活再建資金の貸し付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

(2) 実施方法

- ① 住民に対しては、防災・行政情報放送システム、緊急速報メール、町ホームページ、広報車、消防車、掲示、チラシ等により、状況を周知し協力を依頼する。
- ② その他各機関には、電話、自動車等で情報伝達を行う。
- ③ 報道機関への広報については、収集した情報の事実を確認し、速やかに公表する。その場合、規模が大きく、また、長時間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとる。
- ④ 無線ファクシミリ利用による同時送信の積極的利用。（送信先の無線ファクシミリ番号の事前登録）
- ⑤ 県等の関係機関、NHK等の放送機関、新聞社等への災害情報の提供と住民への伝達事項を依頼する。
- ⑥ アマチュア無線局の設置
災害発生時に町内外のアマチュア無線局を効果的に活用するため、庁舎内に無線局を設置する。

7 安否情報の提供

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

8 広報活動活動上の留意点

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

9 広聴活動

「震災対策編 第2章 第2節 第4款 広報計画」を準用する。(P143)

第3節 避難計画

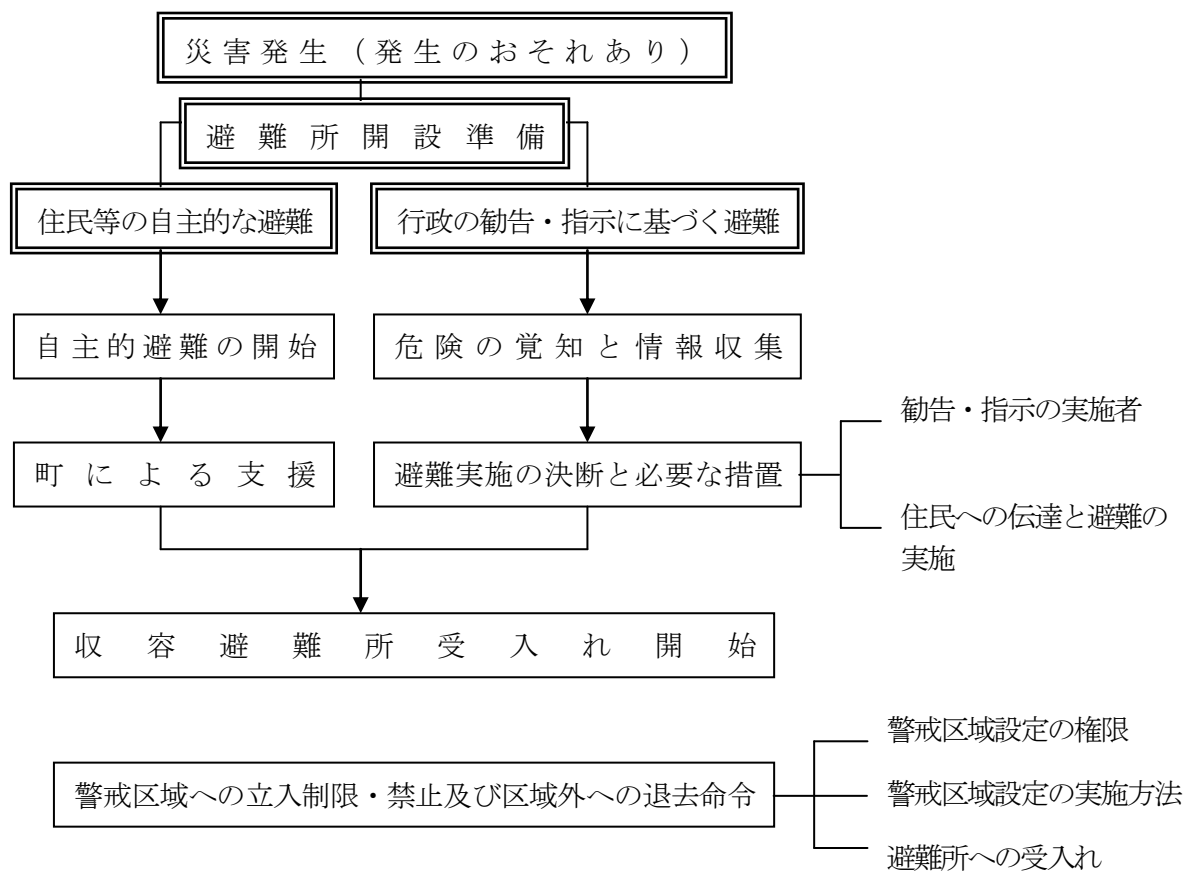
1 方針

災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

3 避難勧告・指示応急対策フロー



4 住民等の自主的な避難

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

5 行政の勧告または指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難準備情報発表、避難勧告、避難指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。

また、土砂災害防止法第26条、第27条及び第29条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況等、国及び県より土砂災害警戒情報が伝達された場合には、町は、その情報を基に速やかに避難指

示等を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

① 避難準備情報発表の実施者

本部長（町長）は、町内において災害が発生する恐れがあり、高齢者等災害時要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備情報を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて新庄警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

災害時要配慮者は、避難行動に時間を要することから、避難準備情報を避難勧告に準じる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

② 避難勧告等の実施者

避難勧告、避難指示は、法第60条に基づき、原則として本部長（町長）が実施する。

その他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
情報 避難 準備	町長	・避難準備情報	・災害が発生するおそれがあり、災害時要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき
避難 勧告 及び 指示	町長	・立退きの勧告 ・立退き及び立退き 先の指示	・災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に 必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直 ちにその旨を公示（法第60条） (報告) 町長→知事
	知事	・立退きの勧告 ・立退き及び立退き 先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができ ないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直 ちにその旨を公示 →市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したとき は、その旨を公示 (法第60条)
避難 の 指 示 等	知事、その命を 受けた県職員又 は水防管理者	・立退きの指示	・洪水により著しい危険が切迫していると認められる とき（水防法第22条） (通知) 水防管理者 →警察署長
	知事、その命を 受けた県職員又	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認めら れるとき（地すべり等防止法第25条） (通知) 知事又はその命を受けた県職員 →警察署長
	警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場 合、又は町長から要求があった場合（法第61条） (通知) (報告) 警察官 →町長 →知事

実施責任者	措置	実施の基準
		勧告等を実施した場合の通知等
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条） <p style="text-align: center;">（報告） 警察官→公安委員会</p>
	避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） <p style="text-align: center;">（報告） 自衛官→防衛大臣の指定する者（第6師団長等）</p>

③ 避難情報の種類と基準

避難情報の種類と基準は、以下のとおりとする。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 （災害時要配慮者等に対する避難情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

④ 避難勧告等の判断基準例

避難勧告等の判断は判断基準を参考に行うが、判断基準はあくまで目安であり、実際の天候なども考慮して総合的に判断する。

ア 河川のはん濫の場合

区分	判断基準
避難準備 （要配慮者 避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 （1時間雨量が40mm以上）で、必要と判断した場合 ●鮭川において、洪水予報「はん濫注意情報」（やのさわ観測所：はん濫注意水位3.50m）が発表されたとき。 ●鮭川において、水位が「はん濫注意水位」（八千代橋観測所：4.00m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●真室川において、水位が「はん濫注意水位」（かわのうち観測所：2.60m、安久土観測所：4.20m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●金山川において、水位が「はん濫注意水位」（平岡橋観測所：2.50m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●大雨、洪水警報が発表されたとき。 （大雨・洪水警報基準） 雨量基準：1時間雨量60mm

区分	判断基準
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨洪水警報（1時間雨量が60mm以上）が発表されるときで、必要と判断した場合 ●鮭川において、洪水予報「はん濫警戒情報」（やのさわ観測所：避難判断水位3.70m）が発表されたとき。 ●真室川において、水位が「避難判断水位」（かわのうち観測所：3.20m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●金山川において、水位が「避難判断水位」（平岡橋観測所：3.10m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●破堤につながるような漏水等を確認したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●鮭川において、洪水予報「はん濫危険情報」（やのさわ観測所：はん濫危険水位4.00m）が発表されたとき。 ●真室川において、水位が「はん濫危険水位」（かわのうち観測所：3.70m）に達したとき。 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水を確認したとき。

イ 土砂災害の場合

区分	判断基準
避難準備 （要配慮 者避難） 情報	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表されたとき。 <p>【大雨警報基準】</p> <p>雨量基準：1時間雨量60mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「今後、土砂災害の発生が予想される地域」の状況に達したとき。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)
避難勧告	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「今後、土砂災害発生の危険が非常に高い地域」の状況に達したとき。 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき。 ●気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され、更に降雨が予想されるとき。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等) ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 (湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)
避難指示	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「土砂災害警戒基準を超えた地域」の状況に達したとき。

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき。 ●近隣市町村で土砂災害が発生したとき。 ●近隣市町村で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 (山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等)
雨量観測所	<p>【鮭川】野崎（山形県）、差首鍋（気象庁）、高坂ダム（山形県）、明神沢（山形県：冬期閉局）</p> <p>【金山川上流（金山町）】金山（気象庁）、山崎（山形県）、金山・新庄（国土交通省）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する必要がある。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

⑤ 避難の勧告又は指示の対象者

避難の勧告又は指示の対象者は、居住者、滞在者及び通過者を含めて、避難を要すると認められる区域内にいる全ての者とする。

⑥ 住民等への伝達と避難の実施

ア 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次のことを明らかにして行う。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項等

イ 避難の広報

(ア) 避難の勧告又は指示は、関係機関の協力を得て、サイレン、警鐘、防災・行政情報放送システム、標識、広報車、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段により、住民等に対して迅速に周知・徹底する。

(イ) 町は、災害時要配慮者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

ウ 避難誘導

町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、災害時要配慮者の避難誘導等が災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

(ア) 町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、新庄警察署及び消防機関の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

(イ) 消防機関は、避難の勧告又は指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び新庄警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

エ 避難路の安全確保

本部長（町長）は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

7 避難の誘導

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

8 ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等の避難

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

9 学校等における避難対策

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

10 積雪期の避難対策

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

11 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

12 資料

「震災対策編 第2章 第3節 避難計画」を準用する。(P147)

第4節 避難所運営計画

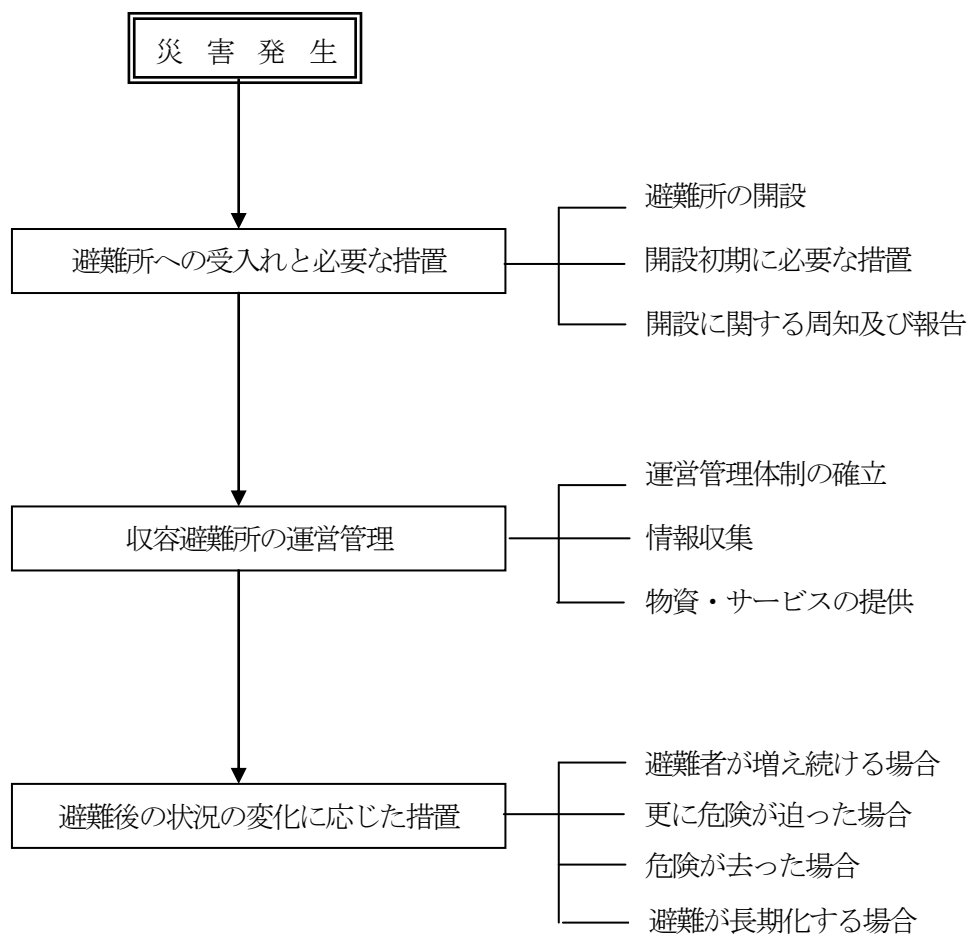
1 方針

災害が発生した場合に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第4節 避難所運営計画」を準用する。(P153)

3 避難所運営計画フロー



4 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難準備情報を発表した場合、もしくは避難勧告、避難指示を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、災害の状況に応じ、民間施設等の借上げによる多様な避難場所の確保を図る。

なお、開設期間は、災害救助法が適用された場合、災害発生の日から7日以内の期間に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続きをとる。

(2) 開設初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別）を把握する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要となる物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医薬品

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレトーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎等との通信手段を確保する。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに新庄警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

5 避難所の運営管理

「震災対策編 第2章 第4節 避難所運営計画」を準用する。(P153)

6 避難後の状況の変化に応じた措置

「震災対策編 第2章 第4節 避難所運営計画」を準用する。(P153)

7 運営に係る留意点

「震災対策編 第2章 第4節 避難所運営計画」を準用する。(P153)

8 住民の心得

「震災対策編 第2章 第4節 避難所運営計画」を準用する。(P153)

第5節 災害警備計画

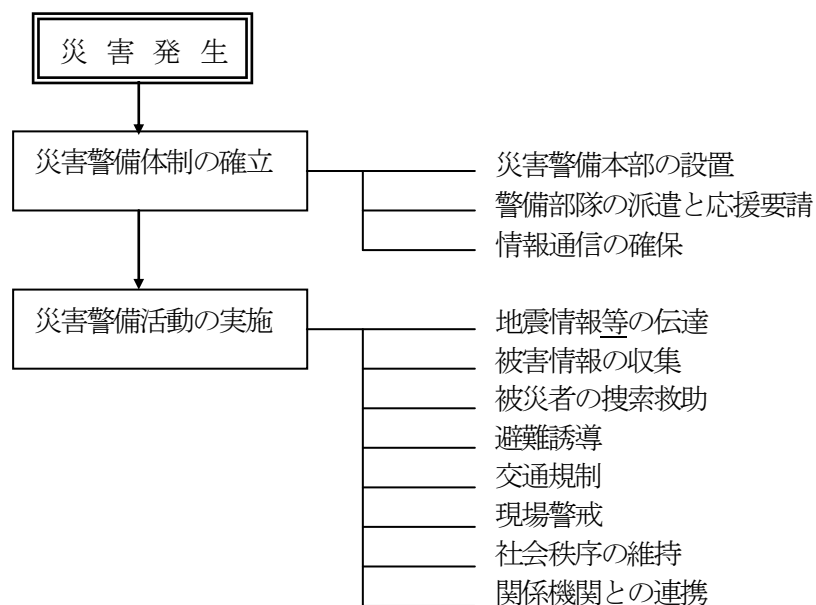
1 方針

災害発生時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第5節 災害警備計画」を準用する。(P157)

3 災害警備対策フロー



4 災害警備体制の確立

「震災対策編 第2章 第5節 災害警備計画」を準用する。(P157)

5 災害警備活動の実施

「震災対策編 第2章 第5節 災害警備計画」を準用する。(P157)

6 町、住民及び事業所の役割

「震災対策編 第2章 第5節 災害警備計画」を準用する。(P157)

第6節 救助・救急計画

「震災対策編 第2章 第6節 救助・救急計画」を準用する。(P160)

第7節 消防活動計画

第1款 消火活動計画

1 方針

火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防機関が実施する消火活動について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第7節 第1款 消火活動計画」を準用する。(P163)

3 消火活動計画のフロー

「震災対策編 第2章 第7節 第1款 消火活動計画」を準用する。(P163)

4 初期消火

(1) 地域住民等による初期消火

家庭、職場等においては、火災が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- ① 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防火水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

5 火災防ぎょ活動

(1) 消防団による活動

- ① 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。
- ② 出動に際しては、最上広域消防本部（消防署北支署）と緊密に連携し、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。
- ③ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を最上消防本部等へ連絡する。
- ④ 火災防ぎょ活動にあたっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して活動する。

(2) 最上広域消防本部（消防署北支署）による活動

- ① 消防吏員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。
- ② 次の方法により火災情報の収集にあたる。
 - ア 119 番通報及び駆け込み通報
 - イ 消防吏員の参集途上における情報収集
 - ウ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡
- ③ 緊急通行路の確保

最上広域消防本部（消防署北支署）は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて県警察・新庄警察署に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等緊急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、通行妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。
- ④ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。
 - ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して消火活動を行うとともに、延焼の防止に努める。
 - イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。
 - ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命探索、及び残留者の避難誘導を行う。
 - エ 最上広域消防本部（消防署北支署）は、上水道が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。
 - オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定し退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

6 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大等により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村及び県への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認める場合は、山形県広域消防相互応援協定及び山形県消防広域応援隊に関する覚書に基づき、知事又は市町村長に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

町長は、(1) による応援をもってしても防ぎよし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請を行う。

知事は、町長等から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「消防組織法第 44 条にもとづく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊火災時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

7 資料

- ① 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 16 頁)
- ② 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 23 頁)

第2款 消防計画

「震災対策編 第2章 第7節 第2款 消防計画」を準用する。(P166)

第8節 水防活動計画

1 方針

洪水等により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、これを警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して諸情勢の的確な判断のもとに、円滑な水防活動を実施する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、福祉課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、自衛隊 最上総合支庁、新庄警察署 新庄河川事務所、新庄河川事務所鮭川出張所

3 対策の内容

(1) 水防組織

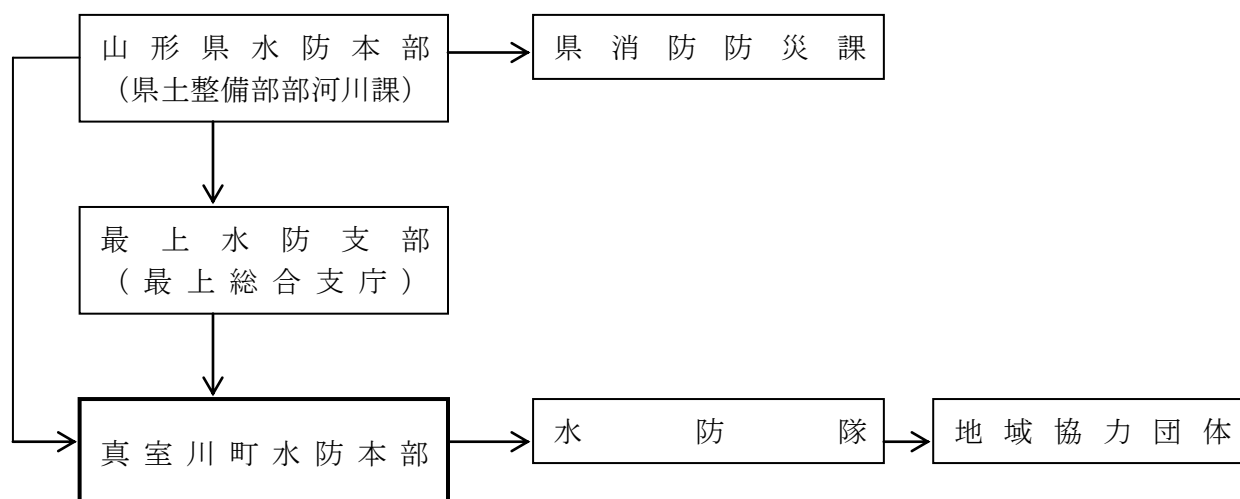
① 水防体制

ア 山形県最上水防支部より水防に関する情報を受け、水害が予想される場合又は水防上緊急を要するときは、町に水防本部を設け水防活動を行う。ただし、災害の規模により水防本部を設置するにいたらない場合は、平常時の組織をもって対処する。

イ 異常出水のため水害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町災害対策本部設置基準により災害対策本部が設けられたときは、町地域防災計画に基づき水害予防及び水害応急対策を実施する。

② 水防連絡の系統

<水防連絡の系統図>



③ 水防組織と任務

ア 水防本部

(ア) 町に水防本部をおき、総務課においてその事務を行う。

(イ) 水防本部の構成は次のとおりとする。

本部長 : 町長

副本部長：副町長
 部 付：特別職及び管理職
 班 長：4名
 班 員：関係課職員

- (ウ) 本部長は町長、副本部長は副町長とし、班長及び班員は本部長が命ずる。
- (エ) 本部長は職務を総理する。
- (オ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは職務を代行する。
- (カ) 本部に部付をおく。
- (キ) 班長及び班員は上司の命を受け職務に従事する。
- (ク) 水防本部に次の班をおく。

総務班、連絡班、資材班及び協力班

- (ケ) 水防本部の編成及び任務は、次のとおりとする。

本部長：町長

副本部長：副町長

部 付：教育長、総務課長、企画課長、建設課長、産業課長、町民課長、福祉課長、教育課長、病院事務長、議会事務局長、出納室長

班	班長	班員	任務分担
総務班	総務課長補佐	総務課職員	被害の記録と保管、水防記録の保管 写真撮影並びに収集保管
		企画課職員	車両の配車計画、被害家庭の調査
		議会事務局職員	各班との連絡調整
連絡班	建設課長補佐	総務課職員	気象通報並びに洪水等の通報の授受
		建設課職員	水位の通報連絡・水害情報の連絡
		町民課職員	水防隊との連絡、水防の警戒警備
		教育委員会職員	協力団体等の通報連絡
資材班	産業課長補佐	建設課職員	水防資機材の調達
		産業課職員	水防資機材の輸送
		建設課職員	備蓄資機材の点検
協力班	福祉課長補佐	福祉課職員	防疫及び清掃
		病院職員	医療、救護
			被害家庭の援護

イ 水防隊

- (ア) 水防隊は消防団の組織をもってこれにあて、水防隊本部においてその業務を行う。
- (イ) 水防隊の構成は次のとおりとする。

隊長：1名

副隊長：1名

隊付：若干名

分隊長：8名

副分隊長：8名

隊員：団員

- (ウ) 隊長は、本部長の命により水防業務にあたる。
- (エ) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるときはその職務を代行する。
- (オ) 分隊長は、指定された地域又は分担業務を行う。
- (カ) 副分隊長は、分隊長を補佐する。

- (キ) 隊員は、上司の命を受け職務に従事する。
- (ク) 水防隊に次の係をおき、隊長がこれを指令する。
連絡班及び巡視
- (ケ) 水防隊の編成及び任務分担は、次のとおりとする。
隊長：団長
副隊長：副団長
本部付：若干名

係	分隊長	隊員	任務分担
連絡係	第1分隊長	消防団員	災害情報の通報連絡
	第2分隊長		水害状況並びに被害の記録収集
	第3分隊長		警報の伝達連絡
	第4分隊長		水害及び水防活動の状況調査
巡視係	第5分隊長	消防団員	河川巡視、水位の観測並びに情報連絡
	第6分隊長		水防区域及び危険箇所の警戒及び避難誘導
水防隊	第7分隊長	消防団員	水防作業の実施
	第8分隊長		警戒連絡及び河川巡視
			避難誘導及び救護
			その他命ぜられた事項

(注) 各分隊長には各分団長があたる。

(2) 設備資材及び輸送

- ① 水防倉庫を設置し、水防に必要な資材を常時備蓄する。
- ② 資材機材の確保
 - ア 備蓄する資材に不足が生じた場合、これを速やかに補充、確保するため本部は業者に対し、何時でもその需要に応じられるよう計画指導する。
- ③ 輸送
 - ア 本部は管内の水防区について、あらゆる状況に応じ、資機材を輸送できるよう道路その他交通網を調査し、臨機応変に輸送対策をたてる。
 - イ 本部は資機材を緊急輸送するため町有の車両を配備するほか、町内の業者等に対し車両の優先借り上げを行う。

(3) 水防活動

- ① 巡視
 - ア 本部長は、常に気象通報に注意し洪水注意報又は洪水警報が出た場合、その他洪水のおそれがあると認めるときは、担当水防分隊に対し区域内の巡視、警戒を行うよう指示する。
 - イ 担当分隊長は、あらかじめ巡視区域を定め随時巡視し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに本部に報告する。
- ② 水位の観測
 - ア 分隊長は、洪水のおそれがあると認められた場合は、河川の水位の観測をし、その変動を次の要領により随時本部に報告する。
 - (ア) 観測場所
 - (イ) 観測日時
 - (ウ) 水位
 - (エ) 増減の傾向又は見込み
- ③ 通報連絡

本部は、②の報告を受けたときは、管轄水防支部及び関係機関に通報するとともに、必要に応じ関係住民にも通報する。

水防作業が必要になった場合には、最良の工法を用いて、被害を最小限に食い止める。

(4) 出動

① 出動区分

ア 本部長は、水防警報が発せられたとき及びその他必要と認めたときは、その状況に応じ概ね次の区分により水防隊に出動命令を発し、警戒防禦につかせる。

(ア) 第1次出動命令

水防警報が発令され区域内的の河川が警戒水位に達したとき、又はその他必要と認めたときは、その状況に応じ活動に必要な隊員を招集する。

(イ) 第2次出動命令

第1次出動命令では間に合わないと本部長が認めた場合は、関係区域に所属する全部の隊員を招集する。

イ 水防隊長は、本部長より特に出動命令がない場合でも水害が発生するおそれがあると認められたときは、必要な隊員を招集して警戒にあたらせ、又待機を命じ、その他水防資材の点検整備をするなどの措置をとり、その状況を本部長に報告する。

(5) 水防作業

① 出動した水防隊は、監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他、特に重要な箇所を中心として巡視し、危険な箇所を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、状況を本部に報告する。

② 水防作業は、指揮者の指示に従い規律統制ある団体行動のもと資材機材を活用し、迅速かつ確実に行う。

(6) 避難立ち退き

水防に際し、住民の避難立ち退きを命じ又はその準備を指示する場合は指定の信号を用いるほか、口頭、その他の方法で速やかに伝達する。

また、立ち退きに際しては、最も安全な経路を選び誘導する。

(7) 水防信号

① 本部は、県が定めた水防信号を一般に周知させるための措置を講じる。

② 水防信号は次により区分する。

ア 第1信号：警戒水位に達したことを知らせるもの

イ 第2信号：水防隊員が消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの

ウ 第3信号：当該水防管理団体の区分に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

エ 第4信号：必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	休止 休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 15秒 15秒 15秒
第2信号	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	休止 休止 休止 ○(約5秒) ○(約5秒) ○(約5秒) 6秒 6秒 6秒
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	休止 休止 休止 ○(約10秒) ○(約10秒) ○(約10秒) 5秒 5秒 5秒
第4信号	乱 打	休止 休止 休止 ○(1分) ○(1分) ○(1分) 5秒 5秒 5秒

(注) 信号は、適宜の時間を継続すること。

必要があれば警鐘、サイレンを併用すること。

危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

(8) 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、警戒の必要がないと認めたときは、水防を解除し、その旨を所轄水防支部及び関係機関に通報するとともに、一般に周知する。

(9) 水防経過報告

水防隊長は、水防が終結したときは次の事項を本部長に報告し、本部長は、これをまとめて所轄水防支部に報告する。

- ① 気象の状況
- ② 洪水増減の状況
- ③ 水防作業の状況
- ④ 水防隊員の出動時刻並びに人員
- ⑤ 使用資材の種類及び数量並びに消耗品分及び回収分
- ⑥ 応援の状況
- ⑦ 住居者出動状況
- ⑧ 立ち退き状況
- ⑨ 死傷者及び被害状況

4 資料

- ① 重要水防箇所の概要 (資料編 228 頁)

第9節 医療救護計画

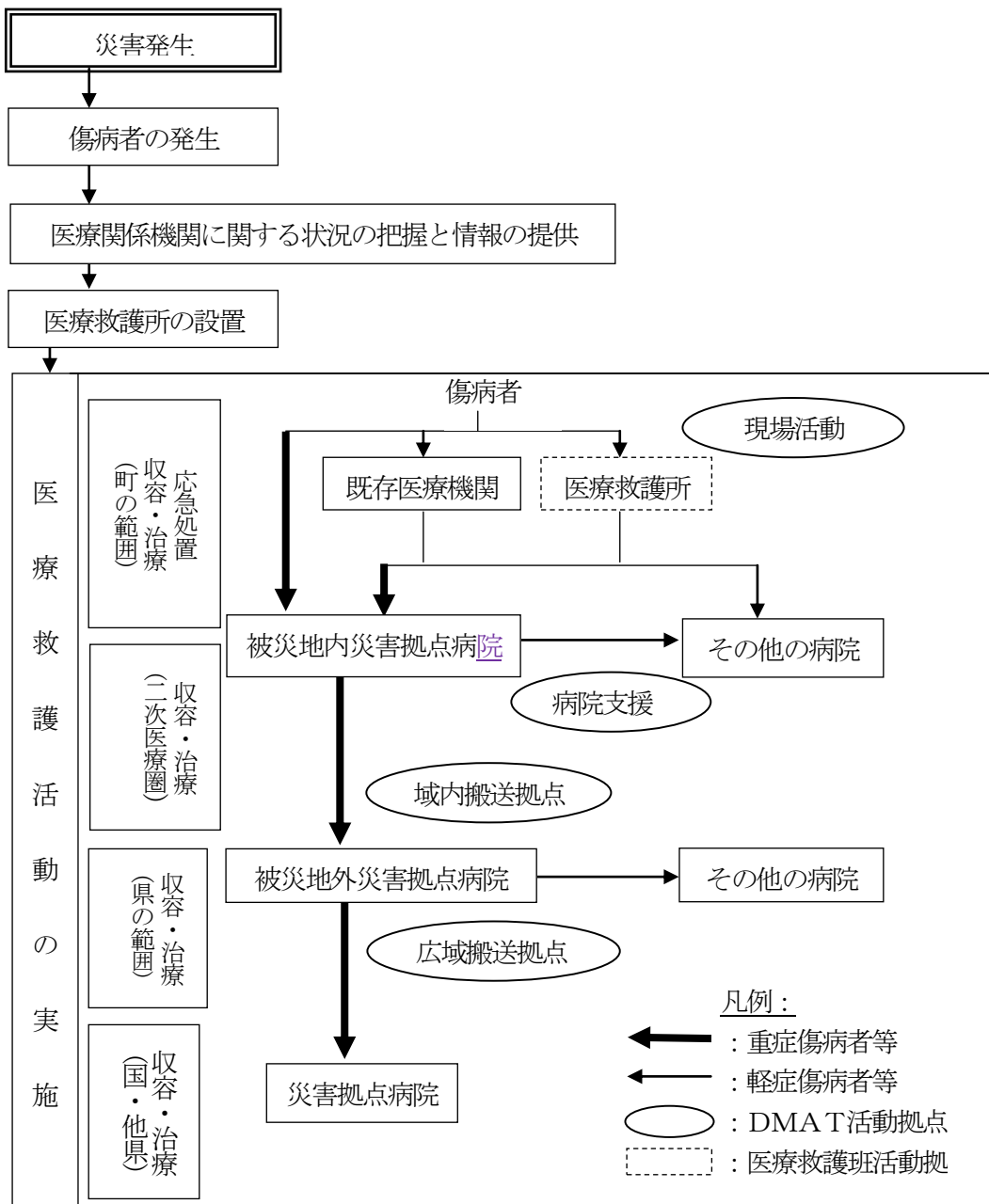
1 方針

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

3 医療救護計画フロー



4 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

5 医療救護所の設置

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

6 医療救護活動の実施

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

7 資料

「震災対策編 第2章 第8節 医療救護計画」を準用する。(P168)

第10節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

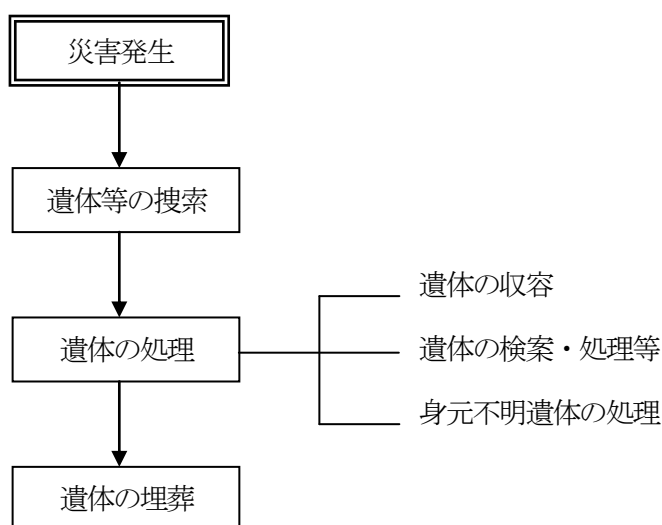
1 方針

大規模な災害に伴う建造物の倒壊、火災及び土砂崩れ等により発生する多数の死者について、その遺体を搜索、処理及び埋葬するために実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

3 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー



4 遺体等の搜索

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

5 遺体の処理

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

6 遺体の埋葬

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

7 広域応援体制

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

8 資料

「震災対策編 第2章 第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画」を準用する。(P172)

第11節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

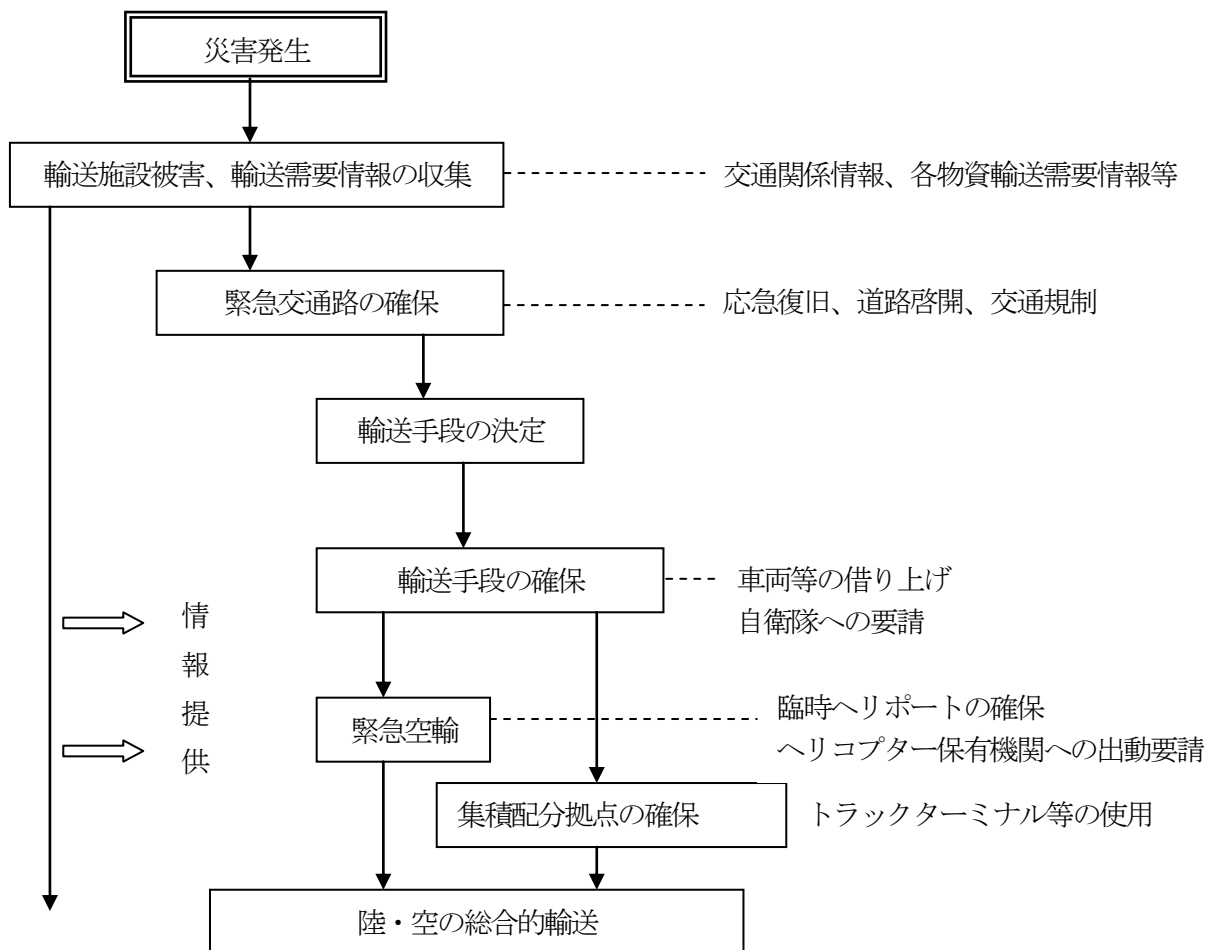
1 方針

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

3 輸送計画フロー



4 優先すべき輸送需要

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

5 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集・伝達

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

6 輸送手段及び緊急交通路の決定

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

7 輸送車両等の確保と輸送の実施

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

8 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

9 一時集積配分拠点の確保

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

10 資料

「震災対策編 第2章 第10節 第1款 輸送計画」を準用する。(P174)

4 災害の未然防止

町長及び道路管理者は、風水害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

5 発災直後の被災地の交通路確保

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

6 情報の収集・伝達

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

7 道路法に基づく緊急措置

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

8 緊急輸送道路の啓開

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

9 緊急交通路の確保

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

10 道路施設の応急復旧

「震災対策編 第2章 第10節 第2款 道路交通計画」を準用する。(P177)

第12節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

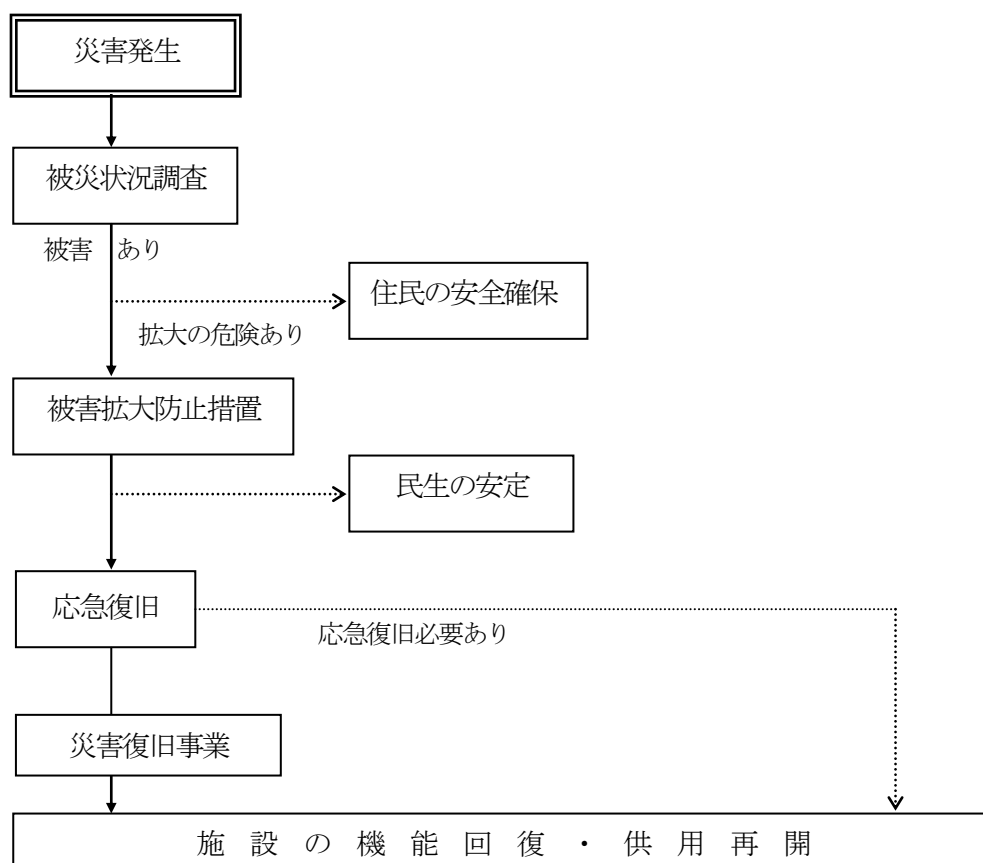
1 方針

災害により土砂災害防止施設が被災し、又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

3 土砂災害防止施設災害応急計画フロー



4 土砂災害危険個所の現況

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

5 被災状況調査

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

6 住民の安全確保

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

7 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

① 危険箇所の応急対策

町は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、県に報告し、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施を要請する。

② 監視の継続

町は、県と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

町は、以下の土砂災害防止施設の管理者に対し、応急措置の実施を要請する。

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

② 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤ 土石災害危険箇所等の応急措置

町、県、国及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

8 応急復旧

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

9 資料

「震災対策編 第2章 第11節 第1款 土砂災害防止施設災害応急計画」を準用する。(P184)

第2款 河川施設災害応急計画

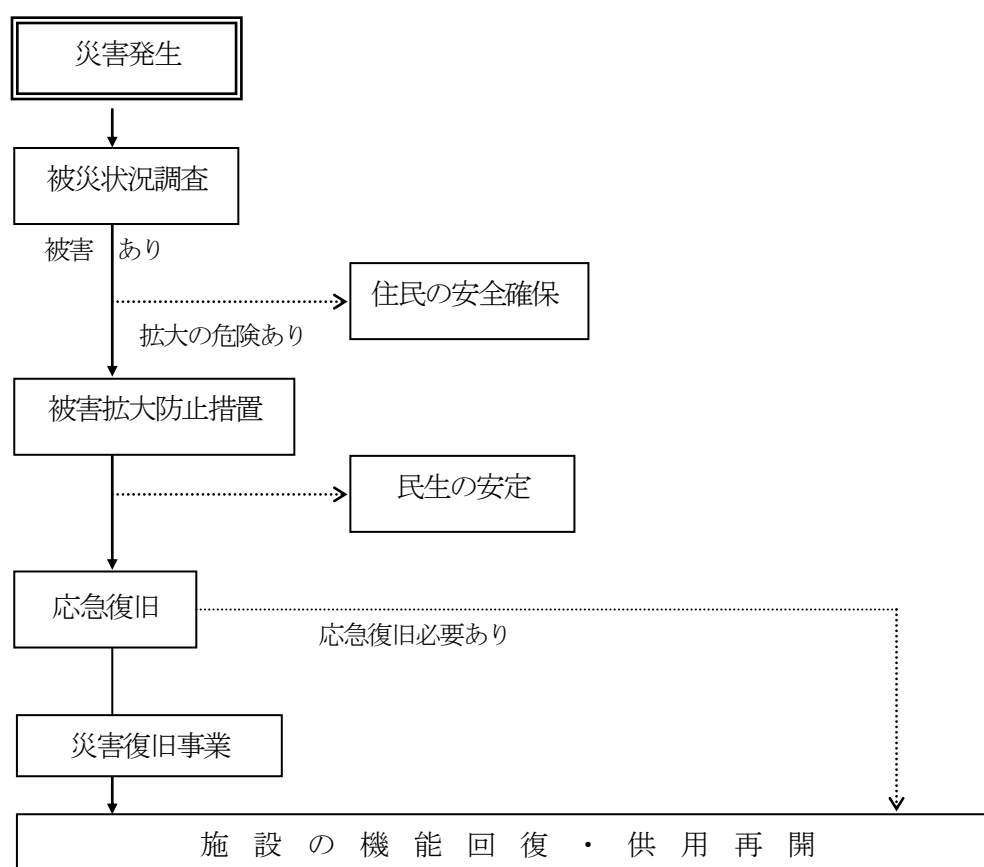
1 方針

災害により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第2款 河川施設災害応急計画」を準用する。(P187)

3 河川施設災害応急計画フロー



4 重要水防箇所・ダムの現況

「震災対策編 第2章 第11節 第2款 河川施設災害応急計画」を準用する。(P187)

5 被災状況調査

町及び水害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、必要に応じ民間協業者及び防災関係機関と連携・協力して、巡回等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

6 住民の安全確保等

町及び施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、

住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、町、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

7 被害拡大防止措置

町及び施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

① 河川構造物の応急措置

町は、河川管理者に対し、河川管理施設の応急措置の実施を要請する。

② 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所への応急復旧と可搬式ポンプを利用した浸水対策を実施する。

③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑥ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

8 応急復旧

「震災対策編 第2章 第11節 第2款 河川施設災害応急計画」を準用する。(P187)

9 資料

「震災対策編 第2章 第11節 第2款 河川施設災害応急計画」を準用する。(P187)

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

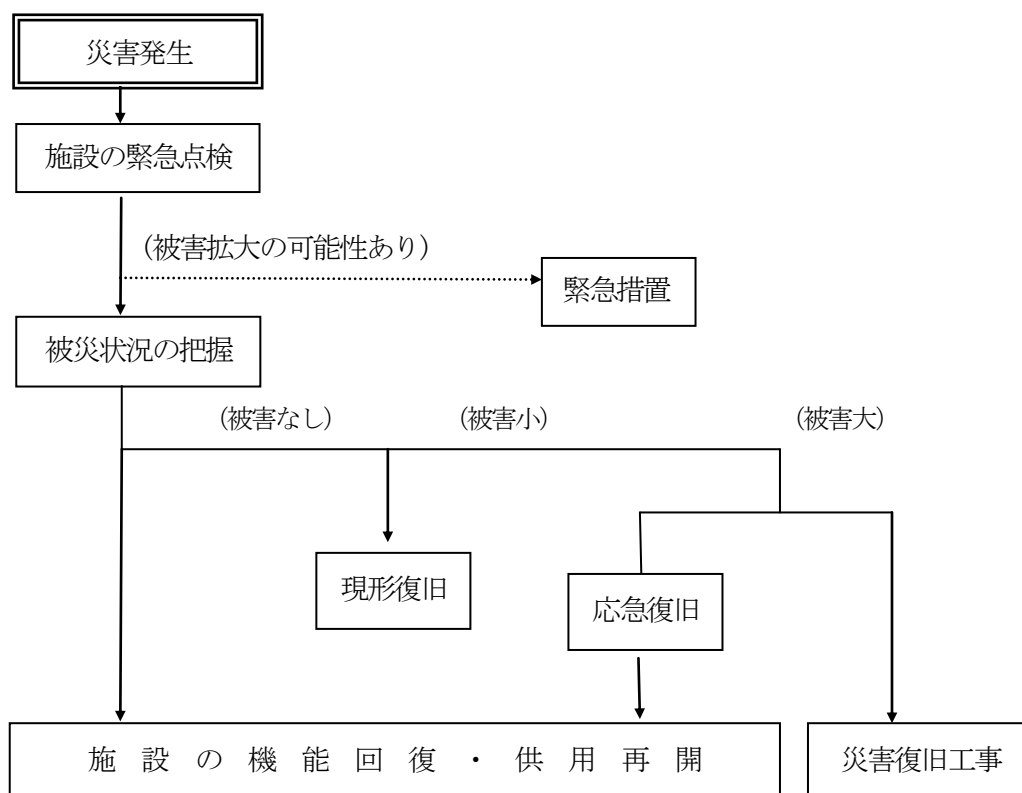
1 方針

災害により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第3款 農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。(P189)

3 農地・農業用施設災害応急計画フロー



4 施設の緊急点検

町及び施設管理者は、最大風速15m/秒以上の暴風又は24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨等を観測した場合は、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、県、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

5 被災状況の把握

「震災対策編 第2章 第11節 第3款 農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。(P189)

6 応急対策及び応急復旧対策の実施

「震災対策編 第2章 第11節 第3款 農地・農業用施設災害応急計画」を準用する。(P189)

第4款 下水道施設災害応急計画

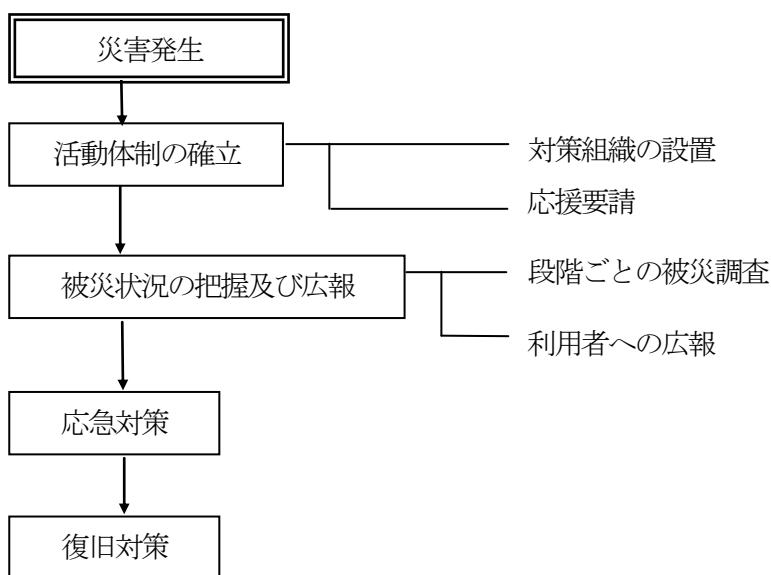
1 方針

災害に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第4款 下水道施設災害応急計画」を準用する。(P191)

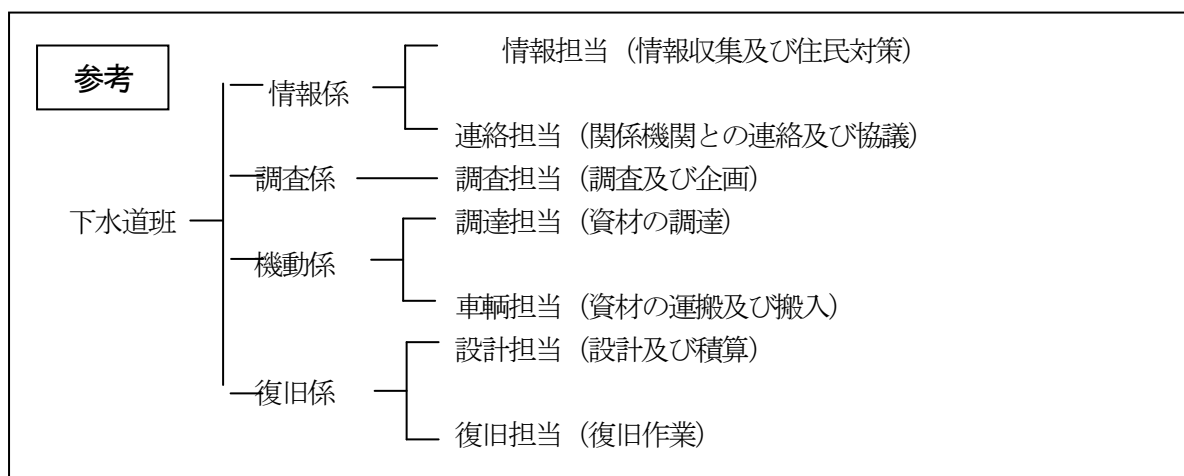
3 下水道施設災害応急計画フロー



4 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、町村災害対策本部の中に、次の下水道対策組織を設ける。



(2) 応援要請

災害による被害の規模が大きく、下水道管理者のみでは対応ができない場合は、町は県及び近隣市

町村に応援を要請する。

5 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町及び下水道管理者は、浸水による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

② 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

町及び下水道管理者は、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

6 応急対策

「震災対策編 第2章 第11節 第4款 下水道施設災害応急計画」を準用する。(P191)

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、浸水被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

第5款 ライフライン施設の応急対策計画

1 方針

災害発生時における、電力供給施設、公衆通信施設及び液化石油ガス供給施設について、被害の軽減、二次災害の防止及び施設の早期復旧を図るため、町は、ライフラインの施設管理者に対し、災害応急対策を要請する。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第5款 ライフラインの応急対策計画」を準用する。(P193)

3 電力供給施設の応急対策

(1) 復旧資材の確保

- ① 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
 - ア 現地調達
 - イ 災害対策組織相互の融通
 - ウ 他電力会社からの融通
- ② 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。
- ③ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電力の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を使用して、早期に送電を行う。

4 液化石油ガス施設の応急対策

「震災対策編 第2章 第11節 第5款 ライフラインの応急対策計画」を準用する。(P193)

5 通信施設の応急対策

「震災対策編 第2章 第11節 第5款 ライフラインの応急対策計画」を準用する。(P193)

第6款 危険物等施設災害応急計画

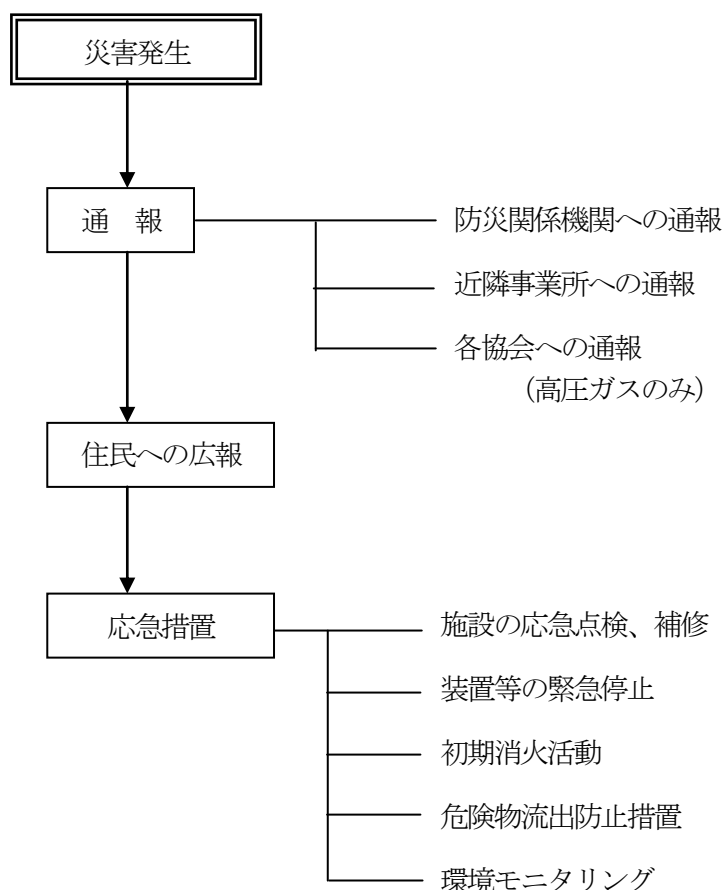
1 方針

危険物等施設において事故が発生した場合又は災害により危険物施設等が被災した場合に被害を軽減するため、町は、危険物等施設の管理者に対し、防災関係機関と協力して実施する災害応急対策を要請する。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第11節 第6款 危険物等施設災害応急対策計画」を準用する。(P195)

3 危険物等施設災害応急計画フロー



4 共通の災害応急対策

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、消防機関、県警察・新庄警察署、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、町県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等

ア 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ 危険物等により災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

ウ 危険物の移送中に災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難の警告を行うとともに、消防機関及び県警察・新庄警察署等に連絡する。

② 町

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

5 個別の災害応急対策

(1) 火薬類

① 販売所等における応急措置

販売事業者は、火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出に余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める等安全な措置をとるとともに、その措置内容について、防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに門、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

② 消費場所における応急措置

消費事業者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収し、廃棄する。

③ 運搬中における応急措置

運搬者は、運搬作業中に災害による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取り扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の支援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設及び貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高

圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察・新庄警察署に連絡して交通規制等の措置を講じる。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じて作業員以外の従業員を退避させる。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は、容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、山形県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

6 危険物等流出応急対策

「震災対策編 第2章 第11節 第6款 危険物等施設災害応急対策計画」を準用する。(P 195)

7 資料

「震災対策編 第2章 第11節 第6款 危険物等施設災害応急対策計画」を準用する。(P 195)

第13節 農林産業応急計画

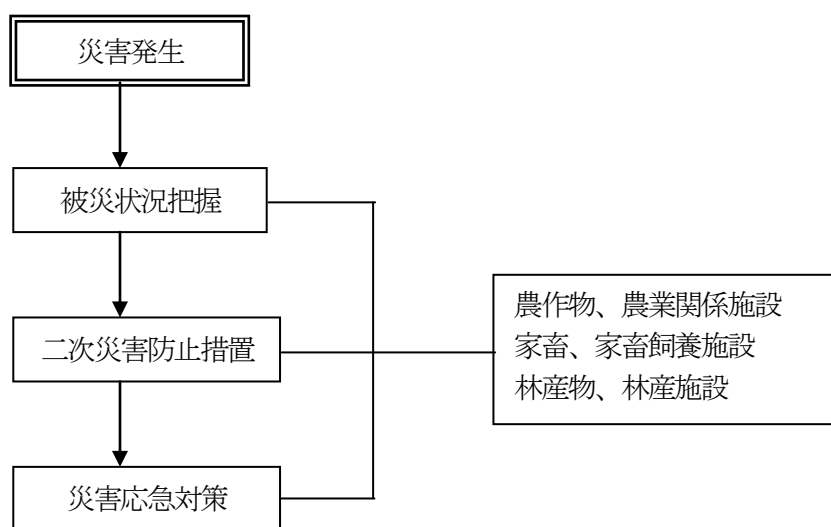
1 方針

風水害等による農作物の被害、農業関係施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊及び林道の被災等に対応するために、町、農林産業関係団体及び県等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第12節 農林産業応急計画」を準用する。(P198)

3 農林水産業災害応急計画フロー



4 被害状況の把握

「震災対策編 第2章 第12節 農林産業応急計画」を準用する。(P198)

5 二次災害防止措置

「震災対策編 第2章 第12節 農林産業応急計画」を準用する。(P198)

6 災害応急対策

「震災対策編 第2章 第12節 農林産業応急計画」を準用する。(P198)

第14節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

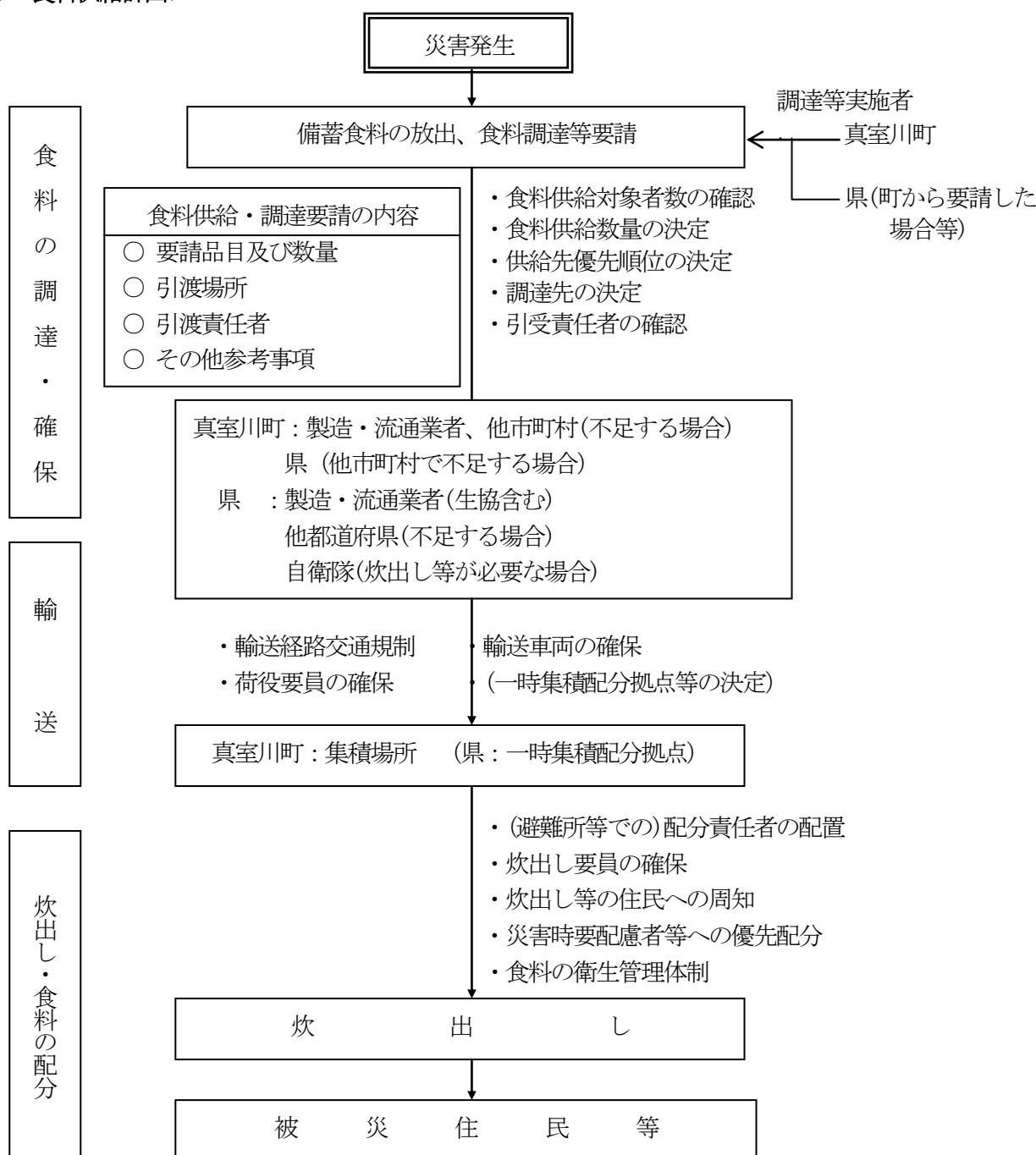
1 方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生ずるおそれのある場合において、町及び県が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第1款 食料供給計画」を準用する。(P200)

3 食料供給計画フロー



4 食料の調達及び配分

「震災対策編 第2章 第13節 第1款 食料供給計画」を準用する。(P200)

5 食料の衛生管理、栄養指導

「震災対策編 第2章 第13節 第1款 食料供給計画」を準用する。(P200)

6 資料

「震災対策編 第2章 第13節 第1款 食料供給計画」を準用する。(P200)

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

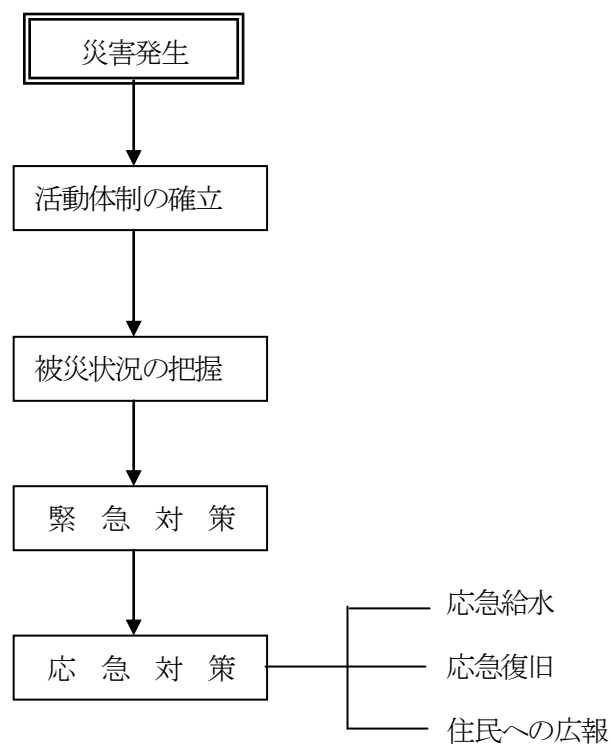
1 方針

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町、県及び水道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。(P203)

3 給水・上水道施設の応急対策計画フロー



4 活動体制の確立

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。(P203)

5 被災状況の把握

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。(P203)

6 緊急対策

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。(P203)

7 応急対策

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。
(P203)

8 資料

「震災対策編 第2章 第13節 第2款 給水・上水道施設応急対策計画」を準用する。
(P203)

第3款 生活必需品等物資供給計画

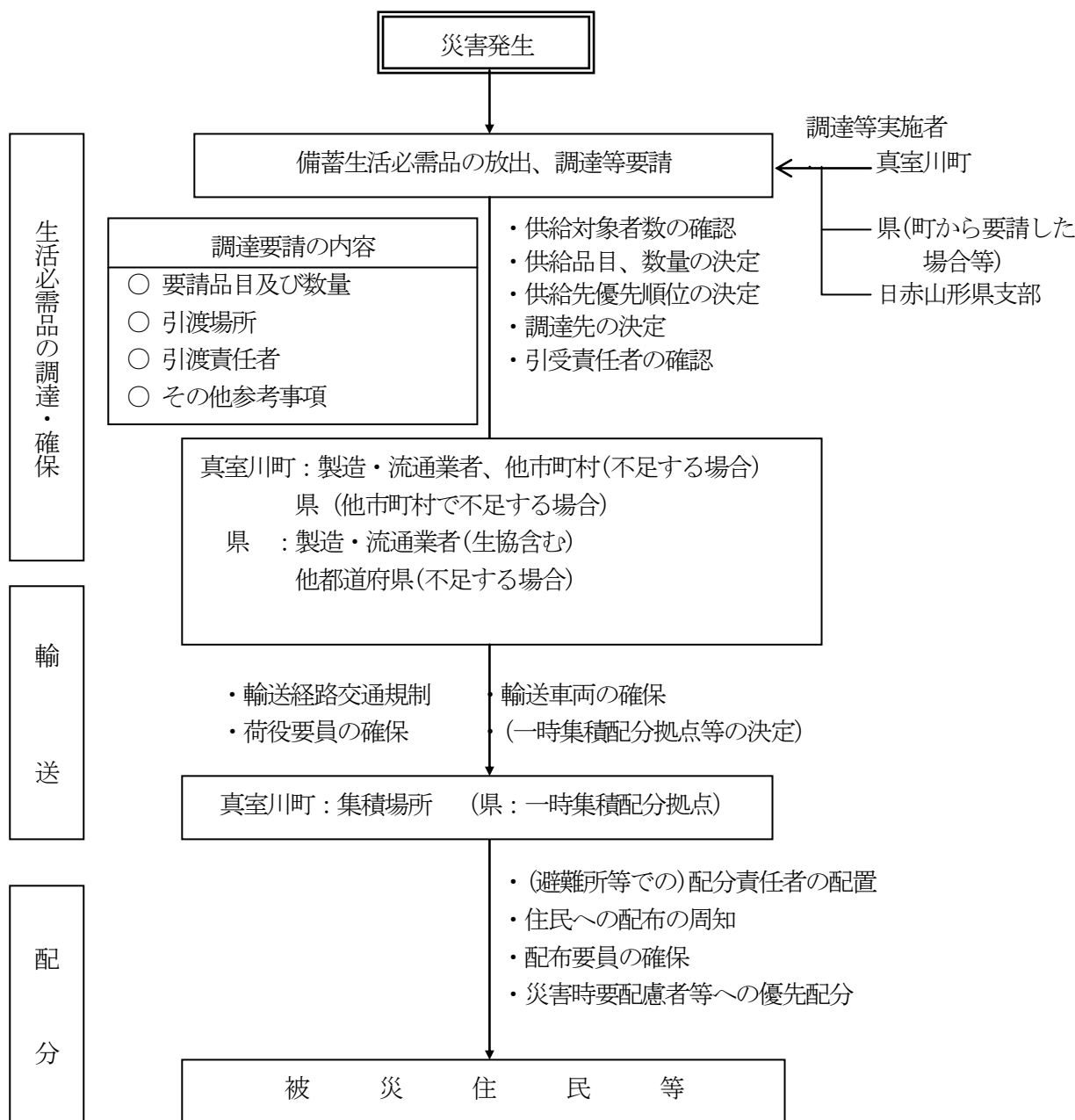
1 方針

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第3款 生活必需品等物資供給計画」を準用する。(P207)

3 生活必需品等物資供給計画フロー



4 生活必需品等の調達及び配分供給

「震災対策編 第2章 第13節 第3款 生活必需品等物資供給計画」を準用する。(P207)

第4款 保健衛生計画

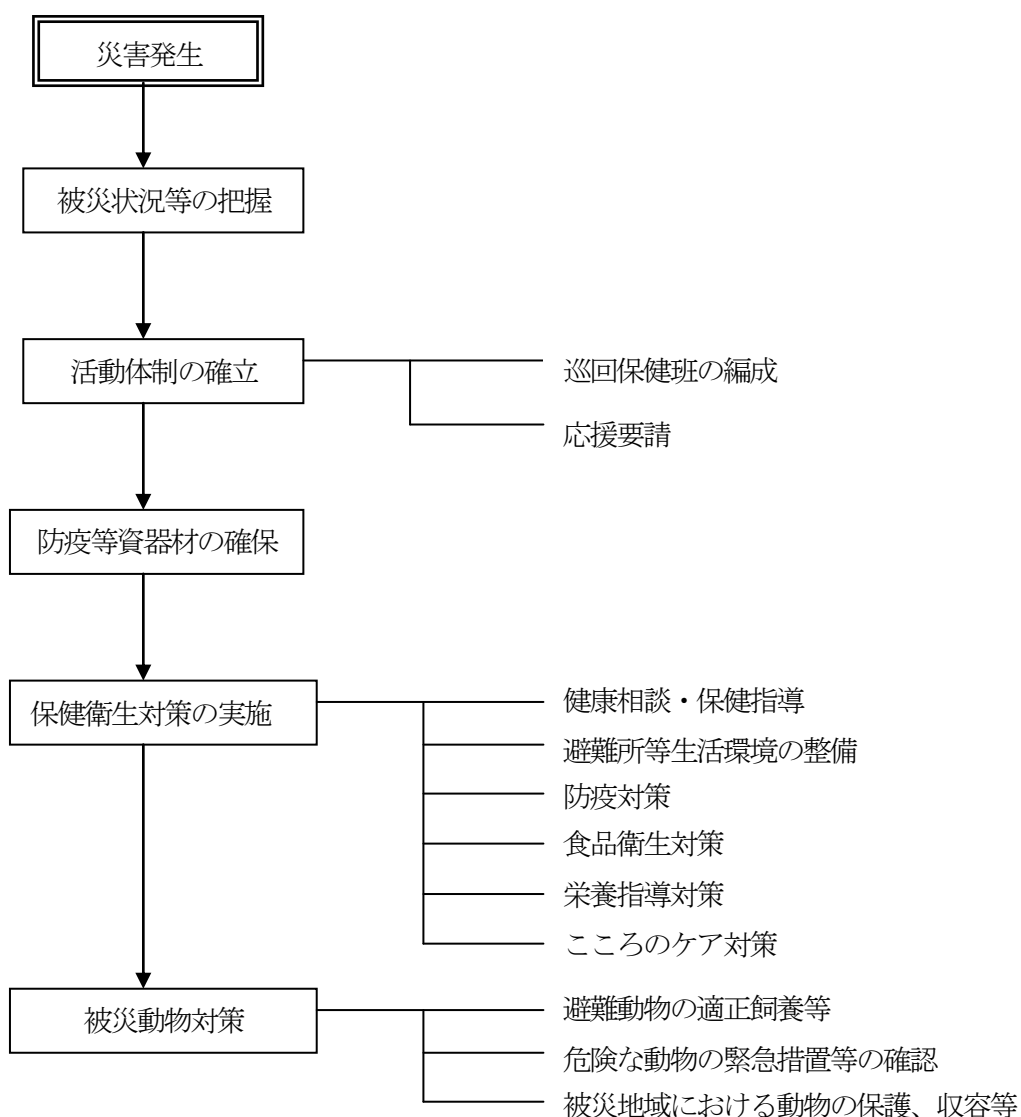
1 方針

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

3 保健衛生計画フロー



4 被災状況等の把握

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

5 活動体制の確立

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

6 防疫等資器材の確保

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

7 保健衛生対策の実施

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

8 被災動物対策

「震災対策編 第2章 第13節 第4款 保健衛生計画」を準用する。(P209)

第5款 廃棄物処理計画

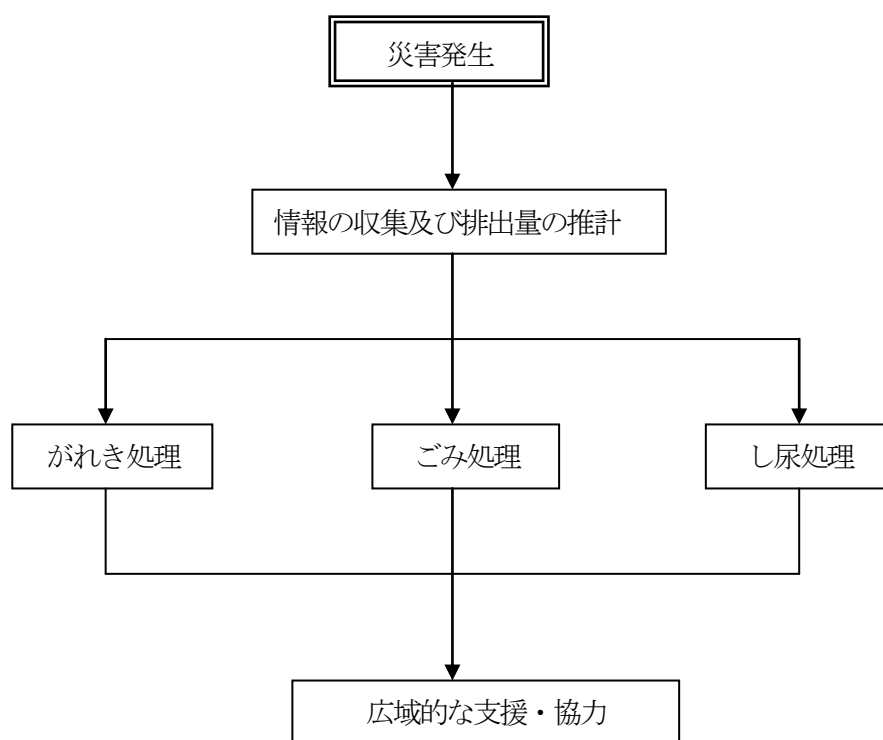
1 方針

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町及び関係機関が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第5款 廃棄物処理計画」を準用する。(P214)

3 廃棄物処理計画フロー



4 災害廃棄物処理

「震災対策編 第2章 第13節 第5款 廃棄物処理計画」を準用する。(P214)

5 ごみ処理

「震災対策編 第2章 第13節 第5款 廃棄物処理計画」を準用する。(P214)

6 し尿処理

「震災対策編 第2章 第13節 第5款 廃棄物処理計画」を準用する。(P214)

7 資料

「震災対策編 第2章 第13節 第5款 廃棄物処理計画」を準用する。(P214)

第6款 義援金の受入れ、配分計画

「震災対策編 第2章 第13節 第6款 義援金の受入れ、配分計画」を準用する。(P216)

第7款 義援物資の受入れ、配分計画

「震災対策編 第2章 第13節 第7款 義援物資の受入れ、配分計画」を準用する。(P217)

第8款 一時集積配分拠点運営計画

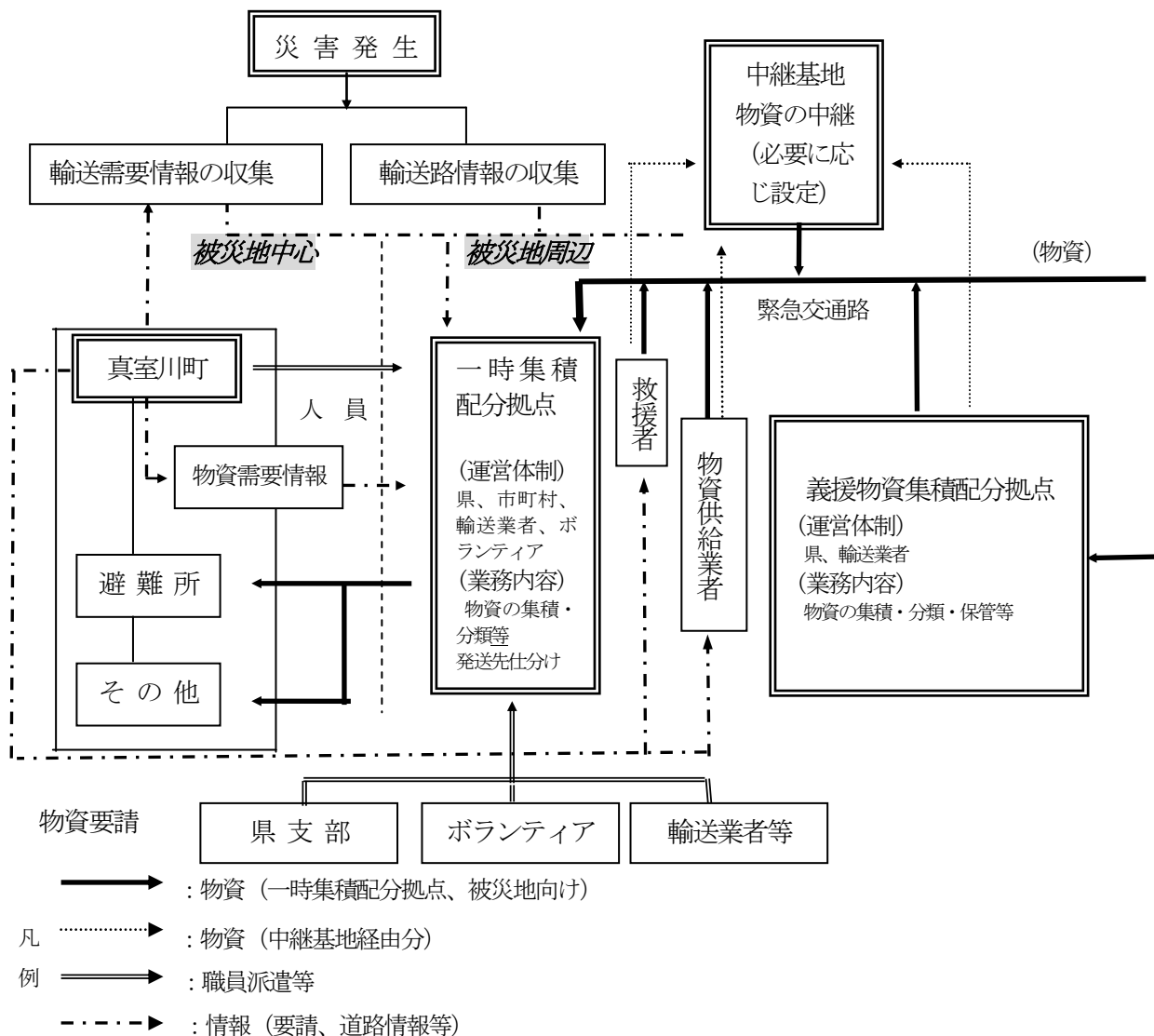
1 方針

災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、一時集積配分拠点の設置及びその運営について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

3 集積配分拠点運営計画フロー



4 一時集積配分拠点の設置

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

5 一時集積配分拠点の取扱物資

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

6 一時集積配分拠点の実施業務

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

7 一時集積配分拠点の運営体制と運営要領

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

8 一時集積配分拠点までの輸送

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

9 避難所等への輸送

「震災対策編 第2章 第13節 第8款 一時集積配分拠点運営計画」を準用する。(P218)

第15節 文教施設における災害応急計画

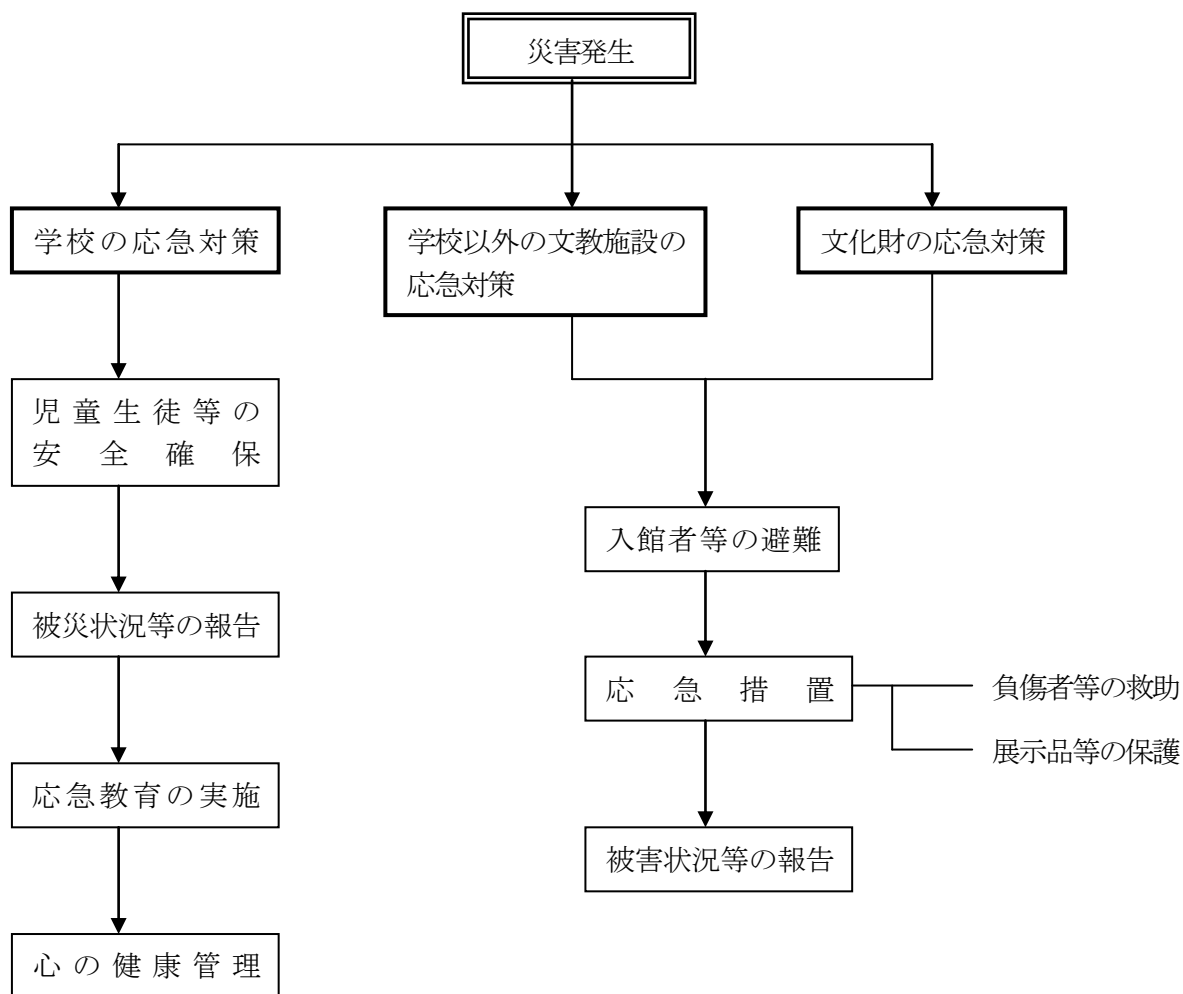
1 方針

災害発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第14節 文教施設における災害応急計画」を準用する。(P220)

3 文教施設における災害応急計画フロー



4 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることである。したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内において協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

① 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

町村教育委員会及び学校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学校(学級)生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえで本校に連絡し、学校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

② 災害発生時の安全確保

ア 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

③ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

④ 勤務時間外の措置

学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

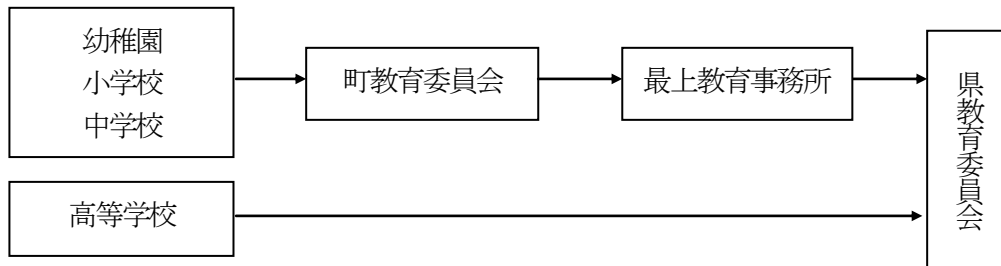
⑤ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、学校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。保育所、幼稚園及び小学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被害状況などを考慮したうえで、状況により休校の措置をとる。

(2) 被災状況の報告

学校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の経路で速やかに県に報告する。(この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。)



(3) 応急教育の実施

① 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童生徒等に対する衛生・健康管理上の適切な措置と指導
- エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 町教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用
- ウ 災害発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 他の市町村又は県に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び町教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む）

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として教科書（教材を含む）は1ヶ月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事は厚生労働大臣に同意を得たうえで、必要な期間を延長することができる。）。

エ 学用品給与の方法

県教育委員会は、町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

5 学校以外の文教施設の応急対策

「震災対策編 第2章 第14節 文教施設における災害応急計画」を準用する。(P220)

6 文化財の応急対策

(1) 国、県及び町指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

① 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

② 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

(2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

(3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を行う。

7 資料

「震災対策編 第2章 第14節 文教施設における災害応急計画」を準用する。(P220)

第16節 災害時要配慮者の応急対策計画

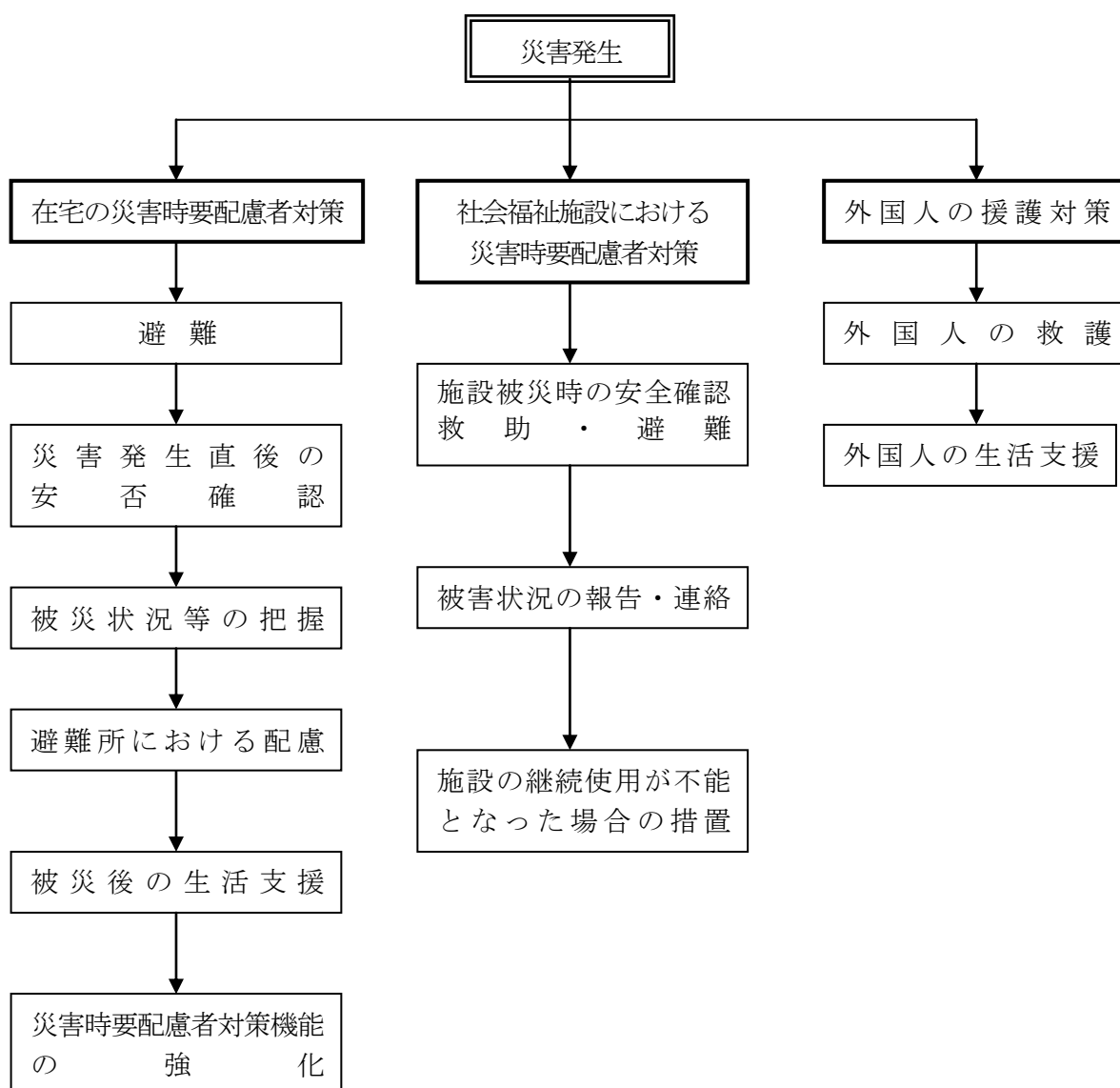
1 方針

風水害等による災害が発生した場合に、災害時要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第15節 災害時要配慮者の応急対策計画」を準用する。(P224)

3 災害時要配慮者の応急対策計画フロー



4 在宅の災害時要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備情報（災害時要配慮者避難情報）を発表し、町が定める災害時要配慮者避難支援プランに基づき、災害時要配慮者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要になった場合、災害時要配慮者の避難誘導等が災害時要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は災害時要配慮者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員等の協力を得て、災害時要援護対象者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や災害時要援護対象者の自宅等に、真室川町地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ① 災害時要援護対象者の身体の状況及びメンタルヘルスの状況
- ② 家族（介護者）の有無およびその被災状況
- ③ 介護の必要性
- ④ 施設入所の必要性
- ⑤ 日常生活用具（品）の状況
- ⑥ 常時服用している医薬品等の状況
- ⑦ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、災害時要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、可能な限り福祉避難所を設置し、災害時要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

① 社会福祉施設等への緊急入所

町及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町村に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

② 相談体制の整備

町及び県は、被災した災害時要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の災害時要援護対象者の被災状況等に応じて、真室川町地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した災害時要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(7) 災害時要配慮者対策機能の強化

町は、災害の状況により必要と認められる場合、県に人的支援を要請し、在宅の災害時要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

5 社会福祉施設等における災害時要配慮者対策

(1) 事前避難

- ① 施設長は、町等から避難勧告・指示があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して避難体制を整える。
- ② 施設長は、風水害の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。
- ③ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。
- ② 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。
- ③ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要になった場合は、上記（1）に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。
また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。
また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設と調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

6 外国人の救護対策

「震災対策編 第2章 第15節 災害時要配慮者の応急対策計画」を準用する。（P224）

第17節 応急住宅対策計画

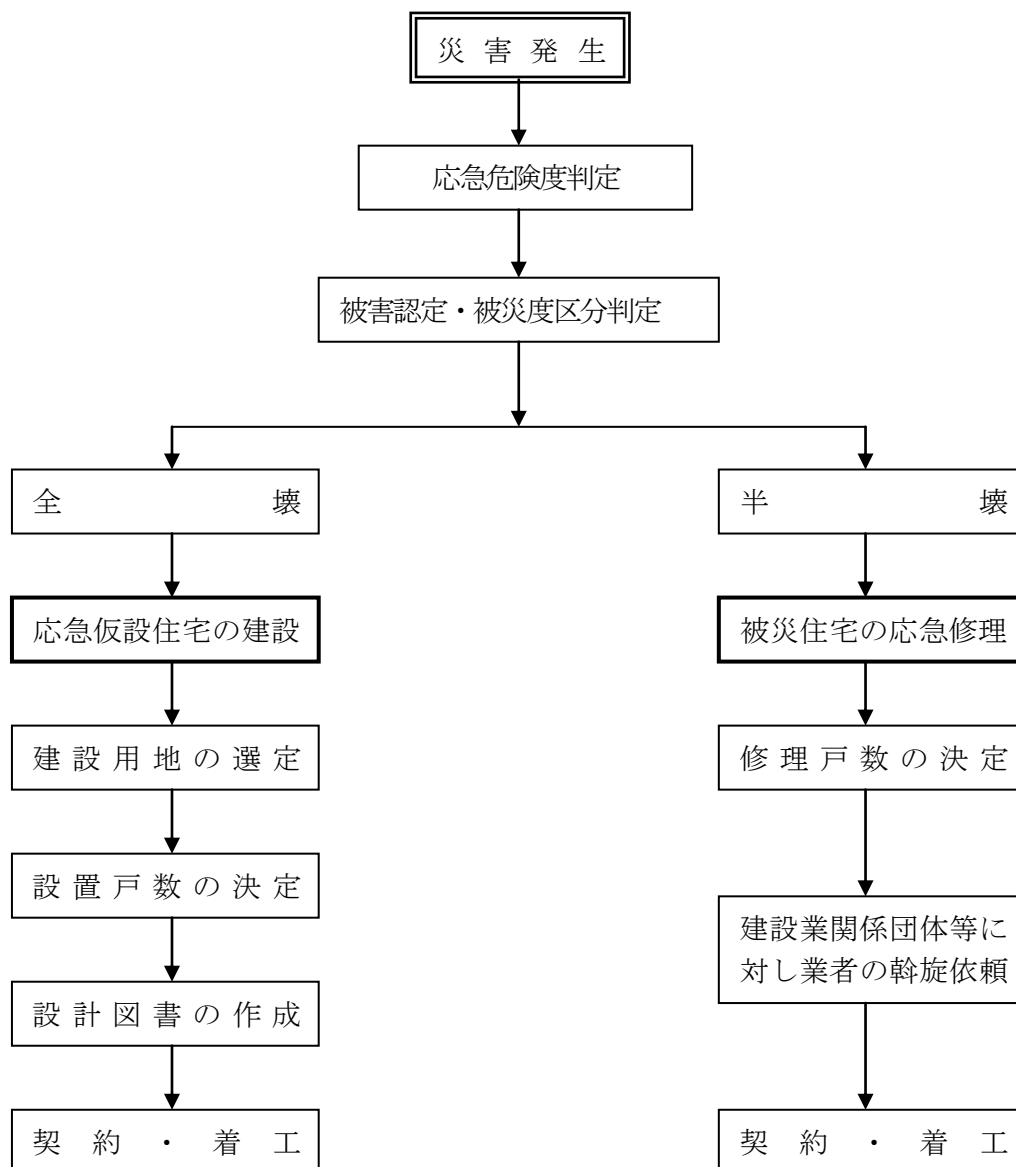
1 方針

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

2 主な実施機関

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

3 応急住宅対策計画フロー



4 住宅被災状況等の調査

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

5 応急住宅の確保

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

6 被災住宅の応急修理

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

7 住宅建設資機材の確保

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

8 建物関係障害物の除去

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

9 資料

「震災対策編 第2章 第16節 応急住宅対策計画」を準用する。(P227)

第18節 災害救助法の適用に関する計画

「震災対策編 第2章 第17節 災害救助法の適用に関する計画」を準用する。(P233)

第19節 応急公用負担等の実施計画

「震災対策編 第2章 第18節 応急公用負担等の実施計画」を準用する。(P237)

第20節 労働力確保計画

「震災対策編 第2章 第19節 労働力確保計画」を準用する。(P240)

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

3 計画の体系

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

4 被災者のための相談

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

5 被災証明書の発行

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

6 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

7 雇用の確保

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

6 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

7 住宅対策

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

8 租税の特例措置

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

9 被災住民への各種措置の周知

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

10 資料

「震災対策編 第3章 第1節 民生安定化計画」を準用する。(P245)

第2節 金融支援計画

1 方針

災害により被害を受けた農林業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第3章 第2節 金融支援計画」を準用する。(P255)

3 計画の体系

「震災対策編 第3章 第2節 金融支援計画」を準用する。(P255)

4 農林業関係

「震災対策編 第3章 第2節 金融支援計画」を準用する。(P255)

5 中小企業関係

「震災対策編 第3章 第2節 金融支援計画」を準用する。(P255)

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 方針

被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被災施設の原形復旧と併せ、災害の再発を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

2 主な実施機関

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

3 計画の体系

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

4 被害状況の調査と県への報告

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

5 激甚災害指定の検討と推進

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

6 特別財政援助の交付に係る手続き

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

7 災害復旧計画

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

8 災害復旧関係技術職員等の確保

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

9 資金計画

「震災対策編 第3章 第3節 公共施設等災害復旧計画」を準用する。(P262)

第4節 災害復興計画

1 方針

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 主な実施機関

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

3 災害復興計画フロー

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

4 復興対策組織の体制の整備

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

5 復興基本方針の決定

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

6 復興計画の策定

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

7 復興計画の推進

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

8 住民合意の形成

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

9 国等に対する支援要請

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

10 民間活力の積極的活用

「震災対策編 第3章 第4節 災害復興計画」を準用する。(P272)

第4章 個別災害対策計画

第1節 水害対策計画

第1款 水防管理団体等体制整備計画

1 方針

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である町、水害予防組合及び県が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、企画課、町民課、福祉課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団

3 計画の体系

項 目	概 要
第1 水防管理団体の義務	① 水防管理団体及び県の責務 ② 水防管理者の責務 ③ 指定水防管理団体 ④ 水防計画の策定・公表
第2 水防体制の整備	① 水防活動体制の整備 ② 水防組織 ③ 水防団等の育成強化 ④ 水防活動施設の整備

4 水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体及び県の責務

- ① 町及び水害予防組合（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
- ② 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である町長及び水害予防組合の管理者（以下「水防管理者」という。）は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 指定水防管理団体

真室川町は、知事より、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体の指定（以下「指定水防管理団体」）を受けている。

(4) 水防計画の策定・公表

- ① 知事は、毎年、県水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、水防協議会の承認を得てこれを変更する。水防計画を変更したときは、その要旨を県のホームページ等で公表する。
- ② 指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

5 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

- ① 指定水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。

- ② 水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- ③ 河川及び砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
- ④ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団等の育成強化

- ① 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
- ② 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

第2款 洪水予報・水防警報・避難勧告等伝達計画

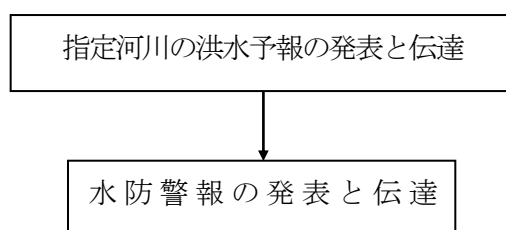
1 方針

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を水防関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための計画について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、企画課、町民課、福祉課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団

3 洪水予報・水防警報伝達フロー



4 洪水予報の発表と伝達

国土交通省又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第10条、第11条及び気象業務法第14条の2に基づき、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

洪水予報の種類には、洪水注意報、洪水警報があり、発表する際の表題には、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）がある。

本町では、新庄河川事務所及び山形地方気象台が共同して発表する、鮭川・真室川・金山川が該当する。

(1) 注意情報及び警報情報に該当する条件

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	はん濫注意情報	予報基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
洪水警報	はん濫警戒情報	予報基準地点の水位が、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき、又は、はん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき。
	はん濫危険情報	予報基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に達したとき。
	はん濫発生情報	予報区間において、はん濫を確認したとき。

(2) 予報基準地点となる水位観測所

所管事務所名	洪水予報名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
新庄河川事務所	鮭川	真木	2.50m	3.50m	6.00m	6.90m
	真室川	真室川	2.00m	3.00m	3.70m	4.40m
	金山川	平岡橋	1.80m	2.50m	3.10m	3.50m

(3) 洪水予報の伝達系統

洪水予報は、新庄河川事務所と山形地方気象台より、県水防本部（県河川課）、最上総合支庁建設部を経由して、町に伝達される。

5 水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、法第16条第1項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

本町では、新庄河川事務所が発表する、鮭川・真室川・金山川が該当する。

また、水防警報が発せられない河川（小又川等）の水防予知は町長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

① 水防警報の発表

鮭川・真室川・金山川については、新庄河川事務所が、水防警報を発する。

② 水防警報の内容

水防警報の内容は、各河川の水位の状況に応じて、概ね次のとおりである。

段階	種類	内 容	発 表 基 準
第1段階	待機	水防団員の招集を行う	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、及び水防団幹部の出動等に対するもの。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
第3段階	出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越え、又は、越えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。

※鮭川・真室川・金山川のはん濫注意水位等は、洪水予報と同じ。

(2) 水防警報の伝達系統

水防警報は、新庄河川事務所より、県水防本部（県河川課）、最上総合支庁建設部を経由して、町に伝達される。

6 水位情報の通知及び周知

町長は、鮭川・真室川・金山川の避難判断水位到達情報が、最上総合支庁建設部より伝達された場合は、直ちに町民に対してこれを周知する。

また、町長は、町内の各河川の避難判断のための水位等（町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる数値）を定め、水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位を示して県に通知するとともに、必要時応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	避難準備情報	避難勧告	避難指示
			はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
鮭川	大向	3.00m	3.50m	3.70m	4.00m
鮭川	八千代橋	3.00m	4.00m		
金山川	平岡橋	1.80m	2.50m	3.10m	3.50m
真室川	安久土				
真室川	真室川	2.00m	3.00m	3.70m	4.40m
小又川	小川内				

7 町民への伝達

洪水予報・水防警報及び避難判断水位等到達情報が発表された場合は、防災・行政情報放送システム、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

8 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、以下の例を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災・行政情報放送システム、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報エリアメール及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準例（河川のはん濫の場合）

区分	判断基準
避難準備 (要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 (1時間雨量が40mm以上)で、必要と判断した場合 ●鮭川において、洪水予報「はん濫注意情報」(やのさわ観測所：はん濫注意水位3.50m)が発表されたとき。 ●鮭川において、水位が「はん濫注意水位」(八千代橋観測所：4.00m)に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●真室川において、水位が「はん濫注意水位」(かわのうち観測所：2.60m、安久土観測所：4.20m)に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●金山川において、水位が「はん濫注意水位」(平岡橋観測所：2.50m)に達し、更に水位が上昇しているとき。

区分	判 断 基 準
	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨、洪水警報が発表されたとき。 (大雨・洪水警報基準) 雨量基準：1時間雨量60mm
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨洪水警報（1時間雨量が60mm以上）が発表されるときで、必要と判断した場合 ●鮭川において、洪水予報「はん濫警戒情報」（やのさわ観測所：避難判断水位3.70m）が発表されたとき。 ●真室川において、水位が「避難判断水位」（かわのうち観測所：3.20m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●金山川において、水位が「避難判断水位」（平岡橋観測所：3.10m）に達し、更に水位が上昇しているとき。 ●破堤につながるような漏水等を確認したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●鮭川において、洪水予報「はん濫危険情報」（やのさわ観測所：はん濫危険水位4.00m）が発表されたとき。 ●真室川において、水位が「はん濫危険水位」（かわのうち観測所：3.70m）に達したとき。 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水を確認したとき。

第3款 水防活動計画

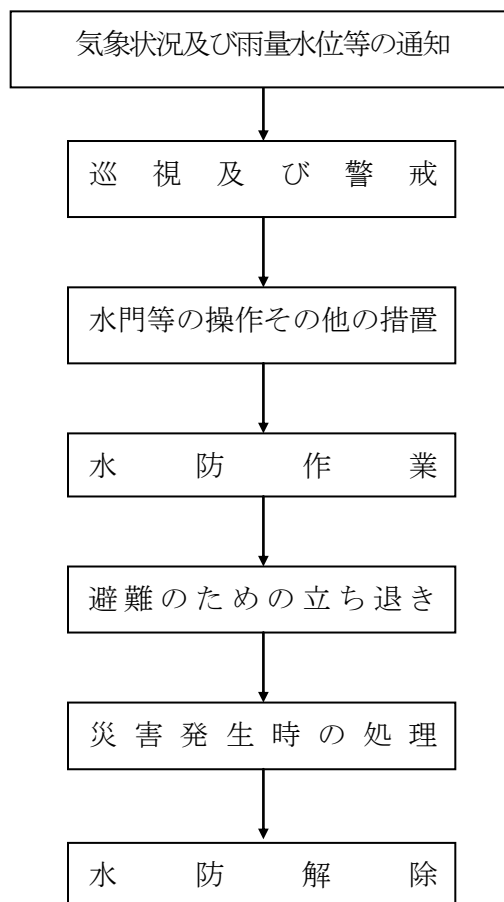
1 方針

洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団

3 水防活動計画フロー



4 水防管理団体の水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団体又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は県水防支部（最上総合支庁建設部）と密接な連絡を保持し、併せて水防団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。

- (4) 水防警報が発令されたとき又は水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるときは、出動準備を連絡し水防団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。
また、水位がはん濫注意水位に達した時は山形県水防信号規則第1信号により地域住民に周知する。
- (5) はん濫注意水位に達し、なお上昇おそれがあるときは、水防管理者は状況をよく判断の上、水防団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第17条）。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は新庄警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、県水防支部（最上総合支庁建設部）を経由して県水防本部（県土整備部）にその旨要請すること。
- (9) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、新庄警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに県水防支部（最上総合支庁建設部）、新庄警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第26条）。
- (11) 水位がはん濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、水防管理者は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行なうと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、県水防支部（最上総合支庁建設部）を経由して県水防本部（県土整備部）に提出しなければならない（法第47条第2項）。

5 水防団、一般住民に対する気象状況の通報

水防管理団体は、県水防支部（最上総合支庁建設部）より気象状況の通知を受けたときは、直ちに水防団に対しその気象状況を通知する。

また、必要があると認めたときは、その内容を一般住民に周知する。

6 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県水防支部（最上総合支庁建設部）に連絡すると共に水防作業を開始する。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ② 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

7 水門等の操作その他の措置

- (1) 町長は、堰、水門、樋門その他河川に設置されている工作物の管理者に対し、毎年出水期に先立ち、その点検整備を行なうよう要請する。
- (2) 町長は、利水専用ダムの管理者に対し、次の事項に留意して管理の適正を期すよう要請する。
 - ① 出水期に先立ち管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
 - ② ダムの操作状況等の通報を迅速かつ的確に行ない得るよう、あらかじめ通報系統を確立しておくこと。
 - ③ 堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端附近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
 - ④ 貯水池内の浮上物件については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう陸上へ格納する等の措置を講ずること。

8 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代るべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

町は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

9 避難のための立退

(1) 退去の呼び掛け

町長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼び掛ける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、新庄警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(3) 避難及び立退

- ① 知事は必要があると認めるときは、ラジオ、テレビその他により法第29条による立退き又はその準備を指示する。
- ② 水防管理者はあらかじめ避難先及びその経路などを定め、地域住民に周知させておくものとする。

10 災害発生時の処理

- (1) 堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等はできる限り被害の増大を防止するよう努めなければならない。
- (2) この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとらなければならない。
 - ① 居住者に対する立退き指示、避難誘導等
 - ② 県水防支部（最上総合支庁建設部）、新庄河川事務所、隣接水防管理団体及び新庄警察署への急報

11 水防解除

- (1) 水防管理者は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。
- (2) 水防解除を命じたときは直ちに県支部長（最上総合支庁建設部長）に連絡するとともにこれを一般に周知する。

第4款 応援計画

1 方針

洪水等による風水害が発生したとき、町のみではこれに対処しきれない場合に備え、防災関係団体等の応援について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、新庄警察署、自衛隊

3 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

4 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、新庄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

5 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は町長もしくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

6 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

7 指導

町は、県水防支部長（最上総合支庁建設部長）、消防機関の長、新庄警察署長は管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

8 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第68条の2第1項に基づき、災害派遣要請の依頼を行うものとする。

第2節 大規模土砂災害対策計画

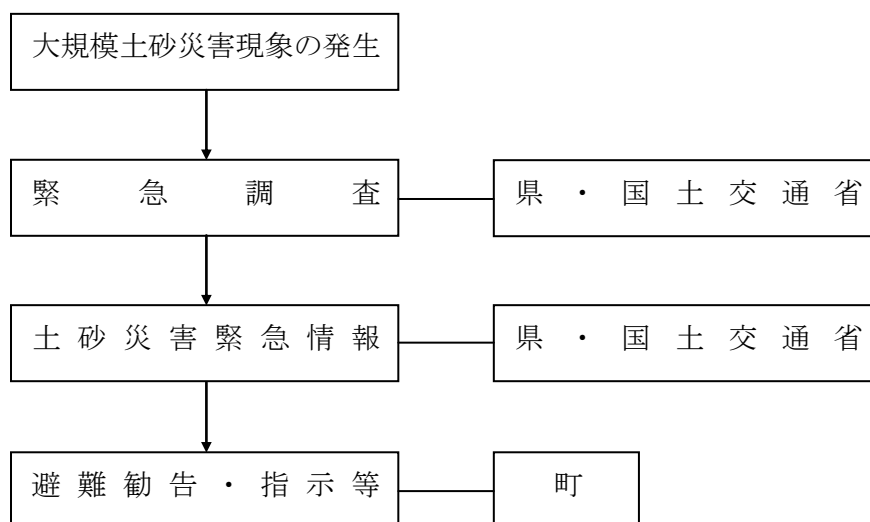
1 方針

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、町、県、国土交通省が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、新庄警察署、自衛隊

3 大規模土砂災害対策フロー



4 緊急調査

町は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、県及び国土交通省に緊急調査を要請する。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

<重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関>

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

5 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。町は、県より土砂災害緊急情報の通知を受けたときは、住民に対し防災・行政情報放送システム、広報紙等により公表・周知を図るとともに、避難勧告・指示等の検討・実施を行う。

県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

6 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

土砂災害の発生する恐れのある場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、以下の例を参考に、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災・行政情報放送システム、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報エリアメール及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準例（土砂災害の場合）

区分	判断基準
避難準備 （要配慮者避難）情報	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当町に大雨警報（土砂災害に関するもの）が発表されたとき。 <p>【大雨警報基準】</p> <p>雨量基準：1時間雨量60mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 <p>「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「今後、土砂災害の発生が予想される地域」の状況に達したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 <p>（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）</p>
避難勧告	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 <p>「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「今後、土砂災害発生の危険が非常に高い地域」の状況に達したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき。 ●気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され、更に降雨が予想される時。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 <p>（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 <p>（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）</p>
避難指示	<p>■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等より判断して実施する。</p>

区分	判 断 基 準
	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されたとき。 「山形県河川・砂防情報システム」による土砂災害警戒情報において、「土砂災害警戒基準を超えた地域」の状況に達したとき。 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」が発表されたとき。 ●近隣市町村で土砂災害が発生したとき。 ●近隣市町村で土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき。 (山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊等)
雨量観測所	<p>【鮭川】野崎（山形県）、差首鍋（気象庁）、高坂ダム（山形県）、明神沢（山形県：冬期閉局）</p> <p>【金山川上流（金山町）】金山（気象庁）、山崎（山形県）、金山・新庄（国土交通省）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する必要がある。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

第3節 雪害対策計画

第1款 町の雪害対策

1 方針

異常降雪時やなだれ及び暴風雪時等による雪害から、住民の生活及び生命を守るため、町の措置について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署） 最上総合支庁、新庄警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 なだれ及び暴風雪のため遭難した者の救出	
2 豪雪対策本部	
3 応援の要請	

4 なだれ及び暴風雪のため遭難した者の救出

なだれ又は暴風雪のため、生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の救出等は次による。

(1) 警告等

町は、地形並びに気象情報等により、なだれの発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警らを強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、町及び警察、消防の関係機関は相互に連絡を密にし、迅速な出動体制を整える。

(2) 救出

なだれ等の事故発生の通報を受けた防災関係機関は、相互に協力のうえ救助班を編成し、救出・救助する。

5 豪雪対策本部

(1) 設置基準

積雪量が概ね150cmを越え、道路事情等が悪化し、又はその恐れがあり町民生活に及ぼす影響が大きくなることが予想されたときは、豪雪に対する諸般の対策を統一し、かつ関係諸機関及び団体との連絡調整を図るため真室川町豪雪対策本部を設置し、総合的な対策推進にあたる。

(2) 構成

- ① 豪雪対策本部長は町長がその任にあたり、本部員は、災害対策本部員をもって構成する。
- ② 対策本部の事務局は総務課におき、事務局長には総務課長をあてる。
- ③ 本部は、雪による激甚な災害発生が予想され、又は発生した場合には、本部を発展的に解消し、法

に基づく災害対策本部を設置する。

- (3) 対策本部を設置した場合は、地域ごとの豪雪対策を円滑に行うため、区長協議会各地区代表者を対策本部協力員として町長が委嘱する。

6 応援の要請

雪害応急対策実施機関において、除雪及び救出の実施が困難な場合は、近隣市町村及び県に対して、これに要する要員及び資機材について応援を要請する。

7 資料

- ① 町道除雪事業実施計画 (資料編 252 頁)

第2款 ライフライン等確保計画

1 方針

降雪期における、交通、電力及び通信を確保するために、町、県、国及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁、新庄警察署 新庄河川事務所、山形河川国道事務所新庄国道維持出張所 東日本旅客鉄道株式会社、東北電力株式会社山形支店、 東日本電信電話株式会社山形支店

3 計画の体系

項 目	概 要
1 交通の確保	① 道路施設の交通確保 ② 鉄道施設の交通確保 ③ 住民への広報
2 電力の確保	① 復旧体制の整備 ② 施設の雪害予防措置
3 通信の確保	① 電気通信事業者の雪害予防措置 ② 孤立地区における通信の確保

4 交通の確保

(1) 道路施設の交通確保

① 町管理道路 (町道)

町は毎年「道路除雪計画」を定め、次により除排雪を実施して雪害予防に努める。

ア 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

ウ 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

② 県管理道路 (国道 344 号・主要地方道・一般県道)

県は毎年「除雪事業計画」を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努め、町はこれに協力する。

ア 除雪体制

(ア) 毎年12月1日から翌年3月31日までの間、降積雪などの気象条件等に応じ、平常、注意、

警戒、緊急の4体制をとる。

(イ) 豪雪時において、緊急に道路交通を確保できるよう、迅速かつ的確な除雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設並びに連絡手続き等の所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

イ 注意、警戒、緊急体制への移行

異常降雪となった場合は、次のように注意、警戒又は緊急体制に移行する。

(ア) 注意体制

注意体制は指定観測点のうち1箇所以上が警戒積雪深に達し、かつ降雪により警戒体制に入ることが予想される場合のほか、降雪等により道路交通に支障が生じる恐れがある場合等に移行を決定するものとする。

(イ) 警戒体制

- a 県内指定雪量観測点の1/2以上が、概ね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して警戒体制への移行を決定する。
- b 体制においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として情報の収集及び連絡を強化し、除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援等の事前手配をするとともに、除雪体制の強化に努める。

(ウ) 緊急体制

- a 指定雪量観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に越え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、東北地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。
- b 制時においては、緊急時確保路線の交通確保のため、情報連絡をさらに強化するとともに、除雪機械、オペレーター及びその他必要機械の確保を図る。

指定雪量観測点及び警戒積雪深

指定雪量観測点名	米沢市	山形市	尾花沢市	新庄市	鶴岡市
警戒積雪深 (cm)	130	50	180	150	70

注) 交通確保する路線網の積雪を代表する103箇所(H22年度)で雪量観測を行っているが、このうち、上記5地点を雪量観測点に指定し、当該観測点における積雪の深さの最大値の累年平均をもって観測点の警戒積雪深とする。

ウ 除雪路線

(ア) 除雪を実施する路線は、以下の通り。

除雪路線 (H22年度)

道路種別	県管理道路実延長	除雪計画延長	除雪率
一般国道 (
主要地方道			
一般県道			
合計			

(イ) 冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

歩道除雪路線 (H22年度)

道路種別	県管理歩道延べ延長	除雪計画		除雪率
		箇所	延長	
一般国道				
主要地方道				

道路種別	県管理歩道延べ延長	除雪計画		除雪率
		箇所	延長	
一般県道				
合計				

エ 除雪目標

(ア) 平時における除雪目標

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量、道路の状況、その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の種別に区分し、除雪を実施する。

区分	日交通量のおおよその基準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保をはかる。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪時には一時交通不能になってもやむを得ない。

なお、上記基準で除雪の状況及び機械の配置状況並びに場所により1車線となる場合は、300m間隔に待避所(約30m)を設け、標識を設置する。

(イ) 緊急時における除雪目標

異常降雪による平時確保路線が一度途絶した状態から、再度これを平時の状態に復するとともに、県内交通の大動脈を早急に活動させるため、緊急時において早急に交通を確保すべき路線を2車線路線、1車線路線に分け除雪を実施する。

オ 除雪作業出動基準及び作業時間

(ア) 出動基準

区分	出動基準
新雪除雪	第1種路線のうち都市内路線及び都市間を結ぶ重要路線については、積雪が5cmを超えた場合、又は超えると予想される場合。 第1種路線のうち5cm対応を除く区間及び第2種～3種路線は、積雪が10cmを超えた場合、又は超えると予想される場合。 路線によっては、上記に該当しなくとも地吹雪等により吹きだまりが発生し通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
運搬排雪	家屋密集地等で、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害等の交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合。
路面整正	路面に残雪及びわだちがあり、放置すると通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合。
拡幅除雪	連続した作業等により、路肩の雪堤が大きくせりだし通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
凍結防止剤散布	坂道、橋梁、交差点等の計画箇所において散布する。 路面凍結により通行に支障のある場合、又は支障になると予想される場合。
歩道除雪	歩道上の積雪深が、おおむね20cmを超えた場合。また、残雪深は5cm以下とする。

(イ) 作業時間

- a 24時間体制で実施する。
- b 早期除雪としては、バス路線においては1番バス、もしくは午前7時まで除雪を完了する。ただし、散布車については通勤時間帯までとする。
- c 歩道除雪については、各区間の除雪ランクに応じ除雪を行う（A：早期除雪、B：昼間除雪、C：連続降雪後除雪）。

カ 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に新庄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

③ 国管理道路（国道13号）

山形河川国道事務所新庄国道維持出張所は、「災害対策運営計画」に基づいて毎年道路除雪計画を策定し、次により除排雪を実施して雪害予防に努め、町はこれに協力する。

ア 除雪体制

毎年11月1日から翌年3月31日までの間、降雪量などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、緊急の4体制をとる。

イ 除雪路線

国道13号の直轄区間

ウ 除雪目標

全路線の常時2車線以上の幅員を確保することを原則とし、緊急体制下の豪雪時においては、概ね5日以内に2車線以上の幅員確保を図る。

エ 除雪作業

- (ア) 除雪作業が円滑に実施できるよう、現有機械の適切な運用を図る。また、集中降雪等の対応は、各工区間の相互応援を基本とし、民間機械の借り上げ体制も整えておく。
- (イ) 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な出動、かつ効率のよい除雪作業に努める。
- (ウ) 他管理者と調整が必要な区間は、あらかじめ調整して相互協力体制を整える。
- (エ) 円滑な交通処理のため、交通管理者と情報連絡を密にする。

オ 交通規制

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に新庄警察署と十分打ち合わせのうえ実施する。

④ 消融雪施設等の整備

町、県、国及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

ア 消雪パイプの整備

(ア) 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

(イ) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ 流雪溝の整備

市街地において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備を促進し、取水及び流量の確保に努める。

⑤ 地吹雪対策の推進

町、県、国及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生

箇所を把握して次により施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

イ 利用者への啓発

町、県、国、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

町は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、降積雪時における列車の安全走行を確保及び除雪体制の確保を要請する。

① 除雪体制

ア 線路除雪に当っては、除雪機械を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪の体制を整える。

イ 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

ウ 機械により難しい箇所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

② 踏切り箇所の除雪

踏切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

③ 融雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、蒸気、電気及び水等を利用した融雪設備の充実を図る。

④ 運転規制

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

⑤ 予防保全対策

ア 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

イ 雪崩発生重点警備箇所を毎年検討し、巡回警備を強化する。

⑥ 雪害時の対策

ア 雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

イ 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

5 電力の確保

町は、積雪時における電力の供給を確保するため、東北電力株式会社山形支店に対し、以下の送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を要請する。

(1) 施設の雪害予防措置

① 送電線路

- ア 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。
- ウ 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険個所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変形及び相間スペーサーの取り付けを実施する。
- エ 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

② 配電線路

- ア 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。
- ウ 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支線除雪等を行う。
- オ 特に雪の多い地域については、電線の縦配列、ヒートパイプを応用した支線周辺融雪工事等の耐雪化工事を計画的に実施する。

(2) 復旧体制の整備

- ① 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支店に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。
- ② 送電設備の巡視については、ヘリコプターによる空中査察を行う。

6 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

町は、雪害の未然防止と重要通信の確保を図るため、電気通信事業者に対し、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を要請する。

① 設備の耐雪構造化

- ア 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用PEパイプを取り付ける。
- イ 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

② 通信網の整備

- ア 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は2ルート化構成を図る。
- イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

③ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

- ① 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備
- ② 衛星携帯電話の整備
- ③ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置
- ④ アマチュア無線の活用の整備

第3款 雪崩防止計画

1 方針

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、町、県、国、県警察・新庄警察署、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、福祉課、企画課、町民課
関係機関	最上総合支庁、新庄警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 雪崩発生危険箇所の調査・周知	① 雪崩危険箇所の調査・点検 ② 危険箇所の周知
2 雪崩防止施設等の整備	① 雪崩予防施設の整備 ② 雪崩防護施設等の整備 ③ 砂防・治山の施設設備 ④ 雪崩防止施設・設備の点検整備
3 危険箇所の警戒	① 道路等の危険箇所の点検 ② 町等による監視 ③ 県及び県警察の協力体制 ④ 住民の心構え
4 事前回避措置の実施	① 住民への雪崩情報の周知 ② 道路等施設の対策
5 雪崩発生時の応急措置	① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助 ② 路等施設の被災時の対策 ③ 孤立集落住民の救助 ④ 二次災害の防止

4 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

町、県、国及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地区・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

町内なだれ危険箇所（平成23年4月1日現在）

所管区分	箇所数
山形県県土整備部	40箇所

(2) 雪崩危険箇所の周知

- ① 県は、雪崩危険箇所を周知するため、関係市町村や関係防災機関に資料及び情報を提供する。
- ② 町は、これらの危険箇所を、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

5 雪崩防止施設等の整備

町、県及び国は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

6 危険箇所の警戒

(1) 道路等の危険箇所の点検

道路等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 町等による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は町から応援要請があったときは、新庄警察署と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

(4) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

7 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

① 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

② 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路施設等の対策

道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

8 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

- ① 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。
- ② 町は、住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察・新庄警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。
- ③ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路等施設の被災時の対策

- ① 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。
また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び新庄警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。
- ② 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。
- ③ 県警察・新庄警察署は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食糧、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第4款 住民生活の安全確保計画

1 方針

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課、産業課、福祉課、企画課、町民課
関係機関	最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 一般建築物の雪害予防	① 住宅・建築物の安全性に対する指導 ② 克雪住宅の普及推進 ③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助 ④ 屋根雪等に係る事故防止の啓発
2 孤立集落対策	
3 消防水利の整備	
4 総合的雪対策	

4 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

県は、屋根雪が滑りやすい状態となったときは、下記により「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信し、雪下ろしや落雪による事故の防止を図る。

《期間、対象地域》

期 間：12月から翌年3月までの降雪期間

対象地域：最上・北村山地域

《発信基準》

以下の基準①～③を全て満たした場合に発信

地 域	基準① 積雪深	基準② 降雪量 (過去10日)	基準③ 最高気温
最上・北村山 (新庄アメダス)	75cm以上	15cm以上	-2℃以上

また、町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

- ① まめな雪下ろしの励行
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ③ 雪下ろし中の転落による事故防止
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入り口の確保
- ⑥ 換気口の確保
- ⑦ ガス供給配管の点検

5 孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、生活道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに救急患者輸送対策等の推進に努める。

6 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

7 総合的雪対策

町及び関係機関は県と協力し、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行なう。

第4節 航空災害対策計画

第1款 航空災害予防計画

1 方針

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、町、県、消防機関、県警察・新庄警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課
関係機関	最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 連絡体制等の整備

4 防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

町、県及び防災関係機関は、航空機事故の発生時の情報連絡システムを整備するとともに、航空機事故消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備しておくものとする。

第2款 航空災害応急計画

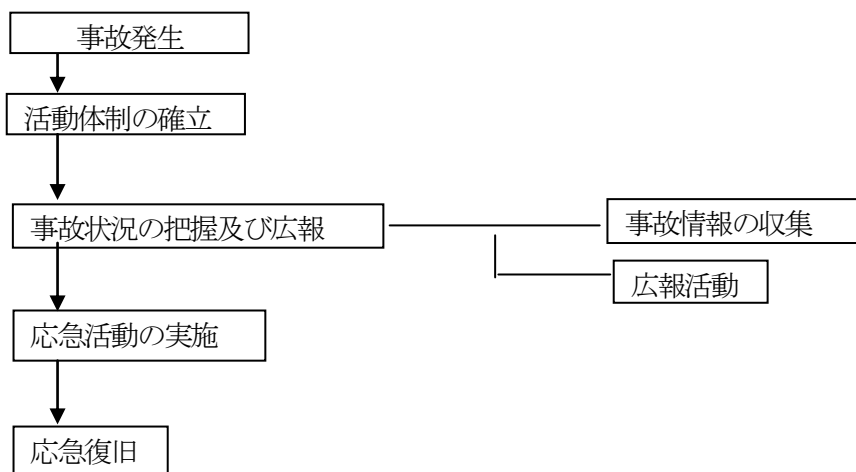
1 方針

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、町、県、消防機関、県警察・新庄警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 航空機災害応急計画フロー



4 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合、町、消防機関、県及び県警察・新庄警察署等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請の依頼

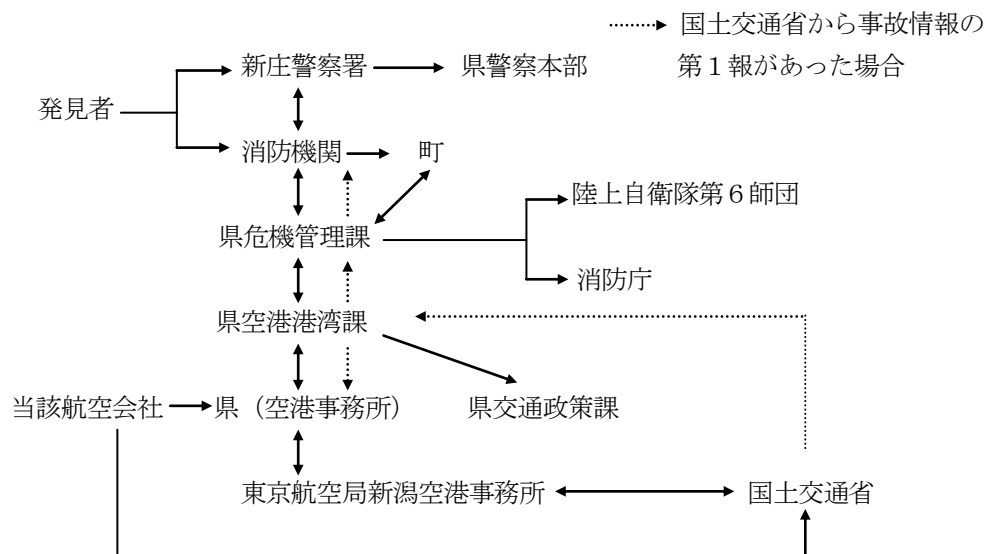
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

5 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

① 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、防災関係機関は次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。



② 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所
- ウ 事故の態様（墜落、胴体着陸、火災発生の有無等）
- エ 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- オ 機種及び搭載燃料
- カ 搭載している危険物
- キ 運航会社名及び便名

(2) 広報活動

① 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、町、県、県警察・新庄警察署、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

② 周辺住民、乗客等への広報

町、県、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

(3) 避難の指示、勧告

町内において航空機事故が発生した場合、町及び新庄警察署は、広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、必要に応じて、県に報道機関による避難勧告等報道を依頼する。

(4) 交通規制の実施状況等

県警察本部は、必要に応じ交通規制の実施状況等を報道機関に依頼するとともに、新庄警察署は、広報車等により広報活動を実施する。

6 応急活動の実施

町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防機関、県、県警察・新庄警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

7 応急復旧

町は、事故被害状況を把握して、県、消防機関、県警察・新庄警察署等の防災関係機関及び当該航空会社と協力して応急復旧に努める。

第5節 鉄道災害対策計画

第1款 鉄道災害予防計画

1 方針

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、町は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、災害予防対策を要請する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社、最上総合支庁、 最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 計画の体系

項目	概要
1 鉄道施設等の安全対策の推進	① 監督官庁による安全指導 ② 交通環境の整備 ③ 安全運行施設等の整備・改良 ④ 保守・点検体制の充実
2 防災体制の整備	① 防災計画の作成 ② 連携体制の整備 ③ 応急対策用資機材の整備 ④ 再発防止対策の実施
3 防災教育等の実施	① 防災教育の徹底 ② 防災訓練の実施 ③ 広報体制の充実

4 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

東日本旅客鉄道株式会社及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

東日本旅客鉄道株式会社は、CTC(列車集中制御装置)、ATS(自動列車停止装置)、ATC(自動列車制御装置)、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

東日本旅客鉄道株式会社は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋

梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

5 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

東日本旅客鉄道株式会社は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関すること等をあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

東日本旅客鉄道株式会社は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

東日本旅客鉄道株式会社は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

6 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

東日本旅客鉄道株式会社は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ① 事故・災害発生時の旅客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

東日本旅客鉄道株式会社は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的の実施し、習熟に努める。

- ① 非常呼出訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

東日本旅客鉄道株式会社は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2款 鉄道災害応急計画

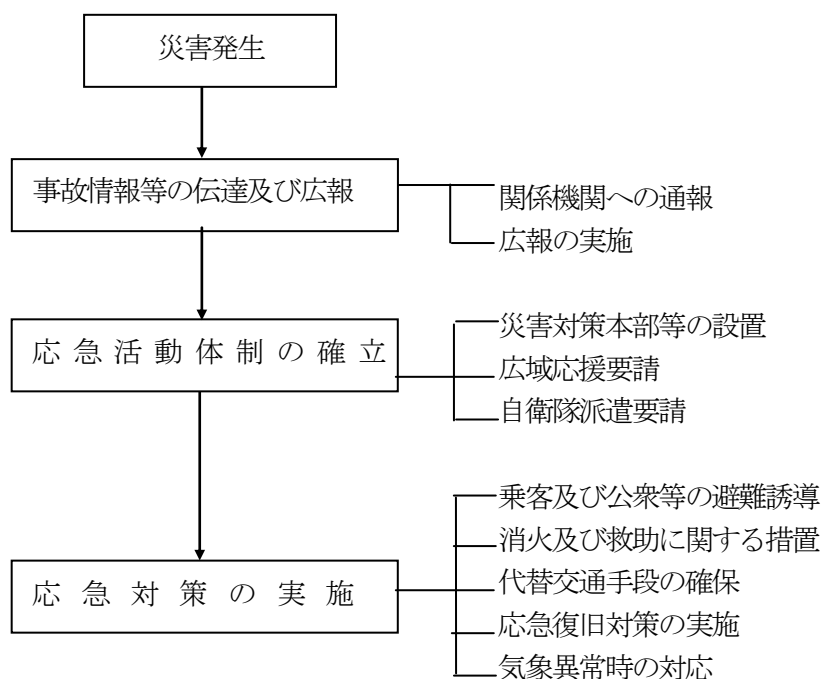
1 方針

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、町は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道の乗客の安全を確保及び輸送の確保を図るための応急対策を要請する。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、建設課
関係機関	東日本旅客鉄道株式会社 最上総合支庁、最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、新庄警察署

3 鉄道災害応急対策フロー

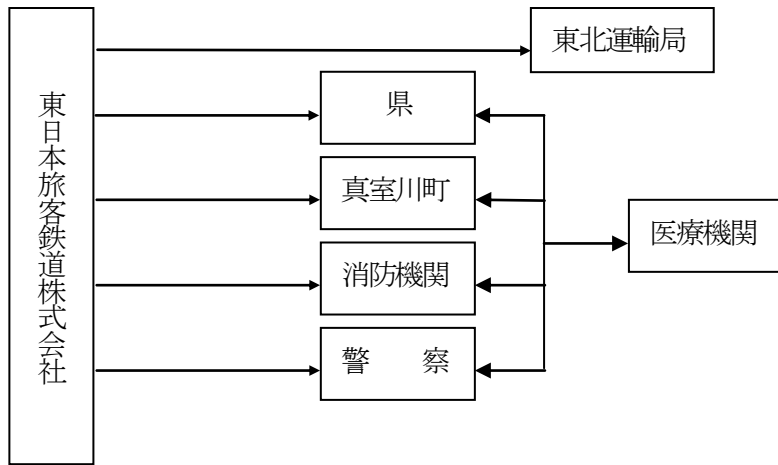


3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

東日本旅客鉄道株式会社は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



このほか、地域住民からの 110 番、119 番通報等により事故発生情報もたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

東日本旅客鉄道株式会社は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次により広報を実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

② 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて又は広報板への掲示若しくは広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等地域に与える影響
- キ その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

東日本旅客鉄道株式会社、県警察本部・新庄警察署、消防機関、県、町、医療機関その他関係機

関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

東日本旅客鉄道株式会社は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

① 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

② 駅構内

事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

① 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

② 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

③ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県警察・新庄警察署、消防機関、町、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施

② 運転不能線区のバス代行輸送

③ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

① 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

② 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

③ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

① 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常(降雨、降雪、強風等)の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

② 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

③ 災害警備及び軌道調査

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

第6節 道路災害対策計画

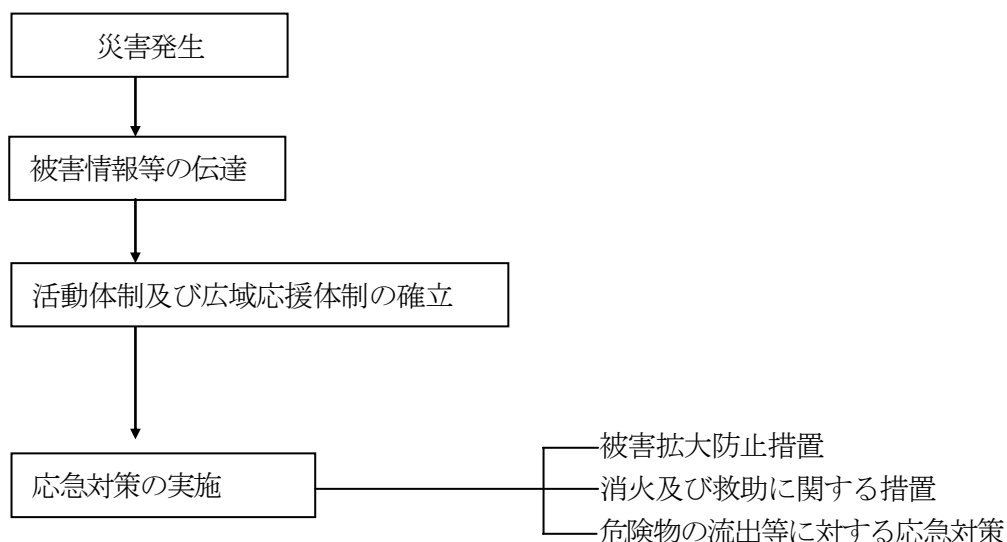
1 方針

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、町、道路管理者、県警察・新庄警察署、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 主な実施機関

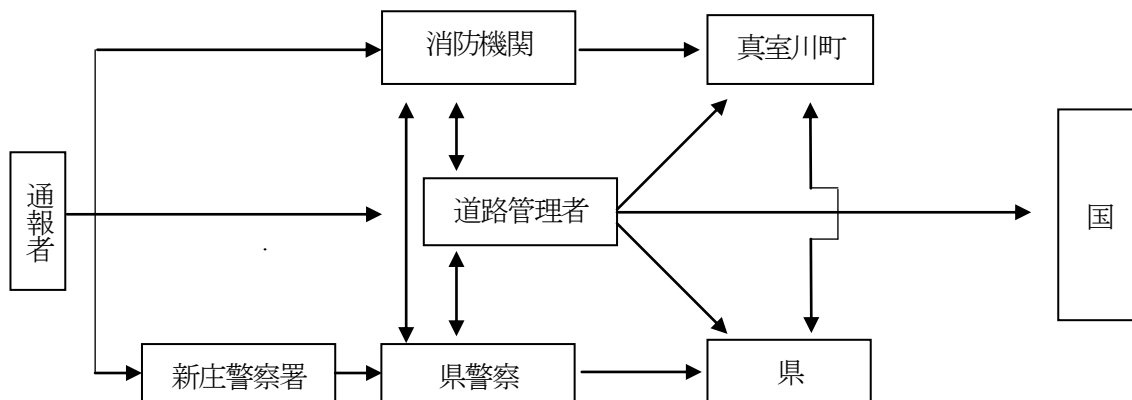
真室川町	総務課、建設課
関係機関	最上総合支庁、新庄警察署 山形河川国道事務所新庄国道維持出張所

3 道路災害対策計画フロー



4 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、県警察・新庄警察署及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。

- (2) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（危機管理課）及び町に連絡する。
- (3) 町は被害の状況を調査し、県に報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、災害発生との連絡を受けたときは、県警察・新庄警察署及び町と連絡をとり、災害の状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。
- (5) 県（管理課）は、町、最上総合支庁を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、国土交通省に報告する。

5 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
町、道路管理者、県並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
町及び県は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県および他市町村等に対して応援を要請する。
- (3) 自衛隊派遣要請の依頼
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

6 応急対策の実施

- (1) 被害拡大防止措置
道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる
 - ① 通行禁止又は制限
道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。
警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。
道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。
 - ② 道路利用者及び一般住民等への広報
道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察・新庄警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。
- (2) 消火及び救助に関する措置
 - ① 町、消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
 - ② 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。
- (3) 危険物の流出等に対する応急対策
危険物の流出が認められるときには、消防、県警察・新庄警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。
 - ① 二次災害の防止
 - ア 消防機関等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。
 - イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設

管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

ウ 有害物質が河川等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

② 住民の安全確保

町及び県警察・新庄警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶ恐れがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第7節 林野火災対策計画

第1款 林野火災予防計画

1 方針

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、最上総合支庁 山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合

3 計画の体系

項目	概要
1 火災予防体制の整備	① 体制等の整備 ② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等 ③ 危険気象等に対する警戒
2 防火思想の普及	① 一般住民に対する啓発 ② 地域住民、林野関係者等に対する指導
3 消防体制等の整備	① 消防体制の整備 ② 消防資機材の整備 ③ 消防水利の確保 ④ 空中消火体制の整備 ⑤ 林野火災防ぎょ訓練の実施

4 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、最上広域森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

① 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

② 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

③ 林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

④ 消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

⑤ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

① 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第 21 条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

② 火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

① 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

② 火災警報発令と警戒

町長は、山形地方気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

5 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町、県、山形森林管理署最上支署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

① 山火事防止対策連絡会議等の開催

町、県、山形森林管理署最上支署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

② 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

③ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

6 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

① 消防出動計画の策定

町は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を町地域防災計画及び町消防計画に定める。

② 林野火災防ぎょ図の整備

消防機関は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防機関と協議のうえ、所要の事項を表示する。

③ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

④ 広域応援体制等の整備

町及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や山形森林管理署最上支署、県警察・新庄警察署、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

町、県及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、消防機関は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 空中消火体制の整備

町は、林野火災発生時の空中消火において、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図れるよう体制を整備する。

(5) 林野火災防ぎょ訓練の実施

町、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2款 林野火災応急計画

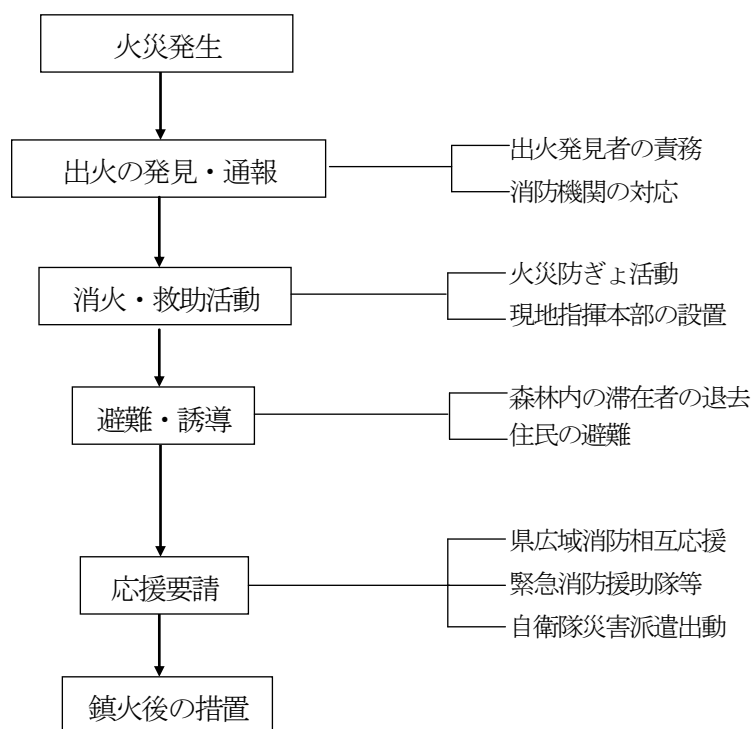
1 方針

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県、その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、産業課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部（消防署北支署）、消防団、最上総合支庁 山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合

3 林野火災応急計画フロー



4 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

5 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

① 地上での消火活動

ア 町、消防機関、山形森林管理署最上支署、最上広域森林組合及びその他林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画の定めるところにより、一致協力して消防活動を行う。

イ 林野火災は、発災時の気象条件により広域的に延焼拡大するおそれが強いため、近隣の市町村と連絡を密にするとともに、必要に応じて応援を要請する。

② 空中消火活動

原則として次のいずれかに該当し空中消火の必要性が生じた場合、町は県に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
なお、空中消火の実施にあたっては、次の事項に留意する。

(ア) 空中消火基地（ヘリポート）の設置

a 資機材等搬入のための車両の進入が可能であること

b 概ね 10,000 m²以上の平坦な空地であること

c 水利があること（水量は、1分間当たり 1 m³ を 40分以上取水可能であること）

d 周辺に障害物がないこと

(イ) 空中消火資機材の輸送

県に対する借受申請に基づき空中消火資機材の輸送を行うとともに、防災関係機関の受入れ体制を整備する。

(ウ) 作業人員の編成

空中消火を実施するヘリコプターを有効に活用するために、各作業に従事する要員を編成し消火薬剤の補給作業を行う。

③ 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現場指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、当該消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じて現場近くに現地指揮本部を設置する。

6 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、県警察・新庄警察署及び消防機関等は、林野火災発生 of 通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告を行い、県警察・新庄警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

特に災害時要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援プランを作成のうえ避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備情報を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

7 応援要請

町は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

町は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 自衛隊災害派遣要請の依頼

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。

8 鎮火後の措置

消防機関は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

9 資料

- ① 山形県広域消防相互応援協定書 (資料編 16 頁)
- ② 山形県広域消防相互応援協定運用について (資料編 19 頁)
- ③ 山形県消防広域応援隊に関する覚書 (資料編 23 頁)
- ④ 山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱 (資料編 25 頁)
- ⑤ 山形県消防防災ヘリコプター応援協定 (資料編 28 頁)
- ⑥ 災害対策用臨時ヘリポート設定基準 (資料編 133 頁)
- ⑦ 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 (資料編 140 頁)
- ⑧ 災害対策用臨時ヘリポート指定場所 (資料編 243 頁)

第8節 原子力災害対策計画

第1款 総則

1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年10月策定）を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

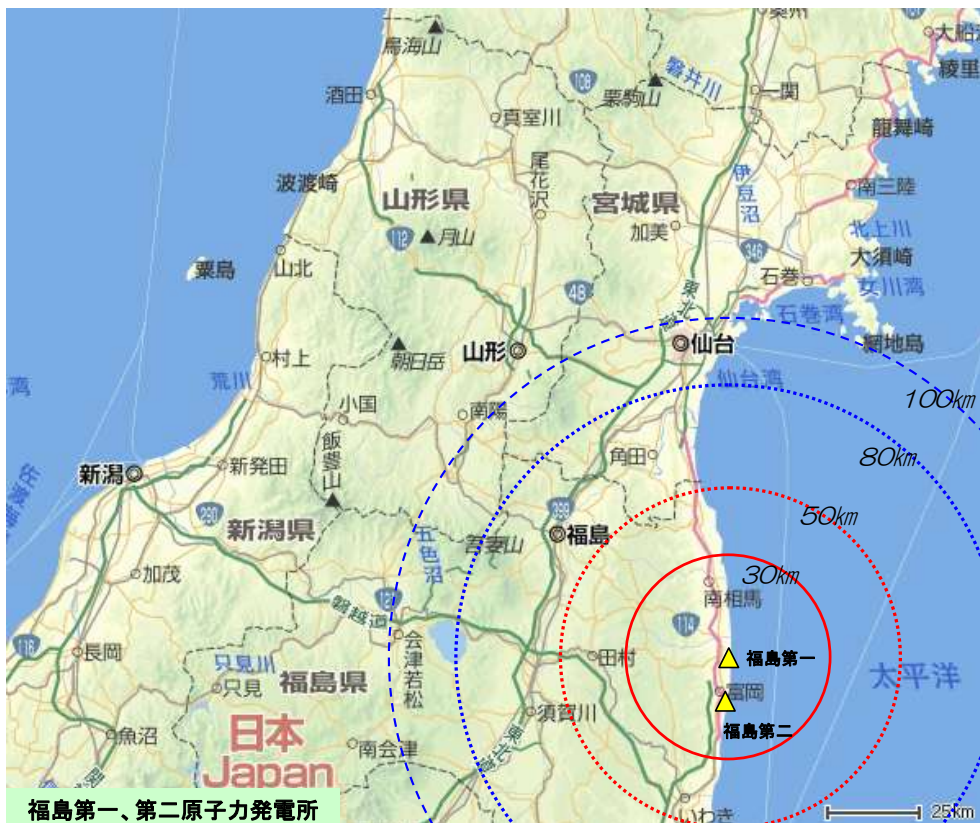
※BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW
			2号	BWR	78.4万kW
			3号	BWR	78.4万kW
			4号	BWR	78.4万kW
			5号	BWR	78.4万kW
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2款 原子力災害予防計画

1 方針

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び町等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	最上総合支庁 東京電力株式会社、東北電力株式会社

3 計画の体系

項目	概要
1 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
2 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 防災訓練等の実施
3 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 住民相談体制の整備

4 活動体制

町及び県は、上表に掲げる項目について、各々の役割に応じて体制を整備し、活動するものとする。
町及び県は、必要に応じて、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するものとする。

5 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

町は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より県が実施している、環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

① モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

② 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行い、町は県より随時モニタリング情報の提供を受ける。

6 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災・行政情報放送システム及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

7 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (3) その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

① 防災広報

町は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

- ア 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- イ 原子力災害とその特性に関すること
- ウ 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- エ 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- オ その他必要と認める事項に関すること

② 防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3款 原子力災害応急計画

1 方針

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	最上総合支庁 東京電力株式会社、東北電力株式会社

3 計画の体系

項目	施策の体系
1 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置 ④ 除染対策
2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 住民への注意喚起 ② 屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
3 緊急医療活動の実施	① 緊急医療活動の実施
4 住民への情報伝達等	① 住民に対する広報及び指示伝達 ② 住民相談の実施
5 風評被害の軽減	① 風評被害等の影響の軽減

4 活動体制

県は、隣接県の原子力発電所における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始し、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で知事が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

5 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、原子力発電所からの放射性物質の放出による県内の環境に対する影響を監視し、又は食品に対する影響等を把握するため、隣接県の原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り替える。町は、県の行うモニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

① 緊急時におけるモニタリング体制

ア モニタリングの強化

県は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強

化する。

イ 放射能濃度の測定・放射性物質の検査

県は、災害対策本部放射線対策班のもとで、国の指示等を踏まえながら、空間放射線量や環境試料の測定、食品・水道水中の放射性物質の検査を行う。町は、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

① 環境モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災・行政情報放送システム、広報紙等により公表・周知を図る。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

① 県が行う県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、町は県と協力して、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

② 県が行う緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、基準値を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、町は県と協力して、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染県産農林水産物等の採取、出荷制限等必要な措置を講ずる。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

県が行う水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれる放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請するものとし、町はこれに協力する。また、超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等を水道事業者等に要請し、町はこれに協力するとともに、住民に対し防災・行政情報放送システム、広報紙等により公表・周知を図る。

(4) 除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

6 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

町及び県は、山形県への影響が懸念される場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、山形県に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して指示を行う。

(1) 住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の山形県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ア 報道機関に対する緊急放送等の要請

イ 防災・行政情報放送システムによる広報

ウ 広報車などによる広報

エ 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

オ バス事業者の社内放送等による乗客へ周知

- ② 県は、屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定しておくものとする。
- ③ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。
- ④ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。
- ⑤ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。
- ⑥ 町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等、必要な事項に関するマニュアルを策定しておくものとする。

第4 緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

第5 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

① 県が行う広報及び指示伝達

県は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

エ 住民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

② 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災・行政情報放送システムや広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況

エ 住民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

第6 風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減

するために、町産農林産物や町内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

第4款 災害復旧計画

1 方針

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 主な実施機関

真室川町	総務課、町民課
関係機関	最上総合支庁 東京電力株式会社、東北電力株式会社

3 計画の体系

項目	概要
1 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射性物質による汚染の除去等
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

4 活動体制

町及び県は、上表に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施するものとする。

5 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなると認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。町は、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなると認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に対し指示する。また、県は町と協力し、解除実施状況を確認するものとする。

6 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災・行政情報放送システム、広報紙等により公表・周知を図る。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染

作業を促進するものとし、町はこれに協力する。

7 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。